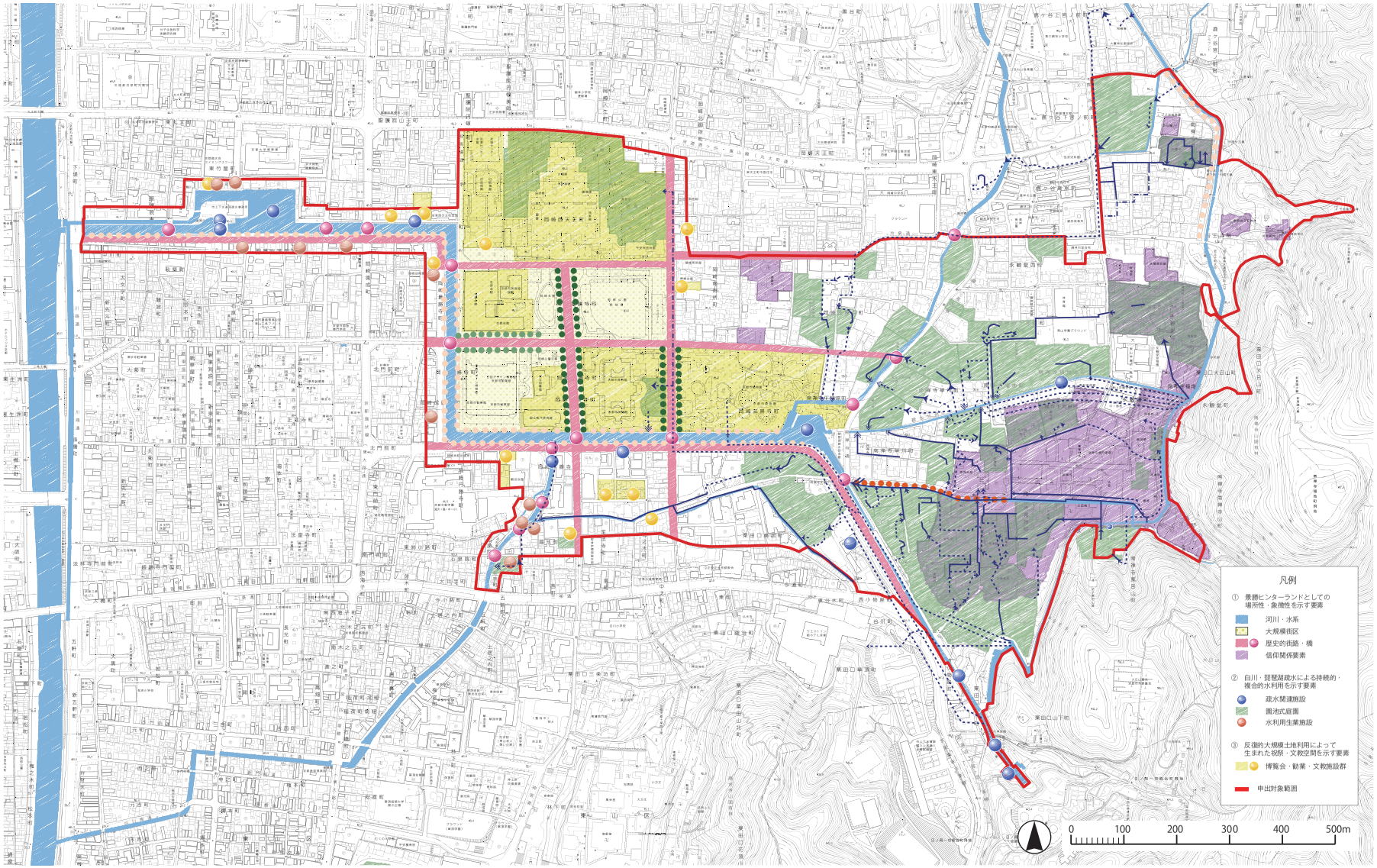

図 8-10 「核となる文化遺産」位置図

表 8-3　重要な構成要素一覧

種別		名称	文化財指定等		
Ⅰ 景勝ランドとしての場所性・象徴性	河川・疏水	白川			
		草川			
		百々川			
		琵琶湖疏水鴨東運河			
		疏水分線			
	歴史的街区	岡崎街区			
	歴史的街路・	二条通及びケヤキ並木			
		岡崎通（広道）及びマツ並木			
		神宮道及びマツ並木			
		慶流橋			
	寺院	南禅寺境内	南禅寺境内		国史跡
			南禅寺	南禅寺方丈	国宝
				南禅寺三門、南禅寺勅使門	国重文
				南禅寺方丈庭園	国名勝
		禅林寺	阿弥陀堂、釈迦堂、納骨堂、鐘楼、勅使門、中門		府指定建造物
		満願寺	本堂、鐘楼、手水舎、表門、文子天満宮本堂、文子天満宮拝殿		市指定建造物
		光雲寺	仏殿、鐘楼		市指定建造物
			光雲寺庭園		市名勝
Ⅱ 白川・琵琶湖疏水による持続的・複合的水利用	疏水関連施設	蹴上船溜			
		九条山浄水場ポンプ室			
		蹴上インクライン			国史跡
		扇ダム放水路			
	南禅寺別邸群・疏水園池	南禅院	南禅院庭園		国名勝
		天授庵	客殿、表門		市指定建造物
		金地院	金地院茶室（八窓席）、金地院本堂、金地院東照宮		国重文
			金地院庭園		国名勝
		大寧軒			
		對龍山荘	對龍山荘庭園		国名勝
		八千代			京都を彩る庭園や建物
		南禅寺順正	書院、石門		国登録
		無鄰菴	無鄰庵庭園		国名勝
		瓢亭			京都を彩る庭園や建物
		清流亭	主屋、寄付、立礼席		国重文
		流響院			京都を彩る庭園や建物
		洛翠			京都を彩る庭園や建物
		洛陽荘			市名勝
		白河院	白河院庭園		国登録
	水利用生業施設	並河靖之七宝記念館	旧並河靖之邸主屋、旧並河靖之邸工房、旧並河靖之邸窯場		国登録
			並河靖之有線七宝の館、並河邸北棟		市歴史的意匠建造物
			並河靖之七宝記念館		市景観重要建造物、
			並河家庭園		市歴史的風致形成建造物、市名勝
		竹中家住宅	竹中家主屋		京都を彩る庭園や建物
		青山家住宅	青山家主屋		京都を彩る庭園や建物
Ⅲ 反復的大規模土地利用によって生まれた祝祭・文教空間	博覧会・勧業・文教施設	京都市武道センター（旧武徳殿）	旧武徳殿		国重文
		京都市美術館			
		京都市美術館別館			
		京都府立図書館			
		京都市動物園			
		平安神宮	大極殿、東西歩廊（東歩廊）、東西歩廊（西歩廊）、蒼龍楼、白虎楼、應天門		国重文
			平安神宮額殿、平安神宮斎館、平安神宮神楽殿、平安神宮神門翼廊、平安神宮西祭器庫、平安神宮西神庫、平安神宮西門及び西外廻廊、平安神宮東祭器庫、平安神宮東神庫、平安神宮東門及び東外廻廊、平安神宮透塀及び後門、平安神宮内廻廊、平安神宮南歩廊		国登録
			平安神宮神苑		国名勝
		平安神宮大鳥居			国登録
		西川家住宅	主屋、土蔵		国登録
			西川仁右衛門		市歴史的風致形成建造物

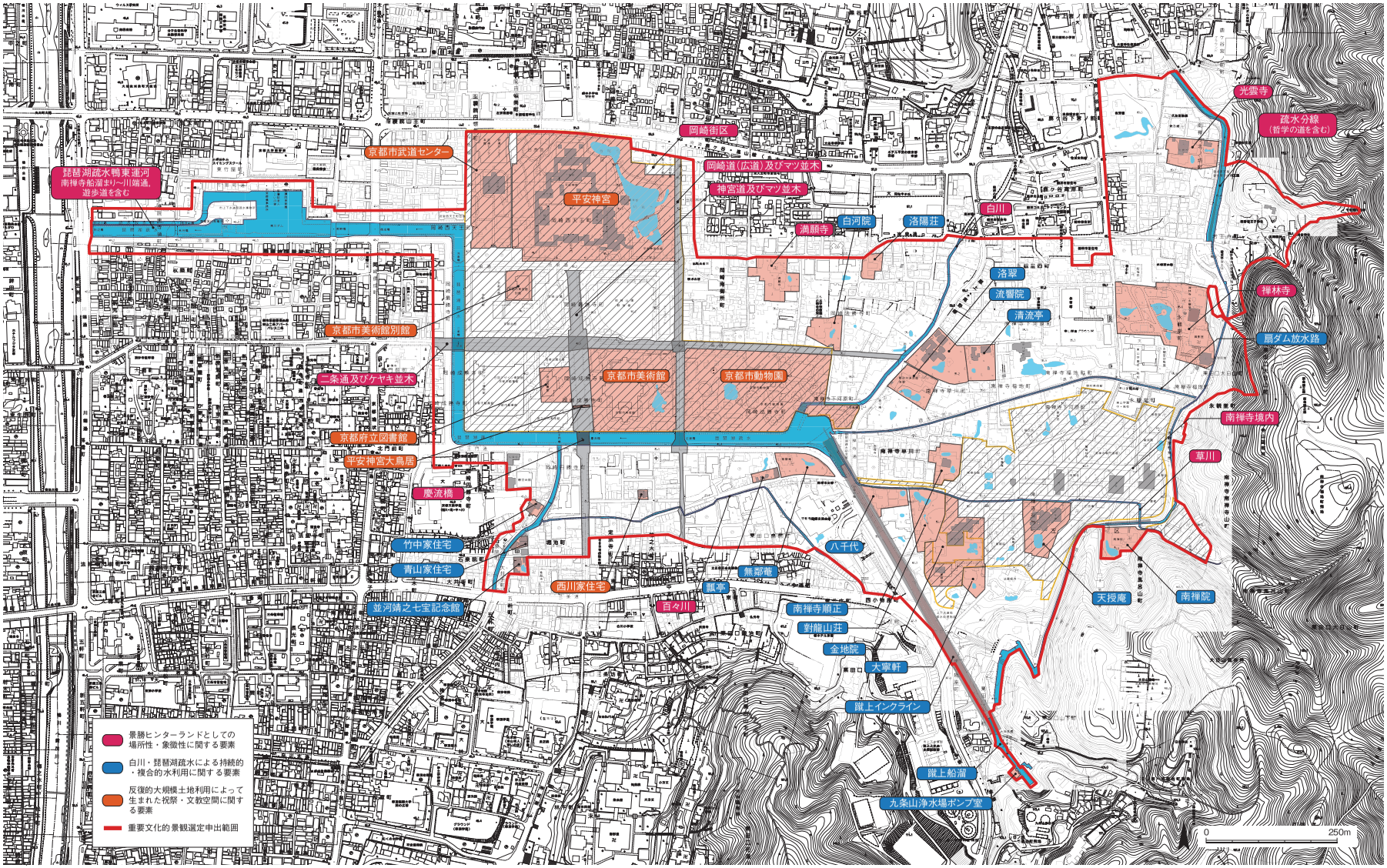

図 8-11　重要な構成要素位置図

の章において「所有者等」という。）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない以下の場合は、この限りでない（「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」第4条）。

・都市計画事業の施行としておこなう行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合しておこなう行為
・国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為
・土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体がおこなう農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為
・重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為
・道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体がおこなう通信業務、認定電気通信事業、基幹放送若しくは有線テレビジョン放送の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為
・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第四条に規定する歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為
・都市緑地法第5条に規定する緑地保全地域、同法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区又は同法第55条第1項に規定する市民緑地内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

(2) 現状変更等の届出を要するもの

（前略）

維持の措置、非常災害のために必要な応急措置、他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合や、保存への影響が軽微である場合は、現状変更の届出を要しない。具体的には以下の場合である（「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」第7条）。

・重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状に復するとき。
・重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
・重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(3) 各重要な構成要素の取り扱い基準

重要な構成要素として特定した各要素につき、「名称」、「所在地」、「所有者・管理者」、「概要」、「本質的価値との関係」、「行為制限の状況」、「現在の管理状況」、「現状変更等の取り扱い基準」、「図面・現況写真」、の計9項で整理し、個票にまとめた。特に、現状変更等の取り扱い基準は、「保存事項」、「協議・検討事項」、「日常的管理事項」の3段階の整理をおこなった。本保存計画書ではこれらの概要を示すのみとし、詳細を記した個票は保存計画の資料編として取りまとめた。

①保存事項（変更する際に届出を要する事項）

各重要な構成要素の本質的価値に直結するため継承が必須となる事項。

②協議・検討事項（変更する際に事前協議をおこなう事項）

本質的価値に関連するもので、整備等に際して文化的景観の価値に配慮するよう協議や検討をおこなうべき事項。

③日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項）

重要な構成要素の価値を維持するために日常的におこなうメンテナンス作業で、届出の対象とならない事項。

（図8－12参照）

（後略）

第6章　文化的景観の継承に向けた規制・誘導

6－1　基本的な考え方

（前略）

重要文化的景観については、景観法等に基づき文化的景観の保存のために必要な規制を定めることとされているが、岡崎地域の場合はすでに京都市景観計画等において風致地区又は景観地区として十分な規制が定められている。ただし、重要文化的景観の選

定申出範囲については、風致地区・景観地区における許可・認定の際に文化的景観の価値を踏まえて創造的な景観形成となるよう取組を進める。

6－2　法令等による規制・誘導

(1) 京都市景観計画における文化的景観の位置づけ

（前略）

重要文化的景観選定申出範囲に該当する風致地区（東山風致地区）又は景観地区（岸辺型美観地区:【一般地区】②岡崎疏水＜10＞、【歴史的町並み地区】⑨白川（岡崎・祇園）＜11＞）における景観形成に関する方針の中で、文化的景観としての特性・価値について示し、その価値を損なうことのないよう取組を進める。

（後略）

(2) 現況の土地利用と法令等による規制・誘導

①全域に関する規制・誘導

（略）

②岡崎公園に関する規制・誘導

（略）

(3) 用途・形態規制の地区類型

（略）

6－3　土地利用・景観形成に関する課題と今後の方針

(1) 核となる文化遺産を活かした景観形成

景観地区における認定および風致地区における許可の際には、同じ地区指定（同じ基準）であっても、地区別方針に追記された文化的景観の方針を踏まえ、また、価値調査において特定した核となる文化遺産の価値を損なうことなく、創造的な景観形成となるよう指導・誘導する。そのため、窓口には、京都岡崎の文化的景観の概要と重要な構成要素のリストを常備し、広く市民に公開し、価値の共有に努める。

(2) 核となる文化遺産を継承するための検討課題

都市計画決定されている南禅寺道（Ⅰ・Ⅲ・43）は核となる文化遺産に接しており、その拡幅をおこなった場合、核となる文化遺産の価値をき損する恐れがある。

また、建築基準法第42条第2項の道路に指定されている仁王門通りから三条通にかけての白川沿いの道路（岡崎経13号線・粟田経12号線・粟田経8号線）沿道は、核となる文化遺産が多く立地し、白川と一体となった風情を形成している。そのため、安全上、防火上の対策をふまえて、道路幅員を維持する方策を検討する。

(3) 地形・地割パターンの継承

岡崎の地形と地割は、扇状地の地形を活かしつつ平安時代後期に施工された白河街区の方格パターンを、変形を受けながらも今に継承している。この扇状地の地形と地割パターンが土地利用を規定し続け、今に至っている。近代に琵琶湖疏水開削や博覧会場造成、南禅寺界隈の別邸群開発等によって改変された部分も、土地のポテンシャルを上げる方向に作用してきた。そうした土地の形状はできる限り保全し、近隣に影響を及ぼすような著しい土地の形状の変更はおこなわないように努める。

(4) 白川と琵琶湖疏水が織りなす水脈の持続

白川と琵琶湖疏水の水は、近代以前は園池、灌漑、主工業用水として、以降は水運、水車動力、水力発電、庭園用水などに徹底して使い尽くされることで、多様な産業と都市景観を形成してきた。疏水の水は、多数の庭園に流れ込むだけでなく、それ自体が大きな水面をなし、そこに琵琶湖の魚類相が運び込まれ、現在の琵琶湖ではみられなくなった生態系を維持している。その水系をできるだけ維持しつつ、開渠・石積みの構造を継承するよう努める。

また、その水脈を継承するためには、各庭園等での維持管理が欠かせず、そのための方策は本計画第7章で示す「関係性の持続と再生に向けた地域づくりの推進」と一体となって取り組む。

(5) 東山とつながる緑のネットワークの保全

（前略）

岡崎は都市化が進んだ地でありながら、景勝地としての性格を今に保っている。南禅寺・別邸群エリアのみならず、琵琶湖疏水・白川沿岸エリアや岡崎公園エリアでも、量的にも質的にも豊かな緑が受け継がれている。こうした性格を継承するよう、敷地内及び公共用地の緑の保全に努める。

第7章　関係性の持続と再生に向けた地域づくりの推進

7－1　基本的な考え方

（前略）

文化的景観の価値は、人々の営み、その中で育まれた技術や文化、コミュニティの仕組みなどにより成り立っている。つまり、自然と人間、人間とモノ、あるいは人間相互の関係性が文化的景観を形成する要素として重要である。

こうした関係性は、有形物の保存を主とした既存の文化財保護措置や、景観の規制・誘導手法などの従来的な手法では保護することが困難である。この

ため、文化的景観の保護のために重要な関係性を継承し、あるいは失われつつある関係性を再生するために、下記のような様々な措置を講じていく。

7－2　継承すべき関係性と地域の協働による取組

(1) 全域に関する事項

①東山等への眺望

関係性・営み　京都岡崎の文化的景観の価値である「景勝ヒンターランドとしての場所性・象徴性」の根幹を成している。

現状と課題　岡崎地域からの東山の眺望を阻害することの無いよう、既に京都市風致地区条例や京都市眺望景観創生条例により建築物等の形態・意匠について一定の規制がおこなわれ、保全が図られている。ただし、座敷や庭園からの眺望の確保は、隣接する敷地の庭木や街路樹などの剪定により保たれている場合など、景観規制によってのみでは確保できない部分も残されている。

取組の方向　今後、こうした点を積極的に評価するとともに、地域住民等への価値の発信・共有に取り組む。

②物理的・生態系的に結ばれた水環境

関係性・営み　琵琶湖疏水や白川、それらから引水した園池群は、自然の流れを利用した水の受け渡しによって、ひとつのネットワークで結ばれており、「白川・琵琶湖疏水による持続的・複合的水利用」としての価値を形成している。

現状と課題　岡崎一帯の水環境は、琵琶湖疏水について上下水道局が、白川については地域住民が、疏水園池については各所有者が定期的に維持管理をおこなうことで、総体として良好に維持されている。それでもなお、水質の向上や琵琶湖からの外来魚への対応などが課題となっている。

取組の方向　外来魚対策としては、水の導水部へのネットの設置や、専門家を招いた住民向け勉強会による意識共有などが考えられる。こうした方策をとっていくためにも、今後、核となる文化遺産の所有者等の会の育成等を進める。

(2) 琵琶湖疏水・白川沿岸エリア

①琵琶湖疏水・白川沿いの水への近さ

関係性・営み　琵琶湖疏水・白川沿岸エリアでは、親水性の高さが重要な関係性の一つである。特に、岡崎公園から南側の白川沿いは、昭和30年代までは疏水を利用した水車業や友禅染などの生業が活発におこなわれていた地域で、現在はそうした営みはみられなくなったものの、車の通行がない上に川沿いにガードレールがないことが幸いし、人と水とが非常に近い関係が保たれている。

現状と課題　将来的に家屋のセットバックがおこなわれ、道路が拡幅することで車が通行できるようになる可能性がある。

取組の方向　京都市関係部局や地域住民に対して価値共有を図るとともに、整備等の際には配慮するよう誘導していくことを検討する。

②水辺の樹木の連続性

関係性・営み　インクラインから鴨東運河、疏水分線にかけての並木は、琵琶湖疏水の用途の変化、また、1970年代以降の公害対策としての緑化推進事業などと連動して整備されたもので、現在では京都市を代表する緑となり、水辺を楽しむ親水空間の一部を成している。

現状と課題　並木の管理は、インクラインと疏水分線は京都市上下水道局が、鴨東運河左岸は上下水道局と建設局が、鴨東運河右岸は各施設が独自におこなっている。

取組の方向　京都岡崎魅力づくり推進協議会を中心としながら、緑を総合的にマネジメントし、良好な水辺の環境を保全・創出する仕組みを検討する。

③疏水分線及び白川の生き物の生息環境の豊かさ

関係性・営み　疏水分線や白川沿いには、多様な野鳥が飛来したり、多くのホタルが生息する。そして、こうした豊かな生き物の存在が地域住民の楽しみのひとつとなっている。生き物の生息条件として、人工照明が少ないことや、休息場所となる木陰があること、水系や水質、岸辺環境が安定していること等が挙げられるが、疏水分線や白川がこれら諸条件に非常に適しているといえる。

現状と課題　将来にわたり生き物の生息環境を維持していくためには、水域を維持するだけでなく、沿岸の整備や地域住民の住まい方が大きく関わる。

取組の方向　京都市関係部局や地域住民に対して価値共有を図るとともに、整備等の際には配慮するよう誘導することを検討する。

(3) 南禅寺・別邸群エリア

①背の高い生垣や塀の連続性

関係性・営み　南禅寺・別邸群エリアの背の高い土塀や板塀、手入れの行き届いた生垣は、このエリアの格式の高さを象徴するものであり、これらが連続する景観は、用（機能や用途）と美（表現や美しさ）を兼ね備えたものとして来訪者を圧倒する。この特徴的な遮蔽施設の特徴は、高さがあること、内部が

見えないこと、樹木等と一体となっていること等が挙げられる。

現状と課題　上記に示す通り沿いの景観は、現状では所有者の努力により良好に維持されている。

取組の方向　今後、こうした点を積極的に評価するとともに、何らかの支援の検討や地域協定づくりの推進等により維持継承を図る。

②開渠群がつくりだす潤いある空間

関係性・営み　このエリアを歩くと水の優しい流れが見えたり、せせらぎが聞こえたりするなど、疏水園池に水を配るために張り巡らされた水路が空間を豊かに潤していることがわかる。

現状と課題　疏水の水路は寺社や個人等により維持されているが、老朽化の危惧があることも事実である。たとえば、地下に土管を埋めて給排水している箇所が破損してしまい庭園群への水の供給が止まったり、一部で開渠から暗渠にするという動きもあったりする。

取組の方向　今後、こうした点を積極的に評価するとともに、何らかの支援を検討したり地域協定づくりを推進したりすることで維持継承を図る。

③園池－アカマツ－寺院－東山の関係

関係性・営み　「京都岡崎の文化的景観」全体の価値を形成する重要な関係性として東山の眺望をあげた。加えて、南禅寺・別邸群エリアの寺院や別邸群の座敷・庭園からは、東山はもちろんのこと、南禅寺三門、金戒光明寺三重塔、禅林寺（永観堂）多宝塔が借景になっている場合が多くある。また、場合によっては、南禅寺参道のアカマツ並木や隣接する敷地の樹木を借景にしている。

現状と課題　こうした敷地間の関係は、各施設の管理人や庭師の間で継承されてきた暗黙のルールにより維持されている。

取組の方向　上記の関係性は庭師、大工をはじめとする職人や管理に携わる人々の日々の営みに負うところが大きい。よって、普及啓発事業や職人技術の継承への後押しなどを通して、庭園や建築物のきめ細かな維持管理の重要性について、その価値の共有を図っていく。

(4) 岡崎公園エリア

①ゆとりある空間の広がり

関係性・営み　岡崎公園エリアでは、歴史的に副都心と空地が反復することによって、余裕があり周囲を見渡すことのできる空間の広がりが生み出された。岡崎公園内にある各施設や道路は、それぞれの管理主体により良好に維持管理されており、こうした空間の広がりに寄与している。

現状と課題　管理が個別におこなわれているため、歩道用防護柵や街路灯、案内標識などの統一が現状では難しい。

取組の方向　今後、各施設の再整備の際など、担当部局や京都岡崎魅力づくり推進協議会と連携しながらより調和したものになるよう調整を図る。

②古代・白河街区と近代都市計画の重層性

関係性・営み　平安院政期には、平安京の条坊を延長して白河街区が形成され、法勝寺に代表される六勝寺の巨大寺院群が造営された。応仁の乱後廃絶した六勝寺の跡地は、岡崎村をはじめとする都市の近郊農村と化し、さらに近代に大規模な都市開発がおこなわれたが、扇状地の上に引かれた条坊制の街路パターンはその後の土地利用の前提条件として作用し続けている。また、岡崎公園一帯には六勝寺時代の遺跡や遺物が眠り、一部では発掘調査も実施されている。

現状と課題　エリア全体が周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法第93条第1項）とされており、いくつかの発掘調査によりその実態が明らかとなっている。また、一部で六勝寺の案内板や標柱を整備している。

取組の方向　施設等の再整備の際など、担当部局や京都岡崎魅力づくり推進協議会と連携しながら、重層性を意識したものとなるよう調整を図る。

③歴史都市・京都を体現し、人々が集う場としての機能の連続性

関係性・営み　近代以降、岡崎公園一帯は「歴史都市」としての京都というイメージを体現する場として位置付けられ、祝祭・勧業・文教といった人々が集う場としての機能を継続して担ってきた。

現状と課題　展示会や展覧会などが常時開催されており、こうした活動によって同エリアの機能が継承されている。

取組の方向　常設施設の機能向上を図るための整備、エリアマネジメントによる発信力のあるイベントの開催などによって、岡崎公園エリアの祝祭的、文教的な象徴性を維持していく。

7－3　地域住民・来訪者・事業者・行政等との価値の共有と発信

(1) 地域住民・来訪者・一般市民に対する取組

（前略）

京都岡崎というエリアにとって、地域住民のみなら

ず来訪者や一般市民に対する価値共有と発信の取組は欠かせない。

また、京都市では岡崎地域が文化的景観の取組第一号ということもあり、地域住民等の視点からは、文化的景観という概念や制度、京都岡崎の文化的景観の価値になじみがない、わかりにくいという課題もある。そこで、価値共有・発信とともに文化的景観をわかりやすく伝えるという観点からも、下記の取組を実施していく。

①重要な構成要素」の特定証とプレートの交付
（略）
②サインや説明板の整備
（略）
③ガイダンス施設の設置
（略）
④パンフレットの作成
（略）
⑤ Web サイトの開設
（略）
⑥ボランティアガイド養成
（略）
⑦まち歩きツアーの開催
（略）
⑧文化的景観写真展の開催
（略）
⑨関連組織等が連携したイベントの開催
（略）
⑩外国語への対応
（略）
⑪公共交通機関利用促進への対応
（略）

(2) 事業者・行政内部に対する取組

選定申出内で小売業や飲食業などをおこなう事業者、また、他の計画を策定したり公共事業を実施したりする京都市の関連部局を対象に、文化的景観の価値に配慮してもらうよう誘導を図る。

①事業者向け研修会の開催
（略）
②関係部局向け研修会の開催
（略）

(3) 次世代に対する取組

次世代に文化的景観を引き継ぐという観点から、次の景観づくりの担い手である子供たちとその保護者を対象とした取組を実施する。

①文化的景観学習メニューの検討と開発
（略）
②親子文化的景観ゼミの開催
（略）

第８章　文化的景観保護のための体制づくり

８－１　全域に関する取組方針と運営体制

岡崎公園内施設や琵琶湖疏水施設を所管する関連部局と文化的景観担当部局との連携を図るよう、庁内における協議体制を整える。文化的景観担当部局は、庁内関連部局や民間機関が事業をおこなう必要が出た際には、専門家（都市計画、建築学、造園学等）の助言を仰ぎながら、文化的景観の価値に配慮した事業内容とするよう協議する。

（図８－12参照）

８－２　各景観単位の取組方針と運営体制

(1) 琵琶湖疏水・白川沿岸エリア

琵琶湖疏水・白川沿岸エリアは、京都市上下水道局が管理する琵琶湖疏水施設と一級河川である白川の水系が主たる要素となっている。このため、京都府、京都市（上下水道局他）と文化財保護課との間で、重要な構成要素の保護及び整備について協議する体制を確立する。

また、白川沿岸においては、親水空間の保全や水車の歴史を掘り起こしている市民団体（「水車の小径を守る会」）があるため、これらの団体と連携し、普及啓発事業を実施する。

(2) 南禅寺・別邸群エリア

南禅寺・別邸群エリアは、琵琶湖疏水の水系を利用した庭園群がつくられることで独特の環境が形成されているため、庭園をつなぐ水路網を維持することが同エリアの文化的景観の維持につながる。また、別邸群が連なる通り景観を維持するために生垣、塀などの要素を保全することも重要である。琵琶湖疏水水系は公有の水路の他、民間所有地にも分布している。また、生垣や塀の維持は所有者の負担によっており、南禅寺・別邸群エリアの所有者の協力を得ることが不可欠である。

このため南禅寺・別邸群エリアの所有者によって構成される「南禅寺地域の環境を守る会」と連携し、普及啓発事業を進めていきながら、南禅寺界隈エリアにおける水系の維持や通り景観の保護のためのルールづくりを目指す。

(3) 岡崎公園エリア

岡崎公園エリアでは、国、京都府、京都市の公共施設、文化に寄与する民間の施設が大きな役割を果たしている。主たる施設・機関が参加する「岡崎魅

力づくり推進協議会」は、岡崎公園におけるイベント等のエリアマネジメントを実施し、歴史的環境を保全しながら、にぎわいの創出を図っている。よって、「岡崎魅力づくり推進協議会」と連携し、文化的景観の価値を市民に伝える普及啓発事業を実施する。

また、京都市では「岡崎活性化ビジョン」を策定し、岡崎公園における公共施設群の整備事業を進めている。文化的景観担当部局と庁内の岡崎公園の各関連部局との連携を図り、文化的景観の価値に配慮しながらに「岡崎活性化ビジョン」に基づく整備を進めていく。

／『京都岡崎の文化的景観保存計画』(平成 27 年 1 月、京都市文化市民局)、抜粋、一部修正

名称	京都市武道センター（旧武徳殿）
所在地	京都市左京区聖護院円頓美町 46-2
所有者 管理者	京都市 京都市文化市民局
概要	■　明治 32 年（1899），木造，建築面積 1,051.57m2，桟瓦葺，1 棟 明治 28 年（1895），平安遷都 1100 年記念に際して，当時不振を極めていた武術の振興をはかるべく，武徳会が設立され，旧武徳殿はその演武場として明治 32 年に建設された。現在も京都市武道センターとして利用されている。 武徳殿とは，もともと平安京の大内裏にあった殿舎のひとつのことであり，岡崎の地に，内裏の建物を再現した平安神宮造営が進む中で，武術・武道の演武場として，その武徳殿の名称をもって建設されたのが，この建物だった。その後，大日本武徳会が，全国に同様の演武場を設置していくことになるが，それもことごとく武徳殿と称されることとなった。 武徳殿という呼称だけではない。その建物の構成や意匠も，京都の武徳殿が全国に波及していくのである。それは，当時の朝鮮半島や台湾といった植民地にも及んでいく。寺院風の屋根をかけた同様のデザインによる武道場が全国に建てられていったのである。確かに，京都の武徳殿は，武道場としての広さを内部に確保しながら，屋根を二重にすることで，その間から光を入れるなど，伝統の意匠を用いながら巧みに新しい用途にかなう構造を実現している。この構成も含めて，全国の武徳殿は，京都武徳殿をモデルにしているのである。 この京都武徳殿を設計したのは，建築家・松室重光である。京都で神官の家柄に生まれ，東京帝国大学造家学科（現建築学科）で学び，京都府技師として迎えられ，明治 37 年（1904）に竣工した京都府庁舎（旧館）の設計を手がけた建築家である。洋風から和風まで何でもこなすことができた。そうした技能があったからこそ，実現できた武道場建築であったといえるだろう。
本質的価値との関係	Ⅰ　景勝ヒンターランドとしての場所性・象徴性 ・　京都市武道センターの敷地は，六勝寺のうち，尊勝寺の寺域北西端と比定されている。歴史を通じて大規模に割られてきた地割や，敷地内にも蹴られた広いオープンスペースなど，東山と鴨川に挟まれた景勝地としての性格を一貫して保っている。 Ⅲ　反復的大規模土地利用によって生まれた祝祭・文教空間 ・　日本の武道を強調する場として建設された旧武徳殿も含め、現在も京都市における武道の中心としての機能が継承されている。 ・　近代化を受容しつつ設計された旧武徳殿の建築そのものに価値がある。
行為規制の状況	旧武徳殿：国指定重要文化財（1996 年 7 月 9 日） 風致地区第 5 種地域，風致地区特別修景地域【岡崎公園地区】，第二種住居地域，容積率（%）－建ぺい率（%）：200-60／300-60，15m第 1 種高度地区／15m第 2 種高度地区，岡崎文化芸術・交流拠点地区
現在の管理状況	京都市による施設の管理がなされている。
現状等変更の取り扱い基準	①保存事項（変更する際に届出を要する事項） ・　旧武徳殿（重要文化財）は文化財的な保護措置を講じる。（重要文化財の取り扱い基準に即した修理等を行う。） ・　武徳殿正門は京都守護職御用屋敷門を移築したものであり，文化財に準じた保護措置を講じる。 ・　敷地外周部下部の石垣積み意匠を保護する。 ②協議・検討事項（変更する際に事前協議を行う事項） ・　敷地内の事務所，更衣室等などの建造物の建替に際しては，旧武徳殿と調和する外観意匠とするよう検討する。

図 8-12　重要な構成要素個票（「京都市武道センター（旧武徳殿）」の例）

・　敷地外周部塀の石垣部分は，意匠を踏襲することを基本とする。

③日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項）

・　旧武徳殿建物の維持のための小修理，修繕等を行う。

・　敷地内の樹木の伐採，剪定については，日常的管理事項とする。

図面・現況写真

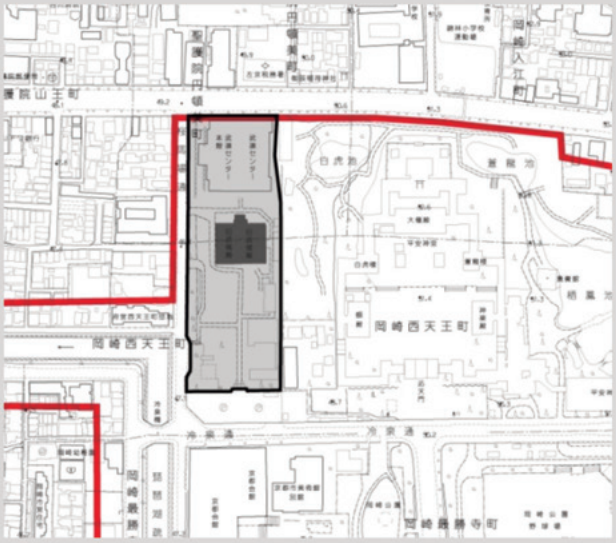

位置図

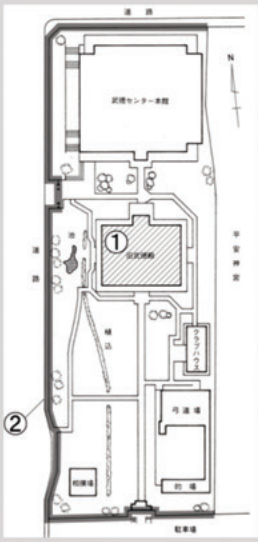

配置図

旧武徳殿外観

武徳殿正門

敷地内の施設群

敷地外周部

9 宮津天橋立の文化的景観

京都府宮津市

重要文化的景観の概要

京都府の北部、丹後半島の南東に位置する宮津湾は、東･南･西の三方を標高約 150 mの山地に囲まれている。湾の西部では砂礫により天橋立の砂州が形成され、宮津湾と阿蘇海とを隔てる地形となっている。このうち、宮津湾西岸から阿蘇海北岸に位置する府中地区は、標高約 20 mにかけて緩やかな段丘地形となっており、集落および農地が営まれている。さらにその北部は急峻な山地地形となっており、シイ・タブ・カシ、アカマツおよびそれらを改植したスギ・ヒノキ等の樹叢が展開している。海面・海岸砂州から急に山地が立ち上がる独特の地形が、古くから信仰・観光の対象として人びとを惹きつけてきた。

府中地区は、古代丹後国府の地と比定されており、国分寺跡が所在する。現在も、阿蘇海と北部山地とに挟まれた平地では、条里制に遡るとされる地割りの農地が営まれている。また、14 世紀末に一色氏が丹後守護職に任命されると、その後中世を通じて、この地域の整備が進められた。16 世紀の成立とされる「成相寺参詣曼荼羅」には、西国三十三所霊場の成相寺に訪れる人びとの姿が生き生きと描かれるほか、16 世紀初頭に雪舟が描いた「天橋立図」等では、成相寺および丹後国一宮である籠神社の門前等に人家が密集している様子が描かれており、このころすでに当地は、中心地として機能した都市が成立していたことがわかる。

近世に整えられた宮津城下町が、参詣の拠点として機能し始めると、府中地区はますます隆盛することとなった。江戸時代前期に描かれた「和歌浦・天橋立図屏風」には、天橋立を行き交う人びとが描かれており、天橋立が参詣道として機能していたと考えられる。このほか、宮津湾・阿蘇海には多数の舟が描かれており、府中地区が多くの人びとを惹きつける信仰・観光の中心地として栄えたことがわかる。このころ、天橋立が日本三景の一つとして成立したとされる。

近代になると、大正 12 年（1923）に天橋立が京都府立公園に指定され、昭和 2 年（1927）には成相電気鉄道（現・天橋立鋼索鉄道、別称・傘松ケーブル）が整備されるなど、観光都市としての整備が進んだ。大正 13 年（1924）に舞鶴－宮津間で鉄道が開通し観光客が増大すると、籠神社や大垣集落の一の宮桟橋周辺には、土産屋および旅館等が軒を連ねる町並みが形成された。第二次世界大戦後は、海水浴・スキー・研修等を目的とした観光客が増えるなど観光形態は徐々に変容しているが、昭和 39 年（1964）に運輸省（当時）により国際観光ルートに指定された宮津市の中でも、当地は観光拠点の一つとして位置づけられる。

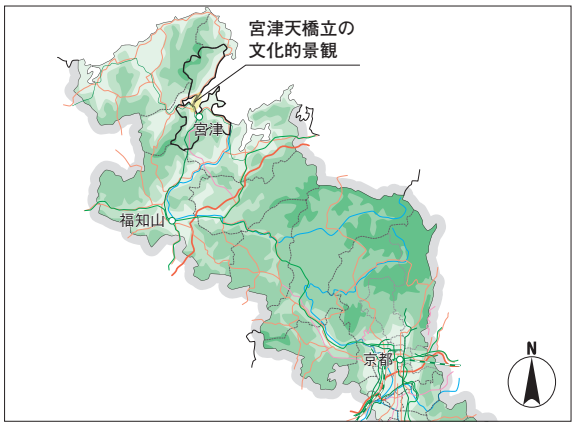

図 9-1 「宮津天橋立の文化的景観」の位置

図 9-2 観光業を中心とした一の宮桟橋周辺の町並み

府中地区では、生産的機能も確認される。阿蘇海と北部山地との間に展開する段丘地形では、平坦部を利用しておもに水田が営まれている。国分（こくぶん）・小松・中野などの農業集落は主として旧道沿いに単列の街村形態をなしており、石積みで造成された平場に主屋・納屋・蔵・ニワ等からなる居住地を形成している。集落内の旧道に沿って石積みの水路が設けてあり、水路には各戸から接近し洗い物等を行うアライバと呼ばれる施設が備えられている。他方で、溝尻など阿蘇海に面する漁業集落では、かつてキンタルイワシ（金樽鰯。金太郎鰯ともいう）と呼ばれたマイワシ漁が盛んであり、宮津市の特産物であるオイルサーディンの缶詰に加工されて全国に流通した。溝尻では、現在も阿蘇海に面して舟屋が立ち並んでおり、主屋・インキョ・舟屋・ハマからなる独特の居住形態を継承している。

このように、宮津天橋立の文化的景観は、中心地機能を維持しながら発展してきた当地の歴史的重層性を示す土地利用の在り方と、宮津湾西岸および阿蘇海北岸で営まれる農業・漁業による土地利用の在り方とが複合した文化的景観である。日本三景の一つに数えられる著名な信仰地・景勝地であるのみならず、段丘を活かした農村および特徴的な居住形態を示す漁村が複合した景観地として独特であることから、わが国民の生活・生業の在り方を理解する上で欠くことのできないものであり、重要文化的景観に選定し、保存・活用を図るものである。／出典：『月刊文化財』第605号、一部修正

（追加選定・一部解除）

京都府の北部、丹後（たんご）半島の南東に位置する宮津湾は、東・南・西の三方を標高約150mの山地に囲まれている。湾の西部では砂礫により天橋立の砂州が形成され、宮津湾と阿蘇海（あそかい）とを隔てる地形となっている。この地域は、古代から丹後地方における中心地としてのみならず、日本三景の一つに数えられる著名な信仰地・景観地として機能しており、独特の文化的景観が形成されてきた。このうち阿蘇海およびその北岸に展開する府中（ふちゅう）地区は、丹後地方の中心地として機能しながら発展してきた当地の歴史的重要性を示す土地利用の在り方と、宮津湾西岸および阿蘇海北岸で営まれる農業・漁業による土地利用の在り方とが複合した文化的景観として、平成26年3月18日に重要文化的景観に選定された。

今次追加選定申出にかかる文珠（もんじゅ）地区は、阿蘇海南岸の地域である。当地は日本三文殊の一つに数えられる

図9-3　農村集落にあるアライバ（国分）

図9-4　溝尻の漁村集落（舟屋集落）

智恩寺を核として発展した地域で、室町時代には足利義満が6度にわたり智恩寺に詣でたとされるなど、古くからの参詣地であった。17世紀前半に宮津の城下町が整い、宮津から文珠・天橋立を経て府中に至る陸上交通および海上交通が整備されると、少なくとも17世紀後半には智恩寺門前に臨時的な「出茶屋」が設けられ、参詣客を相手とした商売が始まったとされる。18世紀初頭には常設の店舗を構えるようになり、享保11年（1726）の「丹後国天橋立之図」には、「四軒茶屋」と称する4軒の茶屋が描かれている。明治40年（1907）の皇太子行啓以降は、対橋楼・玄妙庵・千歳楼などの旅館建築が海岸および山の中腹に展開するなど、文珠地区は文珠・天橋立の信仰および観光の中心として機能してきた。

文珠地区では、沼沢が発達し陸地が狭小であったため、もともと山裾に集落が展開していた。江戸時代から明治時代にかけて、海岸の干拓により新田開発が進められると、米の生産量が増加し人口も増えた。大正時代に丹後鉄道および府道が整備されると、鉄道駅前および府道沿道を中心に市街地化が進んだ。

近世には、智恩寺の南側に船着き場が設けられ、対岸の天橋立に渡し舟を出していた。現在も同様の位置に桟橋を設置し、遊覧船が府中地区と文珠地区との間を往来している。また、かつては山際まで入江が発達しており、文珠地区から山を隔てた西側の須津地区へ耕作に向かう舟や、阿蘇海でアサリ漁を営む舟などを入江に係留していた。「どんぶち」と呼ばれる沼地は入江の痕跡を示すもので、海岸には現在も舟屋が立地している。

このように、宮津天橋立の文化的景観のうち文珠地区は、智恩寺参詣の中心地および天橋立参詣の拠点として展開してきた地域であり、信仰および観光によって発展を遂げてきた土地利用の歴史的重層性を示す景観地であることから、重要文化的景観に追加選定し、保存・活用を図るものである。

なお、阿蘇海水面において宮津市および隣接する与謝野町の市町境が変更されたことに伴い、市域外となった既選定区域について一部解除し、新たに市域となった区域および文珠地区について追加選定する。／出典:『月刊文化財』第617号、一部修正

宮津天橋立の文化的景観保存計画Ⅰ［府中・文珠編］

第１章はじめに

第１節　保存計画策定の目的

（前略）

今後、景観法を所管する建設部局と協力して、景観計画の見直しを検討するとともに、文化的景観として保存が必要な地区については、文化財保護法に基づく重要文化的景観として保全を進める。

近年、観光の多様化に伴って、地域の歴史・文化資源を生かした地域づくりが求められている。文化的景観の取組みは、まさに地域の魅力の再発見を出発点とするもので、観光都市である宮津市のまちづくりにおいて重要な位置を占める。

また、人口の減少に伴って、地域社会の維持が課題となっており、文化的景観の保護を通じて、農・漁村景観の保全や地域コミュニティーの充実を進める必要がある。

第２節　文化的景観の位置・範囲と申出計画

1. 位置

（略）

2. 申出の範囲（図９－５）

平成20年に『天橋立周辺地域景観まちづくり計画』が策定され、天橋立と一体的な景観を形成する阿蘇海、宮津湾や、周辺を取り囲む山並みの主尾根から海岸線までの範囲が景観計画区域として制定された。

宮津市では、このうち府中地区、文珠地区、宮津地区の３地区を「宮津天橋立の文化的景観」として、重要文化的景観の選定申出に取り組んできた。

(1) 天橋立

（前略）

近年、土砂の減少により砂州がやせ細る現象が発生し、サンドバイパス工法により砂の流出を防止する努力が続けられている。また、江戸時代以前には、燃料確保のため日常的に落ち葉拾いが行われ、適切な松林の植生が維持されてきたが、燃料革命に伴う落ち葉の放置により土壌の肥沃化が進み、照葉樹や広葉樹の進出が問題となっている。ボランティア団体などにより定期的な清掃が行われ、松並木の維持が図られている。

こうした文化的影響や保存活動は、極めて人為的な営為と評価することができ、当地の文化的景観において中心的な位置を占める。

(2) 府中地区

（前略）

本地区は、平成26年３月に重要文化的景観に選定され、文化財保護法に基づいて保護が図られるとともに、景観法に基づく景観計画区域内に位置する。また、府中をよくする地域会議によって『府中地区地域づくり計画、景観まちづくり計画』が策定され、市民主体のまちづくりが行われている。

(3) 文珠地区

（前略）

本地区は、平成27年１月26日追加選定された。景観法に基づく景観計画区域内に位置し、「自然景観保全ゾーン」、「俯瞰景観重点ゾーン」の景観形成基準に沿って景観保全が図られている。また、文珠まちづくり委員会によって『文珠まちづくり計画』が策定され、市民主体のまちづくりが行われている。

(4) 宮津地区

（前略）

本地区は、景観法に基づく景観計画区域内に位置するが、旧城下町が位置する「市街地ゾーン」は床面積の合計が1,000m^{2}を超える建築物が届出の対象となっており、まちなみの保存において課題を残す。宮津まちづくり研究会により『新浜、魚屋地区まちづくり計画』が、西部地区地域会議により『宮津市街地（西部地区）修景ガイドライン』が策定され、市民主体のまちづくりが行われている。

3. 申出の考え方

選定申出の予定範囲は広域におよび、地区ごとに文化的景観の特徴も一律ではない。また、宮津地区に関しては景観計画の見直しも必要となることから、選定申出は段階的に行う。

（表９－１参照）

第２章　文化的景観の保存に関する基本方針

第１章　文化的景観の価値

（略）

第２節　保存管理の基本方針

「宮津天橋立の文化的景観」の保存管理に関する基本方針を、自然的観点、歴史的観点、生活または生業の３つの視点から記述する。

1. 自然的観点

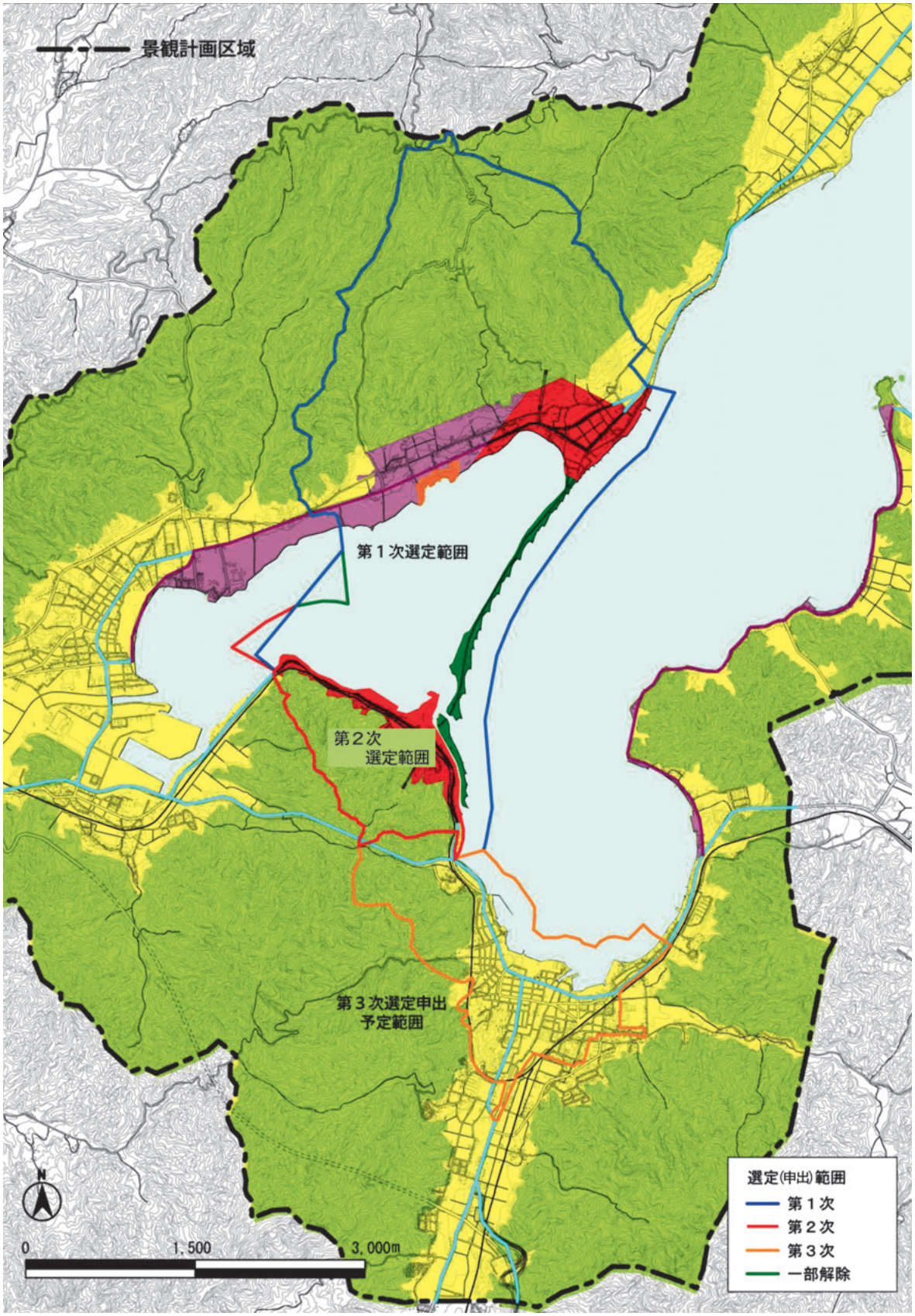

図 9-5　重要文化的景観選定範囲図

（前略）

自然景観の保全は、これを取り囲む阿蘇海、宮津湾や、これに流れ込む河川の水質保全が不可欠で、後背の山地を含めた総合的な自然保護が必要である。

2. 歴史的観点

（前略）

府中、文珠、宮津地区には社寺を中心とした祭礼や民俗行事が多く残されており、町並みの保存を図る上でも、こうした地域コミュニティーの維持は重要な課題である。

3. 生活または生業

（前略）

生活の中で形成された景観とともに、歴史に裏付けられた生活様式や、それに伴う名産品の維持が重要である。

第３章　保存管理［Ⅰ］－景観計画と土地利用－

第１節　土地利用の方針

文化的景観の保存管理に当たっては、地区ごとに方針を示し、宮津市が所有者等の協力を得て、それに努めることとする。以下では、今回、選定申出の対象となる府中地区及び文珠地区の一部について、自然的、歴史的、社会的観点から土地利用の方針を示す。

1. 天橋立

(1) 自然的観点

・天橋立の砂州の保全を図る。

・天橋立の景観を特徴づける松並木は、「白砂青松」として日本人の美意識と結びついてきた。また、ハマナスなど貴重な植物相もみられ、こうした植生・生態系の保全を図る。

・阿蘇海や宮津湾の水質保全を図る。

(2) 歴史的観点

・古代以来、和歌の枕詞や文学の舞台となった景勝地や、命名され多くの人に愛されてきた名松の保全を図る。

・雪舟「天橋立図」に描かれた寺社などの名所の保存を図る。

(3) 生活または生業

・天橋立の保全を通じて、地元住民が自然環境や文化的景観の重要性を再認識する機会を提供する。

・文化的景観に配慮した景観形成を図るとともに、防災防備に努める。

2. 府中地区

(1) 自然的観点

・阿蘇海及び流域河川の水質保全を図る。

・集落や丘陵部に点在するビューポイントから、天橋立の眺望が分断されないように地形の維持に努める。

・天橋立側からみる山稜の眺望が分断されないように地形の維持に努める。

・社寺などに保存される貴重な植生・生態系の保全を図る。

(2) 歴史的観点

・奈良時代以降、丹後国の中心地であったという歴史的背景の中で形成された直線的・計画的な古道の保存を図る。

・丹後国府に付随して建てられたと考えられる丹後国分寺跡、籠神社、飯役社など寺社の保存を図る。

・西国三十三ヵ所霊場として多くの参詣者を集めてきた成相寺への参詣道と、沿道の石造物の保存を図る。

・雪舟「天橋立図」に描かれた歴史的な社寺の保存を図る。

・古代から重層的に堆積する埋蔵文化財の保存を図る。

(3) 生活または生業

・阿蘇海に面し漁業集落を維持する溝尻の生業や舟屋景観の継承に務める。

・近代以降、天橋立観光の拠点として整備された桟橋やケーブルカーなど交通拠点の継承に務める。

・成相寺参詣や、傘松公園観光の主要なルートとなっている大谷道沿道の町並みの保存を図る。

表 9-1　申出の考え方

	区域名称	字名	面積（ha）	備考
第１次	府中地区	国分、小松、中野、溝尻、大垣、天橋、江尻、難波野、成相寺	1105.9	平成 26 年 3 月 18 日 文部科学省告示第 42 号
	文珠地区	文珠（特別名勝天橋立の砂州部分）		
第２次	文珠地区	文珠	151.2	平成 27 年 1 月 26 日 文部科学省告示第 5 号
	府中地区		7.5	海域を追加選定
			△ 9.5	海域を一部解除
第３次	宮津地区		286.7	陸域：約 231.4ha 海域：約 55.3ha
		申出全体の予定総面積合計	1541.8	

・葵祭等の祭礼等の継承に努める。
・文化的景観に配慮した景観形成を図るとともに、防災防備に努める。

3. 文珠地区

(1) 自然的観点

・集落や丘陵部に点在するビューポイントから、天橋立の眺望が分断されないように、地形の維持に努める。
・天橋立側からみる山稜の眺望が分断されないように、地形の維持に努める。
・旧地形の名残をとどめ、かつて舟屋が立地したどんぶちの維持保全を図る。
・社寺などに保存される貴重な植生・生態系の保全を図る。

(2) 歴史的観点

・智恩寺を中心に点在する文化財と景観の保存を図る。
・江戸時代の地誌や名所図に描かれた名所の保存を図る。

(3) 生活または生業

・智恩寺の門前町に展開する旅館や土産屋街の景観の保存を図る。
・近代以降、天橋立観光を支えた交通施設等の保存を図る。
・文化的景観に配慮した景観形成を図るとともに、防災防備に努める。

第2節　土地利用規制法による行為規制

（略）

第3節　景観計画と景観形成ガイドライン

平成20年9月5日、京都府によって景観法に基づいた『天橋立周辺地域景観計画』が告示され、同年11月21日に施行された。宮津市域については、宮津市が景観行政団体となり（平成20年10月20日告示）が『天橋立周辺地域景観計画』を継承し、「宮津市景観計画の施行に関する条例」（平成20年9月25日条例第36号）、「宮津市景観計画の施行に関する条例施行規則」（平成20年10月20日規則第23号）に基づいて景観の誘導が行われてきた。

景観形成の具体的な方向性に関しては「天橋立周辺地域景観まちづくり計画景観形成ガイドライン」が策定され、景観計画区域内に自然景観保全ゾーン、俯瞰景観重点ゾーン、幹線道路沿道ゾーン、眺望景観沿道ゾーン、市街地ゾーンという5つの区域が設けられ、景観形成の基準が示された。

平成26年3月には、宮津市によって景観法に基づいた『宮津・天橋立景観計画』が策定され、アイレベルの視点が盛り込まれるとともに、舟屋群が残る溝尻集落において「溝尻集落重点景観形成ゾーン」が新設された。

（後略）

第4章　保存管理［Ⅱ］－重要な構成要素－

第1節　重要な構成要素の保存に関する考え方

重要文化的景観の選定申出範囲における現状変更行為は、基本的に当地域に設定される規制法の手続きや、景観法に基づく届出の対象となっている。また、文部科学省令第10号により、文化的景観を構成する要素のうち本質的価値を有する要素を、「重要な構成要素」として特定し、保護の対象とすることとなっている。

第2節　重要な構成要素の現状変更等の手続き

1. 届出の対象

（略）

2、届出の対象とならないケース

文化財保護法第136条及び139条や文部科学省令第10号第4条に当たるケースについては、宮津市教育委員会に事前の協議や通知を行った上、文化財保護法第140条に基づき、現状等の報告案件として対処する。また、文化財保護法第136条のただし書による行為についても、宮津市教育委員会に対して、事前の調整等が行われることが望ましい。

第3節　重要な構成要素の特定

1. 特定の基準と概要

重要な構成要素の特定は、「宮津天橋立の文化的景観」の本質的価値として位置づけた「流通・往来の景観地」、「水の利用に関する景観地」、「居住に関する景観地」および全体的な構造につき顕著な特性を示すもので、かつ保護の対象として不可欠であるもののうち建造物、土木構造物、公園や建造物等の用に供されている土地等の不動産、複数の建造物等で固有の土地利用の形態を示す集落地などについて行った。また、歴史的な街区として景観の骨格となる道路や、絵画に描かれ、景観上のメルクマールとなる社寺の境内地なども重要な構成要素とした。

2. 重要な構成要素

第1次申出範囲である府中地区および文珠地区の一部においては、11種、90件、第2次申請範囲である文珠地区においては、12種、30件の重要な構成要素を指定した。

・公園（特別名勝含む）　3件
・自然　1件

・集落　4地区
・寺社　13件
・旧跡　3件
・石造物　5件
・公民館　3件
・旅館建築　6軒
・店舗　4軒
・交通施設　7件
・道路　25件
・橋梁　2件
・遺跡（史跡）　1件
・舟屋　34件
・石垣、洗い場　9件
（図9－6～8、表9－2参照）

3. 重要な構成要素の個票

（図9－9参照、付図一部略）

第5章　整備活用

第1節　文化的景観の整備に関する考え方

日本三景・天橋立を擁する宮津市は、古代より日本を代表する参詣・観光地として発展し、現在も年間約260万人の観光客を迎えている。「宮津天橋立の文化的景観」は、まさに人々の流通・往来に関わる景観地を主体とするものと評価でき、その保存と整備・活用は「観光都市・宮津」のまちづくりと密接に関連する。文化的景観の価値づけを通じて、地域を見直す機会とするとともに、市民などとの協働により魅力ある地域づくりの礎となる取り組みとする。こうした方針に基づいて、現在の生活・生業及び土地利用の在り方の継承を図るとともに、景観阻害要素については積極的に修景を図る。

第2節　各地区の整備計画

文化的景観の整備活用は、その本質的価値の変更や毀損、滅失がないように調整を図りながら、地域住民が策定する地域計画などを支援する形で、継続的、発展的な施策を実施する必要がある。また、生活の利便性、快適性や安心、安全の確保を前提とした整備が必要となるが、以下では選定申出の対象となる府中地区及び文珠地区の一部について、その方向性を地区ごとにまとめる。

1. 天橋立

天橋立は、その芸術的な自然美から、早くも『丹後国風土記逸文』に伝説がみられ、平安時代から和歌の枕詞や庭園、絵画のモデルとしてイメージを発信した。また、周辺の社寺と一体となった世界観は、日本を代表する名所として、江戸時代には日本三景の一つとして全国に知られた。その自然美は、多くの先人の手によって守られてきたという点で、極めて文化的な存在であると同時に、日本を代表する名所としての位置づけは、現在も「観光都市・宮津」として受け継がれており、まさに文化的景観の中心的な存在と評価できる。

その整備に当たっては、歴史的な背景に基づいた品格ある修景が求められるとともに、砂州や海洋環境、植生など自然環境と一体となった保全を検討する必要がある。

2. 府中地区

府中地区の歴史的展開は古代に遡る。成相寺、籠神社、飯役社や、史跡公園として整備された丹後国分寺跡など、古代から継承される建造物もみられる。特に、当地区では中世都市「府中」の景観を写実的に描いた雪舟「天橋立図」が残され、かつての景観を考える上で参考になる。

また、近代以降、交通の拠点となった施設や旅館、溝尻の漁業集落についても、絵はがきをはじめ多くの古写真が残されており、こうした歴史資料に基づいた修景方針の検討が必要である。このうち溝尻については、漁業技術や習俗の継承を図る必要があり、体験的な学習・観光プログラムなどの開発も検討課題である。

3. 文珠地区

文珠地区は、天橋立の伸長や江戸時代の埋め立てなどを通じて、地形が大きく変貌してきたが、智恩寺と門前町を中心とした一帯は、少なくとも江戸時代以降には天橋立の玄関口となり、当地域への参詣・観光において中心的な位置を占めてきた。江戸時代の絵図や地誌、日記などにも、当時の名所や景観が具体的に描かれ、かつての地形を復元しながら観光や散策導線の検討を行うことが可能である。

また、近代以降、交通の拠点となった施設や旅館についても、絵はがきをはじめ多くの古写真が残されており、こうした歴史資料に基づいた修景方針の検討が必要である。

第6章　体制

第1節　行政

重要文化的景観の選定申出範囲は、文化財保護法第134条によって、景観法が規定する景観計画区域または景観地区内で設定し、保存のための措置を講じることが定められている。今回、選定申出を行う府中地区も、景観法に基づく『天橋立周辺地域景観計画』の景観計画区域内に位置し、「天橋立周辺地

域景観まちづくり計画景観形成ガイドライン」に基いて景観の誘導が行われている。

文化的景観の保護に当たっても、景観法を所管する建設部局との連携を強化するとともに、庁内の関連部局との連携を図ることで、効率的な行政運営を推進することが肝要である。

また、宮津市が設置する「宮津市文化的景観検討委員会」についても、文化的景観の選定申出が終了する時点まで継続する必要があるが、今後、整備計画の策定や整備・活用事業の実施に当たり、適宜、組織の再編・強化を進める必要がある。

第2節　市民

文化的景観の継承は、行政による施策の実施のほか、地元住民の主体的な参画が重要となる。運営体制についても、住民主体の取組みが理想的な形態であるが、行政による普及・啓発活用の積極的な展開と誘導により、機運を醸成する必要があると考えられる。

すでに宮津市では、「景観形成協議会」を中心に各地域で協議会や地域会議が設立され、まちづくり計画の策定や取組みが進められており、文化的景観事業の推進も、こうした住民団体との連携が不可欠である。また、それ以外でも大学、学識経験者や企業、NPO団体などとの協働を通じ、他地域との交流や情報発信を進める必要がある。

（図9－10、11参照）

／出典：『宮津天橋立の文化的景観　保存計画書Ⅰ［府中・文珠編］』（平成27年3月、宮津市）、抜粋、一部修正

表9-2　重要な構成要素一覧

種別	番号	名称	所在地等	価値
公園	1	特別名勝　天橋立（天橋立公園）		江戸時代、日本三景の一つとなる。当文化的景観の中心的存在。地形形成や流通往来の観点から重要。
道路	2	府道　天の橋立線		宮津・文珠から府中への街道。流通往来の観点から重要。
道路	3	府道　笠松公園線		成相寺への参詣道。「大谷道」に当たる。流通往来の観点から重要。
道路	4	市道　江尻海岸線		村の趣きを残す江尻集落を横断する道路。生活・生業の観点から重要。
道路	5	市道　江尻天橋立線		宮津・文珠から府中への街道。流通往来の観点から重要。
道路	6	市道　江尻上地線		宮津・文珠から府中への街道。流通往来の観点から重要。
道路	7	里道		
道路	8	市道　大垣難波野線		江尻船着場から籠神社への街道。流通往来の観点から重要。
道路	9	市道　江尻港線		江尻船着場から籠神社への街道。流通往来の観点から重要。
道路	10	里道		宮津・文珠から府中への街道。流通往来の観点から重要。
道路	11	市道　役場東谷線		基幹道から成相寺への参詣道。「東谷道」に当たる。
道路	12	市道　中野高石線		府中を横断する基幹的な旧道。流通往来の観点から重要。
道路	13	市道　麓神社線		基幹道路から麓神社への参詣道。流通往来の観点から重要。
道路	14	市道　真名井参道線		
道路	15	市道　役場傘松線		傘松公園から成相寺への参詣道。流通往来の観点から重要。
道路	16	市道　本坂線		成相寺への参詣道。「本坂道」に当たる。流通往来の観点から重要。
道路	17	市道　役場西山線		府中を横断する基幹的な旧道。流通往来の観点から重要。
道路	18	市道　妙立寺参道線		基幹道から妙立寺への参詣道。流通往来の観点から重要。
道路	19	市道　妙見線		基幹道路から天神神社への参詣道。流通往来の観点から重要。
道路	20	市道　国分寺線		基幹道路から国分寺への参詣道。流通往来の観点から重要。
道路	21	市道　国分成相寺線		成相寺への参詣道。「西谷道」に当たる。流通往来の観点から重要。
道路	22	市道　西大門彼岸田線		府中を横断する旧道。流通往来の観点から重要。
道路	23	里道		宮津・文珠から府中への街道。流通往来の観点から重要。
道路	24	市道　溝尻海岸線		漁村の趣きを残す溝尻集落を横断する道路。生活・生業や屋敷構えの観点から重要。
橋梁	25	橋梁　大天橋		天橋立の公園化に伴い近代に整備。天橋立観光のスポットとして親しまれた。流通往来の観点から重要。
橋梁	26	橋梁　小天橋		
社寺	27	成相寺		天橋立と一体化した参詣・観光の中心。西国三十三所霊場の一つ。歴史的な観点から重要。
社寺	28	籠神社		天橋立と一体化した参詣・観光の中心。丹後国一宮。歴史的な観点から重要。
社寺	29	真名井神社		天橋立と一体化した参詣・観光の中心。籠神社の奥宮、江戸時代にお蔭参り。歴史的な観点から重要。
社寺	30	大谷寺		雪舟「天橋立図」に描かれた中世府中を代表する社寺。中世に智海が活躍。歴史的な観点から重要。

社寺	31	慈光寺		雪舟「天橋立図」に描かれた中世府中を代表する社寺。守護一色の菩提寺。歴史的な観点から重要。
社寺	32	妙立寺		古代・中世の府中を構成する重要な社寺。橋立道場「萬福寺」を引き継ぐ名刹。歴史的な観点から重要。
遺跡	33	史跡　丹後国分寺跡		雪舟「天橋立図」に描かれた中世府中を代表する社寺。奈良時代建立の国分寺。歴史的な観点から重要。
社寺	34	国分寺		奈良時代の丹後国分寺を継承する寺院。歴史的な観点から重要。
社寺	35	飯役社		古代・中世の府中を構成する重要な社寺。国府周辺に祀られた印鑰社。歴史的な観点から重要。
社寺	36	麓神社		古代・中世の府中を構成する重要な社寺。「飯遣福」など古代の伝承をもつ。歴史的な観点から重要。
社寺	37	千体佛		江戸時代以降に、周辺の石造物を集積。麓神社とともに信仰の対象となる。歴史的な観点から重要。
社寺	38	江之姫神社		雪舟「天橋立図」に描かれた中世府中を代表する社寺。「天橋立図」の「弁財天」に当たる。歴史的な観点から重要。
集落	39	江尻集落		漁村の趣きを残す集落。かつては舟屋群が存在し、生活・生業や屋敷構えの観点から重要。
公民館	40	江尻公会堂		府中の代表的な近代建築。地域コミュニティー施設。近代の芝居小屋を改築したもので、建築の形態・構造や屋敷構えの観点から重要。
集落	41	大垣集落		現在の府中観光の拠点。大谷道沿道の土産屋街。流通往来や屋敷構えの観点から重要。
公園	42	傘松公園		現在の府中観光の拠点。大谷道沿道の土産屋街。流通往来や屋敷構えの観点から重要。
交通施設	43	傘松ケーブル		近代以降の天橋立観光を象徴。昭和2年開業し、昭和26年に再開業。流通往来の観点から重要。
交通施設	44	一の宮駅		府中への海の玄関口。流通往来の観点から重要。
交通施設	45	江尻渡船場		
旅館	46	神風楼		府中観光の拠点。大正後期に創立し、参詣者や臨海学校の宿舎となる。流通往来の観点から重要。
公共施設	47	中野郷倉		基幹道から成相寺への参詣道。旧道と「本坂道」の交差点に位置する。歴史性や屋敷構えの観点から重要。
集落	48	溝尻集落		漁村の趣きを残す集落。舟屋が残る。生活・生業の観点から重要。
社寺	49	天神神社		雪舟「天橋立図」に描かれた中世府中を代表する社寺。「天橋立図」の「北野」に当たる。歴史的な観点から重要。
舟屋	50〜81	溝尻舟屋		漁村の趣きを残す集落。舟屋が残る。生活・生業の観点から重要。
石垣 洗い場	82〜90	国分石垣・洗い場		民家に沿って石垣や水場が点在。生活・生業の観点から重要。
公園	91	特別名勝　天橋立 （第2小天橋）	無番地	『丹後風土記逸文』に描かれ、江戸時代、日本三景の一つとなる。地形形成の観点から重要。
旧跡	92	涙ヶ磯	無番地	能『丹後物狂』に登場する海岸（磯）。江戸時代には旅の途中で亡くなった無縁仏の埋葬地となり、現在も江戸時代の供養塔がみられる。歴史性や流通往来の観点から重要。
自然	93	どんぶち	無番地	江戸時代の新田開発前の文珠の原風景を伝え、近年まで舟屋が残る。地形形成、生業の観点から重要。
旧跡	94	桜山	宮津市字文珠13番地の5ほか	桜山からの眺望は、大正時代から昭和初期の絵はがきに多く取り上げられ、文珠側における天橋立のビューポイントであった。流通往来の観点から重要。
道路	95	府道　天の橋立線	無番地	宮津・文珠から府中への主要街道。参詣道、流通往来の観点から重要。
道路	96	市道　文珠山手線	無番地	新田開発前の文珠集落を横断する道路。生活道、流通往来の観点から重要。
交通施設	97	天橋立駅	宮津市字文珠311番地の1ほか	鉄道の敷設に伴って大正14年（1925）に開設され、近代以降、天橋立観光の玄関口となった。流通往来の観点から重要。
交通施設	98	天橋立桟橋	無番地	文珠と天橋立や府中、宮津市街地を結ぶ海上交通の拠点。宮津からの往来者が増加する江戸時代以降、重要な船着場となった。流通往来の観点から重要。
交通施設	99	モーター艇桟橋	無番地	
交通施設	100	見樗鼻桟橋跡	無番地	明治40年の皇太子行啓を契機として、智恩寺北側の見樗鼻とその対岸に船着場が整備された。流通往来の観点から重要。
社寺	101	智恩寺	宮津市字文珠466番地	日本三文殊の一つとして、現代も信仰を集める。成相寺、籠神社とともに天橋立周辺の参詣・観光において中核となる社寺の一つ。歴史性や流通往来の観点から重要。

社寺	102	吉野神社	宮津市字文珠 287 番地	もとは智恩寺の鎮守社で、明治時代の神仏分離により吉野神社となった。歴史性の観点から重要。
旧跡	103	対潮庵跡	宮津市字文珠 22 番地の 1 ほか	中世に相国寺の禅僧・彦龍周興が『対潮庵記』を著したことで知られ、江戸時代は伝承地となっていた。歴史性の観点から重要。
石造物	104	保昌塚	宮津市字文珠 24 番地	丹後国守・藤原保昌の墓と伝えられる。元応 2 年（1320）銘をもつ板碑がみられる。歴史性の観点から重要。
石造物	105	三角五輪塔	宮津市字文珠 187 番地	鎌倉時代の無銘の五輪塔、火輪（笠）が三角形であるのが特徴的。江戸時代の絵画に「無字塔」として描かれ、干拓以前には海中に位置した。地形形成や歴史性の観点から重要。
石造物	106	智恵の輪燈籠	無番地	文珠水道に面してたつ輪燈籠。江戸時代の絵画にも描かれ、文珠と宮津城下町を往来する船の灯台として機能した。歴史性や流通往来の観点から重要。
石造物	107	灯明台	宮津市字文珠 645 番地の 3	天保 15 年（1844）、大坂の商人が寄贈した大型の石燈籠。文珠と宮津城下町を往来する舟の灯台として機能した。歴史性や流通往来の観点から重要。
店舗	108 ～ 111	四軒茶屋	宮津市字文珠 470 番地の 1 ほか	江戸時代に「茶屋四軒組合」が結成された。西国順礼の参詣者による『西国順礼日記』には、「名物智恵の餅、才覚田楽、思案酒」がみられ、「智恵の餅」は現在も名物となっている。歴史性や流通往来、屋敷構えの観点から重要。
旅館	112	玄妙庵	宮津市字文珠 32 番地の 1 ほか	昭和 10 年（1935）、石間金蔵が建築。天橋立を望んだ足利義満が「玄妙」と言ったという故事。建築の形態・構造や屋敷構え、流通往来の観点から重要。
旅館	113	対橋楼	宮津市字文珠 645 番地の 3 ほか	明治元年、創業。与謝野晶子夫妻、野口雨情、林芙美子などの文人が投宿した。歴史性や流通往来の観点から重要。
旅館	114	松露亭	宮津市字文珠 466 番地	昭和 29 年、総平屋数寄屋造の「文珠荘別館」として開業。建築の形態・構造や屋敷構え、流通往来の観点から重要。
旅館	115	千歳旅館	宮津市字文珠 473 番地ほか	文珠水道に面した建物北側において、木造三階建ての伝統的な和風建築を継承。建築の形態・構造や屋敷構え、流通往来の観点から重要。
旅館	116	松影旅館	宮津市字文珠 469 番地の 1 ほか	大正から昭和初期の絵はがきにもみられ、木造三階建ての伝統的な和風建築を継承。建築の形態・構造や屋敷構え、流通往来の観点から重要。
集落	117	文珠門前街	宮津市字文珠 491 番地の 2 ほか	江戸時代以降、智恩寺も門前町として発展した集落。歴史性や屋敷構えや流通往来の観点から重要。
公民館施設	118	文珠公会堂	宮津市字文珠 491 番地の 2 ほか	明治 41 年に芝居小屋を移築。近代和風建築の意匠を残し、建築の構造・形態の観点から重要。
舟屋	119 120	どんぶち舟屋	宮津市字文珠 351 番地	大正期の古写真に茅葺の舟屋がみられる。須津地区の水田に行き来する舟を収納した。生活・生業の観点から重要。

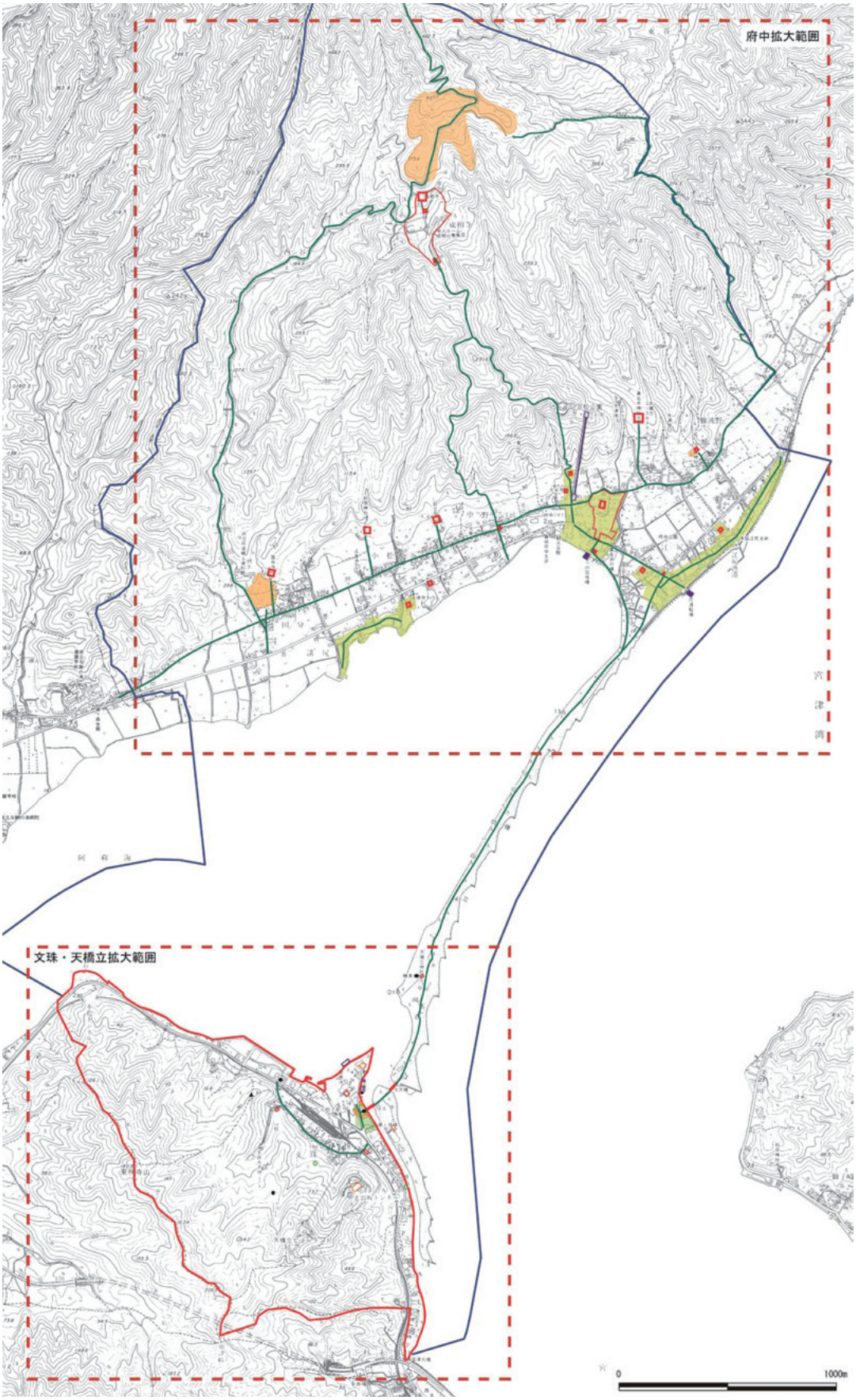

図 9-6　重要な構成要素位置図（1）　全体

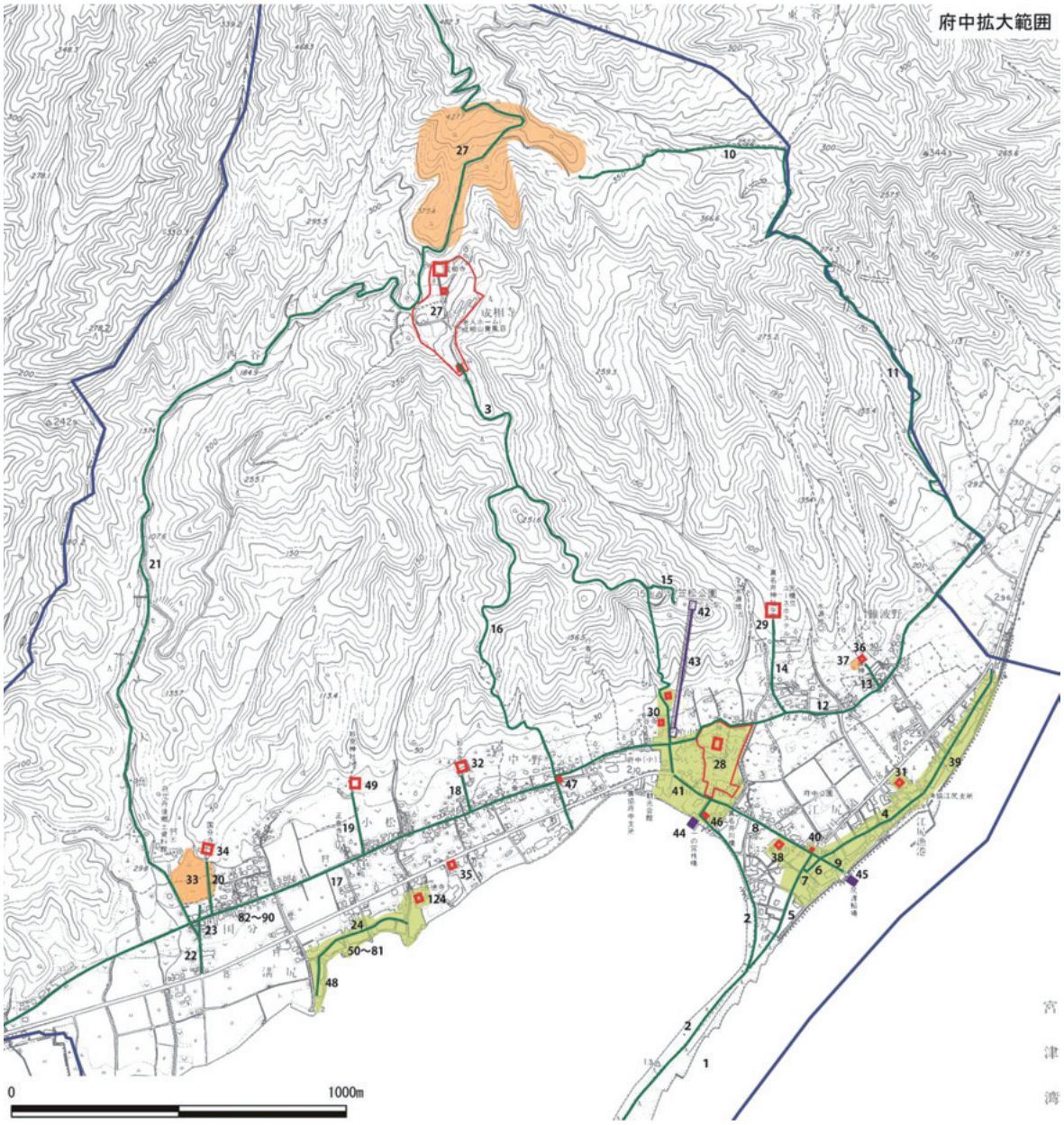

図 9-7　重要な構成要素位置図（2）　府中地区（重要な構成要素番号は表 9-2 参照）

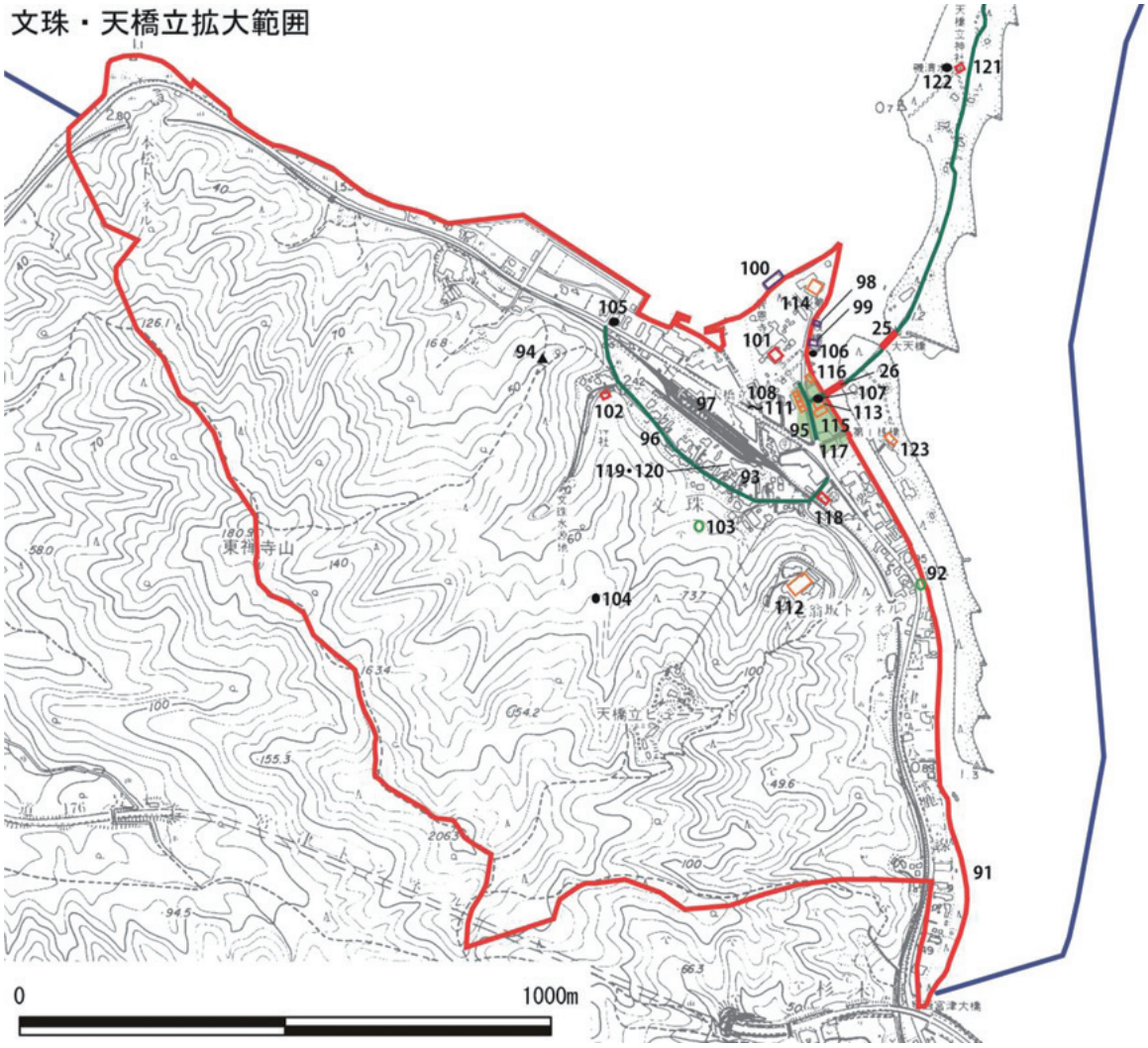

図 9-8　重要な構成要素位置図（3）　文珠地区（重要な構成要素番号は表 9-2 参照）

名称	千歳旅館	所在地	宮津市字文珠 473 番地ほか
種類	旅館	面積	1,077.67 ㎡
写真 平面図			
概要 価値	大正から昭和初期の絵はがきにもみられる。１階部分を大幅に改修しているが、文珠水道に面した建物北側において、木造三階建ての伝統的な和風建築を継承。建築の形態・構造、屋敷構え、流通往来の観点から重要。		
保存整備 の方針	建築物の歴史的な価値について保存を図る。		
取扱い 基準	文珠水道に面した建物北側の外観・構造を維持するとともに、修理・修景に当っては、伝統的な手法で行う。		
位置図			

図 9-9　重要な構成要素個票（「千歳旅館」の例）

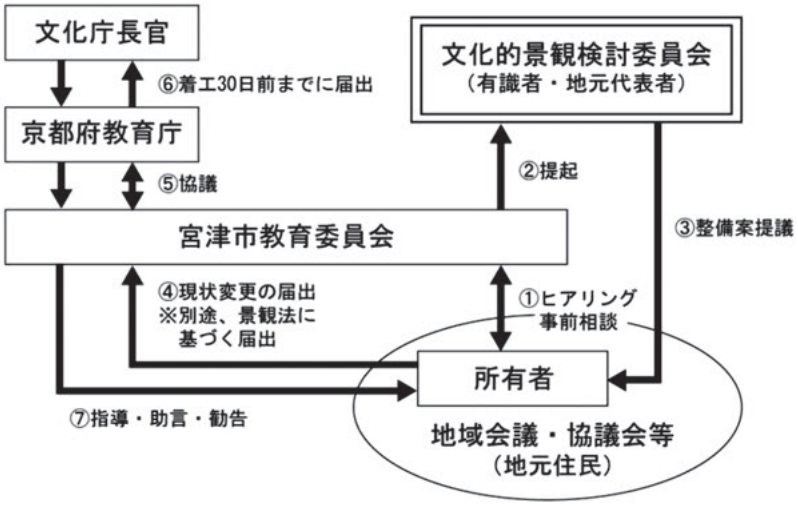

図 9-10　重要な構成要素の整備活用のフロー

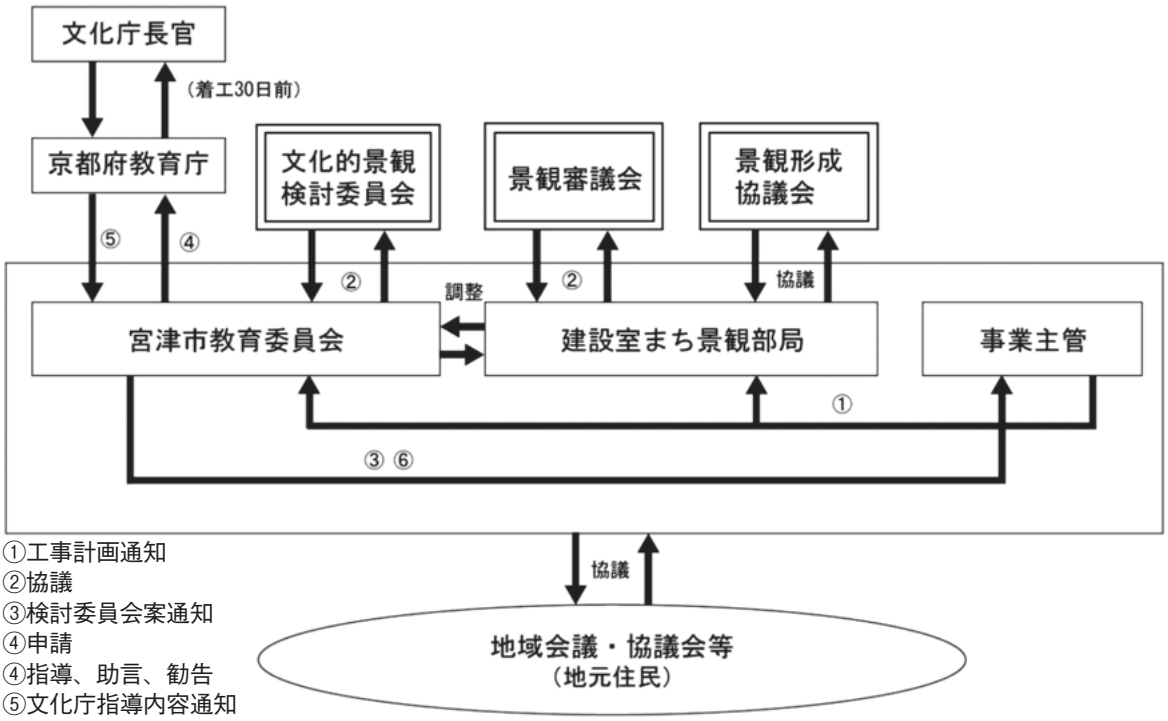

①工事計画通知
②協議
③検討委員会案通知
④申請
④指導、助言、勧告
⑤文化庁指導内容通知

図 9-11　重要な構成要素（公共工事）の整備活用のフロー

10　日根荘大木の農村景観

大阪府泉佐野市

重要文化的景観の概要

大阪南部の泉州地方の平野部から、和泉山脈の燈明ケ岳（標高 558 m）を中心とする犬鳴山麓にかけての地域には、中世の五摂家の一つである九条家の荘園に起源をもつ日根荘の農村地帯が広がる。その中でも、大木は犬鳴山に水源をもつ樫井川沿いの小さな盆地に位置し、紀州の粉河へと通ずる街道沿いに拓かれた水田および村落が、荘園の名残を示す用水・地名などとともに、泉州地方の山間地における農耕・居住の良好な文化的景観を形成している。

日根荘は、天福 2 年（1234）に立券されたのを起源とし、天文年間（1532 ～ 55）まで維持された荘園である。井原村・鶴原村・日根野村・入山田村の 4 か村からなり、現在の泉佐野市のほぼ全域にあたる。文亀元年（1501）～永正元年（1504）、守護職による横領の危機に晒されていた家領を護るために、九条政基（1445 ～ 1516）は日根荘へと下向した。その時の記録である『政基公旅引付』によると、当時の荘園内の農民は米以外に柴・柿・楊梅・松茸などを生産していたことが知られる。また、近世以降の岸和田藩領としての日根荘大木の様子を描いた天保年間（1830 ～ 44）の『大木村絵図』、犬鳴山および大木の火走神社の様子を描いた『和泉名所図会』によると、現在の土地利用形態は近世期からほとんど変化していないことがうかがえる。

上大木・中大木・下大木の 3 か所からなる大木は、日根荘の荘園を構成した耕地・村落の一つで、史料・絵図に記す地名・寺社名などと現地に残された地名・寺社境内等との照合により、中世以来の開発の在り方を伝えつつ、近世における耕地･村落の基本構造が現在の土地利用形態にほぼ継承されている点で貴重である。

大木の耕地開発は、中世以来、天水の得やすい谷筋の平坦面に始まり、近世以降には溜め池から引いた用水および樫井川に設けた井堰・用水路等により、河岸段丘の上面の広い範囲へと拡大していった。現在の耕地への給水経路には、樫井川両岸の谷筋に設けられた溜め池を水源とするもののほか、樫井川から取水された用水を経由するものなど 11 の系統が存在し、おのおのの水系に沿ってまとまりのある耕地が盆地内に展開している。特に、上大木の傾斜面をはじめ、中大木・下大木の山裾および谷間の比較的高所の地域には棚田が広がり、樫井川沿いに形成された河岸段丘上の平坦面には比較的広い面積の整形された水田が広がる。耕地のところどころには、近代以降、水稲の裏作として栽培されてきたタマネギの乾燥小屋が点在するほか、村落の背後の山裾には、長らく特産品として栽培されてきたヤマモモの老樹も多く残されており、泉州または大木に独特の耕地・村落の景観を形成している。

図 10-1　「日根荘大木の農村景観」の位置

図 10-2　平坦面に広がる川沿いの耕地（中大木）

大木の村落は、河岸段丘の段丘崖沿いの道路に面して石積による屋敷構えが並び、各農家の主屋は棟の方向が道路と並行するように建てられている。四面に瓦葺の鍾庇（しころびさし）を回した入母屋造（いりもやづくり）の茅葺（かやぶき）母屋も複数残されているほか、大正時代から昭和時代にかけて建てられた多くの木造瓦葺の伝統的な農家建築には、地域で「キバ」または「ツノ」と呼ぶ妻飾（つまかざり）がみられるのも特徴である。敷地内には、それぞれ飲用のための井戸、野菜の洗い場等の水利用のための「フチ」と呼ぶ水溜が設けられている。

村落・耕地およびその周辺区域には、アカハライモリなどの稀少種をはじめゲンジボタルなどの多様な生物が生息するほか、樫井川には、かつて食用とされたオイカワ・カワムツ・ヨシノボリなどの川魚およびモクズガニなどが棲息している。神社境内および村落の周辺には、常緑広葉樹であるシイ・カシの二次林およびスギ・ヒノキの植林、モチツツジ・アカマツ群落が広がり、その合間を縫ってタケノコの収穫が行われてきた竹林が分布するなど、生活・営農活動を通じて人間が自然環境と共生し続けてきたことを示す植生がみられる。

以上のように、日根荘大木の農村景観は、中世における摂関家の荘園に起源をもち、和泉山脈における盆地の地形とも調和し、当時の土地利用の在り方を伝えつつ、近世から現代にかけて緩やかに進化を遂げた農村の文化的景観であり、わが国民の基盤的な生活または生業を理解する上で欠くことのできないものであることから、重要文化的景観に選定して保護を図ろうとするものである。／出典：『月刊文化財』第 600 号、一部修正

図 10-3　溜め池周辺の棚田（上大木）

図 10-4　段丘崖沿いの道路に面する石積み

文化的景観日根荘の里　保存活用計画（大木・土丸編）

第１章　文化的景観「日根荘の里」保存活用計画について

第１節　文化的景観「日根荘の里」その保護の意義

（前略）

日根荘遺跡とそれに関連する地域（泉佐野市大木・土丸・日根野）の景観を、文化的景観（文化的景観「日根荘の里」）として位置づけ、史跡と一体的な保護推進を図るとともに、重要文化的景観の選定による新たな地域資産としての価値づけと、地域の活性化への寄与を目指すものである。

日根荘に関連する地域は、山間盆地の大木・土丸から平野部の日根野まで範囲も広く、地形環境も多様であることから、その特性に合わせた取り組みが必要なため、先行して大木・土丸地区を対象とした保護推進事業に着手した。本計画書は、日根荘の文化的景観保存活用検討委員会において、調査成果である「日根荘地域の文化的景観調査報告書（大木・土丸地区）」とその後の詳細調査等により把握された文化的景観の特性と構成要素等を示すとともに、保存管理・整備活用・運営体制等を保存活用計画案としてまとめたものである。

重要文化的景観の選定申出は本計画書をもとに進めるが、対象範囲のうち一定範囲で申出条件が整った箇所から段階的に選定申出を行うこととし、選定申出の範囲及び対象となる重要な構成要素についてはその都度検討し本計画書に反映させるものとする。本書は当初選定申出に向けて保存活用検討委員会案の一部修正を行った。

（後略）

第２章　文化的景観の特性と範囲設定

第１節　日根荘の里の概況

（略）

第２節　大木・土丸地区の文化的景観の特性

（略）

第３節　文化的景観のストーリー「日根荘からの水利系を継承する文化的景観」

（略）

第４節　文化的景観の対象範囲

第１項　文化的景観日根荘の里対象範囲

日根荘は立荘当時、現在の泉佐野市域に相当する範囲であったが､戦国期まで続いたのは入山田村（大木・土丸地区）と日根野村（日根野地区）で、現在の国史跡指定地も同地区に点在している。そこで日根荘の文化的景観保護推進事業としては、日根荘由来の土地利用のあり方を色濃く伝える国史跡日根荘遺跡とそれに関連する地域である大木・土丸・日根野を対象範囲とした。

また大木・土丸と日根野では山間地と平野部という地形環境、景観構成要素にも差違があるため、対象範囲を大木・土丸地区、日根野地区に分け、先行して山間地の大木・土丸地区についての取り組みを進めることとした。調査は大木・土丸を対象として実施し『日根荘地域の文化的景観調査報告書（大木・土丸地区）』としてまとめている。

本計画書では大字大木・土丸の盆地と周囲の山林を対象として文化的景観の範囲を設定した。そのうち、大木・犬鳴地区から重要文化的景観へ選定申出を行い、平成25年10月に選定を受けた。

（図10－6参照）

第２項　地区区分

大木・土丸地区は、和泉山脈の前山がつくりだす大小の盆地や谷筋で構成されていることから、地形的特性（盆地や谷筋）、土地利用のまとまり（山林・農地･集落等）、視認性等から４つの地区区分（犬鳴･大木・火打越・土丸）に分けることができる。なかでも最も大きな盆地である大木地区では、その特性からさらに３つのエリア（上大木・中大木・下大木）を設定した。

今回設定する区分・エリアは景観のまとまりを捉えるためのものであり、現在の大字界や町内会等の社会的区分とは必ずしも一致していない。

（図10－5、付図一部略）

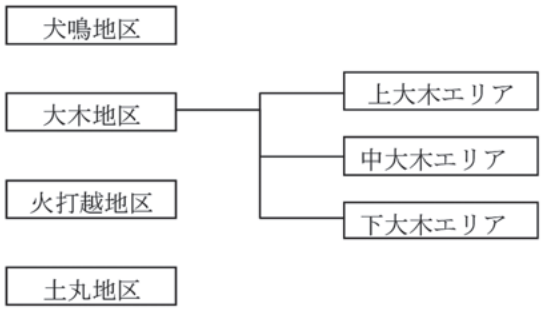

図10-5　地区区分

（後略）

第３項　文化的景観を構成する要素

（略）

第３章　文化的景観についての基本的方針

第１節　保存管理・整備活用・運営体制に関する基本方針

文化的景観は、地域の人びとがくらしや生業の中で創り出し、時代を経て受け継がれてきたものであり、これからも、くらしや生業の変化に柔軟に対応しつつ、日根荘の里の特性や本質的価値が保全されるように取り組んでいく必要がある。

そのため地域の気候風土くらしや生業、地域の問題などを総合的に文化的景観の保存にかかる課題としてとらえる必要がある。

次に、文化的景観としての保存管理・整備活用・運営体制についての基本方針について以下のように示す。

第１項　保存管理に関する基本方針

○日根荘の時代から受け継がれた土地利用と歴史的資源の継承

（略）

○豊かな自然環境（生物多様性を保持した環境）の保全

（略）

○持続的な文化的景観の保護

（略）

○「重要文化的景観」制度による持続的な保存管理

（略）

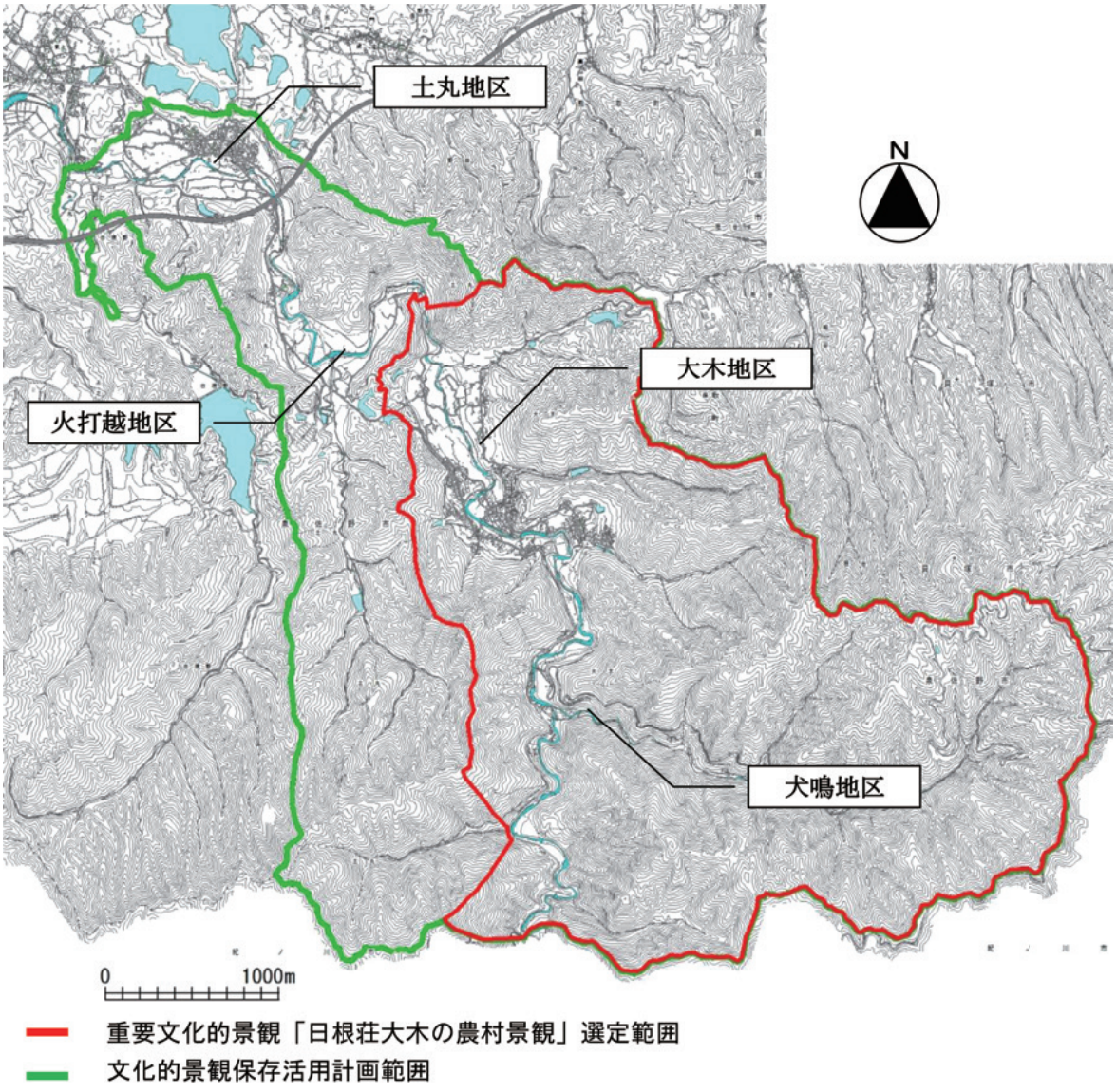

図 10-6　重要文化的景観選定範囲図

第２項　整備・活用に関する基本方針

（前略）

○文化的景観が持続可能となるための整備

（略）

○文化的景観の特性を活かした活用

（略）

○学びの場としての活用

（略）

第３項　運営体制に関する基本方針

○住民、行政等が協働して取り組む体制づくり

（略）

第４章　保存管理・整備活用について

第１節　保存管理について

基本方針に基づき、文化的景観「日根荘の里」については、日根荘以来受け継がれてきた土地利用と構成する要素について保全・継承に努めることが重要である。ここでは地理的条件による地区区分別と、水系、農地など構成要素別に保存管理の考え方を、以下の通り示す。

①各地区区分毎の文化的景観保存管理についての考え方

（表 10 － 1 参照）

②構成要素別の文化的景観保存管理についての考え方

（表 10 － 2 参照）

第２節　法令等による行為規制等の整理

第１項　既存の法令等による行為規制

（略）

第２項　景観法による景観形成

（略）

第３項　重要文化的景観の現状変更等に係る取り扱い基準

現状変更等への対応

重要文化的景観では、法及び文部科学省令により、重要な構成要素を対象として、滅失又はき損に係る届出（法第 136 条関連）及び現状変更等の届出（同法第 139 条関連）「滅失又はき損の様態」、「現状変更の行為等の具体的内容」を文化的景観保存計画で定めることとされている。表 10 － 3、4 はその内容である。

（付表一部略）

○文化的景観選定範囲の重要構成要素の保護措置についての考え方

・文化的景観選定範囲内の重要構成要素については、変更履歴の記録することとする。そのため、重要な構成要素に対する各種行為について、泉佐野市教育委員会に対して事前協議を行うものとする。

・事前協議ののち、必要なものについては届出等を行うこととする。

表 10-1　保存管理についての考え方（地区区分別）

地区区分	エリア	保存管理の考え方
犬鳴		犬鳴地区は和泉山脈の山々とその谷筋で構成される犬鳴地区は、山林や犬鳴川の滝と渓谷等、豊かな自然環境に恵まれ、日根荘の里の水系の水源地でもある。 犬鳴山七宝瀧寺と行者の滝をはじめ境内や周辺の山々に修験道の行場が点在する、歴史ある信仰空間であると共に、身近な自然を楽しむことができる場で温泉街もある市域の観光拠点でもある。 当地区の大半は国定公園・府名勝の指定範囲であり、すでに環境保全が図られていることから、引き続いて山林や七宝瀧寺周辺の良好な自然環境の保全に努め、周辺の建物等は自然環境との調和に配慮しつつ整備活用を進める。
大木	上大木	上大木エリアは、地形的に大木盆地の中でも独立性の高い部分である。盆地北側には、東ノ池周辺の棚田を含む、山～ため池～耕地～川の土地利用、盆地南側は屋敷地が集中する山～山裾部～集落～川の土地利用がみられる。これらの土地利用の様子が継承されるように配慮する。 東ノ池からの眺望と東ノ池が見渡せる眺望の維持に配慮する。 農地や集落でみられる石積みが継承されるように配慮する。
	中大木	中大木エリアは、大木盆地が湾曲する部分に当たり、大木・土丸地区の中でもっとも建物が集中する地区である。 樫井川両岸部で山～山裾（小規模田）～屋敷地～農地～川という土地利用が継承されるように配慮する。 西光寺や禅徳寺、御所谷、円谷池、火走神社等の高台や段丘崖からの眺望が維持されるように配慮する。 粉河街道や水間道などの旧街道に沿って見られる集落の佇まい（石積みや生け垣含む）が継承されるように配慮する。
	下大木	下大木エリアは、大木盆地の北側に当たり、比較的広い耕地が広がり、屋敷群が点在している。 現在の土地利用の継承と共に、府道や用水路、円満寺等からの周囲を見渡せる眺望がまもられるように配慮する。 農地や屋敷地にみられる石積みが継承されるように配慮する。
火打越		火打越地区は、山～山裾部～旧街道・農地～川を基本とする土地利用がみられ、小富士山と土丸城山との谷筋に樫井川・粉河街道が通っている。 地区内のまとまった農地群が継承されるように努めるとともに、旧街道からの眺望がまもられるように努める。
土丸		土丸地区は、山～（阪和道）～農地～川～農地・集落～山という土地利用がみられる。こうした土地利用が継承されるように努める。樫井川両岸に広がる耕地のまとまりと盆地北側の旧街道沿いに集落のまとまりが継承されるように努める。また春日神社の社叢林への眺望がまもられるように配慮する。

・非常災害等で事前協議が困難なものについては、行為内容についての報告を求めるものとする。

重要な構成要素

（前略）

重要文化的景観選定申出時の重要な構成要素は以下の通りである。

（図 10 － 7、8、表 10 － 5 参照）

第 3 節　整備活用について

第 1 項　文化的景観の整備について

◯地域の資産を活かした整備

文化的景観の整備は、史跡日根荘遺跡の整備とともに、住民、市民、行政、学識経験者等の関係者が協力して十分な検討を行った上で文化的景観の特性を活かし、その多面的な価値を高めるような整備計画を策定し、長期的な観点からその価値が継承されるように努める。

◯文化的景観が持続可能となるための整備活用

文化的景観を維持する上で、地域の生業やくらしの継承が不可欠であり、そのために農林業・防災・交通・生活等に関わる整備も必要である。その際には効率的な整備とともに文化的景観の特性に配慮し、文化的景観を次の世代へ継承することができるように努める。

◯文化的景観を活かした地域活性化と連動する整備活用

文化的景観の整備が地域の活性化と連動するものとなるように努める。こうした整備を行う際に重要な構成要素については、国等の支援を得ることにより、その機能と景観の維持が図られるように努める。

◯学びの場としての整備

文化的景観の保護には、地域の自然・歴史・文化・生業等を学び、関わる人材を養成するとともに、市民や関係者等が支援活動を展開可能となるよう、文化的景観及び関連する史跡等の整備を図る。

史跡日根荘遺跡の長福寺跡は、日根荘の領主九条政基が滞在し、政基公旅引付を記した場所であり、追加指定後公有化し、地域の方々の協力の下、平成 19 年度より暫定活用として野外展示（寺院跡・農空間）を実施しており、大木小学校の児童も校外学習を行っている。将来的に本格的な史跡整備が検討される際には、遺跡の保存と共に文化的景観の核として活用可能となるように配慮する。

現地を訪れた人びとに、全国的にも貴重な日根荘遺跡と文化的景観「日根荘の里」について体感できるように環境整備を進める。

第 2 項　文化的景観の活用について

文化的景観を活かす

①日根荘の里としての情報発信

日根荘は、国史跡としても全国的に数少ない中世荘園遺跡であり、史跡と文化的景観が一体となって

表 10-2　保存管理についての考え方（構成要素別）

地区区分	エリア	水系	農地等	集落・街道等
全体		河川、ため池・水路等、文化的景観の根幹となる要素であり、その機能の維持を前提としつつ、景観の維持に努める。	文化的景観を構成する主な要素であり、伝統的な水田・耕地・畦畔・石積み等の維持により農地の継承に努める。	地域の暮らしの主な要素であり、暮らしの維持を前提としつつ、景観計画等により、周囲の自然環境や農地に調和した景観の保全を図る。
犬鳴		樫井川・犬鳴川及び滝、犬鳴溝や大井等の井堰とその水系を維持する。		周囲の自然環境と調和するように努める。
大木	上大木	東ノ池及び犬鳴溝や各用水路を維持する。和井や菖蒲井などの井堰を維持する。棚田などの特徴が維持されるよう配慮する。	東ノ池周辺の棚田やヤナブの耕地など特徴のある農地の形態の維持や石積み畦畔等の維持に努める。	伝統的家屋の維持に努め、新築・改築等の場合は周囲の伝統的家屋と調和するように努める。
	中大木	四足池や円谷池などため池、下平井井堰、大井・和井・菖蒲井・下平井等の用水路を維持する。	山際・川沿いの小区画の農地の形態の維持に努める。石積みの畦畔等の維持に努める。	伝統的家屋の維持につとめ、新築・改築等の場合は周囲の伝統的家屋と調和するように努める。水間道沿いの家並みの維持に努める。
	下大木	立花谷池やその水系及び大井及び奥ノ池とその水系を維持する。木樋や石積み水路等は可能な限りその維持に努める。	樫井川左岸部は圃場整備事業地も含め、農地の維持に努める。段丘崖の石積みや長福寺跡から眺望できる範囲の維持に努める。	伝統的家屋の維持につとめ、新築・改築等の場合は周囲の伝統的家屋と調和するように努める。
火打越		釜滝池・瀬藤池・坂久保池と長地毛用水の他、各水系の維持に努める。旧雨山溝水路の維持につとめる。	火打越やギボシの農地について形態維持に努める。段丘崖や畦畔に用いられる石積みの維持に努める。	周囲の農地や山林と調和するように努める。
土丸		土丸大井等の井堰と用水路の維持に努める。	農地の形態維持に努める。石積み畦畔等の維持に努める。	伝統的家屋の維持に努め、新築・改築等の場合は周囲の伝統的家屋と調和するように努める。

「日根荘の里」の景観を構成している。文化的景観は身近な自然や土地利用、そして日常の生活や生業の中で機能するものが構成要素となっていることから、特別に意識されにくいものである。文化的景観の保護への幅広い理解と協力を得るためにも、「日根荘の里」としての魅力を地域内外に積極的に情報発信を行う。

②日根荘の里の価値を活かす

日根荘の里は地域のくらしや生業によって保全されており、その継承が不可欠である。そのため地域の生業や産品等を、重要文化的景観の選定等とともに付加価値を高め、地域の活性化へとつなげる。

史跡日根荘遺跡（長福寺跡）等を拠点とした来訪者の増加や交流の促進をはかる。

③関連資源との連携

大木・土丸地区周辺に点在する、犬鳴山温泉等や、慈眼院・日根神社・大井関公園、大阪府により進められる泉佐野丘陵緑地公園などの観光資源と連携し、観光・集客等で相乗効果が得られるよう検討を行う。

学びの場としての活用

①体験の場としての活用

大木・土丸地区には犬鳴山七宝瀧寺や火走神社・長福寺跡・春日神社など歴史的な資源が点在し、荘園の時代を追体験できる場として、これまでにも史跡散策等がおこなわれている。現地で荘園由来の景観・歴史・文化と豊かな自然を体験できる場「日根荘の里」として積極的に活用を進める。

②人材・組織をはぐくむ場としての活用

文化的景観を長期的に保護していくためには、支援等に関わる人と組織を育むことが必要である。地域の自然・歴史・文化・生業等を学ぶことにより、文化的景観の保護に関わる人材を養成するとともに、地域の景観保全に関心を持つさまざまな団体等との交流を促進する。

（付図略）

表 10-3　文化庁長官への届出を要しない場合

届出の種類	届出を要しない場合
滅失・き損	法 136 条ただし書 （省令重要文化的景観にかかる選定及び届出等に関する規則第 4 条） ・都市計画事業の施行として行う行為 ・国、都道府県、市町村等が行う行為 ・通常の農林業の生産活動に係る行為 （栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理等） ・農林業を営むために通常必要となる行為 （土地の形質変更、物置・作業小屋の設置など） ・農林業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為 （農業構造、林業構造の改善に関する事業、土地改良事業、森林の整備保全に係る事業等）等
現状変更等	法 139 条ただし書 ・維持の措置（範囲：省令重要文化的景観にかかる選定及び届出等に関する規則第 7 条） 1　重要文化的景観がき損している場合に、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の現状）に復するとき。 2　重要文化的景観がき損している場合に、当該き損の拡大を防止するために応急の措置を執るとき。 3　重要文化的景観の一部がき損し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合に、当該部分を除去するとき。 （文化庁次長通知） ・非常災害のために必要な応急措置 ・他の法令の規定による命令に基づく行為 ・通常の農林業の生産活動に係る行為 （栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理等） ・農林業を営むために通常必要となる行為 （土地の形質変更、物置・作業小屋の設置等） ・農林業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為 （農業構造・林業構造の改善に関連事業、土地改良事業、森林の整備保全に係る事業等） ・公共施設の管理行為全般等公共施設の管理者以外の者が管理者の許可を受けて物件（電柱・地下埋設管等）を設置する行為や当該物件の維持、修繕のために行う行為を含む）等

表 10-4　重要な構成要素の届出等の取扱い

構成要素		現状変更 所有者・管理者	滅失・き損 所有者・管理者
水系	河川	大規模改修 （廃止・大規模拡幅・流路変更等）	滅失・き損（災害等）
	井堰	大規模改修 （廃止・全面改修等）	滅失・き損（災害等）
農地	農地	大規模改修	滅失・き損（災害等） （※ 転用等含む）
	石積み	大規模改修 （工法変更等）	除却・滅失・き損 （災害等）
集落	社寺	改修・移設 （景観計画の対象となるもの）	除却
	家屋	増改築（景観計画の対象となるもの）	除却
	屋敷地	大規模な区画の変更や改修	き損（災害等）
	石積み	大規模な改修 （工法変更等）	滅失・き損（災害等）
	墓地	大規模な改修・移転	滅失・き損（災害等）
樹木	樹木		滅失・き損
道	府道（旧街道）	大規模改修等 （廃止・全面改修等）	滅失・き損
	市道・林道・農道・里道等	大規模改修等 （廃止・全面改修等）	滅失・き損
	橋梁	大規模改修等 （廃止・全面改修等）	滅失・き損（災害等）

第５章　運営体制について

第１節　運営体制の構築

第１項　住民と行政等が協働するための体制づくり

文化的景観の運営は地域住民が主体となることが望ましいが、大木・土丸地区は人口の減少や高齢化、農林業の後継者への不安など課題も多い。文化的景観を次の世代へと継承するためには、地域での取り組みを前提としつつ、町内会や行政・各種団体・学識経験者等が協働・連携できるような体制づくりが不可欠である。こうした体制づくりを進めていくこととする。

第２項　関連する行政機関・部局等の連携促進

文化財・都市計画・農林・観光他、文化的景観に関連する関係機関等で緊密な連携がはかられるよう体制づくりを進める。

第３項　支援する枠組みづくり

文化的景観の基礎となる伝統的な暮らし・生業の継承には、広く地域内外の人々の支援が不可欠である。大木地区の大木小学校では地域学習が盛んに行われ、地域住民が参加する取り組み等も行われている。一方で、市観光ボランティア協会を始め和泉地域の里山保全や地域づくりの活動に取り組む団体も増加しており、そうした活動とも一体となった取り組みとなるように努める。

文化的景観を活かすために必要となるハード・ソフト事業について、国・府等に対して理解と幅広い支援を求めていく。

（後略）

第６章　付章

第１節　住民アンケートの結果

（略）

第２節　関連計画との関係について

（略）

／出典：『文化的景観日根荘の里　保存活用計画書（大木・土丸編）』（平成 25 年１月、泉佐野市教育委員会）、抜粋、一部修正

表 10-5　重要な構成要素一覧

No.	分類		構成要素名	地区	所有者・管理者等	関係法令等
1	水系	河川	樫井川	大木地区	大阪府	国定・府名勝
2			二瀬川	犬鳴地区	泉佐野市	国定
3			犬鳴川	犬鳴地区	泉佐野市	国定・府名勝
4			上大木谷川	大木地区 上大木	泉佐野市	
5			四足谷川	大木地区 中大木	泉佐野市	
6			立花谷川（大向井川）	大木地区 下大木	泉佐野市	
7			御所谷川	大木地区 中大木	泉佐野市	
8			円谷川	大木地区 中大木	泉佐野市	
9	農地	石積み・田畑	下大木石積みを伴う農地	大木地区 下大木	個人	
10	農地	田畑・農作業小屋	長福寺跡とタマネギ小屋	大木地区 下大木	泉佐野市	史
61	農地	田畑	東ノ池周辺の農地	大木地区 上大木	個人	
11	集落	石積み・屋敷地	茅葺き民家の石積み（屋敷地）	大木地区 中大木	個人	
57	集落	石積み・屋敷地	上大木の道沿い石積み（屋敷地）	大木地区 上大木	個人	
58	集落	石積み・屋敷地	上大木の水路沿い石積み（屋敷地）	大木地区 上大木	個人	
59	集落	石積み・屋敷地	上大木の水路沿い石積み（屋敷地）	大木地区 上大木	個人	
60	集落	石積み・屋敷地	上大木の道沿い石積み	大木地区 上大木	個人	
12	集落	寺社堂	蓮華寺（上大木町会館）	大木地区 上大木	上大木町内会	史
13	集落	寺社堂	西光寺	大木地区 中大木	中大木鬮山会	
14	集落	寺社堂	禅徳寺	大木地区 中大木	宗教法人禅徳寺	
15	集落	寺社堂	円満寺（下大木町会館）	大木地区 下大木	下大木町内会	史
16	集落	寺社堂	犬鳴山七宝瀧寺の境内地	犬鳴地区	宗教法人七宝瀧寺	国定・府名勝
17	集落	建築物等	茅葺き民家	大木地区 中大木	個人	
18	集落	建築物等	大木町内会館	大木地区 中大木	大木町内会	
19	集落	墓地	上大木墓地	大木地区 上大木	上大木町内会	
20	集落	墓地	中大木墓地	大木地区 中大木	中大木鬮山会	
21	集落	墓地	下大木墓地	大木地区 下大木	下大木町内会	
22	集落周辺の樹木	社叢林	犬鳴山七宝瀧寺参道の林	犬鳴地区	宗教法人七宝瀧寺	国定・府名勝

23		府道泉佐野打田線（旧粉河街道）	犬鳴地区・大木地区		大阪府	国定
24	旧道・街道	市道大木永楽池線（水間道）	大木地区	中大木・下大木	泉佐野市	
25		市道犬鳴線	犬鳴地区		泉佐野市	国定・府名勝
26		市道上大木中央線	大木地区	上大木	泉佐野市	
27		市道上大木１号線	大木地区	上大木	泉佐野市	
28		市道上大木２号線	大木地区	上大木	泉佐野市	
29		市道上大木３号線	大木地区	上大木	泉佐野市	
30		市道大木中央線	大木地区	中大木	泉佐野市	
31		市道中大木中央線	大木地区	中大木	泉佐野市	
32		市道中大木１号線	大木地区	中大木	泉佐野市	
33		市道中大木２号線	大木地区	中大木	泉佐野市	
34	（旧道・街道）	市道中大木３号線	大木地区	中大木	泉佐野市	
35		市道下大木中央線	大木地区	下大木	泉佐野市	
36		市道下大木１号線	大木地区	下大木	泉佐野市	
37		市道下大木２号線	大木地区	中大木	泉佐野市	
38		市道下大木３号線	大木地区	中大木	泉佐野市	
39		市道下大木４号線	大木地区	中大木	泉佐野市	
40	道	林道犬鳴線	犬鳴地区		大木町内会	国定・府名勝
41		林道上大木線	大木地区	上大木	大木町内会	
42		林道四足線	大木地区	中大木	大木町内会	
43		林道下大木線	大木地区	下大木	大木町内会	
44		犬鳴山七宝瀧寺参道	犬鳴地区		宗教法人七宝瀧寺、泉佐野市	国定・府名勝
45	参道	上大木墓地・禅徳寺参道	大木地区	上大木・中大木	泉佐野市・大木町内会	
46		中大木墓地・西光寺参道	大木地区	中大木	泉佐野市・大木町内会	
47		禅徳寺参道	大木地区	中大木	泉佐野市・大木町内会	
48		恩随橋	大木地区	中大木	泉佐野市	
49		旧恩随橋	大木地区	中大木	泉佐野市	
50		四足橋	大木地区	中大木	泉佐野市	
51		大和橋	大木地区	中大木	泉佐野市	
52	橋梁	宮川橋	大木地区	中大木	泉佐野市	
53		新橋	大木地区	下大木	泉佐野市	
54		上大木吊り橋	大木地区	上大木	大木町内会	
55		一土庄橋	犬鳴地区		泉佐野市	国定
56		犬鳴大橋	犬鳴地区		泉佐野市	国定

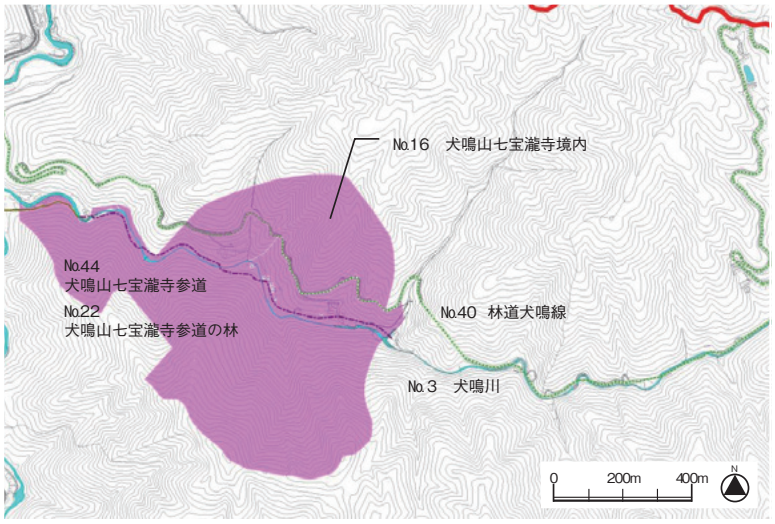

図 10-7　重要な構成要素位置図（1）　犬鳴地区

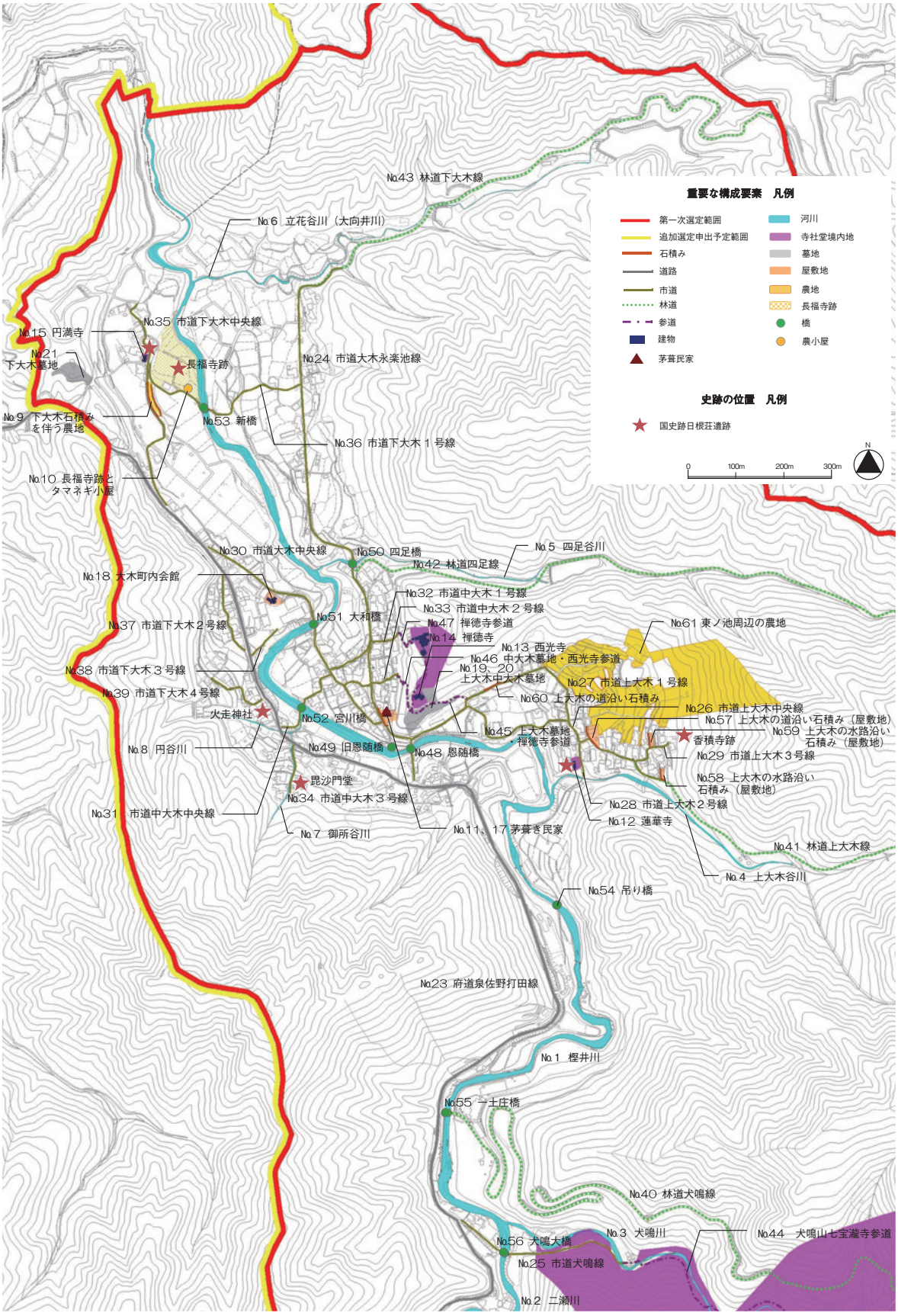

図 10-8　重要な構成要素位置図（2）　大木地区

11　生野鉱山及び鉱山町の文化的景観

兵庫県朝来市

重要文化的景観の概要

生野は、兵庫県のほぼ中央部、播磨地方と但馬地方との境界に位置する。西の中国山地から東の丹波高地が展開する地域で、開析が進んだ標高約 600 mの山地および丘陵地に囲まれた谷地において、人びとは生活・生業を営んできた。当地は約 1 億年前の火山活動で噴出した地層からなり、流紋岩・凝灰岩・安山岩・玄武岩などが確認される。また、地下深くに染み込んだ雨水･海水がマグマの熱で加熱され、石英を中心とした金･銀を含む熱水となって安山岩などの地層群を貫き、断層や岩石の割れ目に沈殿することによって、金･銀･鉛･銅・スズ・タングステンなど多種の鉱物を含む鉱脈が形成された。周辺はブナ・ヤブツバキ等の二次林およびスギ・ヒノキの人工林が優占するが、潜在的にはアカマツ林であった。また、カドミウムなどの重金属に耐性があるヘビノネゴザやハクサンハタザオなどの鉱山指標植物が群生しており、かつては山師が鉱脈の目印とした。

生野では鉱脈が顕著に発達することから、古くから鉱山開発が行われた。その起源は大同 2 年（807）とする説もあるが、史料としての初見は、元禄 3 年（1690）に寺田豊章が著したとされる『銀山旧記』であり、天文 11 年（1542）に山名祐豊が灰吹法など当時の先端技術を導入し、銀の採掘・製錬を行ったと記録される。江戸時代には口銀谷・奥銀谷等に灰吹小屋が立ち並び、生野全体の人口は 2 万人を超えたとされる。また、奥銀谷の市川河床には、当時の選鉱施設である「淘り池」が現在も残るなど、生野全体で生産が行われていたことがわかる。

明治元年（1868）、生野鉱山は政府が管理するわが国初の官営鉱山となり、鉱山の近代化が図られた。明治政府は、太盛地区の集落を生野代官所跡等に移転させ、レンガ造の工場群を整備したほか、鉱山学校を開設して近代技術者の養成を進めた。また、動力用水路・堰堤・物資輸送用の馬車道・官舎などが建設され、近代の鉱山町が形成された。明治 28 年（1895）には、姫路飾磨港と生野とを結ぶ播但鉄道（現・JR 播但線）が開通し、駅前通りは繁華街として栄えた。明治 29 年（1896）に宮内省御料局から三菱合資会社に管理が移されると、社宅群および病院・劇場等の福利厚生施設も建設された。大正時代になると市川沿いにトロッコ道が敷設され、昭和初期には鉱滓処理堆積場として久宝ダム・大仙ダム等が築造された。

昭和 48 年（1973）、坑道の老朽化や地下資源の品質低下により、生野鉱山は閉山した。しかしながら、生野では、鉱山で培われた製錬技術を生かして鉱業が継続された。現在は「都市鉱山」と呼ばれる使用済みの

図 11-1　「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」の位置

図 11-2　市川とそれに沿って通るトロッコ道

電子機器などから、金・銀などの貴金属およびタングステンなどのレアメタルを回収し、効率的なリサイクルを行っている。また、中国等から輸入したスズの地金を精錬し高純度のスズを生産しており、わが国屈指の生産量を誇る。このように、生野は、現在も鉱業生産が続く鉱業都市である。

生野市街地には、鉱業都市を示す要素が数多く分布している。例えば、鉱山労働者は比較的短命であったとされ、多くの寺社が建立された。現在も口銀谷北部の山裾等には、寺町が形成されている。また、かつて物資の輸送路として活躍したトロッコ道は、現在も市道等として交通の軸線を形成している。近代に整えられた社宅群等の屋根は、鉄分を多く含む土で焼成されたため赤みがかった生野瓦で葺かれる。また、製錬滓をブロック状に固めたカラミ石は、民家の土台や塀など至る所で用いられている。かつて鉱山にかかわる信仰として行われた山神祭は、現在はへいくろう祭等にその精神が引き継がれており、鉱山町における生活と密接にかかわる習俗・伝統が継承されている。

このように、生野鉱山および鉱山町の文化的景観は、鉱山開発およびそれに伴う都市発展によって形成された文化的景観であり、現役の鉱業都市として生産活動および鉱業にかかわる習俗を継続しつつ、トロッコ道跡やカラミ石の石積みなど鉱山町に独特の土地利用の在り方を示している。わが国有数の鉱山によって形成され、かつ現在も鉱業生産を継続する鉱業都市の景観地であることから、わが国における生活・生業の在り方を理解する上で欠くことのできないものであり、重要文化的景観に選定し保存・活用を図るものである。／出典:『月刊文化財』第605号、一部修正

図 11-3　生野瓦葺きの屋根が象徴的な鉱山社宅群

図 11-4　製錬滓を固めたカラミ石による塀

生野鉱山及び鉱山町の文化的景観保存計画

第１章　文化的景観の保存に向けて

１－１　現状

（略）

１－２　文化的景観を保存活用していく意義

（前略）

400年以上にわたって日本及び世界経済を支えてきた鉱山業や生活文化が映し出された景観と、その場所性に依拠した関係施設などを産業とともに後世に継承することは、我々に課せられた大きな課題であり、将来にわたって産業や暮らしを維持し発展し続けることに大きな意義がある。

鉱山町として、合理化や効率化のための絶えざる変貌を受け入れつつ、優れた伝統性や歴史性を引き継ぎながら、それを巧みに調和させ得たときに、真に文化的景観が保護されていると言える。景観は重層的であり、今後も続くであろう変貌の過程そのものが文化的景観である。（中略）

鉱石の採掘は終わったが、日本の産業革命と技術革新を成し遂げた遺伝子が、未来へと続く鉱脈となって脈々と受け継がれていることは、私たち朝来市民の誇りである。文化的景観をはじめとして「鉱山町」に関係するあらゆるものが貴重な財産であり、誇りに満ちたまちづくりにもつながる意義を持つものである。

１－３　生野鉱山及び鉱山町の文化的景観のとらえ方とその価値

（前略）

生野鉱山及び鉱山町の文化的景観は、鉱工業関連施設や生活関連施設といった有形の要素と、生活の中で育まれてきた鉱山技術や文化など無形の要素により構成されている。これらの有形・無形の要素が景観的関係文脈により記述されることによって生野鉱山及び鉱山町の文化的景観が説明される。

生野鉱山及び鉱山町は、鉱山の盛衰や業態の変化など産業（生産・流通を含む）の歴史的な文脈と、生産現場や人々の生活の場や生活様式の変化等の文脈により文化的景観を象徴的にあらわすことのできる地域を浮かび上がらせることができる。

このように生野鉱山及び鉱山町の文化的景観は、全体的な範囲としての認識の中にいくつかの景観的特徴をもった地域が設定できることに大きな特徴があるといえ、今後生野鉱山及び鉱山町の文化的景観を保存活用していく上で重要なポイントなる。

１－４　保存計画の目的

（前略）

本保存計画は、これら既存計画や関連する調査・計画などのもと、隣接地域と連携しながら生野鉱山及び鉱山町の貴重な文化的景観を保存活用していくために策定するものである。

１－５　保存計画策定に至る経緯

（略）

１－６　文化的景観を保護するための課題

（前略）

「今も生きている鉱山町」の文化的景観を保護していくためには、鉱工業の継続がどうしても欠かせない。錫精錬といった従来からの鉱業のほか、半導体産業や都市鉱山のレアメタルリサイクル産業など、科学技術の発展に伴って様々な鉱工業分野への柔軟な対応が求められている。

さらに、近年の我が国を取りまく鉱工業の動向は非常に厳しいところがあり、現状としての活動については流動的、不透明である。

生野鉱山及び鉱山町の文化的景観は、都市と鉱工業の景観に分類されるものの、一般的な都市に見られるような大規模開発に対抗する伝統的な景観保全のためのコントロールという意味以上に、産業の減退、恒常的な人口減少や高齢化、高学歴化などによる若者流出などの厳しい課題を克服し、地域の活力減退に対抗しながら地域再生を進め、誇りを持って暮らすための有効な手段としても、文化的景観制度の積極的な活用が求められているところであり、一般的な都市部の状況とは大きく異なっている。

また、歴史や伝統文化を維持するために、市民との協働によって歴史文化に根ざしたまちづくりの展開が必要であり、鉱山町をキーワードとした文化交流や観光産業などを展開しながら持続的な発展に結び付けていくためには、伝える方法や続ける方法自体をデザインしていく必要がある。

（後略）

第２章　文化的景観の位置及び範囲

２－１　位置

（略）

2－2　範囲

朝来市では、平成20年度から21年度に実施された「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観保存調査」において、近世の「生野銀山廻り」などをもとに設定した「鉱山ゾーン」の区域の中から、口銀谷地域、太盛地域、奥銀谷地域、金香瀬地域の4地域、並びに水路や堰堤などの構成要素を含む南北約4km、東西約5kmの範囲について「重要文化的景観区域」として設定した。（中略）

図11－5に示す範囲を、「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」の重要文化的景観の選定申出予定範囲として定めることとする。また、竹原野地区については保存調査を行い、今後地域住民の意識向上や理解促進を深めた上で、対象地域として検討を進めて

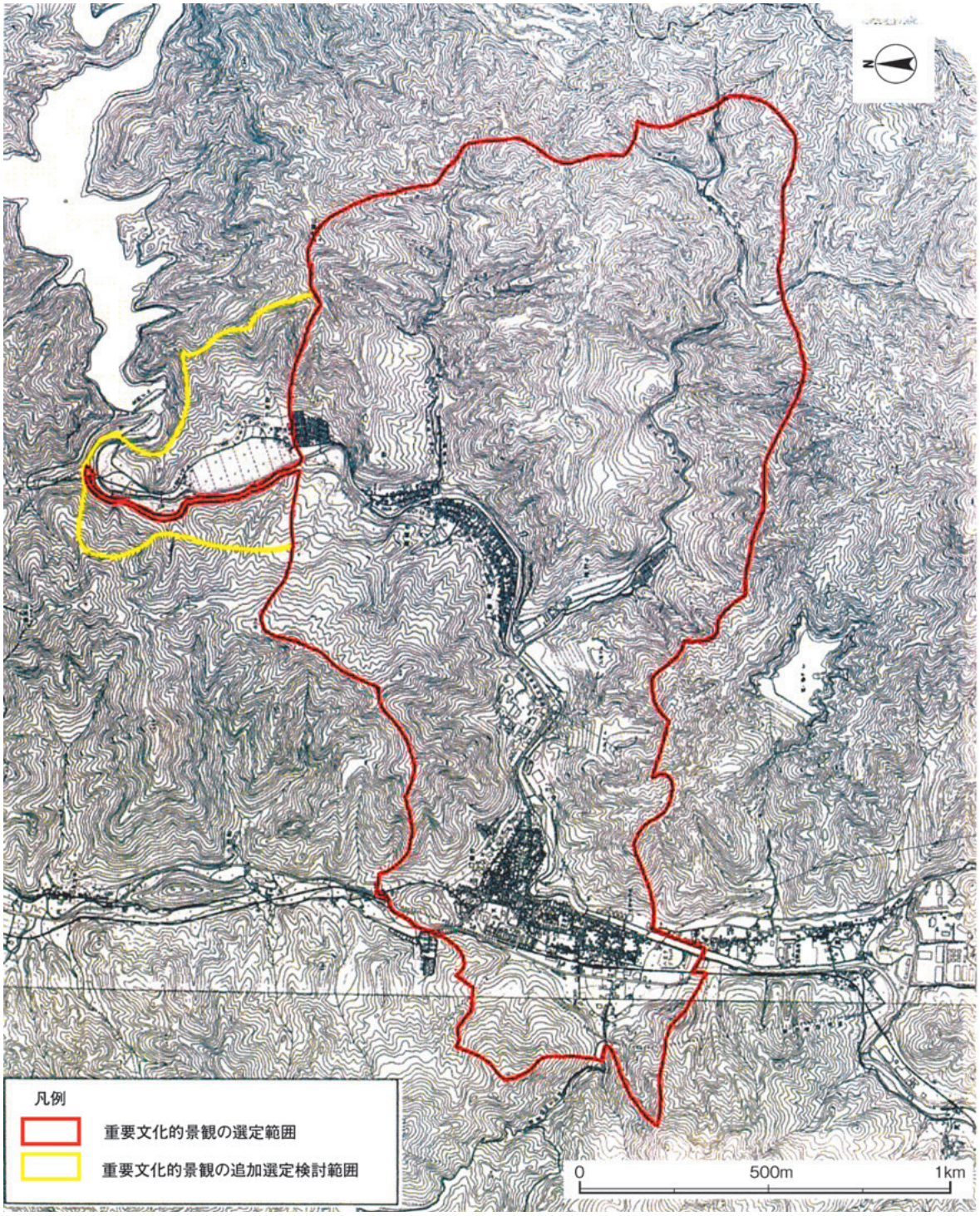

図11-5　重要文化的景観選定範囲図

いくこととする。

（後略）

第３章　文化的景観の保存に関する基本方針

（前略）

保存活用にあたっては、平成19年度に定めた『生野鉱山群近代化遺産保存活用基本方針』における基本方針などを踏まえ、生活生業を示す景観としての保存活用を基本に、下記のとおり目指すべき方向性及び将来像などを尊重しながら進めていくこととする。

［目指すべき方向性］

①歴史的な鉱山町の景観と文化の継承

②変化発展し続ける鉱工業や住民生活の継続

③鉱山遺産群の総合的な保存と活用による地域再生

［地域の将来像］

「生野鉱山とともに歩み続け、未来に継ぐ協働のまちづくり」

［基本的な考え方］

鉱工業の持続性にもとづく鉱山技術、鉱山の生活（空間を含む）、生活文化、鉱山の自然などが時間軸の中で折り重なり、それらが４次元的な重層的景観を構成している「生きて続けている景観（動的景観）」として、これを未来へと引き継いでいくことを目指す。

３－１　保存管理の基本方針

生野鉱山及び鉱山町の文化的景観の保存管理にあたっては、この地で生活し産業である鉱工業を支える地域の人々の存在が重要であり、可視的な景観構造だけでなく、地域形成の歴史や社会・経済システムなどの表象として理解する必要がある。また、文化的景観は、生活・生業の変化とともに変化していくため、ゆるやかな動態保存を基本としており、人々による「地域の持続可能な発展」が不可欠で、将来の世代が彼ら自身の生業・就業需要や生活需要に見合う可能性を損なわない発展が必要である。（中略）

こうした観点から、生野鉱山及び鉱山町の文化的景観区域において、生活・消費都市としての口銀谷地域、工業地としての太盛地域、生活地としての奥銀谷地域、鉱山資源、活用地としての金香瀬地域それぞれにおいて、生活・生業の継続と文化的景観の保存活用の両立を視野に入れながら、鉱山町の歴史的重層性について保存に努めることとする。

現在受け継がれている伝統的な景観の維持・継承を基本としつつ、さらに今後展開されていく鉱工業の維持・継承を進めていくなかで進展していく動的な景観形成を目指す。

具体的には鉱山町としての都市構造をあらわす特徴的な要素である鉱工業地などの代表性や象徴性の核となる変化しない鉱工業都市景観と時代と共に表層としては変容する消費地景観、居住地景観の双方の景観について、鉱山及び鉱山町の形成に関する特徴的な要素の保存を図るとともに、各地域、各時代の状況を示す歴史的建造物や、特徴的な有形、無形の要素の保存に努めることとする。さらに、新たな建築行為などが景観特性を損なうことがないように十分配慮する。

（後略）

(1) 歴史的な鉱工業都市の構造

（前略）

鉱山町としての都市構造をあらわす特徴的な要素である鉱工業地を基軸として、鉱山集落の特徴を有する街区、社宅などの住居・商店等、寺院などの信仰施設について、文化的景観の重要な構成要素とし、適切な維持管理に努めるものとする。

また、河川や道路などの公共施設については、管理者の理解協力を得ながら保存管理を進めることを基本とし、景観計画に基づいた公共施設の整備がなされることが望ましい。

(2) 代表性及び象徴性

（前略）

重層性のある鉱工業景観を代表する太盛地域の工場景観を将来的に維持していく必要がある。

このため、太盛地域を中心として、旧混こう所（現綜合事務所）をはじめとする代表的な鉱工業関係の様々な建造物や構造物を文化的景観の重要な構成要素として保護の対象を特定し、適切な維持管理に努めるものとする。

(3) 鉱山を支えてきた自然

（前略）

製錬の近代化は、大量の排煙を生じることとなり煙害によって鉱山周辺の山々はハゲ山となった。また、鉱石の大規模処理に伴う鉱滓は、周辺の谷を埋めて巨大なズリ山となった。しかし、積極的な公害対策や計画的な植林など企業の努力によって、周辺にはかつての美しい緑が甦ってきている。

さらに、鉱山廃水などでほとんど魚が生息せず濁っていた市川にも清流が甦り、国特別天然記念物オオサンショウオの生息をはじめとする豊かな自然の生態系が回復している。

今後も、企業や市民などと協力しながら、こうし

た美しい自然を積極的に保全していくこととする。

3－2　整備活用の基本方針

鉱山町を基盤とした個性と魅力を向上させるため、関連計画や各種事業に基づき積極的に整備・活用を図るものとする。

歴史的建造物の修復などの整備事業については、土地利用の歴史的変遷を十分踏まえ、関係機関と連携しながら歴史的な景観文脈に沿った景観形成を図っていく。

特に、市川に沿って金香瀬、奥銀谷、太盛、口銀谷と結ぼれたリニアなつながりを積極的に維持しながら、それぞれの地域住民や関連企業などとともに整備活用を進めていくこととする。鉱工業技術や伝統文化の継承については、後継者の育成や伝統技術を発揮するための機会の提供、歴史ある鉱工業を継承するための施設の整備、振興発展のための支援などを行い、維持継承に資する施策を積極的に展開する。

文化的景観の整備において難しいのは、景観が生み出す一体性の価値と個別建造物における真実性の価値との調整である。建造物の修理事業が一定の時代に比重を置きすぎると、「景観の重層性」や「景観の一体性」を損なう可能性がある。このため、生野鉱山の文化的景観が400年以上にわたって常に変化し続けてきた歴史的重層性を重視するとともに文化的景観の概念に鑑み、時代性に基づく整備方針を設けないこととし、特定の時代要素に限定して凍結的に維持することなく、周囲の景観と調和させながら緩やかな発展が継続できるように事業を展開する。

また、修理・修景が必要な場合においても、文化的景観の価値に基づく景観改善を目的とし、あくまで、景観阻害要因の除去を含めた最小限の整備にとどめるとともに、その根拠となる十分な詳細調査を実施し、極端な景観の改変を避けるために、口銀谷、太盛、奥銀谷、金香瀬それぞれの地域的・景観的文脈に配慮し、地域の個性や地域相互の関係性などに合った技術や素材などを用いることによって、生きた景観の向上を目指すこととする。

さらには、鉱山の歴史や文化的景観に関する勉強会、意見交換会や伝統文化を学ぶ講座の開催など、市民がその価値について学習・体験する機会を幅広く提供し、地域の歴史、風土に根ざして持続的に発展するまちづくりが展開できるよう努めるとともに、積極的に観光交流に活用していくこととする。

3－3　管理運営の基本方針

文化的景観としての価値を守り、鉱山町の歴史と伝統文化を継承していくためには、朝来市における運営体制が重要であり、文化財を所管する教育委員会と、景観法を所管することとなる都市整備部のほか、観光交流や産業振興、地域活性化などを所管する各部局が、相互に連携協力しながら事業を推進していく必要がある。（中略）

次に重要なのが生業である鉱工業の継続であるが、近年の我が国を取りまく半導体産業をはじめとする鉱工業の現状は厳しいものがあり、現在の景観を維持発展させ、人々の豊かな暮らしが継続できるようにしていくためには、国・県・市一体となった活動が必要である。

さらに、文化的景観の価値に基づき、地域住民の意見を聞きながら文化的景観の整備活用を進めていくため、整備検討委員会の組織設置も行う必要がある。

また、文化的景観を地域住民自らの手でその個性と魅力を磨き高めていくことが重要であり、地域住民やNPO、まちづくり団体などの自主的な活動を尊重しながら、管理運営体制の充実に努めていくことが望まれる。このため、文化的景観の管理運営については、行政における施策面の充実と同時に、行政、市民、民間企業、さらには自治会や地域自治協議会等が積極的に連携・協働することによって、文化的景観を活かしたまちづくりや地域活性化を推進していけるよう、体制の整備を図るものとする。

（後略）

第４章　文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

4－1　関連計画

（略）

4－2　土地利用の方針

文化的景観の保存に配慮した土地利用については、それぞれの地域が重層的に重なり、作り出している全体的な景観文脈を踏まえた上で、文化的景観の地域特性を基に分類した４つの地域ごとに異なる保存活用のあり方が必要になる。

以下、全体における考え方と、地域ごとに特徴的な土地利用や構成要素に基づく土地利用の方向性を示す。

(1)　全体の土地利用の考え方

生野鉱山及び鉱山町の文化的景観の対象範囲においては、それぞれの地域が重層的に重なり、関連し、

鉱山町としての都市構造を形成している。そのため今後も各地域が持つ特徴的な土地利用、街区割り、建物の用途等については、維持すべき要素として、保全、活用を進めていく。

(2) 口銀谷地域

鉱山町の景観を保存活用していく住宅地域及び行政機能が集まる複合拠点地域として設定し、中世から続く歴史的な鉱山都市として伝統的町家や地役人住宅、山裾に並ぶ寺町や神社、細い路地、旧鉱山社宅やトロッコ道といった近代化遺産群などについて、鉱山町独特の町並み景観を構成する要素として活用し、落ち着いたまちの暮らしに潤いを与えていくために必要な修景を進めていく。

特に、中世から続き近世に生野銀山町として発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地として、落ち着いた町並みの基礎となっている町割や街区を継承する。

さらに、御林や備林として利用された山林などの資源管理を継承し、周辺の美しい自然や市川の清流についても保全していく。

また、地域イベントの継続的な展開や観光交流のまちづくりを進めていくことにより、鉱山が栄えていた頃の活気を取り戻していく。

(3) 太盛地域

企業による鉱工業を推進し、明治期に我が国のモデル鉱山として開発が進められた近代化遺産群と共存した産業振興と経済再生を目指す地域として設定する。

保存管理の基本方針で述べたように、生野鉱山の文化的景観において代表性や象徴性を示すものは、近代鉱工業発祥の地と言うべき太盛地区にある三菱マテリアル（株）所有の歴史的な鉱工業施設が主体を占めている。これらの近代化模範鉱山「マザーマイン」であったことを示す鉱工業関係の様々な建造物や構造物については、生野鉱山の文化的景観の中核として、表層も含め、維持すべき要素として保全、活用を進めていく。

一方で、川向地区では（株）SUMCOの現代的な半導体工場群において積極的な生産が行われており、これらの鉱工業景観や近代化遺産の魅力などを積極的に評価し全体的に調和させながら、鉱工業やその他関連産業などに積極的に利活用していく。

(4) 奥銀谷地域

鉱山町の景観を保存活用していく居住地域として設定し、間歩やトロッコ道、住宅地の旧社宅や鉱山遺産群などを、近世から続く鉱山町独特の町並み景観を構成する要素として活用し、過疎化や高齢化に歯止めをかけるとともに観光交流によるまちづくりを進める。

また、地域イベントの継続的な展開により、鉱山が栄えていた頃の活気を取り戻していく。

(5) 金香瀬地域

中近世から続く様々な鉱山資源を積極的に活用しながら大鉱山としての息吹を伝え、生野鉱山のシンボルとして観光交流を推進するとともに、全国に向けた積極的な情報発信を進める。

特に、慶寿ひや金盛ひをはじめとする中近世の記念物や、近代に開発された金香瀬坑口などの鉱山遺産や資料が豊富にあり、鉱山の歴史的変遷過程を明確に示しながら鉱山の特徴や意義などについて訪れる人々に訴えかけていく。

4－3　行為規制の方針

(1) 土地利用等の規制に関する法令等

（略）

(2) 景観計画における行為規制

（略）

(3) 文化的景観の構成要素の分類

生野鉱山及び鉱山町の文化的景観における構成要素として、図11－6のとおり産業に密接に関係する景観「1. 鉱山の採掘、選鉱、製錬、製造、輸送等に関する景観」と、生活に密接に関係する景観「2. 鉱山町の生活、文化、信仰等に関する景観」の2つに分類した。

(4) 文化的景観の重要な構成要素の特定

前述のとおり分類したうえで、個別要素の抽出を行った。

抽出にあたって、特性をもとに分類したうえで項目ごとに整理を行った結果、文化的景観の構成要素は表（付表略）のとおり整理され、具体的に特定した構成要素は合計13種類180件となった。

さらに、文部科学省令第24号により国が定める「文化的景観における重要な構成要素」（以下、「重要な構成要素」という。）として、文化的景観において特定した構成要素のうち、形態・意匠等が独特又は典型的であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素68件を抽出し、所有者等の同意を得た（表11－7）。（図11－10～12参照）

なお、特定した要素以外についても、無形の要素

を含めて生野鉱山の文化的景観を物語る要素であることから、一般的な構成要素として掲載し、今後市民への文化的景観の意識付けや啓発において活用しながら、所有者の理解や認識が深まる中で保存継承されることが望ましい。また、地域における文化的景観への理解及び同意集約の状況を判断しながら、追加申し出も行うものとする。

（付表一部略）

(5) 現状変更等の取扱基準

重要文化的景観の選定申出範囲における現状変更等の対象行為は、基本的には当該地域に設定される土地利用等の規制に関する法令等の許可・届出の手続きや景観法に基づく届出の対象とする予定である。

文化的景観を構成する要素について、文化財保護法第136条（滅失又はき損）及び第139条（現状変更等の届出等）に基づき、滅失又はき損、現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合に文化庁長官に対して届出を要する重要な構成要素と、届出等を必要としない一般的な構成要素とに区分するとともに、重要な構成要素における現状変更等の取り扱いについて、以下のように対応するものとする。

①文化庁への届出が必要な行為

（前略）

重要な構成要素として、文化庁長官に対して届出を要するものについて、滅失又はき損、現状変更等がある場合、事前に朝来市教育委員会と協議を行い文化財保護法第136条及び第139条に基づき所有者等は文化庁長官に対して届出を行うものである。

なお、建造物等はその構造上或いは使用上その維持管理に関してより留意が必要なものとし、家屋については「重要文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋」（地方税法施行令第52条の3の3）と同じものとして税制優遇措置を受けることができるものとする。また、国、兵庫県、朝来市の法律・条例に基づく有形文化財あるいは記念物等の文化財指定を受けているものについては、既指定の文化財価値に基づく行政手続きを尊重し、あわせて当該文化的景観の保護に即した手続きを行うものとする。（中略）

文化的景観の構成要素

産業　3．鉱山の採掘、選鉱、製錬、製造、輸送等に関する景観

鉱工業用地	鉱山及び鉱工業が営まれている土地
鉱山遺産活用地	鉱山遺産を活用した事業が営まれている土地
建造物	鉱山の採掘、選鉱、製錬、製造等に関連する建造物
記念物	近世までの鉱山に関連する遺跡、間歩、植物、地質鉱物など
道路・鉄道	鉱山物資等の輸送に関連する道路･鉄道
その他	その他、鉱山町に関する景観

生活文化　2．鉱山町の生活、文化、信仰等に関する景観

街区	鉱山町として形成されてきた特徴的な街区
河川	鉱山町の暮らしを支えてきた河川
鉱山関連居住施設	鉱山町を構成する特徴的又は典型的な社宅、官舎、寮、郷宿、地役人宅等
その他の居住施設	鉱山町に密接に関連する生業のあり方を示したと考えられる特徴的又は典型的な住居等
商店等	鉱山町を構成する特徴的な商店等
信仰施設	鉱山町の精神文化を支えてきた信仰施設
橋梁	市川の右岸と左岸を結ぶ橋梁
建造物	鉱山町の暮らしを支えるために造られた建造物
記念物	記念碑として造られた石造物、象徴的な樹木等
その他	その他、鉱山町に関する景観

図 11-6　文化的景観の構成要素の分類

なお、重要な構成要素として設定したもののうち、文化的景観の価値との関係が認められない建造物等（構成要素と付属するガレージや車庫等など）については、行為規制や修理修景補助の対象としないものとする。

（付表略）

②文化庁への届出を要しない場合

所有者等が文化庁長官への届出を要しない行為とは、概ね表11－1のとおりの状況を示す。

(6) 届出の対象としない重要な構成要素

重要な構成要素のうち、現状変更等に関する届出の対象としないものに関する保護措置としては、すべての重要な構成要素同様、文化財保護法第140条による現状等の報告を求めることができる案件としての適応がされるが、当該重要な構成要素の所有者等は、現状変更等がある場合は朝来市教育委員会に対して事前の協議あるいは通知等を行うものとす

表12-1　文化庁への届出を要しない場合

届出の種類	届出を要しない場合
滅失・き損	・都市計画事業の施行として行う行為 ・国、県、市等が行う行為 ・道路、水道、下水道、電気工作物等の設置又は管理に係る行為 ・鉱物の採掘に係る行為　等
現状変更等	・維持の措置 ※ ・非常災害のために必要な応急措置 ・他の法令の規定による命令に基づく行為 ・鉱工業用地内において、鉱工業を営むために通常必要となる行為（土地の形質変更、倉庫、作業場の設置等） ・公共施設の管理行為全般等

※ 維持の措置の範囲（省令で定めるもの）

1. 重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の現状）に復するとき。
2. 重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
3. 重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

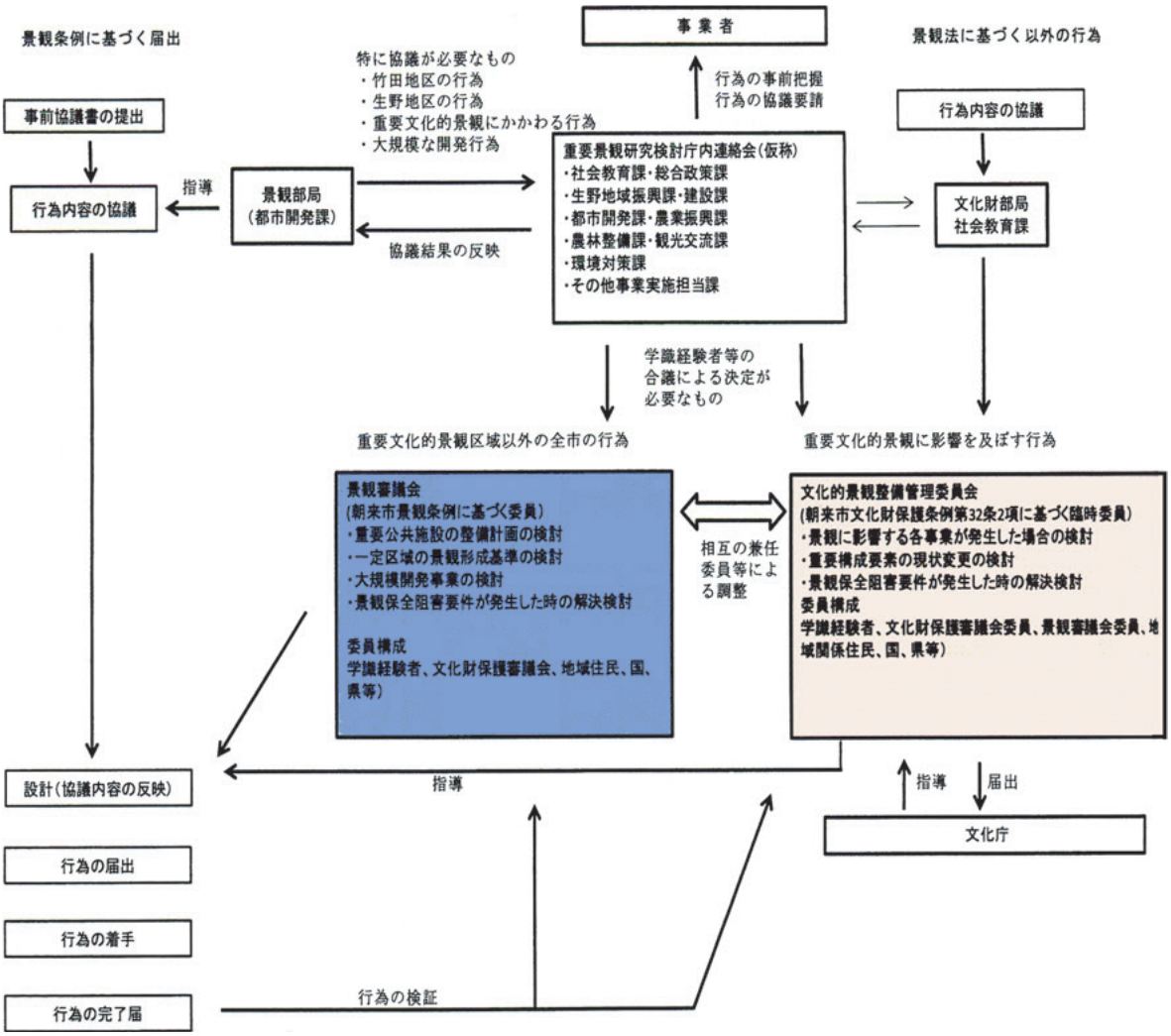

図11-7　文化的景観管理システム

る。文化財保護法第136条ただし書による行為についても、朝来市教育委員会に対して事前の調整等が行われることが望ましい。また、国、兵庫県、朝来市の法律・条例に基づく有形文化財あるいは記念物等の文化財指定を受けているものについては、既指定の文化財価値に基づく行政手続きを尊重し、あわせて当該文化的景観の保護に即した手続きを行うものとする。

なお、文化的景観を構成する要素のうち、届出等を必要としない一般的な構成要素（付表略）については、重要文化的景観の現状又は管理もしくは復旧の状況を把握し、文化財保護法第140条による現状等の報告を求めることができる対象とする。

（表11－7参照）

第5章　文化的景観の整備活用に関する事項

「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」の本質的価値に配慮し、基本方針のもと整備活用を図るものとする。

整備活用の具体的対策として、文化的景観の保護に資する本来の事業について以下に示す。

今後、これらの各事業を効果的に組み合わせながら、選定申出区域を対象とした総合的な事業展開を図り、文化的景観の特性をより高めていくよう努めるものとする。そのため、文化的景観とそれに関連するものの保存活用の観点から整備内容を検討していく委員会組織を設置し、文化庁と十分な調整を図りながら有形要素の整備のあり方を検討していくこととする。

5－1　建造物等の修復修理及び修景

太盛地区の旧混こう所をはじめとして、生野鉱山及び鉱山町に残る各時代の建造物は歴史的変遷を示す重要な景観要素である。このため、建造物の復旧修理及び修景に対して助成の支援等を行うことにより保存活用を図る。

今後、景観文脈に応じた景観コードを作成していくこととし、住居、社宅等及び商店等については近世から近代にかけて形成された鉱山町固有の町家構造や意匠を持ち、地域の伝統的な生活の様子を伝える家屋の修景等に対して助成の支援等を行うことにより保存活用を図る。さらに、寺社などの信仰施設については、当該施設が持つ信仰及び交流等の機能についてその対象とする。

なお、これらはいずれも所有者の意思、生活生業の場としての利便性を尊重した上で具体的な内容を検討していくこととする。

（表11－2参照）

5－2　鉱工業技術の発展・継承

（前略）

表11-2　具体的な施策－建造物等の修復修理及び修景

期間	施策内容
短期 （1～3年）	・重要構成要素の生活空間（住居学）調査 ・整備方針、ガイドラインの作成 ・所有者の意向把握 ・社宅の修理活用
中期 （3～5年）	・個人所有・寺社所有施設の修景 ・SUMCOクラブの修理活用
長期 （5～10年）	・トロッコ道修景整備 ・鉱山関連施設（綜合事務所・電気炉等）の保存修理

表11-3　具体的な施策－鉱工業技術の発展・継承

期間	施策内容
短期 （1～3年）	・企業と市民・行政の情報交換会の実施 ・工場公開、会社見学等による産業技術の普及啓発 ・鉱工業技術の開発支援 ・鉱工業従業員住宅等の確保支援 ・鉱工業用水の確保 ・水利権の保全支援
中期 （3～5年）	・鉱工業技術史の調査と記録作成事業 ・既存企業の育成、増進支援 ・新規企業の誘致及び鉱工業、観光事業の育成支援
長期 （5～10年）	・既存企業の育成・増進支援 ・新規企業の誘致、育成支援

表11-4　具体的な施策－鉱山文化の継承

期間	施策内容
短期 （1～3年）	・鉱山技術資料の収集、保存、整理及び、展示 ・こどもを対象とした生野鉱山学習塾の開催 ・子ども用ブックレットの作成・配布 ・生野踊りなど伝統的行事の保存継承支援 ・文化的景観普及説明板・啓発パンフレット作成 ・文化的景観シンポジウムの開催 ・文化的景観研修会や勉強会の開催 ・住民・研究者による古文書等の記録保存活動支援
中期 （3～5年）	・鉱山技術資料の収集、保存、整理及び展示 ・小中学校における郷土学習教材作成 ・ボランティアガイド養成講座、研修会による人材育成 ・こどもを対象とした生野鉱山学習塾の継続支援 ・生野踊りなど伝統的行事の保存継承の継続支援 ・梅や茶など鉱山独特の食材・食文化の復活支援
長期 （5～10年）	・鉱山技術資料の収集、保存、整理及び展示 ・こどもを対象とした生野鉱山学習塾の継続支援 ・生野踊りなど伝統的行事の保存継承の継続支援

今後も、技術立国日本の源流として鉱工業技術の振興や開発、雇用確保などの支援を行い、鉱工業技術に立脚した産業展開や地域産業の育成に貢献していくこととする。

そして、生野鉱山において展開してきた鉱山技術発展の長い歴史について、明確に記録し後世に伝えていくこととする。

（表 11 － 3 参照）

5－3　鉱山文化の継承

（前略）

鉱山としての DNA ともいうべき伝統文化や精神文化を継承していくため、後継者の育成支援を進める。

さらに、小学校や中学校において生野鉱山の歴史を理解する教育活動の充実や、生野銀山塾などにみられるような子供たちに向けた学習機会の提供、高校生や成人などに向けた研修会や公開講座などを積極的に行う。

さらに、鉱山町の文化的景観や歴史文化を理解するため、必要な標識や説明板等の設置を進めていく。

（表 11 － 4 参照、付図略）

5－4　その他文化的景観の保護活用に資する事業

生野鉱山の文化的景観が 400 年以上にわたって常に変化し続けてきた歴史的な景観関係文脈を重視し、鉱山のクライマックスなど特定の時代に限定して凍結的に維持することなく、周囲の景観と調和させながら緩やかな発展が継続できるように、地域内の拠点、施設の整備やサイン整備などの事業を検討し展開していく。

そして、文化的景観の保護によって、地域の活性化や地域づくり、観光事業への効果が期待されていることから、ソフト・ハードの両面から更なる地域の活性化に向けて事業を展開していく。

さらに、景観を維持向上させるための施策や阻害要因となる屋外広告物の撤去等、朝来市の文化的景観の保護に資する事業を展開する。

（表 11 － 5 参照）

表 11-5　具体的な施策－その他文化的景観の保護活用に資する事業

期間	施策内容
短期 （1 ～ 3 年）	・公共事業との調整、検証 ・重要な構成要素のサイン整備 ・景観阻害要素の調査 ・緑の回廊整備（御林・古城山周辺遊歩道） ・カラミ石の井戸整備 ・両国橋整備 ・景観形成協議会育成支援 ・パスツアーの誘致 ・観光需要等に対応した紙織活動支援（観光協会の支援） ・文化的景観パンフレットや散策マップ等の作成配布
中期 （3 ～ 5 年）	・公共事業との調整、検証 ・景観阻害要素の撤去及び修景 ・景観形成協議会育成支援 ・全国鉱山シンポジウムの開催
長期 （5 ～ 10 年）	・公共事業との調整、検証 ・文化的景観地区連絡協議会大会の関催

第 6 章　文化的景観を保存活用するために必要な体制に関する事項

保存計画の推進のためには、これまで産業遺産を積極的に保存活用してきた経過を踏まえ、それぞれが保存活用に向けた役割を果たすとともに、従来から続けられてきた市民やまちづくり団体、自治会、自治協議会らの活動を、文化的景観も軸に入れたまちづくりに向けて調整していく必要がある。そのため、行政や民間企業を含め関係する全団体で構成するまちづくりの推進組織を立ち上げ、それぞれの団体が有機的な連携を図る必要がある。

またその実現に向けては、文化的景観の施策に限らず多様な手法を参考とし、特に、登録文化財制度など新しい文化財保護制度の流れ、文化庁による歴史文化基本構想や文化財総合的把握モデル事業、地域伝統文化総合活性化事業、「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律」（愛称：歴史まちづくり法）などの新しい流れを的確に把握しながら保存活用を行うものとする。

6－1　行政

（前略）

生野鉱山の文化的景観の保存活用にあたっては、朝来市の庁内関係部局との連携体制はもちろんのこと、国土交通省や兵庫県なども交えた横断的な連携、隣接する関係自治体との連携が不可欠である。（中略）

今後は、文化的景観を活かしたまちづくりを念頭に、歴史的特性、景観文脈に基づく復元整備、鉱山集落の町並みや、鉱山遺産、生野鉱山寮馬車道などの修景事業などを推進するとともに、伝統文化を継承・振興させるために、積極的な支援事業を展開していくこととする。（中略）

生野鉱山の文化的景観や歴史遺産をはじめとする文化財の保護・活用を専門的に担当する部署や担当者の設置も求められていることから、実現に向けて具体的に検討していくこととする。

さらに、文化的景観の整備活用に向けた新しい推進体制の整備も必要になっており、整備検討委員会設置等の体制づくりを進めることとする。

（後略）

6－2　自治会及び自治協議会などとの連携

朝来市では、従来の伝統的なコミュニティ活動母体である自治会「区」に加えて、地域自治協議会が設置されており、生野鉱山の文化的景観の対象範囲においては「いくの地域自治協議会」及び「奥銀谷地域自治協議会」が積極的な活動を行っている。（中略）

今後の文化的景観の保存・活用にあたっては、こうした新しい地域自治組織や従来からの伝統的なコミュニティ組織などと相互に連携協力していくこととする。

6－3　市民・まちづくり団体

（前略）

市民や各種団体、関連企業などとの連携と協働によって、文化的景観の保存・活用を推進していくこととする。

（図 11 － 8 参照）

6－4　企業との連携

現在、生野鉱山周辺では、三菱マテリアル（株）生野事業所や（株）SUMCO 関西事業所をはじめとする関連企業や事業者などにおいて、文化的景観や歴史遺産の価値について深い理解のもと、その公開や活用などの事業展開において連携していくことが求められている。特に、企業イメージの向上に向けて、地域社会との共存や地域の歴史を踏まえた産業観光を含む多角的な事業運営は重要な意味を持つものであり、社会的ニーズを満たすものとして注目されている。

（後略）

6－5　広域的な鉱山町ネットワークの形成

朝来市では鉱山町として、隣接する養父市明延鉱山とともに「鉱石の道推進協議会」を立ち上げ、明延鉱山や朝来市内の神子畑選鉱場跡など鉱山遺産の連携と活用を図りながら、鉱山シンポジウムや住民交流会、パスツアーの誘致など地域活性化を進めており、「鉱石の道」産業遺産オープンエアミュージアムとして産業観光などを中心としたさらなる展開が望まれる。

（後略）

6－6　文化的景観の保存活用に向けた組織の連携

各種まちづくり団体、自治会、自治協議会らの現在行われている活動を活かしながら、文化的景観の保存活用を推進するため、行政や民間企業を含め関係する全団体で構成するまちづくり推進組織を立ち上げていく。

（図 11 － 9、表 11 － 6 参照）

／出典：『生野鉱山及び鉱山町の文化的景観　保存計画書』（平成 23 年 3 月策定、平成 25 年 3 月改訂、朝来市教育委員会）、抜粋、一部修正

表 11-6　具体的な組織育成計画

期間	施策内容
短期 （1 ～ 3 年）	・奥銀谷地域の景観形成まちづくり組織立ち上げ支援 ・文化的景観の勉強会、研修会の開催 ・文化的景観まちづくり懇話会の開催（組織の立ち上げ検討）
中期 （3 ～ 5 年）	・文化的景観まちづくり連絡会の立ち上げ支援 ・まちづくり連絡会のコーディネート機能と運営資金の具体化
長期 （5 ～ 10 年）	・まちづくり連絡会の自主運営と NPO 法人化

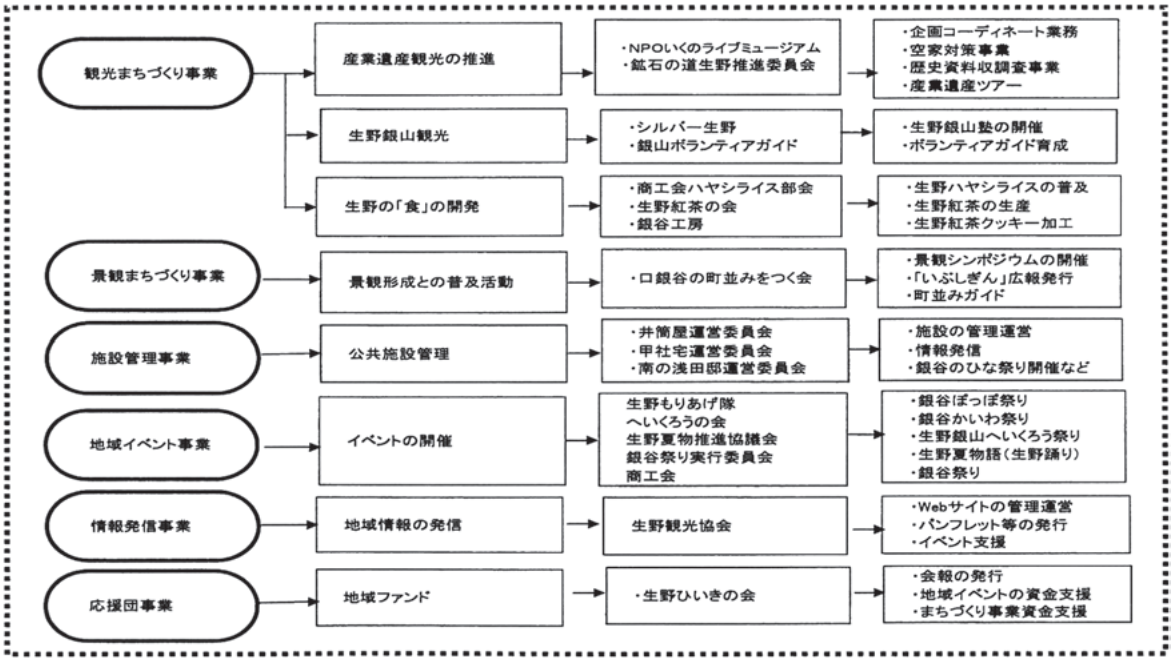

図 11-8　生野におけるまちづくり活動と団体

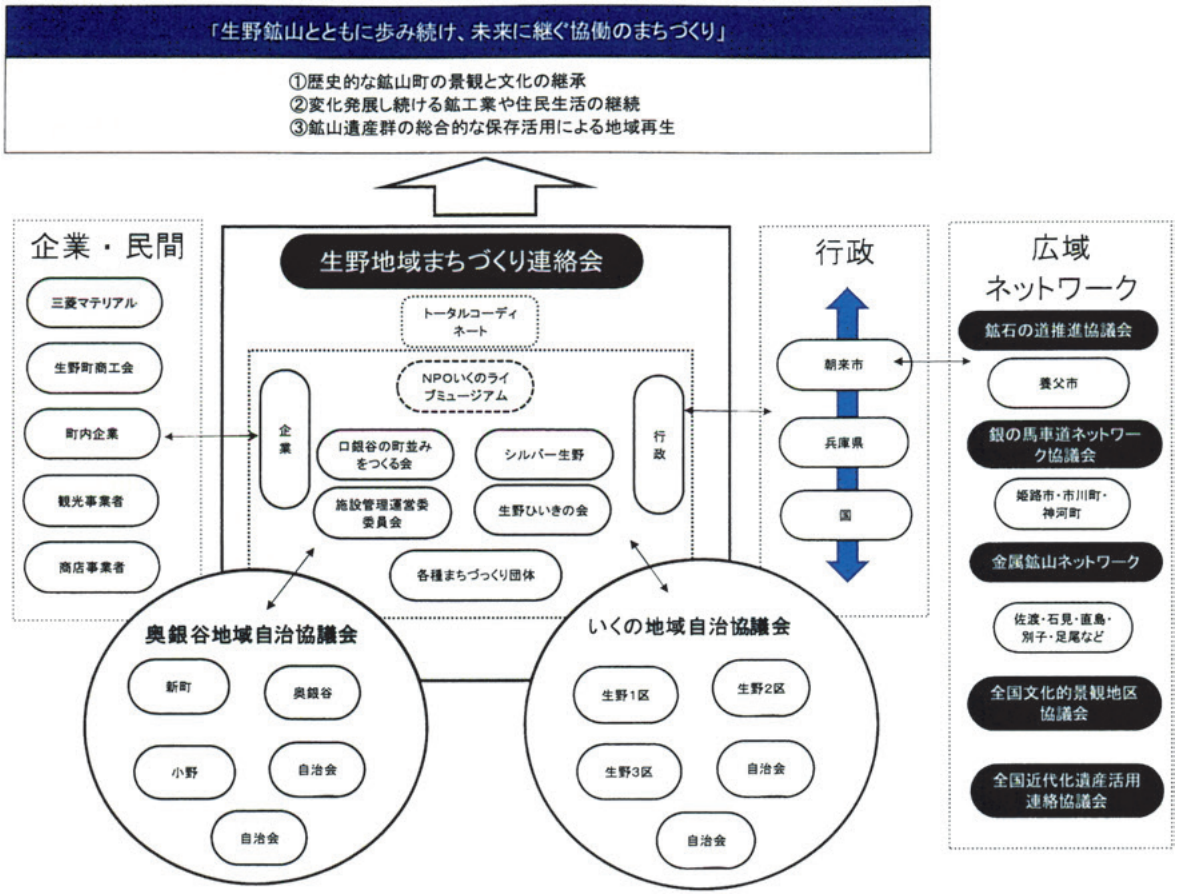

図 11-9　まちづくり組織のイメージ図

表 11-7　重要な構成要素一覧

番号	分類	名称	所在	所有者等	重要な構成要素	現状変更届出を要するもの	1/2減免対象	現状等の報告案件	備考
1　鉱山の採掘、選鉱、製錬、製造、輸送等に関する景観									
A1	鉱工業用地	川向地区	口銀谷	法人	●	○			
A2	鉱工業用地	太盛地区	口銀谷	法人	●	○			
A3	鉱工業用地	口猪野々地区	猪野々	法人	●	○			
A4	鉱山遺産活用地	金香瀬地区	小野	法人	●	○			
A5	建造物（選鉱製錬施設）	旧混こう所（綜合事務所）	口銀谷 985-1	法人	●	○	○		
A6	建造物（選鉱製錬施設）	旧選鉱所（電気炉）	口銀谷 985-1	法人	●	○	○		
A7	建造物（選鉱製錬施設）	旧オリバーフィルター室	口銀谷 985-1	法人	●	○	○		
A8	建造物（選鉱製錬施設）	旧バキュームポンプ室	口銀谷 985-1	法人	●	○	○		
A9	建造物（その他の鉱山関連施設）	旧中門休憩所	口銀谷 985-1	法人	●	○	○		
A16	建造物（その他の鉱山関連施設）	太盛本部カラミ石石積み	口銀谷 985-1	法人	●	○			
A12	建造物（その他の鉱山関連施設）	購買会・鉱山食堂倉庫	口銀谷 985-4	法人	●	○	○		
A18	建造物（その他の鉱山関連施設）	生野鉱山正門門柱	小野 33-5	法人	●	○			市指定
A15	建造物（その他の鉱山関連施設）	太盛カラミ石擁壁	口銀谷 985-1	法人	●	○			
A13	建造物（その他の鉱山関連施設）	鷹ノ巣堰堤及び送水路跡	竹原野他	法人	●	○			
A14	建造物（その他の鉱山関連施設）	送水路	竹原野他	法人	●	○			
A10	建造物（選鉱製錬施設）	太盛山頂煙突	口銀谷 985-1	法人	●	○			
A11	建造物（採掘施設）	太盛通洞坑口	口銀谷 985-1	法人	●	○			
A17	建造物（採掘施設）	金香瀬坑口	小野 33-5	法人	●	○			市指定
A19	記念物	慶寿ひ	小野 33-5	法人	●	○			市指定
A20	記念物	緑珠ひ	新町	法人	●	○			
A21	鉄道・道路	本部支庫間電車軌道（トロッコ道）	口銀谷	朝来市他	●			○	
A22	鉄道・道路	金香瀬本部間電車軌道（トロッコ道）	新町	朝来市他	●			○	
A23	鉄道・道路	国道 429 号（旧生野鉱山寮馬車道、鉱石運搬道）	口銀谷	兵庫県	●			○	
A24	鉄道・道路	市道鍛冶屋町真弓線（旧生野鉱山寮馬車道）	口銀谷	朝来市	●			○	
A25	鉄道・道路	国道 312 号（旧鉱石運搬専用道路）	口銀谷	兵庫県	●			○	
A26	その他	久宝残滓堆積場	口銀谷	法人	●	○			
A27	その他	大仙谷残滓堆積場	口銀谷	法人	●	○			
2　鉱山町の生活、文化、信仰等に関する景観									
B1	街区	生野 1 区	口銀谷	自治会	●	○			
B2	街区	生野 2 区	口銀谷	自治会	●	○			
B3	街区	生野 3 区	口銀谷	自治会	●	○			
B4	街区	生野 4 区	口銀谷	自治会	●	○			
B5	街区	生野 5 区	口銀谷	自治会	●	○			
B6	街区	生野 6 区	口銀谷	自治会	●	○			
B7	街区	生野新町区	新町	自治会	●	○			
B8	街区	奥銀谷区	奥銀谷	自治会	●	○			
B9	街区	小野区	小野	自治会	●	○			
B10	街区	生野緑ヶ丘区	竹原野	自治会	●	○			
B11	街区	猪野々区	猪野々	自治会	●	○			
B12	河川	市川	口銀谷他	兵庫県	●			○	

B13	鉱山関連居住施設	甲7、8、9、19号社宅及び土塀、カラミ土塀	口銀谷697-1	朝来市	●	○		市指定
B15	鉱山関連居住施設	甲5、6号社宅	口銀谷696	法人	●	○	○	
B16	鉱山関連居住施設	寺の上社宅群	口銀谷929	法人	●	○	○	
B20	鉱山関連居住施設	旧生野鉱山長官舎門	口銀谷356	朝来市	●	○		
B14	鉱山関連居住施設	旧松本林右衛門邸（SUMCOクラブ）	口銀谷668-2	法人	●	○	○	
B17	鉱山関連居住施設	旧吉川家住宅（生野まちづくり工房井筒屋）	口銀谷640	朝来市	●	○		国登録
B18	鉱山関連居住施設	旧浅田家住宅	口銀谷618-1	朝来市	●	○		
B19	鉱山関連居住施設	旧吉川家住宅	口銀谷618-1	朝来市	●	○		
B21	その他の居住施設	今井家住宅	口銀谷534	個人	●	○	○	国登録
B22	鉱山関連居住施設	佐藤家住宅別邸	口銀谷751	個人	●	○	○	国登録
B23	鉱山関連居住施設	桑田家住宅	口銀谷800	個人	●	○	○	国登録
B24	その他の居住施設	松本家住宅	口銀谷477	個人	●	○	○	国登録
B25	鉱山関連居住施設	綾部家住宅	口銀谷2120	個人	●	○	○	国登録
B26	鉱山関連居住施設	桑田家住宅	口銀谷780	個人	●	○	○	
B28	鉱山関連居住施設	白瀧家住宅	奥銀谷1419	個人	●	○	○	
B29	その他の居住施設	大西家・川崎家住宅	新町1106	個人	●	○	○	
B30	鉱山関連居住施設	太田家住宅	小野1595	個人	●	○	○	
B31	建造物	旧生野警察署（1区公民館）	口銀谷523-1	朝来市	●	○		市指定
B32	商店等	旧海崎医院	口銀谷455	個人	●	○	○	国登録
B33	商店等	日下旅館	口銀谷1958	個人	●	○	○	国登録
B34	商店等	石川醤油店、醤油蔵	口銀谷1940	個人	●	○	○	
B35	信仰施設	山神社及び境内	口銀谷980	宗教法人	●	○		
B36	信仰施設	姫宮神社及び境内	口銀谷617	宗教法人	●	○		
B37	信仰施設	大歳神社及び境内	口銀谷2298	宗教法人	●	○		県登録
B38	信仰施設	東西寺及び境内	口銀谷510	宗教法人	●	○		県登録
B39	信仰施設	天理教生野分教会及び境内	口銀谷488	宗教法人	●	○		
B40	信仰施設	延応寺及び境内	口銀谷83-1	宗教法人	●	○		市指定
B41	記念物	生野義挙碑	口銀谷546	朝来市	●	○		市指定
B42	記念物	ヒカゲツツジ群落	小野33-5	自治会	●	○		
B43	記念物	延応寺の大ケヤキ	口銀谷83-1	宗教法人	●	○		

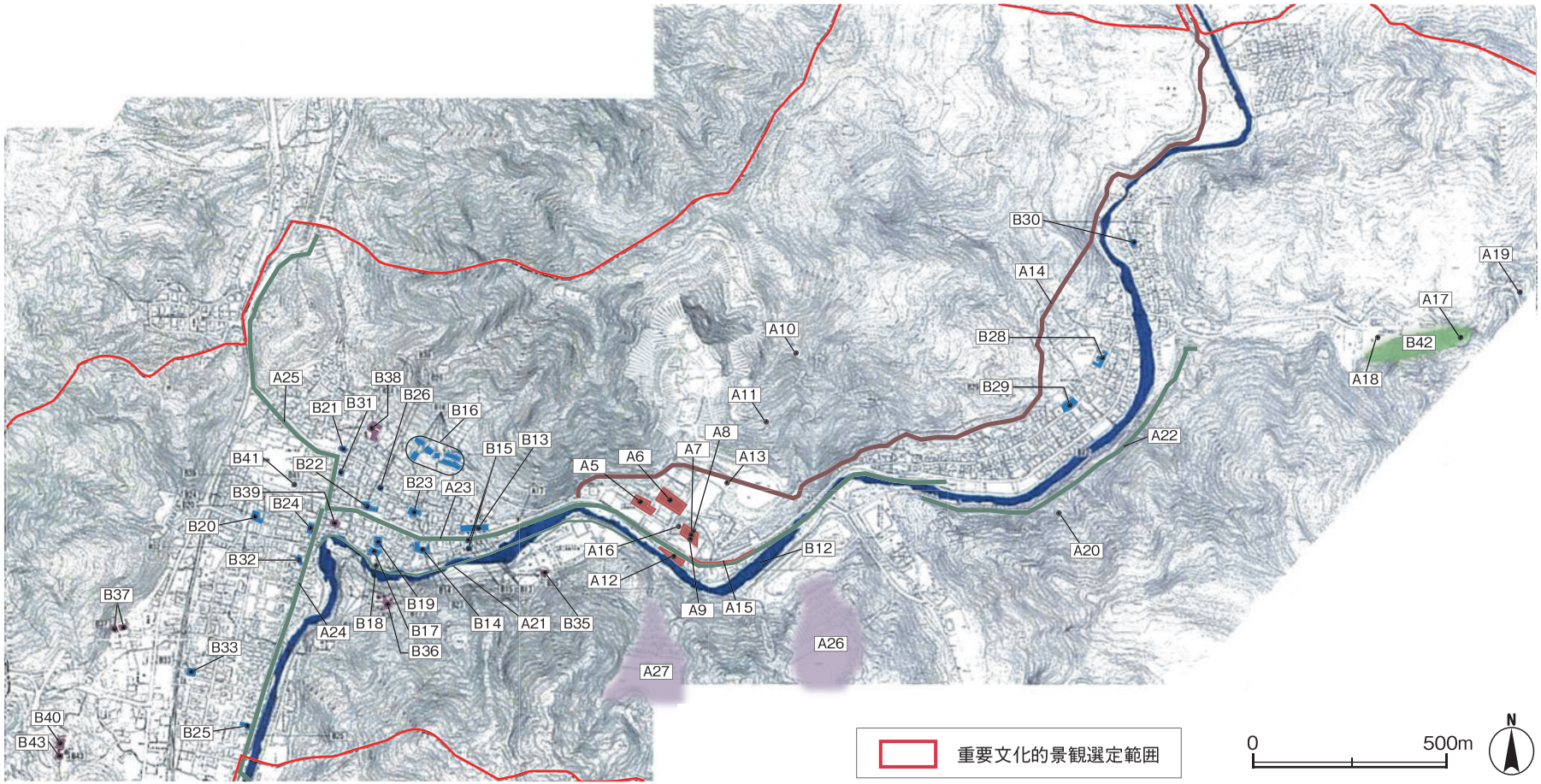

図 11-10　重要な構成要素位置図（1）（重要な構成要素番号は表 11-5 参照）

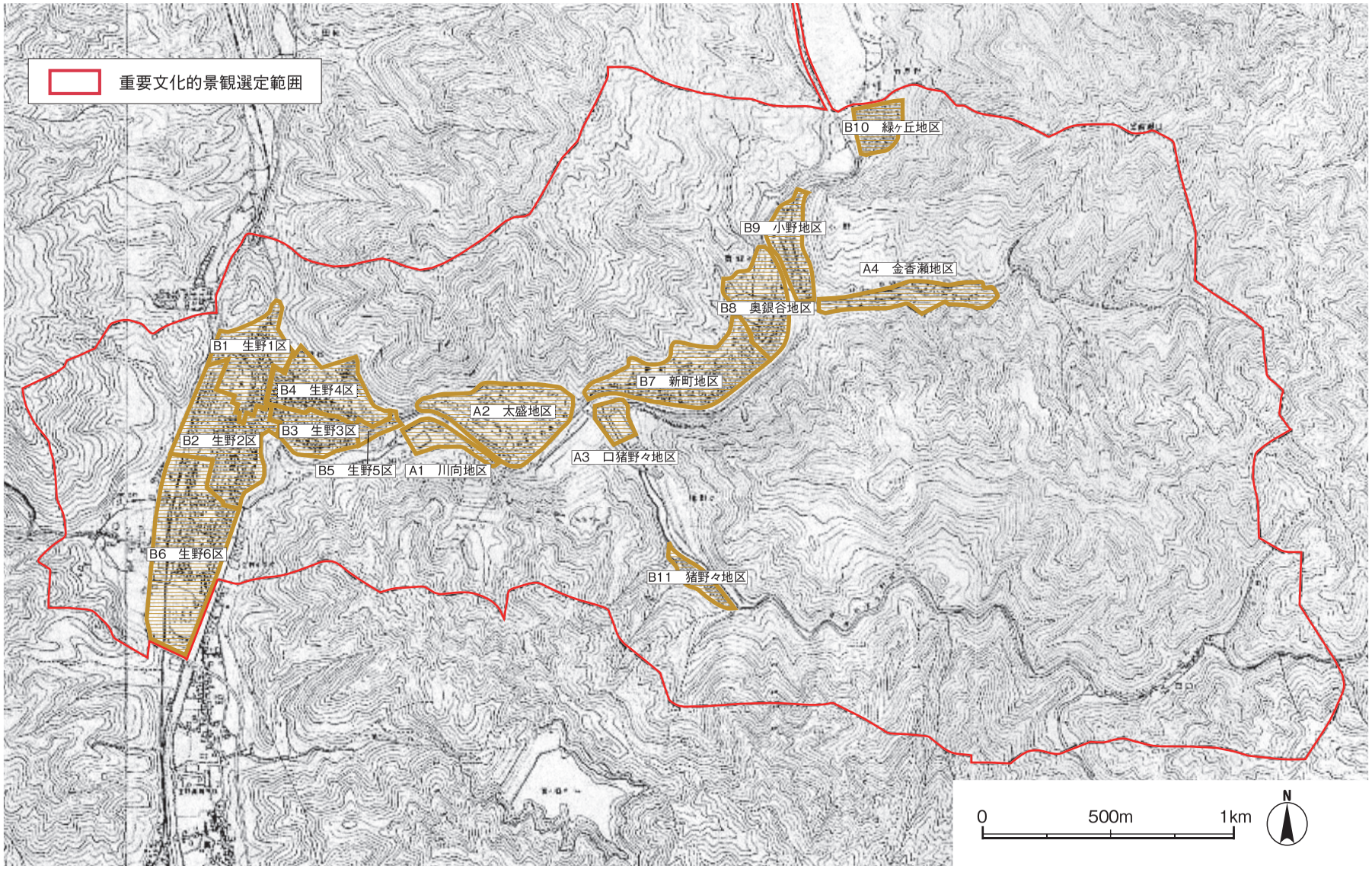

図 11-11　重要な構成要素位置図（2）　街区

番号：B１６	分類：建造物 （鉱山関係居住施設）	地域：口銀谷地域
構成要素名：寺の上社宅群	所有者：法人・朝来市	

位置図

概要

明治後半から昭和３０年代にかけて、古城山の裾野斜面を利用し、鉱山の従業員社宅39 棟が建設された。多くは解体されたが4 棟が現存し、生野鉱山の居住施設の形態を物語る存在である。

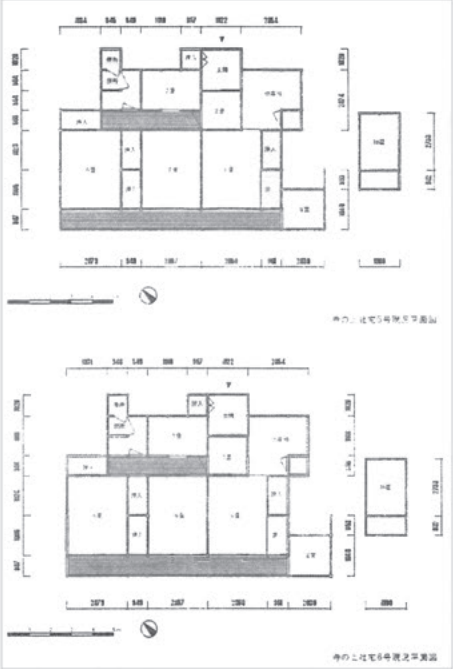

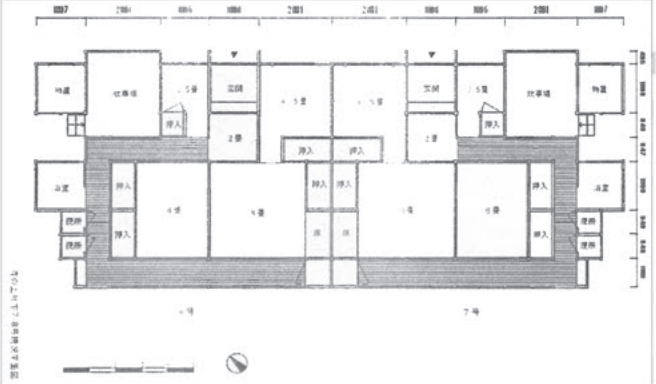

敷地建物等配置図

図 11-12　重要な構成要素の個別記載（「寺の上社宅群」の例）

12　蘭島及び三田・清水の農山村景観

和歌山県有田郡有田川町

重要文化的景観の概要

高野山系に水源をもつ有田川は、穿入蛇行により独特の地形を形成しながら、和歌山県中北部を西流し、紀伊水道に流入する。その上流部に位置する三田・清水は、有田川が形成した河岸段丘に展開する農村集落である。集落では、有田川の支流である湯川川から導いた水を用いて、平坦面における稲作を中心とした生業が営まれている。中でも、大きく屈曲する有田川によって形成された蘭島では、整った対称をなす扇形の段丘地形において棚田耕作が行われており、審美的な価値も高い。また、耕地が限られる当地では、畦畔や集落の後背斜面地等も山畑に利用され、シュロ・チャノキ・サンシヨウなど特徴的な植生がみられる。特に、ヒメコウゾから生産される和紙は保田紙として著名で、かつては和傘の材料として、内海（海南市）などの都市部へ移出された。

高野参詣道の途上に位置する当地は、長久３年（1042）の高野山文書に記載されるなど、早くから集落が営まれていたと考えられる。中世には、本家円満院（三井寺）、領家寂楽寺（白川喜多院）、地頭湯浅党が統治する荘園（阿弖河荘）であったことが、建治元年（1275）に作成された国宝『阿弖河荘上村百姓等片仮名書申状』等によって知られている。

現在に至る土地利用の在り方の基盤が形成されたのは、近世期である。17 世紀から 18 世紀初頭にかけての当地における耕地開発・集落整備を遂行したのが、山保田組の初代大庄屋であった笠松左太夫（1596 ～ 1673）であった。笠松は、明暦元年（1655）に湯川川に井堰を設けて潅漑水路「上湯」を開削し、蘭島における水田耕作を可能にしたほか、保田紙の生産を専業とする小峠集落等を開いた。

当地では、水田への用水路は「湯」と呼ばれる。それぞれの湯では「田人」と呼ばれる水利組合が組織され、田人親のもとで水路の維持管理が行われた。また、「湯山」と呼ばれる共有林を保有し、木材を切り出して柴堰の補修を行ったり、木材を売却して田人の運営費にあてたりした。現在も、水利組合長である「部頭」のもと、「水守」を定め、水路の補修・清掃・管理を共同で行っている。また、田への水入れや水落としの日取りも田人ごとに定めるなど、伝統的な水利慣行が継承されている。

当地における集落形態は、水との関係によって規定される。谷水が豊富で利水しやすい三田集落では家屋が散在するのに対し、湧水を水源とする西原集落では家屋が密集する。それぞれの民家は、もともと降雨が多い当地に適合した急傾斜の茅葺屋根を有しており、狭小な敷地に適応した分棟形式の建物配置となってい

図 12-1　「蘭島及び三田・清水の農山村景観」の位置

図 12-2　扇型の段丘地形で棚田が営まれる蘭島

る。山を背にした主屋の両側に、付属屋として納屋・土蔵・紙漉小屋等が配される。主屋・付属屋によって囲まれた空間は、農作業場のほか、コウゾの堆積や紙干し場として利用されるなど、生業に密接した居住空間が構成されている。さらに、「亥(い)の子」などの農耕儀礼をはじめ、イタドリの枯柴を道の辻に積み上げて焚くことによって邪気・邪霊を追い払い、無病息災を願う「鬼追いドンド」の節分行事など、年中行事が現在も数多く継承されている。

このように、三田・清水では、有田川の河岸段丘地形において稲作が行われるほか、保田紙の生産など特徴的な生業が営まれてきた。こうした生業の在り方は居住地の空間構造に反映されており、独特の文化的景観を形成していることから、この地域における生活・生業を理解する上で欠くことができない景観地として、重要文化的景観に選定し、保存・活用を図るものである。／出典:『月刊文化財』第600号、一部修正

図 12-3　伝統的な水利組織「田人」によって行われる上湯用水路の共同清掃

図 12-4　主屋両側に作業小屋が伴う伝統的な建物形式

蘭島及び三田・清水の農山村景観保存計画

Ⅱ部　保存計画

第１章　文化的景観の位置及び範囲

(1) 計画の目的

（前略）

蘭島の棚田景観については、日本の棚田百選や第４回「美しい日本のむら景観コンテスト」で農林水産大臣賞を受賞するなど、全国的にも高く評価されており、これまで主として観光資源としての活用が図られてきたが、その活用が必ずしも営農の継続や景観保全に十分還元されていないのが現状である。また、近年の社会、経済情勢の変化に伴う中山間地域を取り巻く厳しい環境下にあって、これまでのような消費型の観光施策のみでは、将来にわたって文化的景観の保存と継承を行うことについても危惧され始めた。

有田川町では、先人達の長い営みによって形成された文化的景観が、当地域固有の歴史や風土を伝える貴重な文化遺産であることを評価し、文化的景観として適切に保護すること、そしてその価値を地域住民と行政が共有することによって住民参画と官民協働による持続可能な保全と継承を行い、より一層の活用を図ることによって地域活性化を実現することを目的として、重要文化的景観の選定について申出を行うこととした。本計画では、蘭島及び三田・清水の農村景観をかけがえのない地域の財産として将来に継承するために、本計画において適切な保全と活用の方向性を示すものである。

(2) 検討体制と計画策定の経過

（略）

(3) 有田川町景観計画

（略）

(4) 重要文化的景観の区域

蘭島及び三田・清水の農村景観の主体となる構成要素は、蘭島をはじめとした棚田であり、伝統的な土地利用の維持継承によって良好な景観が保たれている。また、景観の保全継承にあたっては、明暦元年（1655）に開削された上湯用水路とそれを維持管理している田人と称される水利組合の活動が大きな役割を果たしている。さらに、蘭島及び三田・清水の農山村景観の保全にあたっては、蘭島だけではなく、周辺部の保全、活用をいかに図るかが大きな命題である。以上の諸点を勘案し、重要文化的景観の申出範囲の設定にあたっては、まず蘭島と同じ上湯用水路によって用水されている受益地一帯を含む地区を対象範囲とし、現在の上湯用水路の取水口を南限として捉え、東西限は清水西原地区、湯子川地区の受益地を包括する範囲を有田川、湯川川を境として設定した。蘭島及び三田・清水の農村景観は、極めて固定的な視点場が存在することが大きな特徴となっているが、現在その景観を一望することができる三田区蔵王権現社と、その北隣にあるかつての眺望区域を北限として捉えた。また、蘭島は江戸時代初期に当地域の初代大庄屋であった笠松左太夫が新田開発を行ったことが歴史史料から明らかであるが、蘭島とは有田川を挟んだ東側に位置し、昭和初期まで当地域の農家の副業として盛興した保田紙の製造が創始された歴史的にも関わりが深い清水小峠地区を範囲に含め、今後のまちづくりの観点からも範囲の検討を行った。

以上の検討をもとに設定した文化的景観の範囲は、清水区西原地区、清水区湯子川地区の一部、清水区小峠地区、三田区の一部の４地区に及び、対象地域面積 104.9ha の範囲を重要文化的景観の申出区域とした（図 12 － 5）。また、今後は地域住民の意識向上や理解促進を深めた上で、周囲の区域についても対象地として検討を進めていくこととする。

第２章　文化的景観の保存に関する方針

(1) 基本方針

1. 農村景観の一体性の継承と自然環境の保全

蘭島及び三田・清水の農村景観は、自然、歴史、生業、信仰等が重層した当該地域独自の文化を表象する景観である。その景観は、有田川の曲流によって形成された独特の棚田景観を呈する蘭島のみに目が奪われがちであるが、固定的な視点場を有する当景観にあっては、河川－農地－集落－森林という自然地形に沿って連続する一体性の強い俯瞰景にその特性が見出される。この点は、景観認知調査の結果からも人々が蘭島と周囲の景観の一体性を強く意識していることが明らかである。（中略）

文化的景観の保存にあたっては、自然地形に沿って形成された農村景観の一体性の継承と自然環境の保全を図ることとする。

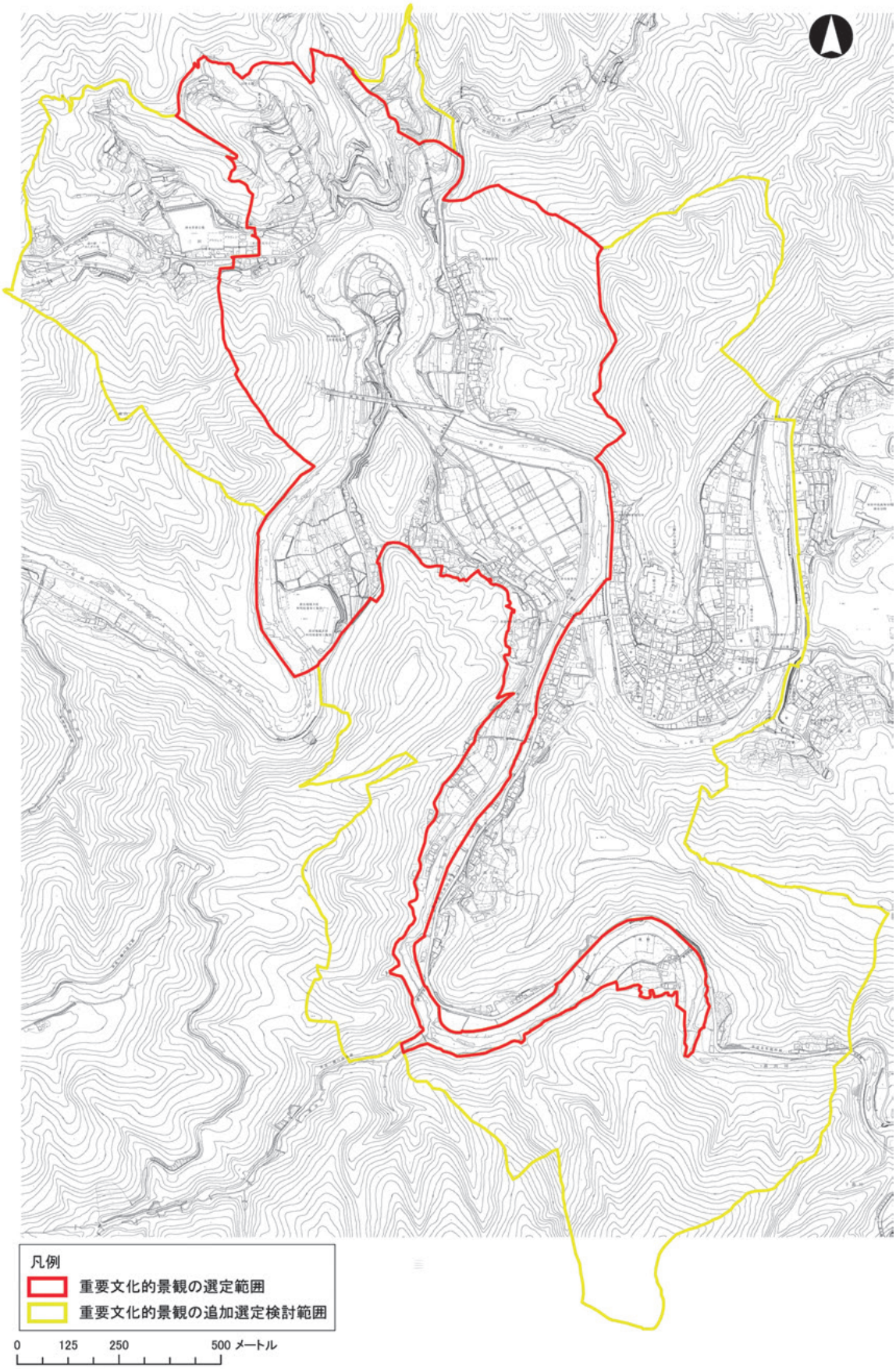

図 12-5　重要文化的景観選定範囲図

2. 生活・生業の維持と持続可能な営農による農村景観の継承

蘭島及び三田・清水の農村景観の主体となる構成要素は、蘭島をはじめとした水田と上湯と呼ばれる用水路である。（中略）

水田や用水路の保存と継承を行うためには、田人と呼ばれる伝統的な水利組織と水利慣行により用水が行われているという社会的な特性が重要であるとともに、農業者の生活と直結する問題であることから、保全のみに偏った考えでは継続的な保存は難しい。持続可能な営農活動を目指すためには、農業者や関連集落が抱える課題を把握し、地域住民の要望があれば景観や生物多様性に配慮しつつも、農業基盤整備を進めていくことも必要である。

3. 伝統・文化・風習の保全と継承

当地域では、会式や年中行事等の伝統行事、習俗が数多く存在しており、有形の要素とともにこれら無形の要素の継承が価値の一つとなっている。これら無形の要素は、地域の紐帯をなし、人々の生活や景観の形成を支えてきた基底の要素となっている。しかし、農地とともにこれら伝統文化の継承も大きな課題となっており、これら無形の要素についても価値の周知を図るとともに、伝統文化に関わる場や空間の保全整備を図ることによって、景観と地域を結びつけ、伝承や伝統行事についての継承に努めることとする。

4. 運営体制の整備と地域活性化の実現

文化的景観の運営体制としては、その主役たる地域住民が主体的に管理に関与し、その継承に参加できる仕組みを構築し、住民、行政、各種団体、専門家等の協働による運営体制の構築を図ることとする。また、蘭島及び三田・清水の農山村景観地域では、会式や地区の清掃活動等の維持管理活動が自治会組織である地区単位で行われていることから、その運営体制は地区単位を母体に進めていくことにする。将来的には、各地区が連携を取りながらその状況に応じた体制づくりを行い、町も適切な文化的景観の保全と整備、運営について、支援を行い、重要文化的景観の選定を契機に、地域活性化に取り組んでいくこととする。

5. 災害への防備と公共事業の調整

蘭島及び三田・清水の農村景観は、過去の度重なる自然災害と向き合い、復興を繰り返しながら形成されてきた経過がある。よって、文化的景観の保存にあたっては、過去の災害史を伝えることによって自然との共生、調和を図るとともに、将来的な予測を検討し景観のき損の大きな要因となる自然災害に備えた山林の計画的な維持管理と治山事業、河川整備を推進していくことにより災害防止に努めるとともに、十分な配慮を行うこととする。

また景観形成に大きな影響を与える公共事業については、計画段階から事前協議を行う仕組みを構築し、重要な案件については有田川町景観審議会、文化的景観検討委員会（仮称）で審査を行うなど、地域の景観形成に先導的な役割を果たすように関係機関との連携を図ることとする。

(2) 地区単位ごとの保存方針

（前略）

蘭島及び三田・清水の農村景観地域では自治会組織である地区単位で活動が行われていることから、以下では運営母体である地区単位ごとの方針について記述を行う。

[蘭島]

蘭島は、自治会区域では西原集落に含まれるが、集落からは隔絶した位置関係にあり、また当文化的景観のコアゾーン、ランドマークとして中核をなす地区である。蘭島では、景観保全保存会と協働しながら、営農の継続による景観保全と維持継承に努めることとする。また、生産米の付加価値を高めることにより、農業者を支援する仕組みを構築することとする。

[三田集落]

三田集落は、蘭島以北の緩斜面上に展開する農村集落であり、散在的に位置する民家と、その間に展開する棚田や山椒畑が融合し、眼下に景観を眺望する良好な視点場が集落の各所に複数存在していることも特徴となっている。また、集落内には蔵王権現社、金比羅権現社、愛宕社が祀られ、今も会式が執り行われており、地域共同体の紐帯を維持する重要な空間となっている。このため、農地の維持継承、視点場の整備活用、信仰、習俗の保存、継承を図ることとする。

[小峠集落]

小峠集落は、江戸時代に保田紙が創始され、紙漉集落として発展した集落であり、高野・龍神街道に沿って家屋が展開する街道型集落で、水田は少なく、商店や家屋が密集している。松葉観音堂は地域共同体の紐帯を維持する重要な空間であり、餅まき会式としては古い様態を残したものであることから、その保存と継承を図る。また、集落中央部には、笠松

左太夫の偉業を称える碑があり、ビジターセンターの設置等により景観を活かしたまちづくりを推進することとする。

［西原・湯子川集落］

西原、湯子川集落は、有田川の河岸段丘を利用した典型的な農村景観が広がり、河川－水田－民家－用水路－畑－里山という連続した一体感のある景観が形成されており、伝統的な土地利用を継続することとする。西原観音堂、春日神社・愛宕社、フキの峠の地蔵の他、信仰対象となっている中世石造物は、歴史的にも重要な要素であり、今も会式が執り行われているなど地域共同体の紐帯を維持する重要な空間となっている。このため、農地の維持継承、信仰、習俗の保存、継承を図ることとする。

第３章　土地利用に関する事項

(1) 既存の法令と行為規制

（略）

(2) 景観計画による行為の規制

有田川町景観計画では、有田川町全域を景観計画区域としている（付図略）。重要文化的景観との関連については、選定申出範囲を核に、その周辺の集落についても自治会の範囲を基準に緩衝地域とし、それらを「蘭島景観重要区域」に指定することによりその整合を図っており、景観形成基準を定めている（付図略）。

［蘭島景観重要地域における景観形成基準］

蘭島景観重要地域は森林の「里山の区域」と集落、農地の「棚田の区域」に区分し、それぞれに景観形成基準を定めた（付表略）。なお、「棚田の区域」については、重要文化的景観の選定申出の範囲の内外で形成基準を細区分している。

［蘭島景観重要地域における届出対象行為］

（略）

［景観形成基準の適用に関する特例］

景観形成基準は、今日まで受け継がれてきた現在（2012 年時点）の棚田景観を保全し、もしくはこれとの調和を図るため、建築物等の設置行為や地形を改変する行為に対して景観上配慮すべき事項を定めたものである。しかし、新たに良好な景観を創造するという視点に立てば、必ずしもこの基準に適合させることが、地域の景観を良くしていくとは限らない。

そのため、土地利用、位置、規模、形態等について総合的に配慮がなされている建築物や外観を含めて地域産材が積極的に使われた建築物、雇用創出など地域経済の振興に寄与する施設・設備で、町長が地域の景観形成に支障がないと認めたものについては、その範囲内において景観形成基準を適用しないものとする。ただし、認定を行うに当たっては、あらかじめ、有田川町景観審議会の意見を聴くものとし、この認定を受ける者は、計画段階（景観法に基づく届出の事前段階）で、当該行為が周囲の景観に及ぼす影響に関する調査、予測及び評価（景観影響評価）を行うものとする。

［景観重要公共施設の整備に関する事項］

景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川等の公共施設は、景観を構成する重要な要素であるとともに、市民や民間事業者に対し、良好な景観形成の先導的役割を果たす責務がある。そのため、景観重要地域内にある幹線道路又は河川で、地域の景観構成について検討し続けることが重要なもの、あるいは整備（補修・改修を含む）に伴い良好な景観を再生・創出するものについては、公共施設管理者の同意を得た上で、景観重要公共施設として指定を行う。

景観重要公共施設の指定

表 12 － 1・図（付図略）に掲げる施設を景観重要公共施設として指定を行う。景観重要公共施設の整備を行う際には次の事項に取り組むものとする。

○景観重要地域における景観形成の方針に従い、周辺の自然環境や歴史等との調和、眺望点からの眺望に配慮する。

○整備内容の詳細の検討に当たっては、事業の計画段階において、町と事前協議を行うものとし、協議を通じて、地域の景観にふさわしい施設の整備を図る。また、特に景観に与える影響が大きいものについては、必要に応じて、公共施設管理者、有識者、地域住民等を交えた協議会等を設けて検討を進める。

○景観重要公共施設の整備は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は

表 12-1　景観重要公共施設

種別		行為
道路	国道 480 号（蘭島橋、小峠橋を含む）	蘭島景観重要地域内（トンネル区間を除く）
	県道美里龍神線	蘭島景観重要地域内（清水から南の区間を除く）
河川	有田川	蘭島景観重要地域内
	湯川川（上湯用水路頭首工を含む）	蘭島景観重要地域内

管理に関する方針や計画に沿って進める。

(3) 現状変更等の取り扱い基準

（前略）

重要文化的景観の選定申出範囲において、重要な構成要素に現状変更等がある場合には、所有者等は事前に有田川町教育委員会と協議を行い、文化庁長官あてに届出を行うものとする。所有者等が届出しなければならない滅失又はき損の様態、現状変更等の届出行為は表（表 12 － 2、付表一部略）のとおりである。また、現状変更の届出の対象となる物件と届出行為については表 12 － 3 に整理を行う。

第 4 章　文化的景観の整備活用

(1) 基本方針

蘭島及び三田・清水の農村景観は、これまで蘭島のみが注目され、観光資源としての活用が図られてきた経過があるが、蘭島という独自性の高い棚田景観と周囲の河川・農地・集落・森林という自然と文化が融合した一体性のある農村景観としての総体が維持継承されていることが大きな価値となっている。また、その景観の背後には、古来より形成、継承されてきた各時代の有形・無形の多様な要素が存在し、景観を支えている。重要文化的景観の整備活用にあたっては、これら農村景観の一体性の保全とその活用の両立を図り、いかに景観保全や営農活動に還元できるかが大きな命題となっている。以上の事項をふまえ、今後の整備活用にあたり、その基本方針と今後の計画について以下に記す。

①生活・生業の維持と重要な構成要素の整備活用

一体性のある農村景観を後世に継承していくために、その構成要素の荒廃を防ぎ、存続を図るための対策を講じ、農地や水路系統、伝統的家屋や信仰物等をはじめとした重要な構成要素の適切な修理・修景等による整備活用を行う。以下に、種別ごとの整備活用方針について記す。

◯農地の整備活用

文化的景観の主体となる構成要素である農地については、農作物の付加価値を高めることによって農業経営の一助となし、継続利用の促進に努める。農地・水路系統の整備については、地域の伝統的な工法を用いた修理修景を行い、周辺の公共工事等で廃棄対象となる石材を確保することによって材料の確保と石積等の技術継承を行う。災害復旧事業においても、地域の伝統的な工法を採用し、景観や生物多様性に配慮を行うこととする。

農地の整備は、農業者の生活と直結する問題であることから、保全のみに偏った考えだけでは継続的な保存は難しい。農業者や関連集落が抱える問題点を把握し、地域住民の要望があれば景観に配慮しつつも、農業基盤整備を進めていくこととする。

◯家屋の整備活用

重要な構成要素として特定した伝統的家屋については、蘭島及び三田・清水の農村景観の景観形成に大きく寄与するものであり、所有者と協働しながら景観保全の中核として適切な保存に努める。修理修景による整備に際しては、伝統的な工法を用い、整備活用に必要な調査は今後とも継続して行い、修理・修景等に反映させていくこととする。また、建物本来の特性にそぐわない改造が加えられている場合には、その履歴や今後の活用を検討した上で、個々の状況に即して修理手法を選択することとする。

◯信仰の場の整備活用

文化的景観の維持管理及びその継承は、その主体者たる地域共同体の役割が極めて大きい。そして、その共同体の紐帯として大きな役割を果たしているのが、地域の信仰空間である。有田川上流域では、数多くの習俗、伝統行事が伝承されており、蘭島及び三田・清水の農村景観の範囲内においても各共同

表 12-2　届出が不要な行為

届出の種類	行政協議対象行為
滅失・き損	・都市計画事業の施行として行う行為 ・国、都道府県、市町村等が行う行為 ・道路、水道、下水道、電気工作物等の設置又は管理に係る行為 ・通常の農林業の生産活動係る行為（栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理等） ・農林業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為（農業構造、林業構造の改善に関する事業、土地改良事業、森林の整備保全に係る事業等） ・「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づく災害復旧工事
現状変更等	・維持の措置（※） ・非常災害のために必要な応急措置 ・通常の農林業の生産活動係る行為（栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理等） ・農林業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為（農業構造、林業構造の改善に関する事業、土地改良事業、森林の整備保全に係る事業等） ・公共施設の管理行為全般 ・保存に及ぼす影響が軽微な行為

※ 維持の措置の範囲

1. 重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要文化的景観を選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
2. 重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
3. 重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

体における会式や伝統行事が行われている。これら文化的景観を支える無形の景観要素を継承するために、伝統行事の場や空間について積極的に修理修景等の整備を行うこととする。

また、現在では地域の信仰対象物ともなっている中世阿弖河荘の開発を示す石造物を適切に保存し、観光資源としての新たな活用を図ることによってその価値を周知し、景観保全意識の醸成に努めることとする。

〇景観の復元

江戸時代、小峠集落で創始された保田紙は、昭和28年の大水害以前にあっては、当地域の農家の主たる副業であり、貴重な現金収入源として人々の暮らしを支えてきた地場産業である。かつては景観の大きな要素の一つであったが、蘭島及び三田・清水の農山村景観地区内では既に失われた生業景観となっている。昭和46年の廃業後、数年の断絶を挟みながらも町営施設設立に伴い、かつての漉き手により復興され、その技術は現在へと継承されている。伝統文化や技術の継承、産業振興を実現していく上でも、保田紙に関わる生業景観を復元し、活用していくことも必要である。

②滞在型観光の推進と景観構成要素を活用した観光散策ルートの設定

蘭島及び三田・清水の農村景観は、その背後にある自然や歴史、生活、文化を理解してこそ、その魅力が体感できるものである。そのため、文化的景観の整備活用については、その前提として各構成要素が重層し、融合し、現在の景観が形成されていることを、具体的に体感できるような整備を行う必要がある。蘭島のみを眺望する通過型の観光が常態化している現状を見直し、景観構成要素を活用した観光散策ルートを基本に、滞在型の観光整備を図っていく。

現在、有田川町商工会、しみず中央商店会において、民話を収集しながら周遊するルートの設定や、現地ガイドの育成について取り組みが始まっている。今後は、既存の活動団体との連携や協力を図りながら、さらなる周遊ルートの拡充やガイド育成を図る必要がある。

③魅力の発信と教育の場としての活用

より多くの住民や来訪者に文化的景観の価値を周知し、理解を促すために、案内板や総合的なサインの整備、既存イベントの活用、パンフレット・ホームページ等の作成によってさらなる魅力発信を強化する。また、大学等と連携し、調査研究を進めるとともに、学術的な情報発信を行う。サインについては、現在の不揃いな設置を見直し、サイン計画の策

表 12-3　重要な構成要素の届出が必要な行為

種別		行為	現状変更	滅失・き損
蘭島	水田（畦畦・用水路を含む）・畑	改修・移設・除去	○	○
	旧牛小屋	改修・移設・除去	○	○
	山林	移設・除去	○	○
	道	改修・移設・除去	○	○
水田	水田（石積み・用水路）	改修・移設・除去	○	○
水路	上湯	改修・移設・除去	○	○
家屋	西林家住宅	改修・移設・除去	○	○
	笠松家住宅	改修・移設・除去	○	○
	杉谷家住宅	改修・移設・除去	○	○
	災害復興住宅	改修・移設・除去	○	○
信仰物（寺社・石造物）	蔵王権現社及び境内地	改修・移設・除去	○	○
	金比羅権現社及び境内地	改修・移設・除去	○	○
	愛宕神社及び境内地	改修・移設・除去	○	○
	小峠地蔵堂	改修・移設・除去	○	○
	松葉観音堂及び境内地	改修・移設・除去	○	○
	愛宕神社	改修・移設・除去	○	○
	西原観音堂及び境内地	改修・移設・除去	○	○
	春日神社・愛宕神社及び境内地	改修・移設・除去	○	○
	東向観音	改修・移設・除去	○	○
	フキの峠の地蔵	移設・除去	○	○
	西原観音堂の石造物	移設・除去	○	○
	笠松左太夫頌徳碑	移設・除去	○	○
河川	関西電力三田水力発電施設（旧南海水力電気三田第六発電所施設）	改修・移設・除去	○	○
	有田川	滅失・き損	−	○
	湯川川	滅失・き損	−	○

定と整備を行う。

また、文化的景観の保全を行う上で、地域の大きな課題となっている将来の担い手の育成のためにも、文化的景観を地域の歴史や自然環境を学ぶ教育の場としての活用を積極的に図り、次世代への教育啓蒙活動を進める。

④広域観光の推進

（前略）

当町の西隣に位置する湯浅町は、醤油発祥地として知られ、近年は伝統的建造物群保存地区を活かしたまちづくりが推進されている。さらに湯浅町に接する広川町では、近年の防災教育の観点から浜口御陵の功績が見直され、関心が高まっている。蘭島周辺地域は、湯浅町・広川町と高野山とのほぼ中間地点に位置することから、和歌山県や他町の観光部局とも連携し、これら両地域を結ぶ役割をもたせることによって、広域観光を推進していくことが望まれる。

(2) 既存の活用の取組み

現在、蘭島の棚田景観を活用した取組みとしては、町行政、ふるさと開発公社、早乙女隊、紀清の集いが等が主催する農業体験、棚田ウォーク、キャンドルイルミネーション等、以下のような活用が行われている。

□八幡小学校田植え、稲刈り体験
□清水保育所　稲刈り体験
□早乙女隊田植え、稲刈り
□ふるさと開発公社　田植え、稲刈り体験
□棚田ウォーク in あらぎ島
□あらぎ島キャンドルイルミネーション

(3) 今後の具体施策

□わがまち元気プロジェクト

わが町元気プロジェクトとは、地域固有の資源を活用し、個性豊かで活力ある地域づくりを推進する取り組みに対し、和歌山県が支援を行う助成事業である。（中略）

今後、平成 24 ～ 26 年度の 3 ヵ年において、地域住民、あらぎ島景観保全保存会、清水中央商店会、商工会、体験交流工房わらし、行政関係者等がプロジェクト会議を設立し、①景観の保全　②歴史・文化の体験　③お米を中心とした地域素材を活かした食の提供という 3 つのキーワードについて、蘭島の文化的景観の保全、滞在型観光の推進と観光客受け入れの基盤整備、情報発信やプロモーション活動等を行う。

（後略）

□伝統的な家屋を活用したビジターセンターの整備

わが町元気プロジェクトにおいて、文化的景観の重要な構成要素である伝統的な家屋を活用し、休憩・便益機能を持つ情報発信や観光拠点としての整備を行い、来訪者の利便性の向上や都市と地域の交流を図る機会を提供するなど、新たな活用体制に取り組むことを位置づけている。その候補として、小峠集落の笠松家住宅を想定し、今後具体的な整備活用計画を検討していく予定になっている。

□第 19 回全国棚田（千枚田）サミットの開催

（略）

第 5 章　保存管理運営体制

(1) 基本方針

文化的景観の保存管理運営体制としては、住民、行政、各種団体、専門家等の協働による運営体制の構築を図り、特に文化的景観継承の主役たる地域住民が主体的に管理に関与し、その継承に参加できる仕組みを作ることが必要である。しかし、現段階では住民主体の運営体制を早期に確立することは困難であり、当面は行政が主導し、あらぎ島景観保全保存会や商工会青年部（紀清の集い）、中央商店会など既存の景観保全団体やまちづくり団体との連携を図りながら、気運が高まるように誘導を図っていくことが必要である。そのためにも、文化的景観の調査や価値の把握、地域住民を関与させるためのワークショップ等を継続的に実行していくことが求められる。

また、蘭島の文化的景観地域では、会式や地区の清掃活動等の維持管理活動が自治会組織である地区単位で行われていることから、その運営体制は地区単位を母体に進めていくことにするが、将来的には各地区が連携を取りながら、まちづくり団体が組織されることが望ましい。町も適切な文化的景観の保全と整備、運営について、所有者へ理解の増進を行い、ボランティアの利用促進等による運営母体を拡充し、景観行政団体としての責務を果たさなければならない。

（図 12 － 6 参照）

(2) 住民の体制

蘭島及び三田・清水の農村景観の保全と継承は、いかに地域共同体の活動を継続していくかが最も大きな課題となっているが、農地の維持や伝統行事の継承には、住民に大きな負担が強いられており、現状の維持管理体制では、その継承が困難な段階に達しつつある。農地については、農作物の付加価値を

高めることにより、その継続利用を促進するとともに、水田耕作の支援体制、担い手の育成を図るが、今後は地域外の協力を得なければならない状況が訪れることが予想される。その対策としては、都市住民との交流や、集団営農、オーナー制度の他、農村ボランティア制度の導入等も検討しなければならないが、高齢化と過疎化を解決することが困難な現状にあって、安易な外部依存による景観の維持が、本質的な景観の継承と言えるかどうか問い続ける姿勢も肝要であり、まずは地域内での解決を念頭にその手法を検討することが必要である。そのためにも、行政と住民が文化的景観の価値を共有し、さらなる文化的景観への理解増進を図ることが必要である。

(3) 行政の体制

行政の運営体制について、文化的景観の保全と継承は、総合的なまちづくり施策であり、文化財を所管する教育部局や景観法を所管する建設部局のみならず、商工観光部局、農林業部局、環境部局等の関係部局と連携を強化し、緊密な協力体制の整備を図ることが必要である。重要文化的景観の範囲内においては、有田川町景観計画の他、既存の法令による届出等があったものについては各担当部局から教育委員会へ照会を行うこととする。

公共工事については、地域の景観形成に与える影響を考慮し、景観配慮を先導的に進めるために事前協議の徹底とその仕組みの構築に努めることとする。有田川町教育委員会では、三田区展望所周辺の和歌山県、有田川町が計画する公共工事について検討会議をもち、関係者による内容の協議検討を実践している。

今後は、有田川町文化財保護審議会の中に、有識者等からなる「文化的景観検討委員会（仮称）」を設置し、有田川町景観審議会とも連携しながら、各種開発行為の景観に対する負の影響が最小限になるよう留意するとともに、重要な案件については住民、有識者、行政関係者等が協議検討を行うこととする。

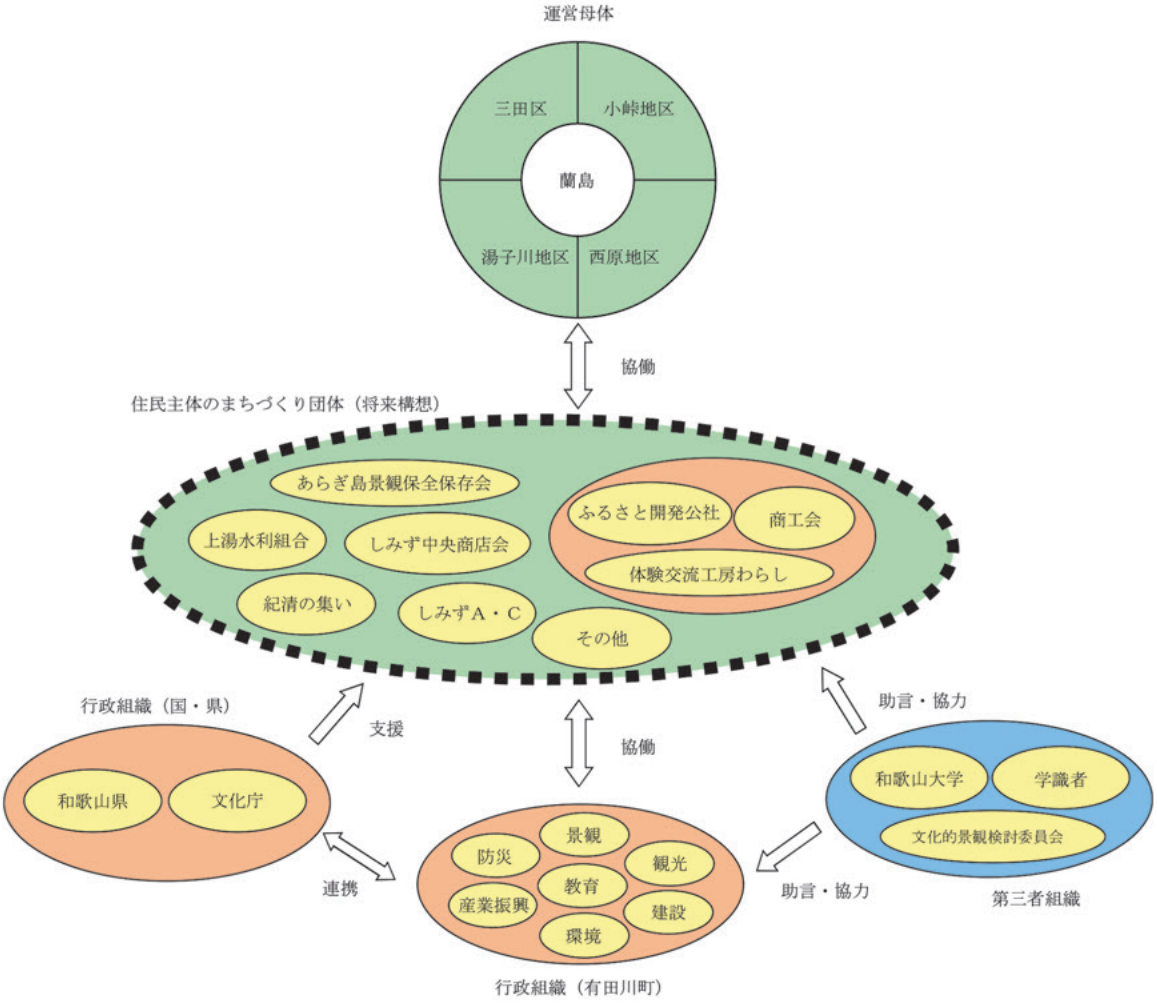

図 12-6　運営体制模式図

また、文化的景観の整備活用計画の策定については、文化的景観保存調査委員会を基にした整備活用委員会を設立し、新たな体制を構築していくこととする。

(4) 支援体制

有田川町景観条例では、自治会区域等の区域内における良好な景観の形成のための活動を行う団体について、その区域における景観づくりに関する協定を締結し、当該協定について町長の認定を受けることができるとする「有田川町景観づくり協定」を設置し、これら協定区域やその他の良好な景観の形成に寄与すると認められる活動をしようとする者に対し、技術的援助その他必要な支援を行うことができるとしている。

現在、有田川町景観計画に定める景観重要地域等における良好な景観形成を促進するため、景観形成支援制度の制定について具体的な検討に入っている。この制度では、景観重要地域等で定める景観形成基準に基づき、地域の景観に配慮、工夫された工事に対して助成する「修景助成」と、景観重要地域等における景観形成の推進を目的とした地域住民の参画と協働による景観形成の取組を支援する「活動助成」、近年地域の課題として大きくなっている景

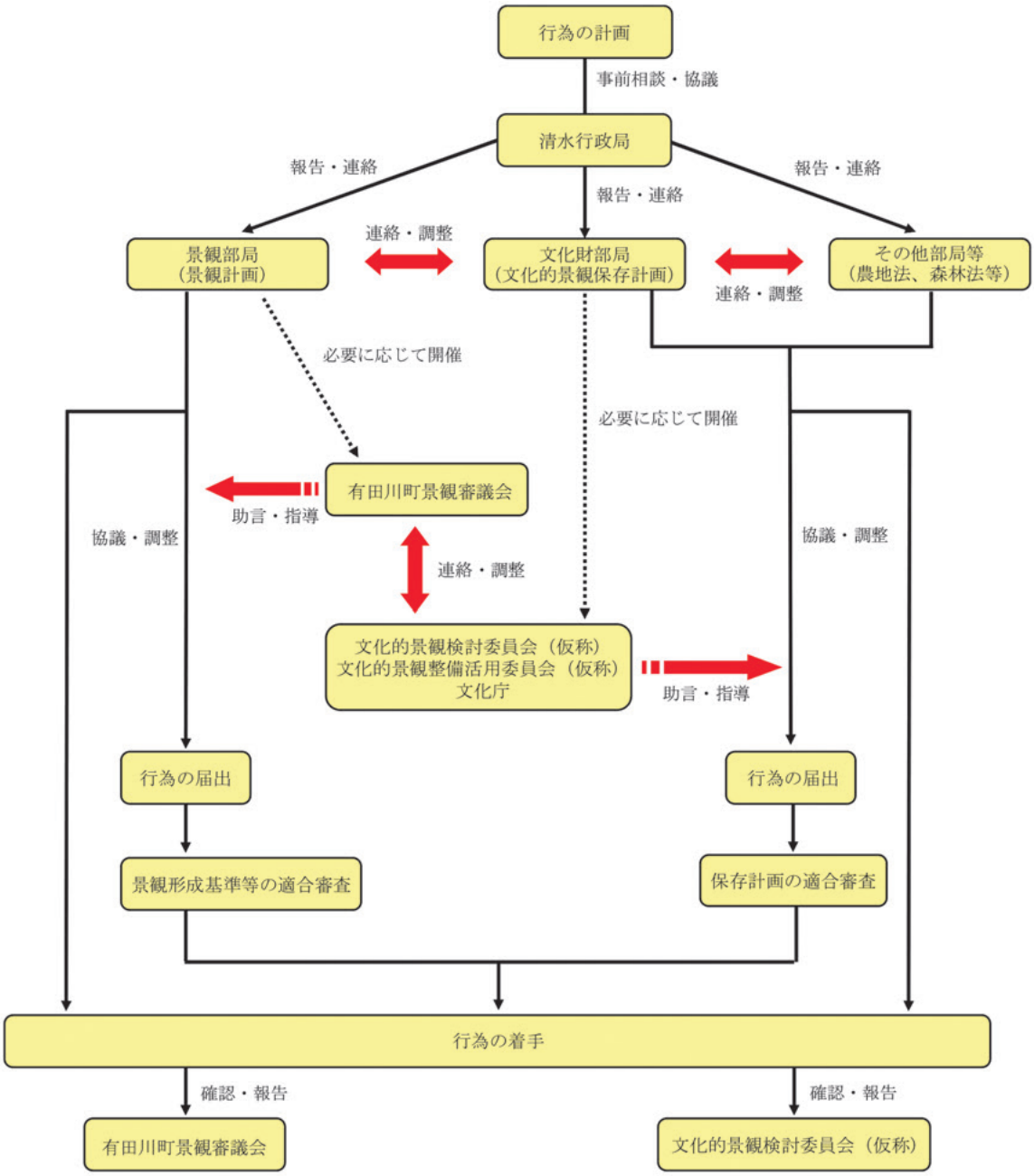

図 12-7　事前協議、届出のフロー

観重要地域等の区域内に放置されている老朽危険家屋等の除去費用についても支援できる内容を検討している。

また、文化的景観の重要な構成要素の修理・修景についても、分担金条例を制定し、個人が国の補助を受けられる体制づくりを図りつつ、有田川町独自のより決め細やかな支援制度についても取り組んでいくことにしたい。

（図 12 － 7 参照）

第 6 章　文化的景観における重要な構成要素

蘭島及び三田・清水の農山村景観は、有田川上流域の自然、歴史、生業、信仰が深く結びついた地域固有の文化を表象する景観である。蘭島及び三田・清水の農山村景観の形成やその価値を評価する上で必要な物件であり、以下の要件のいずれかに該当する本質的な価値を示す物件で、所有者の同意が得られた物件を「重要な構成要素」として特定した。

重要な構成要素の特定要件

①「文化的景観」の生活、生業、信仰を理解する上で重要なもの

②「文化的景観」の形成やその変遷を理解する上で重要なもの

③「文化的景観」の地域的な特性を理解する上で重要なもの

④「文化的景観」を活用する上で重要なもの

また、重要な構成要素の内、家屋については上記要件に加え、有田川上流域の典型をなす意匠・構造・間取り等をもつ伝統的な木造建築で、所有者の同意が得られたものを重要な構成要素として特定した。

今回特定した重要な構成要素の合計は、11 種類 212 件となる。詳細は表 12 － 4 のとおりである。

蘭島の棚田	1 件
旧牛小屋	1 件
水田	189 件
水路	1 件
家屋	4 件
神社・小社	5 件
堂宇	4 件
石造物	3 件
水力発電施設	1 件
河川	2 件（2 級河川）
頭首工	1 件

（図 12 － 8、9 参照）

／出典：『蘭島及び三田・清水の農山村景観保存計画』（平成 25 年 3 月、有田川町教育委員会）、抜粋、一部修正

表 12-4　重要な構成要素一覧

No.	名称	地区	所有者・管理者	備考
1	蘭島	西原地区	個人、有田川町	
2	蘭島の旧牛小屋	西原地区	個人	
3	水田	全地区	個人	
4	上湯	湯子川地区 西原地区	上湯水利組合	
5	西林家住宅	三田区	個人	
6	笠松家住宅	小峠地区	個人	
7	杉谷家住宅	西原地区	個人	
8	災害復興住	宅三田区	個人	
9	蔵王権現社	三田区	三田区	
10	金比羅権現社	三田区	三田区	
11	愛宕神社	三田区	三田区	
12	愛宕神社	小峠地区	清水区	小峠番
13	春日神社・愛宕神社	西原地区	清水区	西ノ原番
14	小峠地蔵堂	小峠地区	個人	
15	松葉観音堂	小峠地区	清水区	小峠番
16	西原観音堂	西原地区	清水区	西ノ原番
17	東向観音	西原地区	個人	
18	笠松左太夫頌徳碑	小峠地区	清水区	小峠番
19	西原観音堂の石造物	西原地区	清水区	西ノ原番
20	フキの峠の地蔵	西原地区	清水区	西ノ原番
21	関西電力三田水力発電施設 （旧南海水力第 6 発電所施設）	三田地区	関西電力株式会社	
22	有田川	西原地区 三田地区	和歌山県	景観重要公共施設
23	湯川川	湯子川地区	和歌山県	景観重要公共施設
24	上湯用水路の頭首工	湯子川地区	和歌山県	景観重要公共施設

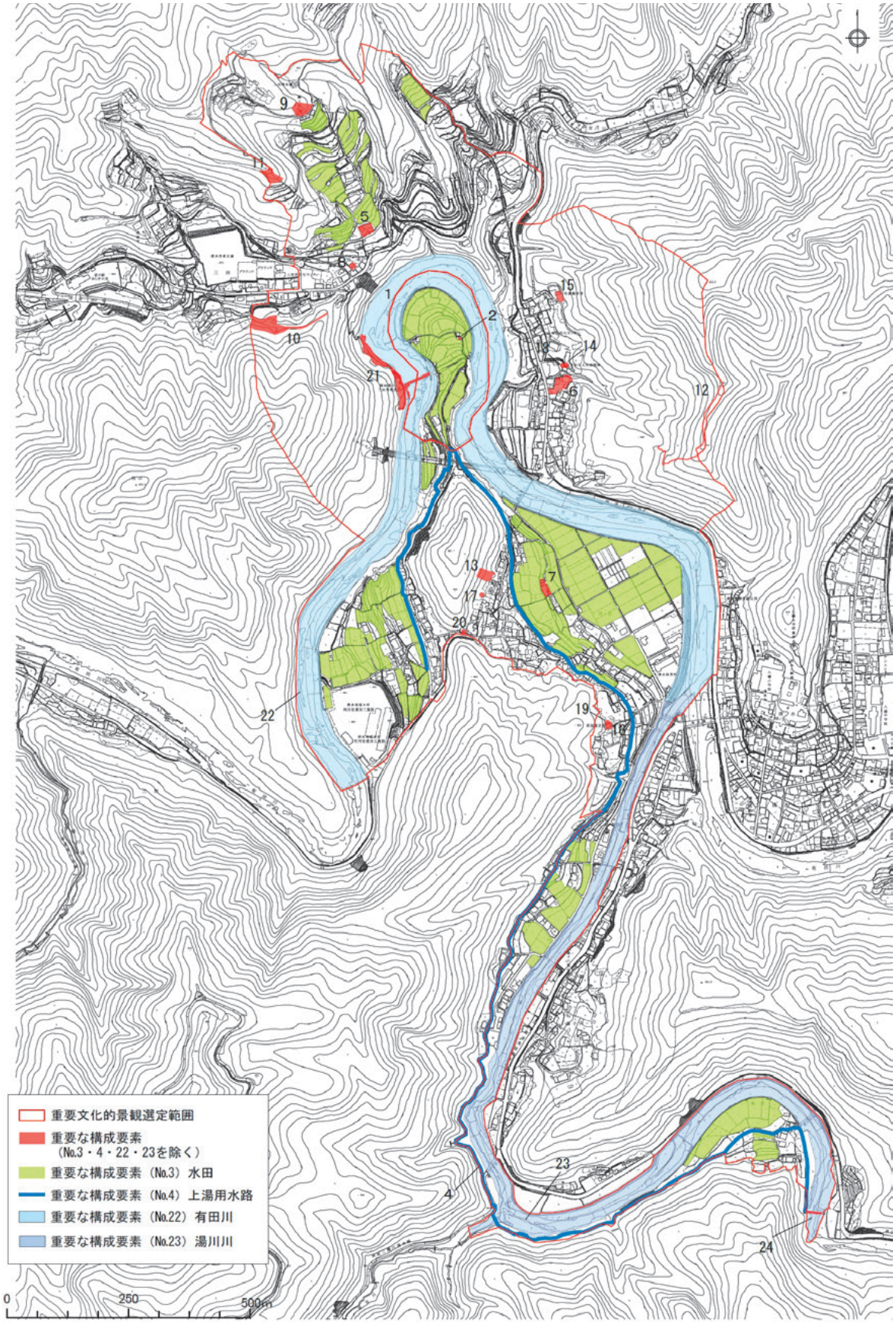

図 12-8　重要な構成要素位置図（重要な構成要素番号は表 12-4 参照）

名　称	杉谷家住宅		
員　数	一件	面　積	503.88㎡
所在地	有田川町大字清水字和田1908番地		
所有者	個人	管理者	個人
概要	西原湯子田地区の段丘中位に位置し、約３ｍを測る高い石積みによって敷地が構築されており、主屋、納屋、蔵、旧牛子屋が建つ。主屋西面には吹き水（噴水）を溜める水溜めがあり、かつては周囲の民家にも供されていた。またこの水を利用して納屋では紙漉きが行われていた。主屋・納屋の建築年代は昭和30～40年代と新しいが、農業と紙漉きを副業とする当地域の伝統的な生業と土地利用を物語る例である。		
文化的景観との関係	家屋の敷地の配置や石積みが良好に残り、吹き水（噴水）の利用の実態や農業と紙漉きを副業とする当地域の伝統的な生活生業を理解する上で重要な要素である。		

写真

位置図

配置図

図 12-9　重要な構成要素の個別記載（「杉谷家住宅」の例）

13 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観

島根県仁多郡奥出雲町

重要文化的景観の概要

島根県東部の中国山地、斐伊川の源流部に位置する奥出雲地域では、起伏の緩やかな山地と広い盆地が発達している。東部にそびえる船通山は、『古事記』・『日本書紀』に登場するスサノオノミコトのヤマタノオロチ退治神話の舞台となった地であり、出雲神話発祥の地とも語られている。

奥出雲町には風化の進んだ花崗岩が広く分布しており、この中に1%前後含有している磁鉄鉱が「真砂砂鉄」と称されるものである。天平5年（733）に編まれた『出雲国風土記』の仁多郡（現在の奥出雲町にあたる）の条に「三所郷・布勢郷・三沢郷・横田郷」併せて4郷が所在し、「諸郷より出すところの鉄堅くして、尤も雑の具を造るに堪ふ」と記されている。このことは、この地域では往時から盛んに製鉄が行われていたことを示すとともに、産する鉄の優秀性を物語るものである。戦国時代には、毛利氏が良鉄の産地として目をつけ、鉄奉行を送り込み直轄支配して鉄の確保を図った。そして、近世・近代にかけてわが国の鉄生産の中心地として隆盛を極め、「たたら製鉄」が栄えた。

この地帯では広範にわたり「鉄穴流し」が行われた。鉄穴流しとは選鉱方法の一つで、「切り羽」と呼ぶ鉄穴場で砂鉄を含む花崗岩の山を掘り崩し、それを「鉄穴横手」と呼ぶ溝に落とし込んで下流に運び、洗い池で比重の軽い砂を流し去って、砂鉄を選り出すもので、この地方の広範囲で稼業された。そして、この鉱山跡地（鉄穴流し跡）に、人の手が加えられた地形の利点を活かした棚田が拓かれたのである。棚田は、一般的な山間地の棚田と異なり一枚一枚が比較的大きく、民家より高い山側の丘陵尾根上に位置し、鉄穴横手が用水路として利用されていることに特徴がある。

江戸時代初頭には、松江藩は城下が斐伊川の最下流に位置することから、鉄穴流しを禁止した。鉄師からの度重なる嘆願も叶わなかったが、堀尾氏にかわって入封してきた京極氏が、寛永13年（1636）に鉄穴流しを解禁している。これにより、仁多郡内においては、十数か所でたたら製鉄が操業された。享保11年（1726）に松江藩は鉄方御法式を施行して、絲原家、櫻井家、卜蔵家、田部家等の有力鉄師（たたら経営者）のみに鈩株（鈩経営権）を与え、たたら場10か所のみに制限して安定経営を図ったため、明治末年まで国内の一大鉄生産地域としての地位が確立されていった。ただし、明治時代になると安価な洋鉄が多量に輸入されるようになり、国内でも洋式高炉による鉄生産が定着したことにより、たたら製鉄は次第に衰退し、大正末年には一斉廃業に追い込まれた。

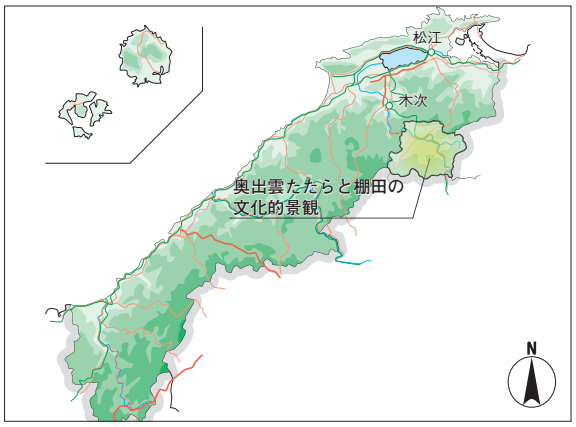

図 13-1　「奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観」の位置

図 13-2　棚田のなかに点在する鉄穴残丘

その後、戦時中の一時期を除き、たたら製鉄は廃絶していたが、日本刀の材料となる「玉鋼（たまはがね）」が枯渇したことから、昭和40年ころから復活させる動きが起こり、昭和52年（1977）にたたら製鉄が選定保存技術として奥出雲町において復活している。

このように、奥出雲たたら製鉄および棚田の文化的景観は、「たたら製鉄」、「鉄穴流し」とその跡地利用により形成されてきたものである。「鉄穴横手」（水路）および「鉄穴残丘（ざんきゅう）」（墓地などの信仰対象が所在したところ）が点在する棚田が広がりをみせる農山村の背景に、かつての「鉄山（てつざん）」（たたら製鉄用の木炭山林）であった山々が取り囲み、その一部で今なお、たたら製鉄が行われている景観地は、わが国における生活・生業の理解のため欠くことのできないものであり、重要文化的景観に選定し、保存･活用を図るものである。／出典：『月刊文化財』第605号、一部修正

図13-3　鉄穴横手を用水路に転用した日向井手

図13-4　昭和40年代まで操業した鳥上木炭銑鉄工場（左）と現在も操業する日刀保たたら施設（右）

奥出雲町文化的景観保存計画－奥出雲たたらと棚田の文化的景観－

第１章　沿革と目的

1　計画の目的

本保存計画は、平成23～24年度に実施した奥出雲町文化的景観保護推進事業において明らかになった、たたら製鉄に係る鉄穴流しと鉄山等についての価値を、将来にわたって保存し、また継承することを目的とするものである。（中略）

この様な景観は町内全域に見られるものであるが、この中にあって特に顕著な景観地域を重要地域として選定することとした。そして、「たたらの里」と標榜する本町にあって、製鉄遺跡等に限らず、たたら製鉄に関わる文化遺産を総合的に評価・活用しようとするものである。

文化財保護法の改正により、文化的景観が文化財に選定されることになり、これまで見過ごされていた「たたら製鉄」を背景とする景観について、その価値を広め、後世に保存・継承及び活用を図り、地域活性化を目指すことを目的としている。

2　検討体制

（略）

3　計画策定に至る経緯

（前略）

誇るべき製鉄文化及び、それに裏打ちされた文化的景観を次世代に継承していく必要性及び重要性は以前から指摘されていた。そして、その保存と活用については本町にとって喫緊の課題であった。このことから、たたら製鉄によって形成された本町の文化的景観を明らかにし、その価値を再認識・再構成しながら普及啓発を行なうとともに、保存計画を策定し、保存継承を推進することが重要であるとの考えに至った。

このことは同時に、本町の誇る奥出雲仁多米ブランドの価値を高めることにもなり、人々の暮らしに活力を与え、町民あげて景観保全に取り組む気運醸成につながるものと期待される。

（後略）

4　位置及び範囲

（前略）

たたら製鉄に裏打ちされた文化的景観は、当然のことながら町全域にわたるものである。したがって、文化的景観保存計画も町全域を視野に入れた計画を立てることとした。

今回、重点調査区域とした地域は、本町の三大鉄師（絲原家、櫻井家、ト蔵家）が本拠を置いた区域を中心に、「たたら製鉄」、「鉄穴流し」、「鉄山（山林）」をキーワードにした。このため、鳥上地区の追谷の山村集落（鉄師ト蔵家本拠）、八川地区の雨川集落（鉄師絲原家本拠）と元絲原家の本拠があった大馬木地区の旭集落、阿井地区の真地集落（鉄師櫻井家本拠）を中心にしている。

また、鉄穴流しの遺構が残り特徴的な棚田形成がなされている小万歳集落、丘陵尾根上に棚田が拓かれた福頼･蔵屋集落､そして今日もなお“たたら製鉄”を操業している山県集落のそれぞれ顕著なたたら製鉄に関わる文化的景観を有している地域とした。

しかしながら、それぞれ特色のある景観形成プロセスを経た地域はほかにも所在している。したがって、既述のとおりたたら製鉄を背景とする景観は全町的に広がっている。

今回申出をした後においても、保存調査を継続実施し、価値が明らかになった区域について順次追加申出を行なう計画である。

今後重要文化的景観の保存措置を講ずる必要がある地域についても範囲を示し、将来的に保存すべき区域として考えている。

（図13－5参照）

5　重要文化的景観の申出についての考え方

(1) 基本的な考え方

平成24年4月1日付けで、奥出雲町景観条例が施行され、町内全域を景観計画区域と定めた。この景観計画策定においてキーワードとされたのが「たたら製鉄」である。

このため､文化財保護法の定める文化的景観は「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、わが国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」としていることに着目した。奥出雲町景観計画では、その概念に照らし合わせ、たたら製鉄に起因する景観区域を「文化的景観区域」として設定することとしている。

それに伴い、保存・活用等のための調査研究を進め、これらの中から特に顕著である区域であるとともに、地元住民等との合意形成ができた地域を文化

財保護法第 134 条で規定する国の重要文化的景観の選定申出をすることにした。これにより、さらに価値を高めることとしている。（中略）

今回は、たたら製鉄で育まれた文化的景観についての理解と全町的な保存継承の機運が広がることを期待し、重点調査区域の中から、準備が整った区域を先行して申出を行なうこととした。

今後も引き続き、町全域を視野に調査研究を重ね、重要文化的景観の選定による保全継承意識の高まりを目指し、町ぐるみでの推進が図られるよう関係地域住民との合意形成や関係部局との調整を経て、順次追加申出を行なう計画である。

以上、たたら製鉄に伴う景観は町全域に拡大することから、重要文化的景観の名称については、奥出雲町全体のたたら景観が理解できる主題（全体のイメージを表す名称）を付け、それぞれの区域ごとに副題（各区域のイメージを表す名称）を付けることとした。

重要文化的景観の名称を、「たたら製鉄・鉄穴流し・鉄山」をキーワードとしたものとし、それぞれの区域（今回申出をする区域）の景観名を表 13 － 1 のとおりとしている。

(2) 重要文化的景観の申出区域の概要

（略）

(3) 今後、重要文化的景観として保存することが必要と考えられる範囲の概要

表 13-1　文化的景観の名称一覧

	文化的景観の名称	奥出雲たたらと棚田の文化的景観
重要文化的景観の各区域の名称	A-1 区域（小万歳集落）	山懐に拓かれた棚田と羽内谷鉱山鉄穴流し本場
	A-2 区域（追谷集落：卜蔵家）	鉄師卜蔵家とともに歩んだ山村集落と原鈩
	A-3 区域（山県集落：鳥上木炭銑工場・日刀保たたら）	炎舞い上がる日刀保たたらと鳥上木炭銑工場
	A-4 区域（福頼集落、中丁・蔵屋集落の一部）	鉄穴流し跡に広がる棚田と鉄穴残丘
	B-1 区域（旭集落）	鉄師絲原家が拓いた大原新田と鉄山山林
	B-2 区域（雨川集落：絲原家）	鉄師の面影を今に伝える絲原家と鉄穴鈩山内
	C-1 区域（真地集落：櫻井家）	内谷溪谷に佇む鉄師櫻井家と槙原角炉

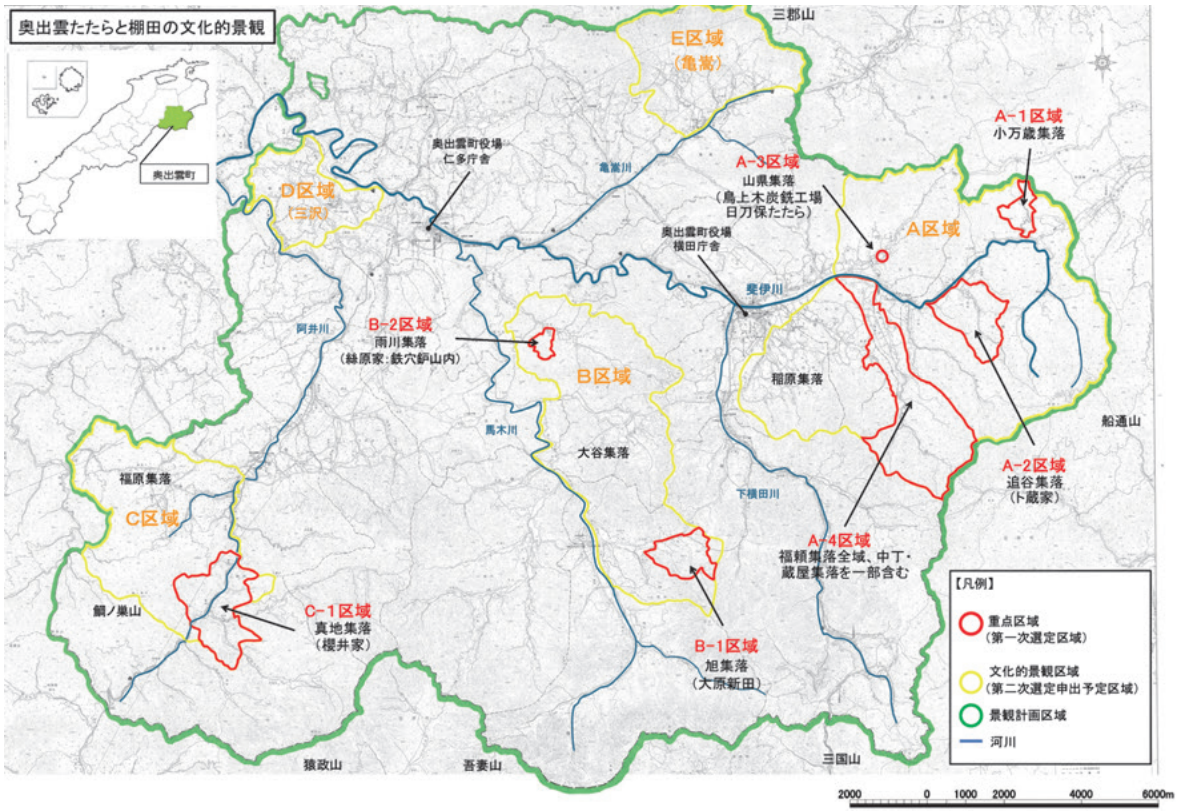

図 13-5　重要文化的景観選定範囲図

（略）

第２章　基本方針

１　文化的景観の概要と価値

（略）

２　たたら製鉄の文化的景観構造

（図 13 － 6 参照）

（本文略、付図一部略）

３　重要文化的景観で目指す目標

重要文化的景観を申出するにあたり、奥出雲町総合計画、奥出雲町景観計画との整合性を図り、目指すべき目標を次の４点を掲げ、これが実現できるよう地域住民、事業者や団体、行政が互いに連携・協力して取り組むこととする。

①（前略）

“たたら”を、町づくりの原点と捉え、世界で唯一たたらの炎があがる町として全国に情報発信し、「たたら製鉄の町　奥出雲町」を前面に町づくりに活用していく。

②たたら製鉄や先人たちの日々の生活によって形づくられた今日の棚田の文化的景観は、全国的に見ると独特で特出する景観であり、誇るべき文化遺産である。そこで、本町の文化的景観の価値を町民が共有し、郷土の誇りとする。

③文化的景観を次代を担う子ども達の地域学習としての教材として活用し、本町の歴史的背景と景観形成プロセスが理解できる学習効果の高いプログラムを開発する。

④重要文化的景観の棚田で作られた「奥出雲仁多米」として、ブランド力をさらに高めたいと考えている。また、銘酒として知られる地酒など、奥出雲の文化的景観で育まれた産物を全国へ積極的に売り込み、販売促進に役立てるなど“元気なまちづ

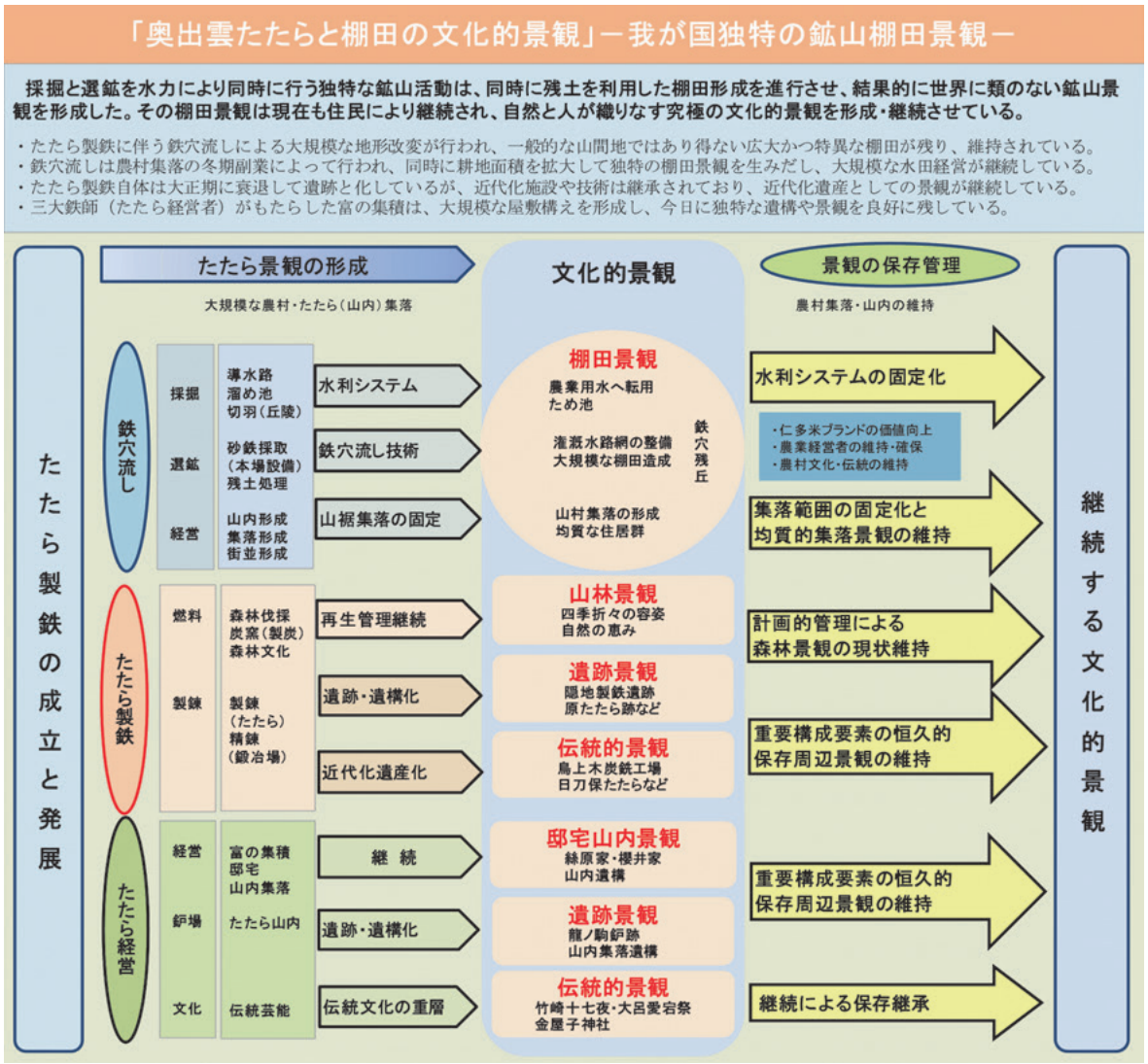

図 13-6 「奥出雲たたらと棚田の文化的景観」のダイヤグラム

くり”を推進する。

4　保存管理に関する基本方針

（前略）

景観計画では、自然と歴史が織りなす奥出雲町の景観は、生活文化の蓄積のうえに形成されてきたもので、地形のつながり、歴史のつながり、文化のつながりのなかで形成された「縁（えにし）」の景観と捉えている。これを大切にした景観形成を進めることで、本町の魅力を高めながら、誰しもが暮らし続けたい、訪れたいと思える景観づくりを進めることとしている。

また、たたら製鉄に関わる鉄穴流し跡などの景観は本町の景観構造の骨格となるもので、地域資源としても非常に価値が高いものと認識している。そこで、たたら製鉄に起因する景観区域を「文化的景観区域」として設定し、保存調査や活用を図った。

したがって、重要文化的景観の申出をする、しないの如何に関わらず、たたら製鉄を背景に有する文化的景観区域の保全を推進している。

具体的な景観保全施策としては、大部分を占める山林と農地は景観を阻害する要因は少ないものと考えられるので、森林法、農地法、文化財保護法などに基づく既存の行為規制と、新たに施行された奥出雲町景観条例を利用して保全していく方針である。

重要文化的景観の現状変更等の取扱いは、重要な構成要素を対象とすることとし、事前に奥出雲町教育委員会と協議を行なったのち、文化庁長官に対し届出をすることとする。

重要文化的景観の選定範囲において、農地法による農地転用や奥出雲町景観条例などによる既存法令による届出等があったものについては、各担当部局から奥出雲町教育委員会に照会を行なうものとし、内容によっては所有者と協議し、良好な文化的景観が保たれるよう協力依頼や指導に努めるものとする。

また、地方公共団体等による公共工事についても事前に協議を行ない、文化的景観の保存に影響を及ぼすことがないよう調整を図り、現状変更がやむを得ず必要な場合は、届出の対象とする。

5　整備活用に関する基本方針

（前略）

地域住民のみならず広く関係団体等にも継続的にその価値について普及啓発を行ない、理解を得る必要がある。また、文化的景観の整備については、景観計画と深く連動するものである。

したがって、文化財保護部局と景観部局は常に連携協議を行ないつつ、関係地域住民の意見・要望を十分に汲み取り、専門家の意見聴取をするなど、相互理解のうえで取り組んでいく必要がある。

修景整備については、出来る限りその地域で生活をしている住民が主体となり将来に継承していくべき姿をイメージしながら守り、保全していくことが望まれる。このことが、文化的景観の保全継承と意識付けにも大きく寄与するものと考えられる。

地域住民が、現在の景観を客観的に評価し、どうあるべきかを考え、その目標に向かって整備するのと同時に、うまく活用することによって充実感や誇りに感じることが肝心である。また、文化的景観そのものが観光資源としても非常に価値あるものであることから､住民と連携協力してビューポイント（視点場）の設定など、文化的景観の観光ルート化を図り、交流人口を増やすことも必要である。

行政は、関係機関との連携を密にし、重要文化的景観選定範囲内はもとより、文化的景観の保全団体等の積極的な支援と、文化的景観のなかで育まれる「奥出雲仁多米」をはじめとする農畜産物のさらなるブランド力向上をはかる取組の推進と情報発信が求められる。

また、本町の文化的景観は水田など農業基盤が中心的位置づけになっており、耕作放棄などを防ぐことが、保全活動に直結する。このことは、農業基盤が、鉄穴流しによって形成されたもので、既述のとおり、水田面積の３分の１以上が鉄穴流しによるからである。このため、農業の全体的な振興を図ることが、同時に景観を保全することになる。

そこで、景観と調和がとれた良好な営農条件の整備・改善を図ることが求められ、農業振興整備計画との整合性をとりながら、景観農業振興地域整備計画の策定などを検討する必要がある。

事業者は、選定範囲内における建築・土木工事において景観に配慮した事業を行なうことが求められる。

以上、各主体がそれぞれの役割を果たして、重要文化的景観に選定されて良かったと思えるシステムづくりが重要となってくる。

6　運営管理に関する基本方針

文化的景観の管理運営については、当然のことながら、その地で住み生活を営んでいる地域住民が中心的役割を果たすことになる。そこに企業・団体等が協力し、行政が指導助言や支援施策を講じると

いう連携した景観保全と活用の取り組みが必要である。

また、地域の自主的な文化的景観愛護団体のような推進母体の設立や既存の自治組織のなかに文化的景観保全委員会を設置するなど、持続可能な管理運営でなければ、重要文化的景観に選定されて良かったと思えるシステムにはならない。

まず、景観計画では具体的な取り組みとして、景観保全と活用を図るための景観協定を結び推進することとしている。文化的景観区域に認定した区域について、良好な景観形成を図るため、土地所有者などの合意により、対象となる区域における景観の形成に関する事項を地域住民等が理解したうえで協定し、母体となる文化的景観愛護団体などの景観保全団体に対し、すでに創設した「きらり輝く地域づくり事業」などの助成制度を活用し、優先的に支援策を講じ、研修会の実施や情報提供を図るものとする。

また、上位機関として景観審議会が設置されており、委員には、学識経験者、関係する行政機関及び民間企業の職員、住民などから選任されている。（中略）

文化的景観区域については、景観審議会内に文化的景観部会を設置し、文化的景観の関係者（地元住民・文化財部局）が参画し、保存措置及び整備・活用について調整を図り、町内全域に広がるたたら製鉄を背景に有する文化的景観の保存と魅力を高めていくものとする。

第３章　保存管理

1　保存管理に関する考え方

（前略）

景観計画では、選定申出の如何に関わらず、たたら製鉄を背景とする区域を文化的景観区域に設定することとしている。このため、保存管理に関する考え方は、「文化的景観区域」と定めた区域について、統一的な土地利用のあり方を示すものである。

文化的景観区域の土地利用の基本的な考え方は表13－２のとおりである。

2　既存法令等による行為規制

（略）

3　景観法に基づく奥出雲町景観計画による規制

（略）

4　重要文化的景観の形成基準

(1) 重要文化景観形成基準の考え方

（前略）

行為規制のほかに、重要文化的景観を構成する個々

表 13-2　文化的景観区域の土地利用の考え方

文化的景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
道路	・道路新設、道路改良工事については、景観に与える影響が大きいため、事業主体は、景観への配慮を最大限行なうこと。
河川	・災害対策などのため行なわれる河川改修については、自然護岸、自然石積み護岸など、景観・環境保全型の施工に努めるものとする。 ・生態系の維持に努め、オオサンショウウオをはじめ希少な生物の保護を図り、生物多様性を保つものとする。
山林	・山林の多くは用材用林であるため、伐期がきているものについては積極的に伐採し、活用を促し、輪伐による景観サイクルが図れるように努める。 ・ブナ林等の特色ある生態系を有している山林については、保全を図る。
農地（棚田）	・鉄穴流し跡に拓かれた棚田や河岸段丘上の水田の現状維持に努める。 ・圃場整備はできるだけ行なわず、実施する場合は最小限にとどめ、景観に配慮すること。
鉄穴残丘	・鉄穴残丘は、本町の特色的景観を構成している主要要素であるため、極力現状維持するとともに、原野化しているものについては修景に努める。
用水路	・鉄穴流しのために導かれた歴史的な用水路は、現状維持に努めること。 ・生物多様性に努めること。
ため池（堤）	・鉄穴流し用のため池としてつくられた歴史的なため池は現状維持に努め、営農用水として積極的に活用し、維持管理・補修の継続性を図る。
信仰に関する空間	・寺院、伝承地、墓地等の空間は、周囲の樹木等も含めて保存するものとし、聖地性を損なわないようにする。
たたら関連遺跡・遺構	・たたら製鉄関連遺跡はもとより、採掘切羽、鉄穴流し用水路跡（鉄穴横手跡）などの遺構についても保全に努める。また、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図る。
石造物	・路傍の石仏や道標などの歴史的石造物は、移動することなく現状保存を原則とする。 ・新たに設置する石造物は、景観に配慮したものにすること。
公共施設等	・高さ・規模・色彩等の誘導を行ない、周囲の景観と調和を図る。また、改修等の実施にあたっては、景観に調和するよう積極的に修景を行なうものとする。
自動販売機	・自動販売機を設置する場合には、周囲の景観に調和した着色、建物内への取り込みなどにより、周辺景観との調和に配慮する。
住居	・集落における住居は奇抜なものをさけ、極力それぞれの集落の家並に調和することを原則とする。 ・積雪地帯であるため、当然のことではあるが、陸屋根を避け、勾配屋根を原則とする。

の要素を有機的に関連づけ、保存管理、整備活用及び運営体制の整備を通じて、地域住民はもとより行政をはじめ関係機関と共通理解のもと、景観形成の推進をしようとするものである。つまり、選定が住民の負担感や土地利用に関する見解の相違につながるようでは、良好な景観保全・形成は成り得ず、本制度が意図するものではなくなってしまうからである。

そこで、重要文化的景観に選定され、良好な景観を保存継承するためには、これまで培われた地域のルール（慣習）によって守られてきた文化的景観の重要な要素を、改めて再認識・再構成し、保存管理・整備活用をはかりながら景観の形成を推進していくことが好ましいと考えられる。したがって、新たな決まりや活動を始めるということではなく、これまで当たり前のように生活（活動）してきたことを基本に、景観形成基準を設け、保全しようとするものである。

幸いにも、本地域は自治組織の体制もしっかりしており、自治組織での道路愛護作業、環境美化などの景観保全活動も積極的に行なわれている。また、先人たちから受け継いだ歴史的建造物の維持管理や伝統行事の保存継承も当たり前のように守り続けている。個々を見ても、代々受け継いだ耕作地も、全国的に広がりを見せている耕作放棄問題とはほとんど無縁で、営農意欲は旺盛である。

これは、奥出雲地方の独特な風土によって培われた文化と歴史的な結束力によってもたらされたものと考えられ、素晴らしい地域共同体が存在しているからこそである。このことが同時に、地域の人々が、生まれ育った地に誇りを持ちながら住みやすい環境を形成してきた基礎となってきたものである。ついては郷土を愛する心の高まり、いつまでも守り続けたいという思いの原動力となってきたものと思われる。

今回、重要文化的景観の申出を行なう区域は、それぞれたたら製鉄に起因する特異な景観形成がなされながらも、調和のとれた集落景観が今日まで保全されてきたことは、既述のことが裏付けとなっている。

ここでは文化的景観の重要な構成要素の現状の良否を把握するとともに、今後の土地利用についての基準を設け、良好なものはそのまま維持し、不良な要素は修景等の改善に努めながら、これまでどおり日々の生活に溶け込ませながら、後世に保存継承する考え方を示す。

次に掲げる事項が、後世に保存継承すべき文化的景観形成基準を示したものである。

(2) 重要文化的景観形成基準（現状維持に努める事項）

これまで、良好な状態で守られてきたものについては、現状維持を基本とし、今後も保全・管理していくものとする。また、重要な構成要素の現状変更は届出ること。

山村集落景観に調和した住宅の維持

・集落における住居は、奇抜なものやけばけばしい色彩を避け、周囲の景観と調和したものに努める。
・２階建て以下（最高高さ 10m 以下）とし、陸屋根を避け勾配屋根と自然素材の使用を基本とする。
・敷地内の緑化に努め、地域に根差した樹種を植栽することとし、屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用する。

棚田の維持と保全

・鉄穴流しによって拓かれた棚田で産出する米は、ブランド米として高く評価されており、積極的に営農するとともに、耕作放棄がおこらぬよう努める。
・未ほ場整備地については、現状維持が好ましいが、耕作維持のため止むを得ず行なう場合は、届出をするとともに、指導をうけるものとする。
・畦畔の草刈りを積極的に行なうこと。

用水路（鉄穴井手）の維持と保全

・現在使用している多くの用水路は、鉄穴流しのために導かれた用水路（鉄穴井手）であり、重要な構成要素のため、現状維持及び保全に努めること。
・水田の維持管理のため、土水路をコンクリート製品の敷設をする場合は、現在の流水形状のまま敷設することを原則とし、流水形状を変更する場合は届出ること。
・管理作業の草刈りを行ない保全すること。

鉄穴残丘の維持と保全

・鉄穴残丘は、墓地や鎮守の杜が所在したことから残されたもので、水田と相まって特異な景観を形成している重要な要素であることから、基本的形状を変えることなく維持管理することを原則とする。
・周囲の草刈りを積極的に行ない、良好な環境を保つよう努めること。
・現状変更する場合は届出ること。

歴史的建造物の維持と保全

・鉄師などが寄進した歴史的建造物は、現状を変えることなく維持するものとする。
・老朽化や災害等によるき損等が発生した場合は、速やかに届出をして、補助事業等により修繕を行なうこととする。
・周囲の樹木の伐採や、除草に努め良好な環境を維持すること。

(3) 重要文化的景観形成基準（修景や復元などに努める事項）

少子高齢化などにより放置され、景観を阻害している要素や問題と思われる事象については、国の補助事業等を活用して積極的に修景を図ることとする。

繁茂した竹林木等の伐採による修景の推進

・鉄穴残丘や歴史的遺構等は、文化的景観の重要な構成要素であるので、繁茂した竹林木の伐採は専門家等の指導を得て、積極的に行なうものとする。その際、国の補助事業を積極的に活用するものとする。
・事業実施後は、再び竹林木が繁茂することのないよう保存管理に努める。

耕作放棄地の積極的な復元による修景の推進

・現状耕作放棄地はほとんど見られないが、条件悪地において、わずかに見受けられるものについては、復元に努める。
・悪地により復元が困難な場所においては、補助事業等を活用して、修景を図るよう努力する。
・事業実施後は、再び荒廃することのないよう保存管理をする。

放置している廃屋等の撤去の推進

・放置されている廃屋等は、景観を著しく阻害するものであるので、速やかに撤去するよう努めること。
・空き家等が発生した場合には、町の空き家バンクに登録するなどして、入居者を募集し、維持管理が継続できるよう努める。

遊歩道等の整備の推進

・林野を少し分け入ると採掘切羽等のたたら製鉄を背景とする遺構が残存し、眠ったままになっている。これらは、本町の景観形成プロセスを知りうる手がかりとなる重要なものであると同時に、貴重な資源であるので、補助事業等を活用して、誰もがいざなえるよう整備を図るものとする。

ビューポイント（視点場）の整備の推進

・地域と行政が連携協力して、良好な景観を愛でるビューポイント（視点場）を設置し、来訪者はもとより地元住民においても、文化的景観愛護の普及啓発を図るものとする。
・地域住民の要望を踏まえ、説明看板等の設置を補助事業を活用して推進する。なお、設置にあたっては統一的なものとする。

5　重要文化的景観の現状変更等の取扱い基準

（前略）

滅失又はき損（法第136条）については、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合は届出を要しないとされており、その行為は平成17年文部科学省令第24号（以下、省令という）第4条に定められている。また、現状変更の届出等（法第139条）については、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について、影響が軽微である場合はこの限りではないとされており、その維持の措置の範囲は省令第7条に定められている。

このほか、重要文化的景観選定範囲内で行われる公共事業について、その公共事業関係機関は奥出雲町教育委員会と事前に協議を実施し、重要文化的景観の保存に影響を及ぼすことがないように調整を図ることとし、やむを得ず保存に影響を及ぼす場合には、現状変更届の提出を行なうものとする。

また、重要文化的景観選定範囲内において、重要な構成要素以外について奥出雲町景観計画のほか、既存法令による届出等があったものについては、各担当部局から奥出雲町教育委員会に照会するものとし、現状変更内容によっては、所有者等と協議を行なうこととする。

（付図、付表略）

6　重要文化的景観における重要な構成要素

(1) 景観を構成する重要な構成要素の考え方

（前略）

本町は、「第2章1文化的景観の概要と価値」で既述のとおり、たたら製鉄が最も盛んに行なわれ地域である。同時に、鉄穴流しが大規模かつ、全国で最後まで稼業し、その水路を上手く再利用して豊潤な大地として生まれ変わらせた。これは、環境共生・循環型であり、世界に類のない鉱山開発システムである。

そして、たたら製鉄関連の遺構・遺跡をはじめ、鉄穴井手（水路）、鉄穴残丘などが点在し、かつて鉄山山林であった山々を背景に棚田が広がるという

特色ある文化的景観を形成している。これらの要素が横断的かつ重層的に深く複雑に結びついているところに文化的景観の本質的価値を見出している。

文化的景観の重要な構成要素として、砂鉄鉱山であった山麓丘陵地が鉄穴流しで拓かれ、のちに棚田が形成され、砂鉄鉱山から豊潤な大地に生まれ変わるプロセスを知ることができ、そこに残る「鉄穴残丘」や鉄穴流しのために導かれた「用水路」、「金屋子神社」をはじめとする信仰対象物、たたら製鉄遺構、製鉄に関わりのある建造物などがあげられる。

(2) 重要な構成要素一覧

保存調査により特定した重要な構成要素となるカテゴリーは次のとおりである。

・水田（棚田）
・水路等（鉄穴横手・農業用水路）
・ため池
・鉄穴残丘（鉄穴流しで残された小山）
・建造物（製鉄関連の建物等）
・たたら製鉄関連遺跡
・河川
・神社・祠・堂宇（金屋子神社ほか信仰施設）
・歴史的石造物
・橋梁（たたら関連名称がつけられたもの）
・庭園（歴史的庭園）
・景観樹木（ご神木や歴史的樹木）
・墓地（鉄師や製鉄に関わる墓地）
・製鉄関連文化施設（ミュージアムほか）

以上14種が特定された。

なお、文化的景観における重要な構成要素に選定していないが、今後の調査において、本地域のたたら製鉄所産の歴史的文化遺産であるものについては、追加選定を行なうものとする。また、その他のものであっても保全活用を積極的に推進していくものとする。

（図13－7、9～15、表13－3参照）

（後略）

第4章　整備・活用

1　整備・活用に関する考え方

（前略）

整備について、歴史的建造物や遺構、鉄穴流し跡地に拓かれた棚田、信仰施設は重要な位置を占めるものであるので、率先して整備することが求められる。また、道路や河川などの公共物は、景観形成上におい影響が大きいため、景観に配慮することが必要である。

そこで、現存するたたら製鉄の遺構はもとより採掘切羽や水路、特に鉄穴残丘など鉄穴流しに関わる遺構や信仰を対象とする場所を中心に、歴史的重層性と横断的なつながりが理解できるように整備をはかっていくものとする。

また、景観地へのスムーズな案内をはかる誘導標は景観に妨げにならないよう最小限に設置することに留め、ビューポイント（視点場）を設けるなど、来訪者が訪れやすい環境と景観保全の調和のとれた整備が必要と考えている。

さらに、地域住民による文化的景観愛護団体の設立等を通じた普及啓発活動や地域活性化への活用はもとより、行政側においても、関係諸機関と相互に連絡協議を重ねて、奥出雲町景観計画による重要景観公共施設の指定や景観の整備・活用に向けての共通理解の形成が必要である。

2　整備・活用の方針

(1) 整備の方針

①住居などの建築物は2階建以下とし、自然素材を活用し、周囲と調和が取れるよう配慮することを原則とする。

②農地は現状維持を基本とし、鉄穴流しにともない導かれた用水路やため池（堤）などについては、その形状を変えないようにする。ただし、農業を維持管理するため、景観に配慮した圃場整備や水路への二次品の敷設は可とする。なお、生物多様性の観点から、ため池（堤）は現状保存とする。

③鉄穴残丘は、本町の景観を特色付けている重要な要素であるので、現状を維持し繁茂した竹林等は伐採し、修景に努める。また、採掘切羽は、現在の景観が形成されたプロセスを知る手がかりとなるので、現状保存に努める。

④道標や地蔵など歴史的石造物は、現状維持を基本とし、移設や撤去は原則行なわないこととする。

⑤たたら製鉄遺構などの遺跡は文化財保護法に基づき保護し、現状維持に努める。

⑥公共施設は、高さ・規模・色調など、周囲の景観と調和が図れるよう誘導する。

(2) 活用の方針

①自治会館や空き家などは、普及啓発の拠点として積極的に活用するものとし、地域住民間の連帯感の高揚や農業体験やそば打ち体験など、文化的景観を活かしながら、県内外からの交流人口の増加を図る。

②現在においても「奥出雲仁多米」は高い評価を得

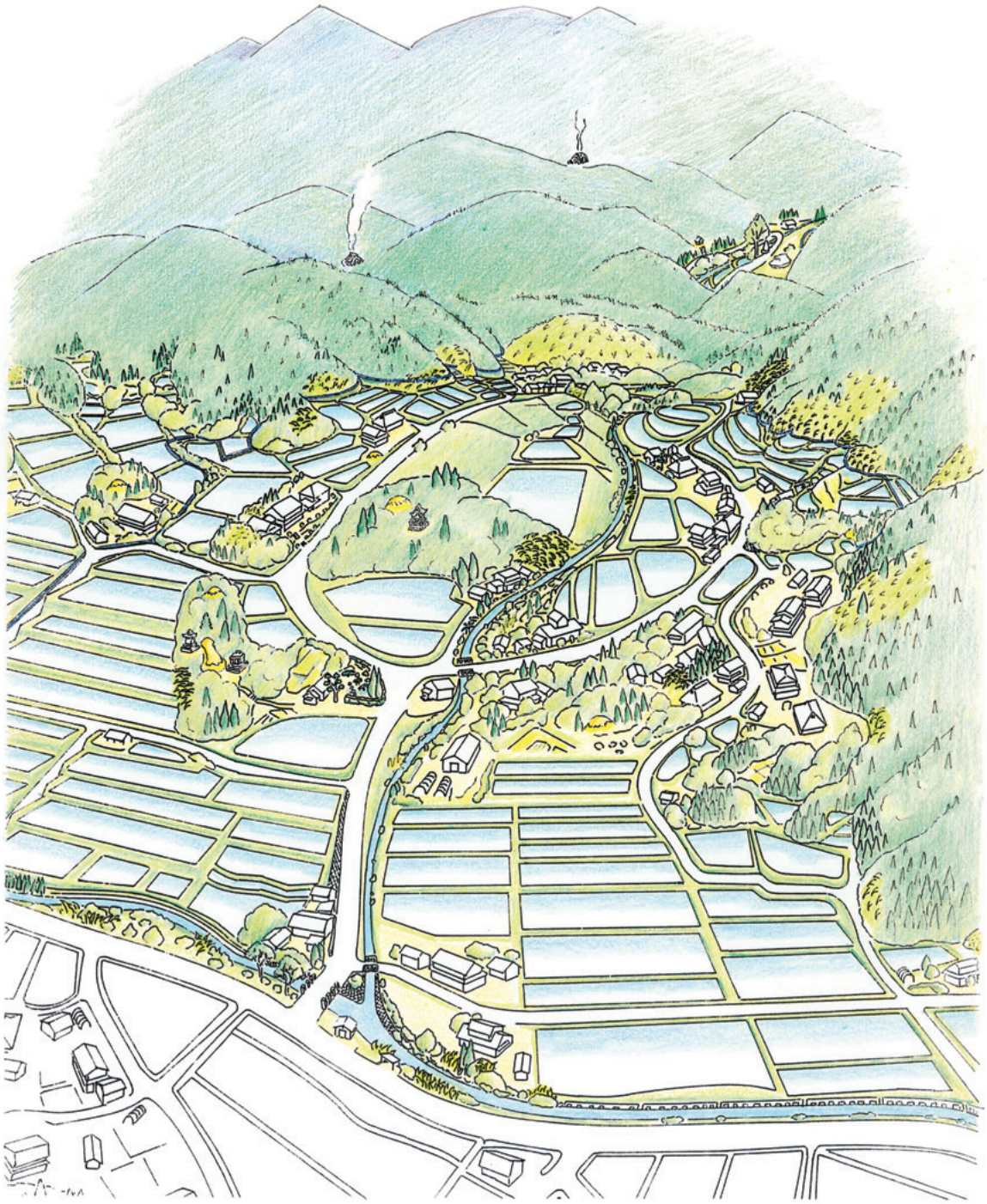

図 13-7　文化的景観の俯瞰図（A － 2 区域の例）

ているが、重要文化的景観の棚田で作られた「奥出雲仁多米」として、さらに高めたいと考えている。また、銘酒として知られる地酒など、奥出雲の文化的景観で育まれた産物を全国に積極的に売り込み、販売促進を強化する。

③鉄穴残丘やたたら製鉄の遺構をはじめ、金屋子神社などの信仰施設、建造物等は、先人たちが継承してきた文化遺産であり、貴重な観光資源である。景観に配慮した看板を設置し、ルート化を図るほか、ビューポイント（視点場）の設置を推進し、来訪者の満足感を高め、リピート率の向上や口コミなど効果のある整備を実施する。

④町内の学校と連携し、鉄穴残丘やたたら製鉄を郷土学習（ふるさと学習）の教材として活用する。先人たちの知恵や守り続けてきた伝統を感じることで、子どもたちの中に郷土への誇りが培かわれ、地域資源を受け継ぐ志が育まれることが期待される。

第５章　運営及び管理体制

1　運営及び管理体制に関する考え方

（前略）

たたら製鉄で形成された文化的景観は、時代の流れをタテ糸とし、水田と鉄といった多様な産業形態をヨコ糸として、これらが複雑にからみあって形づくられているといえる。つまるところ、今日に残るすべてが奥出雲町の文化遺産というべきもので、それらが文化的景観を構成している。

奥出雲町景観計画では、たたら製鉄に起因する景観を文化的景観区域として位置づけ、整備活用をすることとしている。これは、既述のとおり町内全域的にたたら製鉄に伴う景観形成がなされてきたからである。

文化的景観区域に設定するにあたっては、地域住民はもとより町民全てが、たたら製鉄によって横断的かつ重層的に育まれた豊かな景観であることを理解し共有することが基本となる。そして、主体者である地域住民が、今日の優れた景観に愛着や親しみを持ち、次世代に継承したいという思いを持ち得るか否かにかかっている。このことが同時に、重要文化的景観に選定されてよかったと誇りが持てることにつながってくると考えられる。

そこで重要となってくるのが、住民主体の管理運営ができるように共通理解のうえ、行政や専門家が多角的に支援を行なう必要がある。

2　地域住民の役割

地域の景観保全は、当然のことながら一番の主体者はそこに住む地域住民であり、重要となるのが理解と意識である。

幸いなことに、本地域は自治組織もしっかりしており、文化的景観の構成要素の修景事業を積極的に取り組んでいるほか、道路愛護作業やゴミ拾い活動などの環境保全活動にも意欲的に取り組んでいる。

しかしながら、時代の流れとともに地域にある堂や祠などの歴史的建造物に価値が見出されなくなり、荒廃し忘れ去られようとするものも見受けられつつある。

追谷集落などでは、収穫祭に地域外交流として岡山大学で活動している落語研究会を招待し、交流を自主的に行っている。

このような地域間交流を今後も継続し、学生だけでなく、ファミリーや外国人などを地域に呼び込めるような企画や学習機会を提案して、流入人口を高めていくことが必要である。

そこで、都市部との地域間交流などにより、外部からその地域の価値を評価してもらい参考にすることも必要と考えられる。また、こうして得られる新しい発想や力は、地域活動の活力源になりえるものと思われる。

さらに、景観を背景として受け継がれてきた、春に行なわれる札打ちや晩夏を彩る愛宕祭りなどの伝統芸能も保存継承していく必要がある。

今後は、奥出雲町景観審議会等と連携して、勉強会や先進地視察など行なうなど理解を深めることが重要であり、奥出雲町景観計画に定める景観協定の推進や文化的景観愛護団体のような自主的な景観形成団体の設立を視野に入れて、文化的景観をうまく活用しながら継承していくことが望まれる。

3　行政の役割

選定された文化的景観の整備活用を図るためには、重要文化的景観の選定後において文化的景観整備活用計画を策定する必要がある。これに基づき、たたら製鉄で育まれた良好な景観を保存継承するため、必要に応じて修景事業を継続するものとする。

現在、設置している奥出雲町文化的景観調査検討委員会は、調査及び保存計画を策定する専門家である。このため、本町の文化的景観の価値を熟知した既存の委員会に新たに整備活用のエキスパートを補完して、体制づくりを行なうことが求められる。

また、地域住民等による自主的な景観形成団体や

自治組織に対して、文化庁・島根県・本町の補助金・助成制度を活用し、優先的に支援策を講じることとする。景観形成団体への具体的な支援策として、研修会の開催、情報提供やＰＲ、都市部の住人との交流、専門家派遣の協力等を行なうことにしている。さらに、地域住民に対するセミナーの開催等の情報提供を図り、文化的景観に対する意識や文化的価値の共通認識を持てるようにしたいと考えている。

現地の情報を提供するにあたっては、ソーシャルネットワークサービスをはじめとしたＩＴ技術を活用し、情報発信に取り組んでいくこととしたい。四季の移り変わりや地域の行事、地域の取組みを定期的に広報することによって、地域外の人の興味・関心を高められると考えられる。また、ソーシャルネットワークサービスは人と人のつながりを促進・サポートするという働きがあり、利用者と知り合いの利用者へと情報が拡散され、より多くの人に周知ができ、来訪者の増加が見込める。

以上のような、文化的景観整備活用計画の策定、奥出雲町文化的景観調査検討委員会の新たな体制づくり、景観愛護団体への支援、地域住民等への研修会の開催、定期的な情報発信を通して、景観保全に

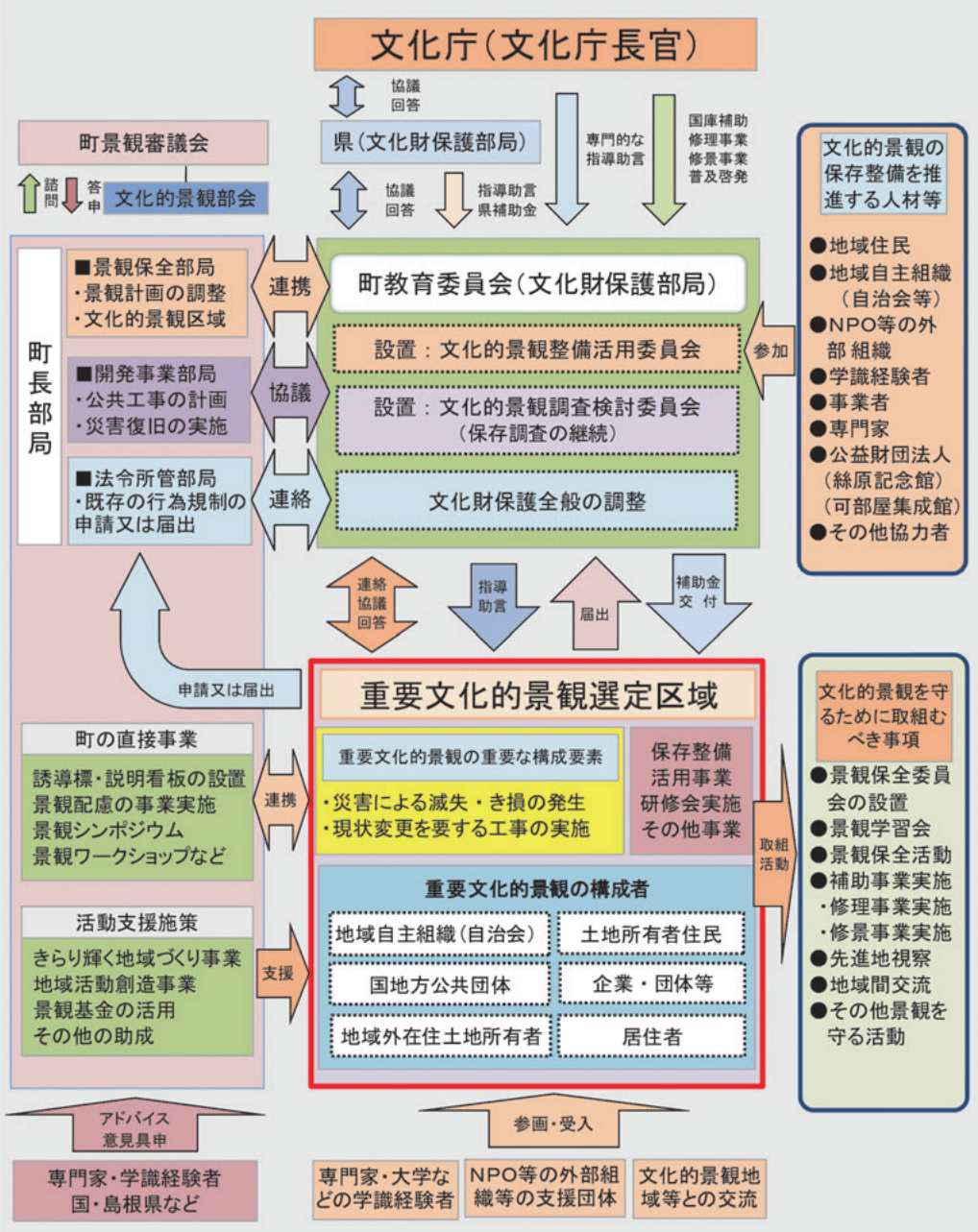

図 13-8　重要文化的景観の保存整備・活用の推進体制図

努めていくものとする。

4　重要文化的景観の推進体制

文化的景観の保存整備・活用については、地域住民や行政が個別に役割を果たせば推進できるわけではない。既述のとおり、地域と行政が共通理解のもと密に連携協力して、それぞれの役割を果たしながら推進していくことが必要である。また、NPO や地域間交流などの外部からの支援や参画によるアドバイスや意見具申を得ることも重要である。

このことを踏まえて、重要文化的景観の保存整備・活用について「重要文化的景観の保存整備・活用の推進体制図」で示すとおり体系的な推進体制を構築し、重要文化的景観の良好な保存整備や活用を図るものとする。

（図 13 － 8 参照）

〔参考資料〕

文化財保護法（抄）

（略）

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則

（略）

奥出雲町文化財保護条例

（略）

奥出雲町景観条例

（略）

／出典：『奥出雲町文化的景観保存計画書』（平成 25 年 7 月、奥出雲町教育委員会）、抜粋、一部修正

A－4区域10	名称	福頼鉄穴残丘（福頼－４）	所在地	奥出雲町大呂	所有者	個人
			構成要素の概要	墓地が所在したために鉄穴流しで流さず残された比高3.4mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流しで拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。		
			守るべき事項	・墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		

図 13-9　重要な構成要素の個別記載（「福頼鉄穴残丘（福頼－ 4）」の例）

表 13 － 3　重要な構成要素一覧

No.	名称	所在地	所有者
全域			
1	小万歳川	竹崎	奥出雲町
2	羽内谷鉱山 鉄穴流し本場設備	竹崎	奥出雲町
A―2 区域			
1	卜蔵橋	竹崎	奥出雲町
2	石像物（馬頭観音ほか）	竹崎	集落
3	卜蔵氏墓地	竹崎	個人
4	旧卜蔵氏庭園	竹崎	個人
5	追谷鉄穴残丘（追谷－ 8）	竹崎	個人
6	追谷鉄穴残丘（追谷－ 2）	竹崎	個人
7	秋葉山大権現	竹崎	宗教法人
8	追谷鉄穴残丘（追谷－ 1）	竹崎	個人
9	元番頭屋敷石垣	竹崎	個人
10	原たたら跡	竹崎	個人
11	原たたら跡カツラの木	竹崎	個人
12	筆塚観音堂	竹崎	集落
13	追谷鉄穴残丘（追谷－ 5）	竹崎	個人
14	追谷鉄穴残丘（追谷－ 4）	竹崎	個人
15	追谷鉄穴残丘（追谷－ 3）	竹崎	個人
16	追谷鉄穴残丘（追谷－ 6）	竹崎	個人
17	追谷鉄穴残丘（追谷－ 7）	竹崎	宗教法人・個人
18	三界万霊碑	竹崎	宗教法人
19	不動明王像	竹崎	宗教法人
20	追谷鉄穴残丘（追谷－ 9）	竹崎	個人
21	（故）安部由蔵村下宅跡	竹崎	個人
22	卜蔵家金屋子神社跡	竹崎	個人
A―3 区域			
1	鳥上木炭銑鉄工場	大呂	会社法人
2	日刀保たたら施設	大呂	公益財団法人
A―4 区域			
1	大秀庵	大呂	個人
2	福頼鉄穴残丘（福頼－ 9）	大呂	個人
3	栃木池（ため池）	大呂	個人
4	福頼鉄穴残丘（福頼－ 8）	大呂	個人
5	福頼鉄穴残丘（福頼－ 7）	大呂	個人
6	大畑池（ため池）	大呂	個人
7	福頼鉄穴残丘（福頼－ 6）	大呂	個人
8	福頼鉄穴残丘（福頼－ 5）	大呂	個人
9	曇華庵（横田札所）	大呂	集落
10	福頼鉄穴残丘（福頼－ 4）	大呂	個人
11	福頼鉄穴残丘（福頼－ 3）	大呂	個人
12	福頼鉄穴残丘（福頼－ 2）	大呂	個人
13	祠（石造物）	大呂	個人
14	蔵屋鉄穴残丘（蔵屋－ 5）	中村	個人
15	蔵屋鉄穴残丘（蔵屋－ 6）	中村	個人
16	蔵屋鉄穴残丘（蔵屋－ 4）	中村	個人
17	蔵屋鉄穴残丘（蔵屋 7）	中村	個人
18	蔵屋鉄穴残丘（蔵屋－ 3）	中村	宗教法人
19	羽鳥神社	中村	宗教法人
20	越峠池（ため池）	中村	奥出雲町
21	福頼鉄穴残丘（福頼－ 1）	大呂	個人
22	蔵屋鉄穴残丘（蔵屋－ 2）	中村	個人
23	蔵屋鉄穴残丘（蔵屋－ 1）	中村	個人
24	上井手（水路）	中村	水利権者
25	砂ヶ浜池（ため池）	中村	個人
26	空田井手（水路）	大呂	水利権者
27	福頼・蔵屋別れ道標	大呂	集落
28	上龍ノ駒たたら跡石造物	大呂	個人
29	福頼鉄穴残丘（福頼－ 10）	大呂	個人
30	妙厳寺池（堤）	大呂	宗教法人
31	福頼鉄穴残丘（福頼－ 11）	大呂	個人
32	福頼鉄穴残丘（福頼－ 12）	大呂	個人
33	釈迦堂	大呂	集落
34	福頼鉄穴残丘（福頼－ 13）	大呂	個人
35	福頼鉄穴残丘（福頼－ 14）	大呂	個人
36	福頼鉄穴残丘（福頼－ 15）	大呂	個人
37	福頼鉄穴残丘（福頼－ 16）	大呂	個人
38	日向井手（水路）	大呂	水利権者
39	山ノ神井手（水路）	大呂	水利権者
40	下龍ノ駒たたら跡	大呂	個人
B―1 区域			
1	免谷池（ため池）	大馬木	個人
2	金川井手（水路）	大馬木	水利権者
3	大原鈩跡	大馬木	個人
4	大歳神社（旧絲原邸跡）	大馬木	集落
5	湯ノ廻キャラボク	大馬木	個人
B―2 区域			
1	絲原家住宅主屋ほか	大谷	個人
2	公益財団法人絲原記念館	大谷	公益財団法人
3	絲原家庭園	大谷	個人
4	隠地たたら跡	大谷	個人
C―1 区域			
1	たたら角炉伝承館	上阿井	奥出雲町
2	元槙原鈩角炉事務所	上阿井	個人
3	槙原鈩角炉金屋子神社	上阿井	個人
4	可部屋大橋	上阿井	奥出雲町
5	道標	上阿井	奥出雲町
6	番所橋	上阿井	奥出雲町
7	内谷川	上阿井	奥出雲町
8	公益財団法人可部屋集成館	上阿井	公益財団法人
9	観音堂	上阿井	個人
10	鎮守橋	上阿井	奥出雲町
11	櫻井家住宅	上阿井	個人
12	櫻井家住宅庭園	上阿井	個人
13	鎮守社	上阿井	個人
14	櫻井家墓地	上阿井	個人

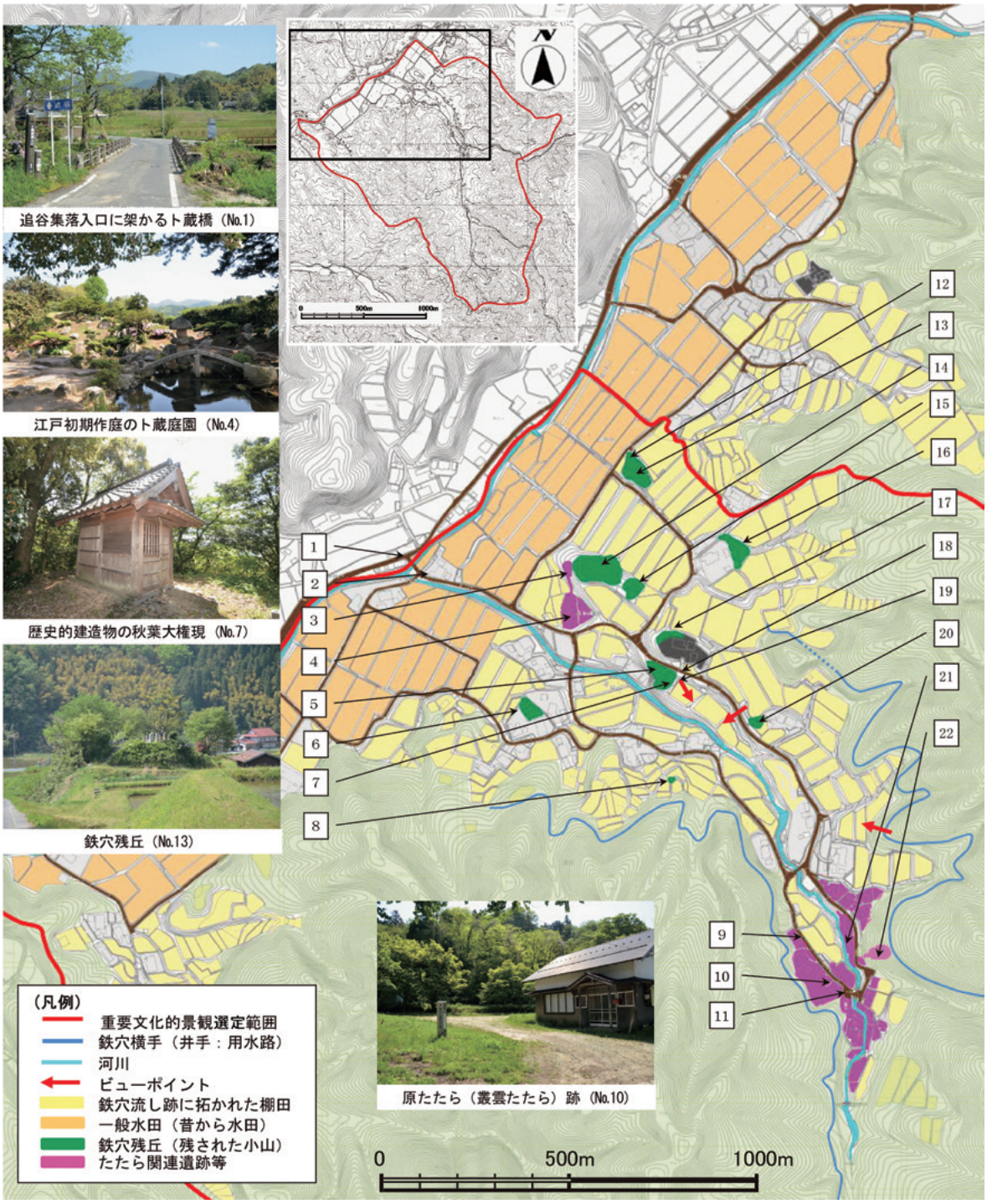

図 13-10　景観構造図・重要な構成要素位置図（1）　A－2 区域（重要な構成要素番号は表 13-3 参照）

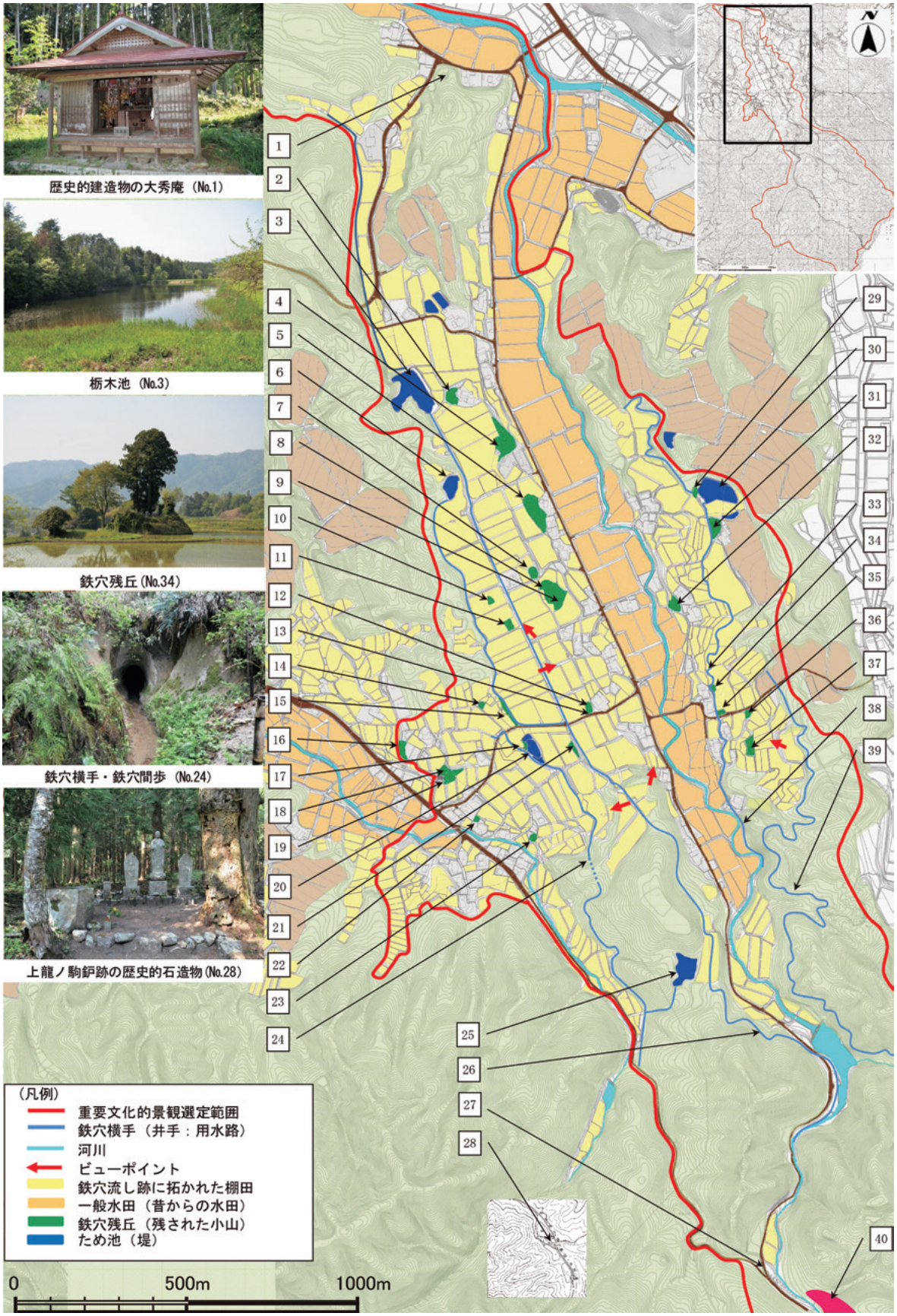

図 13-11　景観構造図・重要な構成要素位置図（2）　A－4 区域（重要な構成要素番号は表 13-3 参照）

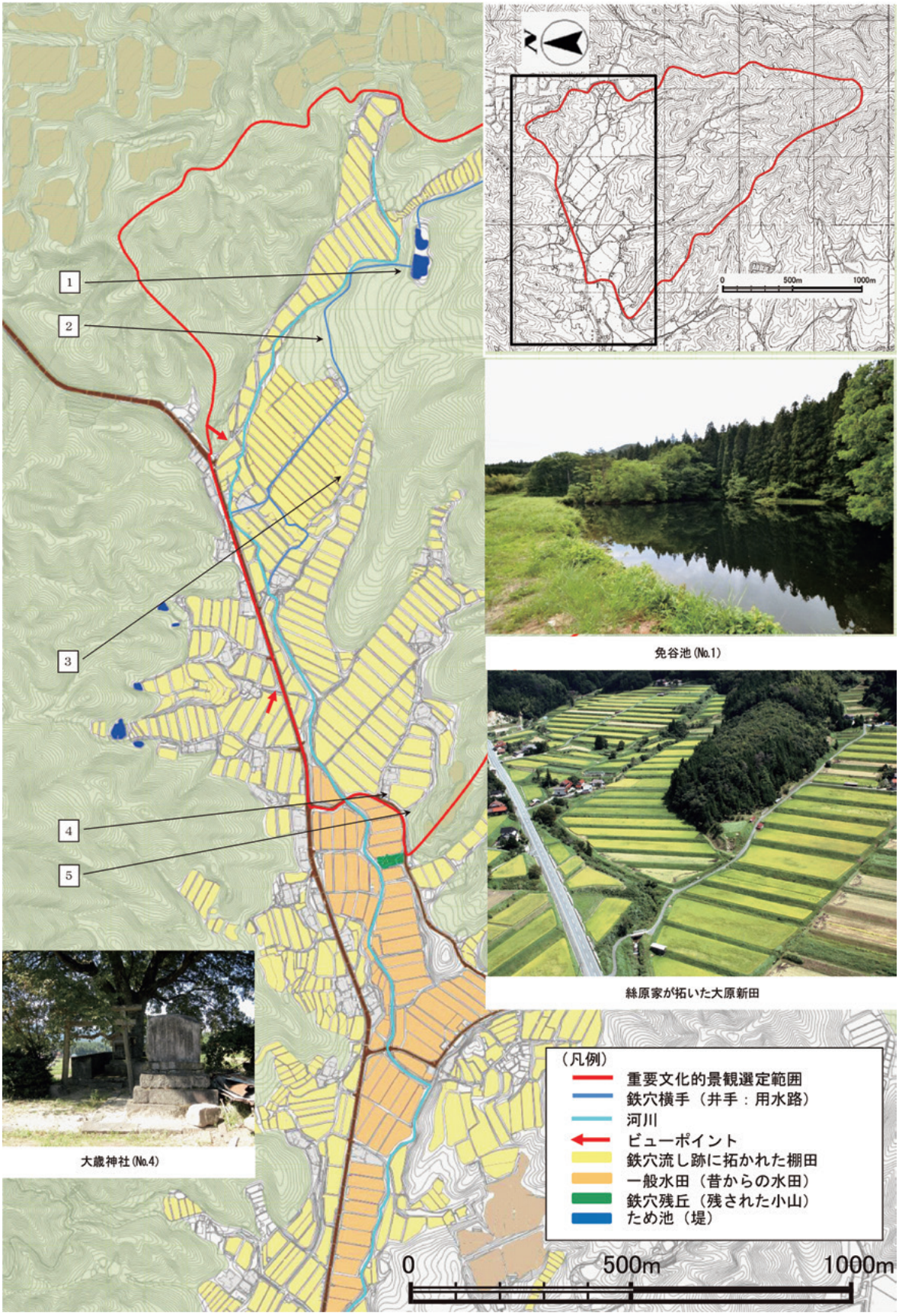

図 13-12　景観構造図・重要な構成要素位置図（3）　B－1 区域（重要な構成要素番号は表 13-3 参照）

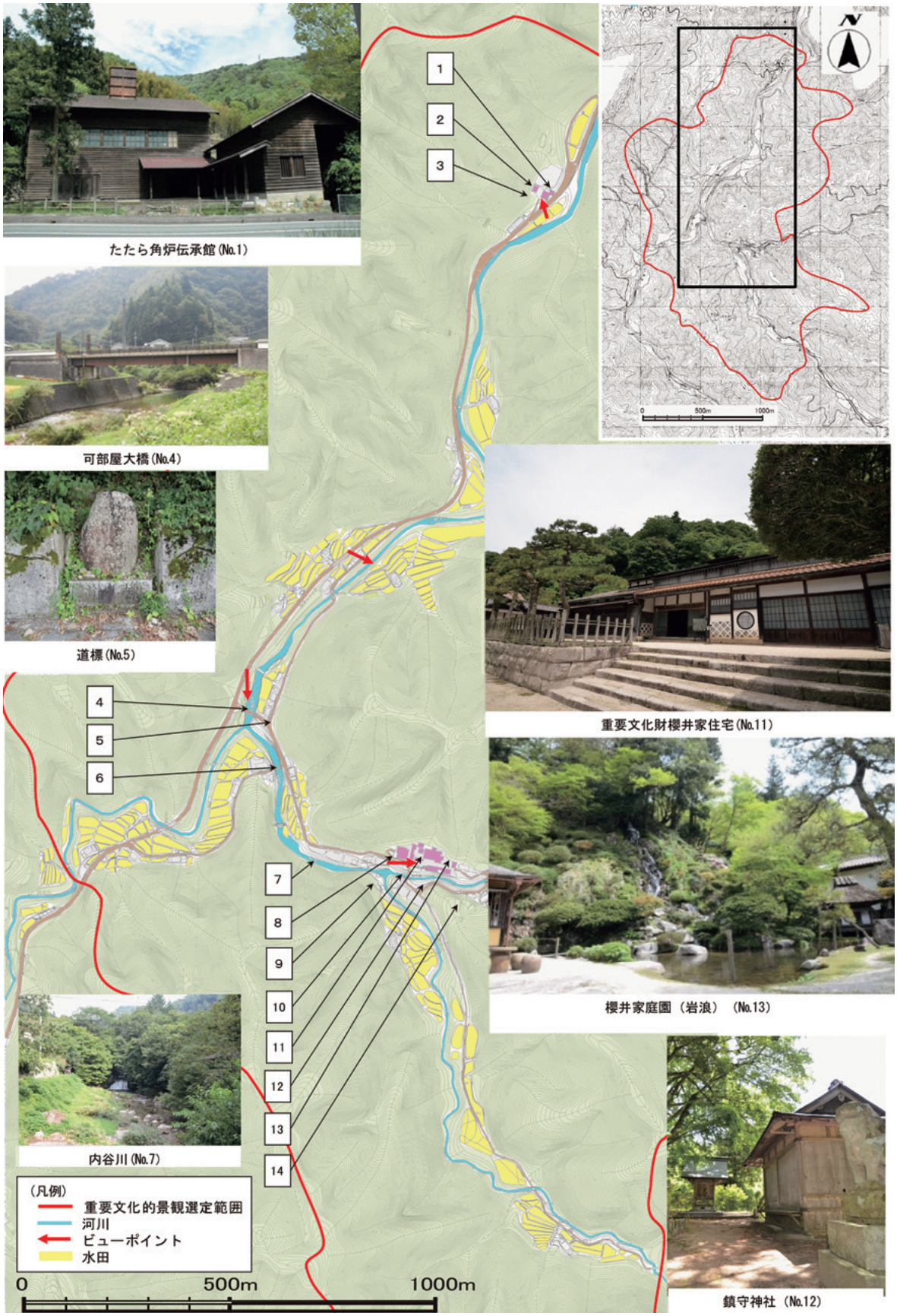

図 13-13　景観構造図・重要な構成要素位置図（4）　C－1 区域（重要な構成要素番号は表 13-3 参照）

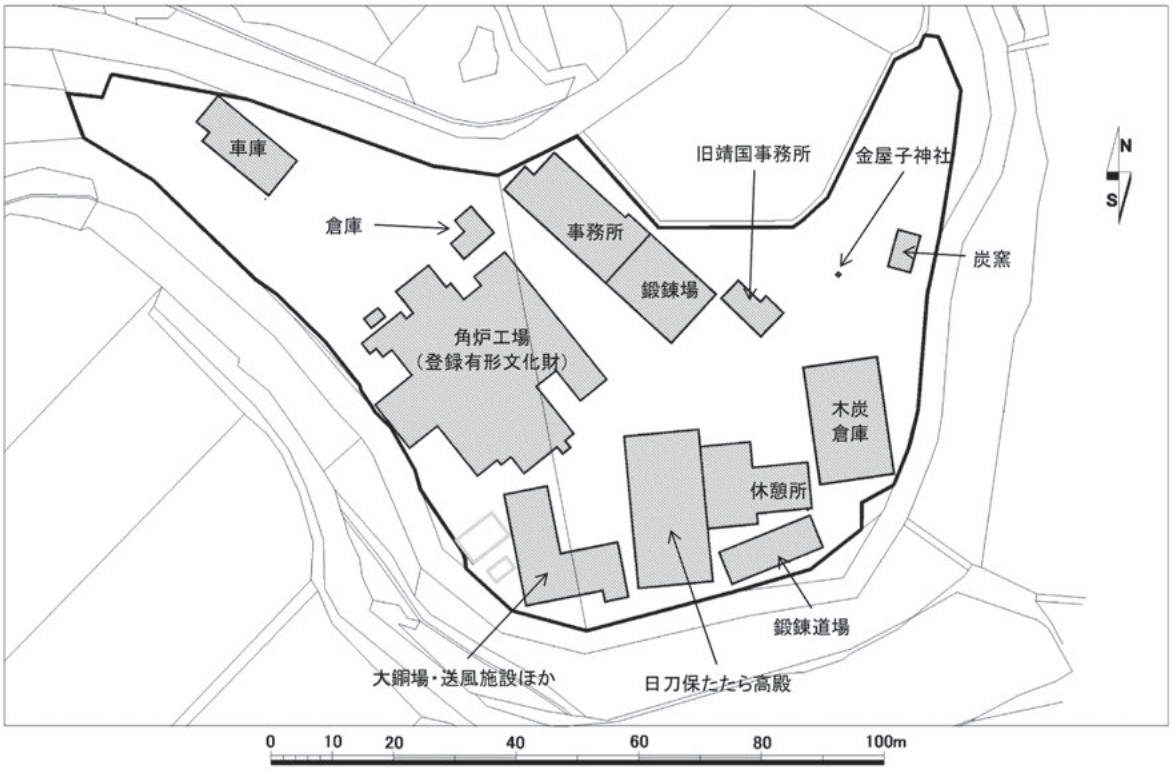

図 13-14　重要な構成要素位置図（5）　A－3 区域

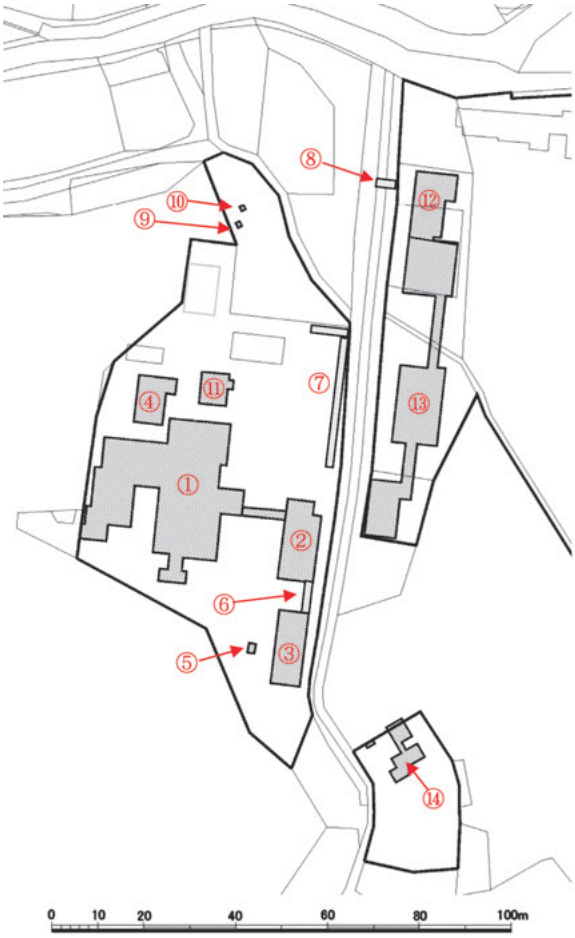

	名称	年代	備考
1	主屋	大正 13 年	登録有形文化財
2	前座敷	明治後期	登録有形文化財
3	南蔵	明治 9 年	登録有形文化財
4	米蔵	江戸末	登録有形文化財
5	待合	昭和初期	登録有形文化財
6	御成門	江戸末	登録有形文化財
7	塀	明治後期	登録有形文化財
8	門柱（黒門）	明治後期	登録有形文化財
9	金屋子神社	明治 29 年	登録有形文化財
10	遥拝所	不詳	
11	釜屋	昭和初期	
12	展示室	平成 3 年	
13	絲原記念館	昭和 55 年	
14	庭玉軒	昭和初期	

図 13-15　重要な構成要素位置図（6）　B－2 区域

14　三角浦の文化的景観

熊本県宇城市

重要文化的景観の概要

三角浦は熊本県中西部に位置し、宇土（うと）半島と天草諸島最北部の大矢野島（おおやのじま）に挟まれた三角ノ瀬戸に面して展開する集落である。三角ノ瀬戸は、周辺の海域の中でも水深が深く、湾内は比較的穏やかで暴風・波浪等の影響を受けにくいため、三角浦は古代より八代海と島原湾とを結ぶ南北方向および九州内陸部と天草諸島とを結ぶ東西方向の流通・往来の結節点として機能してきた。

東西を溶岩ドームによる山体に挟まれた三角ノ瀬戸は、変化に飛んだ海岸地形をなしている。そのため、16 世紀後半に島津氏家老の上井覚兼（うわいかくけん）（1545 ～ 89）が中国蘇州の水辺景観に準えて和歌を詠むなど、古くから景勝地として知られてきた。近代になると、風光明媚な土地柄のみならず、三角港築港により新たに整備された港湾都市そのものが多くの人びとの興味を引き、与謝野鉄幹・北原白秋などの紀行文である『五足（ごそく）の靴』および小泉八雲の小説『夏の日の夢』等にも描かれた。また、明治 37 年（1904）には三角岳山腹に細川侯爵別邸が建設されたほか、同時期に熊本を本拠地とする第六師団の保養地に指定された。現在も熊本などに居住する都市住民の別荘が立地するなど、三角浦は保養都市として機能してきた。

近世までの三角浦では、三角岳の山頂から急斜面が海中へと落ち込む地形であることから、海上交通の要衝として番所が置かれていたものの集落は発達していなかった。明治 14 年（1881）、近代港湾の建設を望む熊本県の要請を受けて、内務省雇いのオランダ人技師ムルデルが調査を行い、三角浦の北西部に拠点港湾の築港が計画された。長さ 756m、高さ 6.3m からなる岸壁には、三角ノ瀬戸の対岸の飛岳から産出する安山岩を用いて、3 か所の浮桟橋および 4 か所の階段を設けた。明治 20 年に竣工すると、三角港は石炭・化学肥料・セメント等のほか特に北部九州の米を移出する屈指の拠点港として隆盛し、三角浦は港湾都市として発展した。

ムルデルは築港と同時に道路を整備し、鉄道・運河等の計画を提案した。三角岳の斜面を開削し、埋め立てて造成した沿岸の平坦地を幅員約 10m の道路を敷設した。その沿道の海側に倉庫群を、山側に旅館・問屋街をそれぞれ配置して商業地区としたほか、山手の傾斜面には公共建築物を配置して司法・行政地区とした。また、谷の奥まった位置には遊郭等を配置して遊興地区とした。こうして三角ノ瀬戸の北岸に計画的な港湾都市を完成させた。沿道の建物の大小により幅員を変えた道路や、山際および市街地の東西に敷設された石造の水路など、都市整備の当初の構造は現在も継承されている。

図 14-1 「三角浦の文化的景観」の位置

図 14-2　流通・往来の結節点としての機能をもたらした独特の地形条件

このように、三角浦の文化的景観は、宇土半島西端の流通・往来の結節点において、保養都市および港湾都市という２つの都市機能が複合して形成された景観地である。明治期の国家的な築港事業およびそれに伴って整備された計画的な都市の地割が現在にも継承された稀有な事例であり、わが国民の生活・生業を理解するため欠くことができない景観地であることから、重要文化的景観に選定し、保存・活用を図るものである。／出典：『月刊文化財』第 617 号、一部修正

図 14-3　多くの人の興味を引き続ける三角ノ瀬戸

図 14-4　埠頭脇に計画的に配置された回漕店や倉庫群

三角浦の文化的景観保存計画

第１章　はじめに

1.　計画の目的

（前略）

本計画では、三角西港施設に接する海域（三角浦）を中心とした文化的景観の保全を図るため、三角浦及びその沿岸地域に係る自然、歴史、地理、生活、景観についての特性を明らかにするとともに、三角浦の文化的景観として、後世まで引き継ぐために策定するものとする。

2.　計画の構成

（略）

※ 言葉の定義

三角ノ瀬戸　宇土半島と大矢野島が近接する海域及び周辺の陸地を含めた範囲。

三角浦　三角ノ瀬戸のうち、宇城市、上天草市間の境界より宇城市側の範囲。概ね「三角浦」と呼称される字の区域にあたる（詳細は『調査報告書』第１章参照）。なお、近世における「三角浦村」の範囲は今回の選定範囲よりやや広く、２次申出を予定している範囲を含むが、本書における「三角浦」は、１次申出を予定する範囲のみとする。

第２章　文化的景観の概要

1.　文化的景観の位置及び範囲

（前略）

文化的景観の範囲は、旧三角町の三角浦地区及び上天草市登立地区、岩谷地区という「三角ノ瀬戸」と呼ばれる海域を挟んだ対岸同士の地区を対象とする。

「三角浦の文化的景観」は、明治の三大築港の一つとして多くの土木・建築遺産を有するとともに、港と海峡の歴史を見守ってきた人々の生活及びこの地域の風土の特色が色濃く表れている文化的景観である。このことを考慮し、三角ノ瀬戸（宇城市三角町三角浦、上天草市大矢野町登立）全域がその対象となる。

(1)　第１次申出の範囲

2014（平成26）年７月における第１次申出を予定している区域及び面積は以下に示す通りである。

・今回申出を予定している区域は、明治に築港された三角西港の区域と、それを含む２つの小字（一区、二区）の範囲、「三角ノ瀬戸」と呼ばれる海域の一部及び中神島。

・面積　陸域　50.46ha
　　海域　56.61ha

(2)　追加申出に係る地域の位置付け

１次申出の後、隣接する本町・際崎地区の保存調査に着手し、保存計画を作成し、２次申出を行う。２次申出で予定している区域は、陸上交通・海上交通の結節点として機能した景観地としての価値が想定される。

上天草市に所在する区域は、熊本県景観条例施行地域であり、大矢野島周辺景観形成ゾーンとして重点地域に位置付けられている。この区域は登立地区のうち三角ノ瀬戸に面した岩谷、飛岳地区であり、三角西港築港の石材にも用いられた採掘・製造及び現在も継続する漁ろうの景観地としての価値が想定される。今後、上天草市において文化的景観保存計画の作成作業とともに、景観行政団体への移行及び景観条例・景観計画策定作業が予想されるため、連携を図り推進していく。

（図14－５参照、付図一部略）

2.　既存法令等による行為規制

（略）

3.　景観法に基づく景観計画による規制

（前略）

「宇城市景観計画」では、景観計画区域を５つのゾーンに分け、ゾーンごとに景観形成方針を示している。そのうち、特に景観に配慮すべき地区を「景観形成地区」として示し、他の区域よりも厳しい景観形成方針が定められている。今回の重要文化的景観選定申出範囲は、「三角西港文化的景観地区」として、宇城市の景観計画に掲載されている地域である。

（後略）

第３章　文化的景観の本質的価値

1.　文化的景観の本質的価値

（略）

2.　景観構成要素

（略）

3. 文化的景観の保全に向けた課題

(1) 海の往来が連綿と続いている「浦」としての価値

（現状）

・対象地は全域が宇城市景観条例における景観形成地域の対象範囲であると共に、海面や後背山は自然公園法普通地域及び特別地域に含まれているため、一定の基準を超える工作物の建設や水面の埋立等、三角浦としての地形を改変するような大規模な開発は規制されている。

（今後想定されること）

・宇城市景観条例における届出対象行為に該当しない規模の開発であっても、海面の開発や後背山の法面の露出など、自然景観に影響を与える可能性がある。

・山林の維持管理が十分に行われず、大雨時の土砂崩れなどの災害を引き起こす恐れがある。

・漁業の衰退により、漁船の往来の景観が失われる可能性がある。

↓

・風光明媚な「浦」の風景を妨げる開発を誘導する必要がある。

・後背山や海岸線、海面など「瀬戸」としての自然条件を支える要素を適切に保全する必要がある。

・自然災害からの復旧の手法を検討する必要がある。

・地域の漁業振興に努める必要がある。

(2) 時代の価値観を通しての「観照対象」としての価値

（現状）

・文化的景観保存調査の対象地域内かつ文化的景観第２次申出予定範囲において、浮桟橋設置工事、新天門橋（新天草１号橋）架橋事業などの公共事業が実施されている。

・視点場周辺の樹木の繁茂が目立ち、三角ノ瀬戸や三角西港への眺めを阻害している。

（今後想定されること）

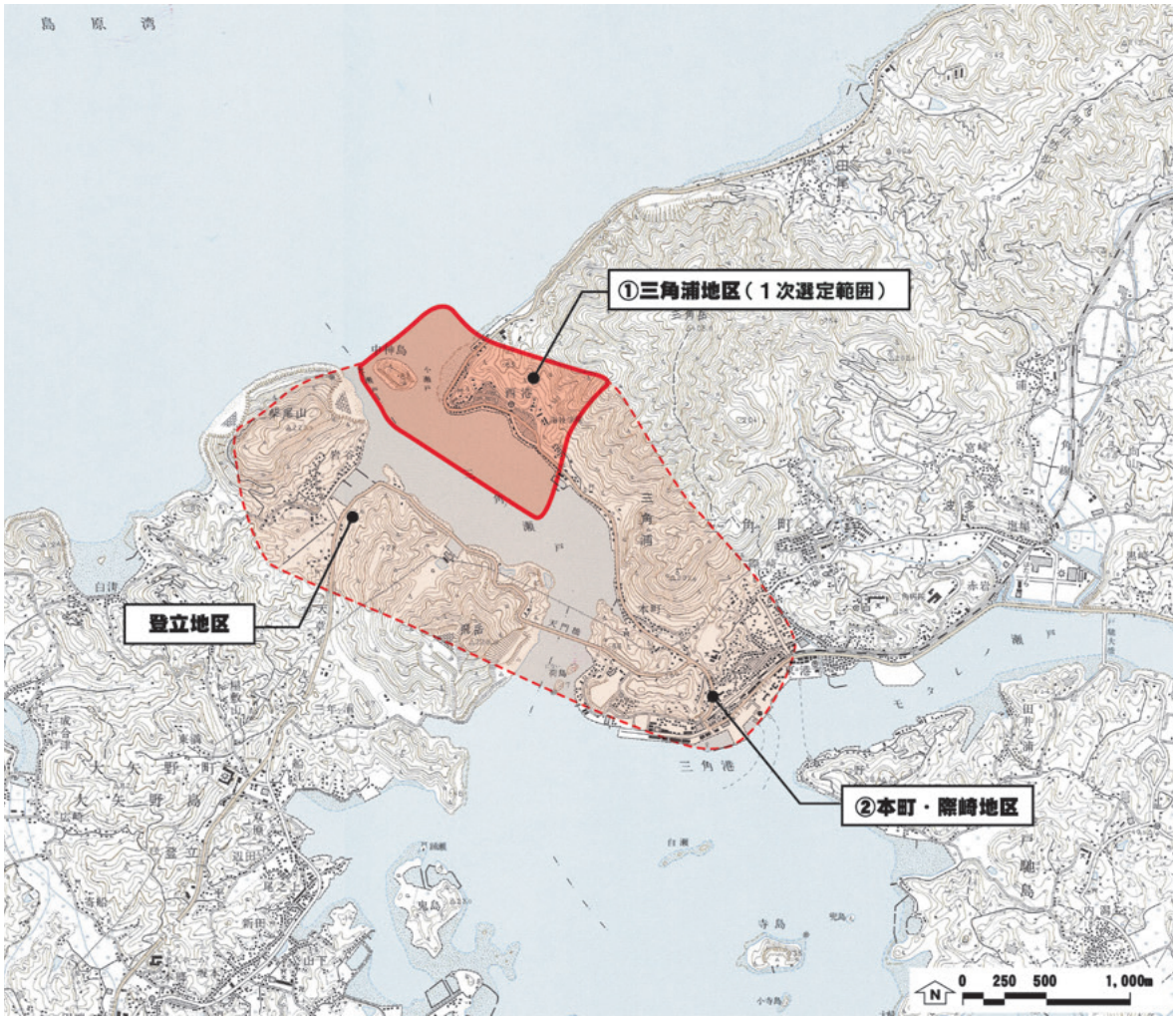

図 14-5　重要文化的景観選定範囲図

・公共事業において、現在は十分調整を行い事業が推進されているが、今後、事業担当者が異なるという理由から、隣接する場所であっても工法や材料に認識の違いが生じ、景観的なつながりが担保されない事態が発生する可能性がある。
・視点場からの眺めが失われる可能性がある。

↓

・港湾景観や瀬戸の景観、対岸の上天草市を望む視点場を保全する必要がある。
・景観を阻害する無秩序な開発や人工物の建設を防ぐ景観の誘導が必要である。
・宇城市・熊本県・国などの連携による景観に配慮した公共事業の推進や体制づくりが必要である。
・時代と共に変わりゆく三角浦の様子を、歴史として後世に継承していく必要がある。

(3) 近代に成立した「港湾都市の継承」としての価値

(現状)

・文化財保護法における重要文化財に指定されている埠頭や排水路などは、現状維持を基本とし、保護が図られている。また、三角西港内に位置する建物や工作物を含め、『重要文化財三角旧港（三角西港）施設保存活用計画』において保存や活用についての方針が示されている。
・埠頭における木片等の漂着ゴミや観光客・釣り客のゴミなどが本来の港湾景観を阻害している。
・市街地では、宇城市景観条例により、建築物や工作物については形態・意匠、色彩等の規制・誘導が図られている。一方で一部の歴史的価値を有する建造物は法的には保全が図られていない。
・空き家の増加により、景観の荒廃やにぎわいの低下が問題となっている。
・三角西港の繁栄を物語る古い建物が複数存在しているが、活用が十分ではない状況である。

（今後想定されること）

・宇城市景観条例及び景観計画が全ての建築物や工作物の景観を誘導できるものではない。また、近年太陽光をはじめとするクリーンエネルギーによる電力確保の機運が高まってきており、本地域においても、太陽光パネルを住宅や事業所の屋根に設置することが予想される。
・市街地では、人口減少がさらに進むと、現在の街並みが失われてしまう可能性がある。特に、空き家となっている歴史的価値を有する建造物については、適切な維持管理が必要となる。
・世界文化遺産登録への期待が高まる中で、来訪者の急増に伴う住民の生活への支障や、観光客のマナー違反などの問題が起こることも考えられる。

↓

・埠頭や排水路などの港湾及び排水施設そのものを保存する必要がある。また、築港に伴い発展してきた港湾都市を物語る建物や、築港と共に整備された街並みを保全する必要がある。
・市街地では、統一感のある瓦葺き屋根が整然と立ち並ぶ景観が築港当時の街並みを物語る要素でもある。太陽光パネルなどの文化的景観の価値に影響を与える可能性があるものについては、修景のガイドラインや文化的景観整備活用計画における景観の誘導が必要である。
・築港に伴い発展してきた地域の歴史や文化を継承していくためには、建物や街路などの空間を保全するだけでなく、人々の生活が安定的に営まれることが不可欠である。
・三角西港周辺に住む人や訪れた人が気持ちよく過ごせるように、適切な維持管理を行うとともに、来訪者や民間業者に文化的景観としての価値を認識してもらい、その継承に努める必要がある。

・過疎化や生活様式の変化による人口減少や産業構造の変化は、これまで続いてきた三角浦の流通・往来の風景が今後も継承されていくことに影響を与えている。
・地域を取り巻く開発圧力や想定される事態を見据え、文化的景観の価値を阻害しないように、適切な保存管理を図っていくことが重要である。
・また、人口減少による空き家の増加は、築港当時の街並みや地域で大切にされてきた空間を消失させる可能性がある。地域の衰退は、空間の消失だけでなく、地域の歴史･文化を伝える祭りの継承や、地域内に点在する神社や祠の維持管理等にも影響を与えるものである。
・文化的景観の価値を多くの人に認識してもらうためには、三角浦を訪れ、その魅力に触れてもらうための観光施策も必要である。そのためには、文化的景観の価値を伝えるための整備・活用施策の検討が必要であり、将来的には定住人口の増加につながっていくものと考えられる。
・また、地域での文化的景観の価値についての理解の醸成や、文化的景観を守り、育むための住民の自主的な動きを促す仕掛けも必要である。

・以上より、文化的景観の価値を守り、後世に伝えていくためには、空間の保存管理に加えて、そこで暮らす人々の生活が安定的に営まれることが必要不可欠であり、根底には地域活性化をどのように進めていくかということが大きな課題である。

第４章　文化的景観保全の基本理念

（前略）

社会経済状況の変化に伴い、海の往来の風景も様々なかたちで変容しつつある。

また、地域の人口は減少し、空き家の増加や三角西港築港時の住宅の取り壊しもみられるようになってきているなど、産業の衰退や少子高齢化は、文化的景観を支える地域の存続にまで影を落としている。

ところで、「三角浦の文化的景観」は、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産　九州・山口と関連地域」を構成する資産の一つとして世界文化遺産登録を目指しており、今後（我が国最初の本格的近代港湾施設と総合的に都市計画された港湾都市が残る地域として）世界的にも注目を受けることが予想される。世界文化遺産登録を契機として、多くの来訪者が想定されるため、宇城市では文化的景観に影響を与えることのないよう、適切な受入れ環境を整えていくことが必要である。

以上のことから、港と海峡の流通・往来を見守ってきた人々の生活及びこの地域の風土の特色が色濃く表れている文化的景観を保全し、次世代にまでその本質的価値の継承に努めていく。

また、単に保全の取り組みだけでなく、景観を地域資源として捉え、新たな利活用のあり方を検討し、地域が一体となって取り組んでいくことで保全につなげていく。

そして、重要文化的景観「三角浦の文化的景観」として選定されることが地域の誇りとなり、文化的景観の保全・活用を通して、地域の活性化に資するものとなるよう取り組んでいく。

第５章　保存管理

1. 保存管理に関する基本方針

「三角浦の文化的景観」の価値を踏まえ、三角浦の地形を基盤に発展してきた海の往来と地域の暮らしの成り立ちを一体的に捉え、本質的価値を構成する要素を保存管理していく必要がある。

以下の基本方針に基づき、有形、無形の要素の保全を図っていくものとする。

(1) 海の往来の基盤となる豊かな自然環境を守る

本地域の文化的景観は、三角ノ瀬戸という海域、その海域を取り囲む山々などの自然環境が三角西港を築造する根拠となり、古くから人や物の往来を支えてきた。またこうした自然環境は、船の行き交う風景の背景ともなっている。このような景観の基盤としての豊かな自然環境を一体的に保全していくことを基本とする。

特に、海岸線や後背地の山林については、三角ノ瀬戸の地形的特徴を表すものであるため、現状維持を基本とする。海岸線の護岸形態や港湾施設の形態、山林の維持管理などにも配慮が必要であり、諸計画との整合性を図りながら保存管理に努めていく。

(2)「観照対象」として成立してきた周辺地域の眺望を守る

三角浦の自然的特性は、船の航行に対する良好な環境を提供するだけでなく、穏やかな海に浮かぶ船の背景となり、優れた景観を創出するものである。これらの景観は昔から人々の観照対象となり、現在も観光や余暇の場所として、海辺での人々の活動が見られることにもつながっている。

このような観照対象としての三角浦を継承していくために、周辺地域から海と背景となる山々へ、また自然環境を背景に、一体となって形成される市街地と三角西港への眺望を保全していく。視点場となる要素の保存管理を行うとともに、視点場までの遊歩道の手入れなど、積極的な活用にも努めていく。

(3) 築港と同時に形成された近代港湾都市の構造を守る

三角西港の埠頭及び排水施設、背後の地割は、築港当時の都市基盤整備の技術を表す要素であるとともに、地域の骨格となる景観を作りだしている。

その上に、築港当時に整備された建物といった貿易港としての繁栄を物語る要素や、その他の民家、井戸、神社など、現在まで続いている人々の生活や信仰を物語る要素が存在する。以上より、近代港湾都市の構造を伝える要素として、埠頭や排水施設、背後の地割などの維持・保存に努めるとともに、地域の生活を物語る要素の保全に努めることとする。

特に、市街地の保全にあたっては、その地に住まう人々がいて初めて成り立つものであることから、地域の活性化につながる生活環境の改善や定住人口の増加等の対策も併せて行っていく。

2. 土地利用等の考え方

（前略）

埠頭や排水路等の国重要文化財を構成する要素や一

体となって価値を形成するものについては、文化財保護法に基づく『重要文化財　三角旧港（三角西港）施設保存活用計画』において、保存管理の方針が示されているため、これを準用することとする。

（表 14 － 1 参照）

3. 文化的景観の現状変更等の取扱い

(1) 現状変更に関する取扱い基準

（略）

(2) 重要な構成要素

「三角浦の文化的景観」は、船舶の航行や接岸に適した自然的特性のうえに、三角西港の築港に伴い計画された港湾都市の歴史的・社会的特性が重なり、現在に至るまで人々の観光・保養の対象としての景観が形成されたといえるものである。このようにして生まれた価値を伝えるにあたって欠くことのできないものを重要な構成要素と位置付け、保全を図るものとする。

1 次申出範囲は、第 3 章に示す文化的景観の本質的価値のなかでも、「近代港湾に成立した「港湾都市」としての継承としての価値」が特に現れ、地域の構造自体がその価値を顕著に伝えるものである。

（図 14―6、7、表 14 － 2 参照）

なお、文化的景観における重要な構成要素ではないが、三角西港築港後の街並みや生活の様子を表す以下の要素については、積極的に保全及び活用を図ることとする。

◯海の往来に関係する要素

・地域住民によって毎年例大祭が行われている霧島権現宮

・県内の要所として潮位観測のために設置された検潮所

◯西港周辺の発展に関係する要素

表 14-1　土地利用等の考え方

景観構成要素		土地利用等の考え方
海面		・現状維持に努め、漂着ゴミの除去等、定期的な清掃を行う。
海岸線		・現状維持を基本とする。
山林	市街地の後背林	・『重要文化財　三角旧港（三角西港）施設保存活用計画』の環境保全の基本方針を準用する。
	上記以外の個人所有の山林	・自然公園で保全されており、今後も現状維持を基本とする。 ・人工林、天然林等の樹木の性質を踏まえ、それぞれの適切な維持管理を図る。
中神島		・国有林野の管理・経営に関する法律により保全されており、今後も適切に保全を行う。
港湾及び排水施設	埠頭、排水路、道路橋、後方水路、道路側溝	・『重要文化財　三角旧港（三角西港）施設保存活用計画』の保護の方針を準用する。
宗教施設	霧島権現宮	・現状維持を基本とし、地域の歴史を表す信仰の場として、祭事等を含めた保全に努める。周囲の樹木等も含めて保全することとし、場所性を損なわないようにする。
	水神、地蔵堂	・現状維持を基本とし、位置や構造、材料等の記録を行い、それらの適切な維持管理を行う。
道路	市道	・現状維持を基本とし、築港当時の町割りを表す道路幅員を維持する。 ・改良・復旧工事などは、周辺景観への影響が考えられるため、事業計画は宇城市景観計画により、色彩・形状・材質など、周囲の景観に十分配慮した工法を採用する。
	国道 57 号	・現状維持を基本とし、築港当時の町割りを表す世界遺産登録予定範囲の道路幅員を維持する。 ・改良・復旧工事などは、周辺景観への影響が考えられるため、事業計画は宇城市景観計画を尊重するとともに、色彩・形状・材質など、周囲の景観に十分配慮した工法を採用する。
集落	住居	・現在、多くの家屋が 2 階建て以下の瓦葺き屋線であり、築港と同時に形成された統一感ある街並みが維持されている。高さ、色彩、屋根の構造等については、周囲の景観との調和に努める。
	事業所	・高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和に努める。 ・敷地の緑化や覆い等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。
	築港時の建築物	・『重要文化財　三角旧港（三角西港）施設保存活用計画』の建造物保護の方針を準用する。 ・明治から大正時代にかけて建築された古民家については、現状維持に努める。構造、材料、色彩等の記録を行い、補修や改修、修景を施しながら活用に努める。今後、重要な構成要素としての特定を検討していく。
	井戸	・材料自体の保存による現状の形式の保持を原則とする。
工作物		・景観の連続性を阻害しているものは、修景に努める。 ・電線・電柱は地中化など検討を行い、文化的景観への影響の軽減を図る。
屋外広告物		・設置は行わないことが望ましい。 ・新設、改修の際は、景観に調和したものへ誘導を図る。 ・案内板が乱立する場合には、撤去を検討する。
自動販売機		・道路からできる限り後退させるとともに、建物と一体に管理できるように努める。 ・海への眺望に配慮し、海岸の道路には設置しないように努める。

・戦前に建てられた民家（詳細は『調査報告書』第5章138頁　表5－6参照（略））
・旧郡役所施設、警察署長官舎
・築港に際し掘削され、利用されてきた井戸
・井戸に隣接して祀られている水神、西排水路に隣接して祀られている地蔵堂

第6章　整備活用

1. 整備活用に関する基本方針

(1) 多様な主体の連携による整備・活用を進める

（略）

(2) 文化的景観の価値を維持・向上するための修理・修景を行う

「三角浦の文化的景観」は、後背地の山林や海岸線、海面などの「瀬戸」としての自然条件がその基盤となっている。そのため、選定範囲内における建築・土木・屋外広告物など、景観に及ぼす影響が大きな分野において、一定の整備方針を定め、景観に配慮した事業に努める必要がある。

修理・修景が必要な場合においては、文化的景観の価値に基づく景観の改善を目的とし、あくまでも景観阻害要因の除去を含めた最少の整備に留めることとする。また、実施の際には、十分な調査を実施し、地域や景観の文脈に配慮することを前提とし、地域に見合う技術・素材等を用いることによって、景観の質的な向上を目指すこととする。

これらの修景を実施しながら、地域内の拠点施設の整備や、散策ルートの整備、サイン計画等を併せて検討することで、文化的景観保全のメリットを地域にわかりやすく伝えていく。

公共事業等については、大規模な景観の改変を伴うことが多く、文化的景観に与える影響も大きいことから、事業規模の検討とともに形態・意匠等に対する十分な配慮を行っていく。

さらに、世界文化遺産暫定一覧表に記載されている「明治日本の産業革命遺産　九州・山口と関連地域」の世界文化遺産登録の取組みに併せ、本地域外の関連資産との連携を図りながら、修理修景や普及啓発に努める。

(3) 文化的景観を契機とした新たな交流を生み出す

文化的景観の価値を多くの人に認識してもらうためには、三角浦へ行きたいと思わせる仕掛けや訪れた人にその場所の魅力に触れてもらうための観光施策も必要である。現在、三角西港には多くの観光客や釣り客が訪れているが、そのほとんどが日帰り客である。一方で、シャトルバスの運行など、既に行われている取り組みもある。

今後は、既存の取り組みとの連携を図りながら、さらにボランティアガイドの養成や観光プログラムの設定、民泊の推進など、地域と来訪者の交流を生み出す機会を増やし、文化的景観保全の意識醸成と地域活性化につなげていく。

ただし、このような活用施策を行う場合、過剰な観光客の増加によって文化的景観の価値が損なわれることがないよう配慮しなくてはならない。特に、三角西港背後の市街地では、現在も来訪者のマナーや日常生活への影響が問題視されているため、地域住民と行政との緊密な連携も必要である。

活用にあたっては、地域住民同士の話し合いや庁内調整の機会を持ちながら、施策の実現性や優先度を判断し、効果的な施策を実践していくこととする。

2. 公共事業の整備の方向性

「三角浦の文化的景観」には、港湾や道路などの公共施設が含まれており、これらは景観の骨格をなし、地域の歴史・文化を物語るシンボルといえるものである。これらの整備にあたっては、良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要がある。

公共事業等の整備事業については、周辺環境に与える影響が大きいことから、景観保全に対する認識を統一する必要がある。しかし現状では、管理者が異なるという理由から、隣接する場所であっても、景観保全の整合性が取りにくいことが課題としてある。

今後は、申出範囲内で実施される公共事業等の整備事業については、事業計画段階において地域や行政職員、専門家等で審議を行う場（「宇城市文化的景観整備管理委員会（仮）」）をもち、文化的景観の保全や活用の視点から整備事業のデザインコントロールを行っていく。

また、景観を損なわずに地域の整備を進めていくために、早い段階で地域住民とも協議の上、「文化的景観整備活用計画」を策定し、計画的に整備・修景等を行っていく。

公共施設については、景観法に基づく景観計画の中で景観重要公共施設への指定を行い、整備活用を図っていくことも必要である。

3. 地域の資産としての文化的景観の活用

(1) 空き家を活用した地域の拠点空間の創出

（前略）

空き家の増加は地元にとっても深刻な問題となっており、散策を行う際の休憩施設や食事処など、地

域の拠点施設として積極的な活用を検討する。

また空き家だけでなく、各家庭の空き部屋利用として、民泊の推進を図っていくことも考えられる。

今後は所有者の協力のもと、空き家の調査を行うとともに、受入れのしくみや受け皿となる組織体制の構築に向けた検討を行っていく。

(2) 地域の魅力資源を活かした散策ルートの設定

現在地域では、観光客の滞在時間の延長が課題として挙げられている。

海や山々の良好な眺めやその視点場、埋もれている地域資源を活かして、散策ルートの設定について検討を行う。

上記と共に、来訪者受入れのルート作りや案内ガイドの養成を地域住民と共に進めてく必要がある。

(3) コミュニティビジネスによる産業の振興

地域産業の振興は、地域社会の基盤を安定させるために重要なことである。新たな観光施設を作るのではなく、既にある地域資源を活かして起業することを考える。

上記（1)、(2）の取組みと併せて、特産品の開発や体験プログラムの設定など、地域におけるもてなしも充実させることで、雇用の創出や地域運営のための財源確保につなげていくことを目指す。

実践にあたっては、観光客や釣り客、天草へ行く際の立ち寄りなど、地域に関係する主体とそのニーズに合ったメニューを充実させる。さらに、来訪者と地域住民の双方にメリットがある取組みとすることが望ましい。

(4) 地域の歴史・文化の継承

霧島権現宮を始めとする信仰施設は、現在まで継承された貴重な地域の文化である。年中行事への参加促進を通じて、将来へ渡り継承していくように努める。三角西港だけでなく、市街地内の井戸や祠なども地域の歴史を物語る貴重な地域資源である。これらは、散策マップや案内板等を作成することで新たな観光資源としての活用を図ると共に、地域の歴史・文化の継承を行う。

第７章　運営及び管理体制

1. 運営及び管理体制に関する基本方針

(1) 文化的景観を契機として地域活性化に取り組む

（前略）

文化的景観の価値を守り、後世に伝えていくうえで重要となるのは、その地で暮らす人々の存在であり、地域の課題は何なのかを把握し、それらの不安要素を取り除く仕組みを検討していく必要がある。今後は、景観を支える様々の要素を地域の資源として捉え、将来的に地域の生活や産業の活性化を図ることとする。

(2) 文化的景観の保全・活用に取り組む運営体制をつくる

文化的景観の保全のためには、地域に生活する人々が文化的景観の価値の理解や、保全への自主的な取組みを推進していくことはもちろんのこと、地域外の人々が積極的に文化的景観の保全に関わることができる場も必要である。（中略）

市民は自らの生活をより良くするため、コミュニティの連携を図り、来訪者との連携も目指す。さらに行政は、地域の活動を積極的に支援できるように、庁内においても、部局を超えた横断的な連携を図り、関係機関が緊密に協力できる体制を整備していくこととする。

（付図略）

2. 地域と行政の運営体制整備の方向性

(1) 既存の取組みを活かした活動のさらなる充実

三角西港周辺地域では、「浦島屋」における三角西港についての情報提供や定期的なイベントの開催、観光ボランティアガイドをはじめとし、地域住民による様々な取組みが行われてきた。

今後、このような取組みが文化的景観の保全につながることを認識し、さらなる継続・発展を図っていくため、移住者や若者など様々な主体が活動に参画していけるような受け皿を構築していく。

また、地域の活動に対する行政の支援の充実も重要である。情報提供やPR、専門家の派遣等の協力やセミナーの開催、地域の人材育成など、効果的な支援を行っていくための地域住民と行政の検討の場を設けることも必要である。

(2) 文化的景観の保全に向けた意識の醸成

（前略）

文化的景観は、住民の生活と一体であり、地域住民の日常生活への影響を最小限にとどめるために、旅行会社や観光協会等、観光ボランティアガイド等によるマナーの周知を行っていく。

また、地域住民が文化的景観を地域の資産として誇りに思い、適切な保全のあり方について認識を共有していくため、宇城市をはじめ熊本県や関係機関と共同で様々な情報を発信し、保全の意識向上に努める。また、小中学校をはじめとする地域の教育機関との連携を図っていく。

(3) 世界文化遺産関連自治体との連携

本地域は世界文化遺産登録を目指す「明治日本の産業革命遺産　九州・山口と関連地域」の構成資産でもあるため、文化的景観の価値及び世界文化遺産構成資産としての普遍的価値両方の側面から、価値を損なわないように整備や活用を行っていく必要がある。

一方で、案内サインなど世界文化遺産としての一定のデザインの統一も望まれることから、今後は、「三角浦の文化的景観」の保全や整備にあたって、世界文化遺産関連自治体との情報交換や意識の共有に向けた体制の強化が求められる。

(4) 地域外からの支援体制の充実

地域を訪れる人々や関わりのある地域外の人々の力を借りながら、文化的景観保全のための体制や仕組みを構築していく必要がある。祭りやイベントなど地域活動の際の労働提供など、地域外の人材を運営体制に取り入れることで、さらなる活動の展開を図っていく。

また、文化的景観の保存管理や整備活用に必要な事業を推進するため、支援の枠組み等を検討し、適切に推進できる体制づくりを目指す。

／出典：『三角浦の文化的景観保存計画書』（平成26年3月、宇城市教育委員会）、抜粋、一部修正

表 14-2　重要な構成要素一覧

名称	指定状況	所有者等
築港当時の技術を顕著に表す要素		
1　埠頭	国重要文化財	熊本県
2　環濠西端直線排水路	国重要文化財	宇城市
3　西排水路	国重要文化財	熊本県（国道より海側） 宇城市（国道より山側）
4　東排水路	国重要文化財	熊本県（国道より海側） 宇城市（国道より山側）
5　後方水路	国重要文化財	宇城市
6　一之橋	国重要文化財	国土交通省
7　二之橋	国重要文化財	国土交通省
8　三之橋	国重要文化財	熊本県
9　中之橋	国重要文化財	国土交通省
10　国道 57 号		国土交通省
11　市道		熊本県（宇城市管理）
三角西港築港後の発展を顕著に表す要素		
12　旧三角海運倉庫	国登録有形文化財	宇城市
13　旧高田回漕店	宇城市指定文化財	宇城市
14　旧宇土郡役所庁舎	国登録有形文化財	宇城市
15　旧宇土郡役所正門及び石垣	国登録有形文化財	宇城市
16　龍驤館	国登録有形文化財	宇城市
17　旧三角簡易裁判所本館	国登録有形文化財	宇城市
18　旧三角簡易裁判所弁護士等控室	国登録有形文化財	宇城市
19　旧三角簡易裁判所記録倉庫	国登録有形文化財	宇城市

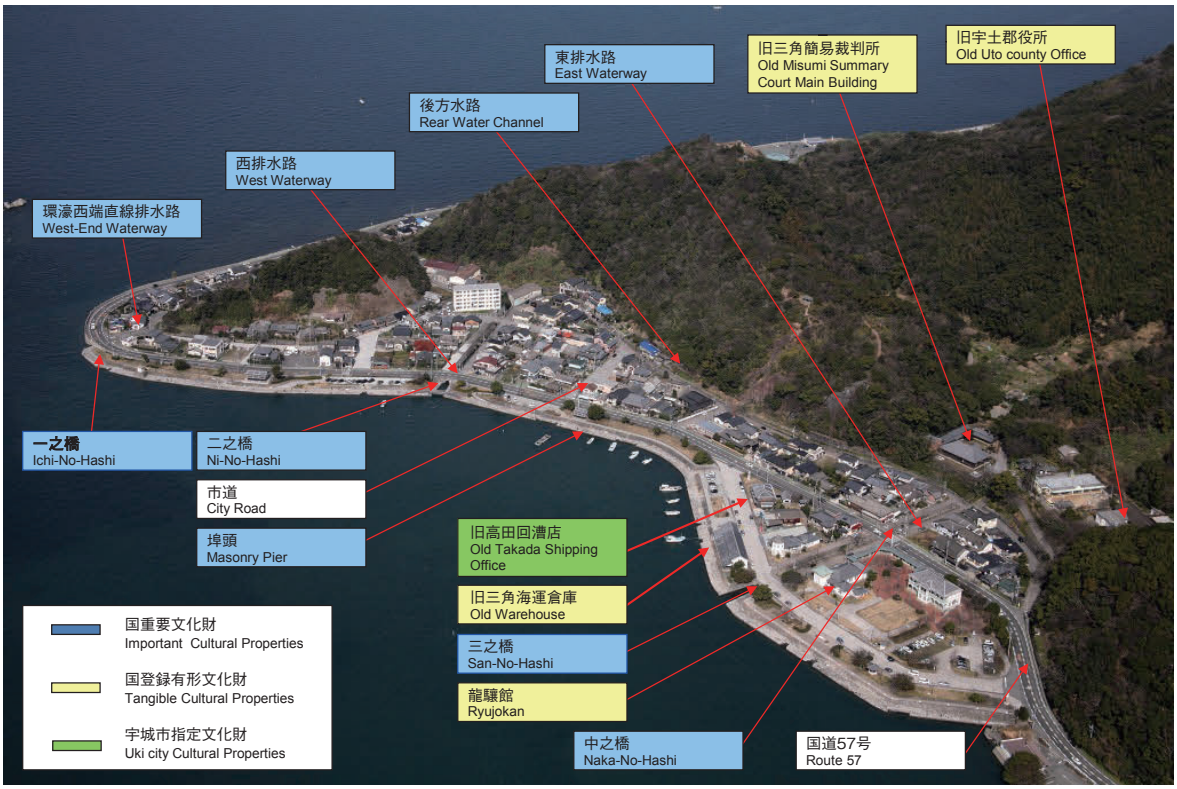

図 14-6　重要な構成要素位置図

番　号	2
名　称	環濠西端直線排水路
住　所	宇城市三角町三角浦
管理者	宇城市
備　考	国重要文化財 指定名称：三角旧港（三角西港）施設

図 14-7　重要な構成要素の個別記載（「環濠西端直線排水路」の例）

15　酒谷の坂元棚田及び農山村景観

宮崎県日南市

重要文化的景観の概要

宮崎県日南市の西部では、日南層群と呼ばれる新生代第三紀の砂岩・泥岩地層を基盤とする鰐塚山地が、標高 1,000 mに満たない高地を形成している。そのほぼ中央に位置する酒谷地区では、飫肥杉林が卓越する中で、河川沿いまたは地すべりで形成された緩斜面地等に、小規模な集落が点在している。

中世までの酒谷における居住の在り方は未詳であるが、江戸時代、飫肥藩領酒谷村は、鹿児島藩との国境に位置し、郷士と呼ばれる足軽組軍団で固められた上酒谷村と、農村生活が営まれる下酒谷村によって形成されていた。郷士足軽の多くは 5 石から 10 石前後の給地を所有し、狭小な畑地とともに、山中に散在して居住していた。このころには、杉を中心とする植林が飫肥藩領内で広く行われており、飫肥藩伝統の植栽・育樹方法である「分（部）一山」制度のもとに、成木のうち上木は藩に献納し、中・下木の 2 分の 1 または 3 分の 1 および間伐材は植栽者のものとする森林管理が行われた。また、木材をはじめとする林産品の運搬のために牛馬が飼育されたため、萩場が確保されたほか、建築資材および炭俵の材料として萱場が展開した。

明治の初年に約 2,000 人であった酒谷村の人口が大正の初年に約 3,000 人、昭和の初年に 4,000 人を超えるにあたって、水田耕作に不適な斜面地である当地で次々と耕地整理組合が組織され、耕地整理事業が進められた。このうち坂元集落では、標高約 255 ～ 315 m、傾斜 7 分の 1 の萩場・萱場を転用し、昭和 3 年（1928）から同 8 年（1933）にかけて、棚田が造成された。

坂元棚田東側の「古田」と呼ばれる近世来の水田が、面積 1a 未満から約 5a の不整形をなすのに対し、新たに造成された棚田は、面積約 3a または 5a の長方形となっている。ほぼ全ての区画で乱積の石積法面をもち、当時重要な動力であった馬の進入路が確保されている。坂元棚田の北東に位置する中尾谷川・溝口谷川の 2 つの水系から、約 1.6km の水路を引いて導いた水は、棚田中央に設えられた用排水路および棚田東側の谷川を通じて各区画を潤すほか、田越しによる潅漑も行われている。当地は、年間約 3,000mm を超える豊富な降水量に恵まれており、また、平野部と比較して昼夜の寒暖差が大きく、水温も比較的冷涼であるなど、良質な稲の生育に適した栽培環境となっている。

坂元棚田の周囲では、飫肥杉林が卓越しており、水源かん養林として機能している。藩政期の分（部）一山は「部分林」として近代以降も引き継がれ、営林署と集落との契約に基づき造林・育林が行われた。特に第二次世界大戦後は、坂元集落北東部の国有林が払い下げられ、畑地または温州みかんの果樹園として利用

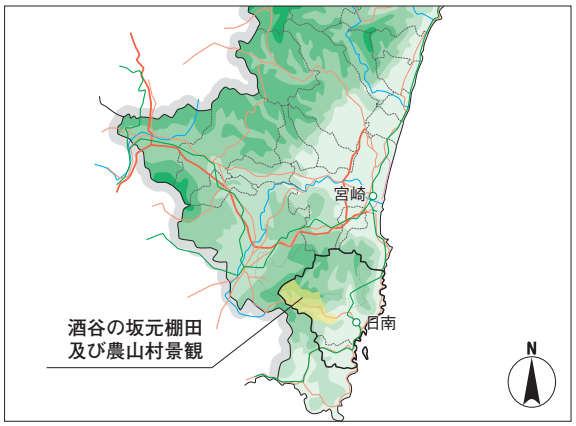

図 15-1 「酒谷の坂元棚田及び農山村景観」の位置

図 15-2　周囲を飫肥杉林に囲われた坂元棚田

されたが、昭和46年（1971）のグレープフルーツ輸入自由化等により果樹経営が不振となり、杉への改植が進んだ。さらに、昭和40年代に農耕馬による馬耕から機械耕へと転換したことにより、秣場を林地へ転用したほか、同時期に始まる減反政策に伴って、集落周辺の迫田（さこた）にも飫肥杉が植林されるなど、拡大造林が進展した。比重が小さく、樹脂も多く含んで弾力に富んだ飫肥杉は、船材に最適であり、当地で栽培された飫肥杉は、近傍の港町である油津をはじめ、西日本各地へ広く移出された。現在も坂元集落の森林率は78％であり、そのうち約87％がスギ林となっている。

このように、酒谷では、昭和初期以前の個別分散型の農業から、耕地整理以降の坂元棚田における集約的な稲作へ、そして戦後の飫肥杉造林による林業へと生業の中心を変遷させてきた。近代農業土木技術の水準を示す坂元棚田および分（部）一山制度に起源をもつ当地独特の営林方法によって形成された独特の土地利用の在り方は、この地域における生活・生業を理解する上で欠くことができないものであり、重要文化的景観に選定し、保存・活用を図るものである。／出典：『月刊文化財』第600号、一部修正

図15-3　乱石積みと階段状用水路が特徴的な棚田

図15-4　馬耕を前提とした棚田の形状

酒谷の坂元棚田及び農山村景観保存計画

計画の背景と目的

1　計画の背景

（略）

2　計画の目的と位置付け

本計画は、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定に向けた「文化的景観保存計画」として策定するものである。「日南市総合計画」及び「日南市歴史文化基本構想」に基づき、「日本の棚田百選」として多くの人々に親しまれている坂元棚田の文化的景観を良好な状態で保存し、これからの日南市の魅力ある地域づくりに生かすため、地域の活性化につなげる資源として活用しながらこの地の歴史や生活・文化を後世に引き継ぐことを目的としており、坂元棚田の文化的景観の保存・活用に関する将来に向けての基本的な考え方を取りまとめたものである。

（付図略）

検討の体制と経過

（略）

第２部　保存計画

第１章　保存計画の理念と方針

第１節　基本理念

江戸時代から明治、大正、昭和の初めにかけて、日本国内では米の生産を中心とした農村振興が進められた。米の生産増強にこだわり続けてきた日本人の米づくりに対するこの思いを近代的な農業資産として今に伝えるのが坂元棚田である。本計画では、先人の築いてきた農業資産をその思いとともに未来へつないでいくことを目的に、多くの人との関わりを求め、その過程において坂元棚田の文化的景観を保ち続ける集落維持の道筋を考えていく。本計画の推進にあたっては、目に映る景観だけではなく、様々な人々とのつながりの中で集落を維持していく仕組みを築き上げ、坂元集落に生きる人々が代々受け継いできた地域の誇りを後世に引き継いでいくことを基本理念とする。

第２節　課題と基本方針

保存計画の策定にあたり、坂元棚田の文化的景観の特質を未来へと引き継ぐため、下記の点について今後の対応すべき課題を整理し、保存活用のための取り組みの方針とする。

(1) 生産の場としての棚田の維持

棚田での営農を維持していくことが、今後の棚田の景観を維持することにつながる。これまでの営農や生活のしくみを継承しつつ、時代の変化に応じた生業のあり方を考えていく必要がある。

→水田耕作を維持するための生産環境の保全に努める。

(2) 生活文化の継承

集落の過疎化・高齢化、現代社会における産業構造の変化等により、生業のあり方が大きく変化し、これまで生業を通して受け継がれてきた知識や経験が途絶えようとしている。これらをこれからの世代に何らかの形で伝え残していくためには、営農の維持と地域の振興、伝統文化や技術の継承、地域資源としての坂元棚田の活用を通じて文化的景観の保存を図ることが大切である。今後、地区内外における様々な取り組みを他地域との人的交流の視点から検討する必要がある。

→営農を支えてきた集落の知恵を地域外の人々との交流に活用しながら、集落の生業に関わる生活文化の継承を図る。

(3) 棚田を中心とする周辺環境の一体的な保護

坂元棚田の景観は、棚田と集落、そしてこれらを取り巻く山々と地区の人々の生活文化が一体となって文化的景観として価値を持つものである。景観阻害要因の改善や耐震等に対する措置等について、景観維持のための考え方を明示する必要がある。

→棚田景観維持のための修景・修復及び現状変更・開発行為等について、文化的景観の保存に配慮した行為制限の基準を設定し誘導に努める。

(4) 酒谷地域全体の活性化

坂元棚田の文化的景観は、坂元地区に住む人々だけで守りきれるものではない。坂元棚田は酒谷地域を代表する文化的景観の一つである。「酒谷の坂元棚田」の文化的景観を酒谷地域の活性化につなげる新たな取り組みを持続していく体制の整備と人材の育成が必要である。

→坂元棚田を中心とする文化的景観を酒谷地域共有の財産とする立場から、酒谷地域の各地区と連携した新たな活用のあり方を検討し、酒谷地域の活

性化を持続させる体制を築く。

第２章　集落維持と農家存続の手立て

第１節　住民の暮らしを守るための現実的基盤

(1) 集落の維持と文化的景観

（前略）

坂元棚田の文化的景観保存の現実的課題は、坂元の住民の暮らしを守り、農家・集落を維持存続させられるか否かに尽きる。それ故、坂元の住民の暮らしを守るための現実的基盤をどのように構築していくかということが、坂元棚田の文化的景観保存計画を策定する上で最も重要な課題となる。

(2) 高齢化・過疎化に対する集落維持の方策

坂元集落の住民構成の現状では、自力による集落維持は非常に困難である。ここで純粋に地域問題としての坂元集落の維持方策を考えた場合、将来的な計画や方策について、次の３つの方針が考えられる。

第一は集落移転である。これは非常にコストもかかるし、住民感情からも拒否反応が強い。第二は現場継続である。何も特別のことはしないが、今後もますます進む高齢化に対応する住民の生活維持のためには、逐次的に非常に高いコストを行政は支払わなければならなくなる。第三は、中核世帯（30 歳代

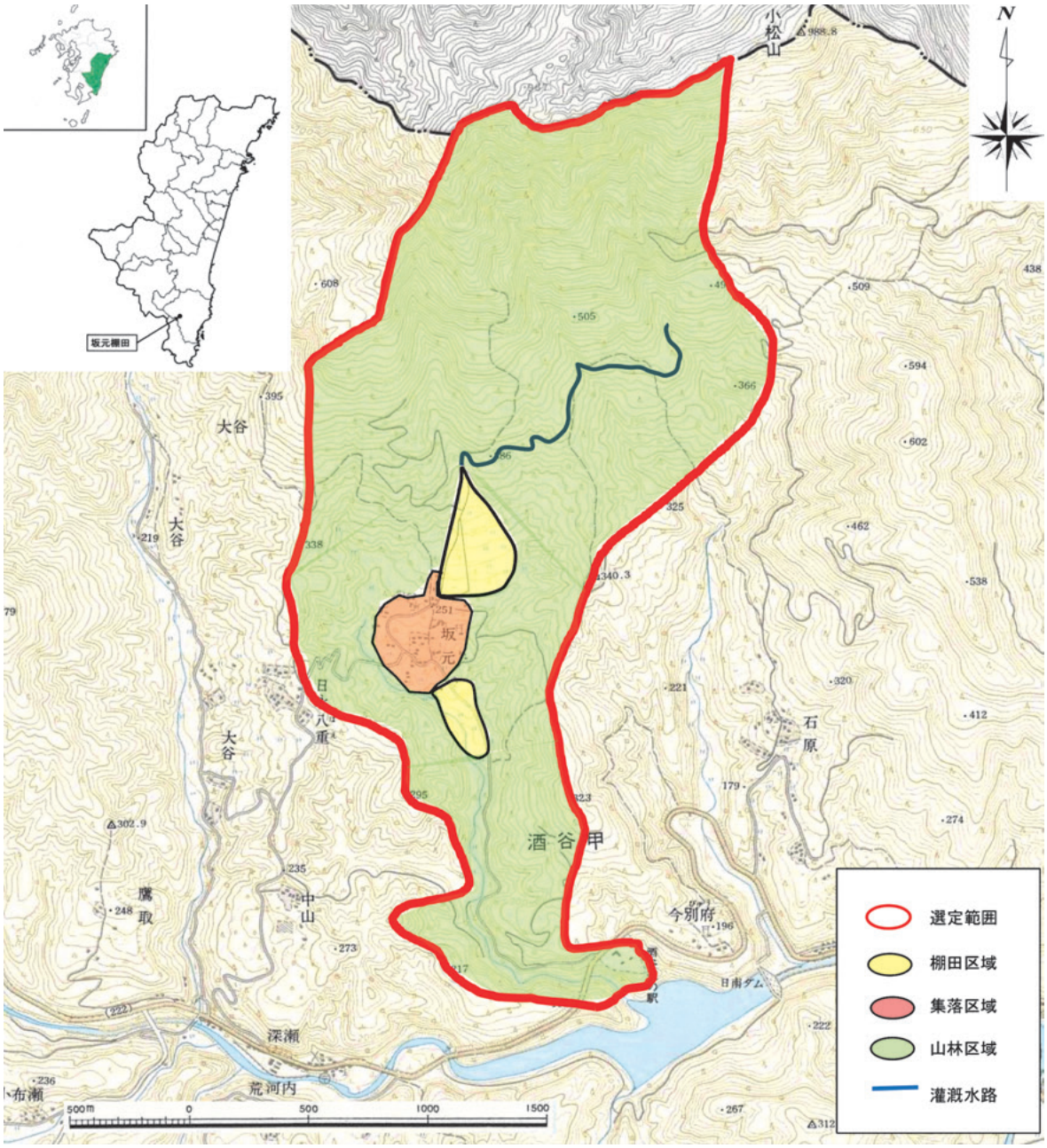

図 15-5　重要文化的景観選定範囲図・景観単位区域図

～50歳代の夫婦とその子女を核とした世帯）の導入を軸とした集落維持である。中核世帯にはその老親が同居してもかまわない。具体的な世帯類型では、30歳代～50歳代の夫婦のいる多世代同居世帯か核家族世帯のことである。この中核世帯の集落への導入が、今後坂元集落が人口と戸数が減少しても集落社会維持の機能を最低限果たしていく役割を担う。若干の費用の支出を伴うが、集落移転や高齢化に対する逐次投入より格段に安い政策となる。同時に、住民の生活満足度は高く維持される。集落維持の課題に道筋を示すことは、坂元棚田の文化的景観の保存・活用の可能性を広げることにもつながっていく。

第２節　集落の安定化を図るサポート体制の構築

坂元集落18戸のうち、30歳代から50歳代までの中核年齢者がいる世帯は30歳代の夫婦の８人の多世代同居世帯１戸のみである。このことが坂元集落の将来展望と棚田保全問題の最大の不安定要因となっている。

一般的に、過疎化・高齢化率の高い集落が「限界集落化」するのは、高齢化率が高いからではない。むしろ、30歳代～50歳代がいる「中核世帯」が極端に減少し、集落内の生産上や生活上の日常的機能が機能不全を起こすことによって、集落の現状と将来展望が不安定化するのである。高齢化率の高い集落でも中核世帯が数戸あれば、集落の安定化を図ることができる。

このような状況の中で、坂元集落の場合は、最低３戸の中核世帯が存在すれば、集落維持は曲がりなりにも成立すると思われる。故に、目標は３戸の中核世帯の形成である。現在、坂元集落では１戸は存在しているので、残る２戸の中核世帯の導入が必要になる。この２戸の中核世帯の導入方法については、次の２つが考えられる。

(1) 他出子の洗い出し

具体的にＵターン可能な他出子か、日常的に頻繁に坂元集落の実家をサポートできる他出子世帯を数戸選定し、集落から強く働きかける。この選定作業は、坂元集落の住民だけでなく、日南市の市内に他出した子弟をも含めて協議会的な組織を形成して選定していく方法がある。すなわち、坂元集落の自治組織を他出住民も含めた拡大自治組織として形成することである。この方式は、鳥取県日南町仮屋原集落ですでに行われている。

(2) 政策的な中核世帯の導入

棚田保全の方策は、坂元集落における中核世帯の定住基盤を整えた上でしか成立しない。政策的に中核世帯の導入を進めるのも一つの手法である。例えば、市役所職員の中で「中核世帯」を形成している職員の中から、坂元集落に居住して坂元集落の維持と棚田保全の事業を主に担当する職員を選定し、居住助成金を出すなどの施策を講じることによって、坂元集落の課題と棚田保全の課題に対応していくなどの方策である。

「地域活性化」「ムラづくり」「集落再生」などと言われるが、究極的には「イエ」をどう残すかであり、他出子の動向（Ｕターンであれ、別居サポート体制であれ）に最も力を注ぐべきである。大切なのはイエと農業の担い手を一体的に確保することであり、世帯数が減ることを覚悟した「縮小型集落維持」の方法である。過疎の農山村で暮らしている人々は、他の町村に他出している子ども・家族とも頻繁に接触しながら暮らしや農作業を行っている。市町村の枠と空間を越える「家族」である他出子の存在を見落としてはならない。

（付図略）

第３章　文化的景観の範囲と特徴

第１節　文化的景観の位置及び範囲

坂元上及び坂元前田の２つの棚田と坂元集落を中心に、南は酒谷地域の活動拠点の一つとなる道の駅酒谷を含み、北は棚田の水の供給源となる２つの谷川の水源流域を含む範囲を文化的景観保存計画の対象範囲として設定する（4,603,107m^2）。

［対象範囲の条件］

(1) 日南市酒谷の坂元地区を中心とした地域を対象範囲とする。
(2) 坂元地区、今別府地区、日永八重地区、石原地区にかかる国有林のうち、坂元地区の人々の生活と関わりのある部分を対象とする。
(3) 坂元地区の人々の生業を反映する景観区域を対象とする。
(4) 棚田に必要な水を確保する２つの谷川の水源流域の範囲の全てを対象とする。

（後略）

第２節　景観単位区分

文化的景観の保存対象地を土地の利用形態に応じて３区分し、保存・整備の方向性を示す。

［棚田区域］

２つの谷川を水源に持ち、用水路を経て水を供給している坂元棚田は、坂元地区の象徴であり、文化的景観の核となるものである。昭和初期に造られた

坂元上の棚田とともに、それ以前から営まれている坂元前田の棚田も合わせて、文化的景観を構成する重要な区域として位置付け、土地利用の保全を図っていく。

[山林区域]

坂元上棚田の背後に連なる山々には、2つの谷から水を棚田へとつなぐ水路が関かれている。山々の谷川の水は水路とともに棚田の水源としての重要な役割を持つ。棚田と集落は山林に包み込まれるように位置しており、集落の暮らしのあり方を示す景観としての位置付けを行う。

[集落区域]

坂元上棚田と谷川周辺の山間部に開かれていたかつての旧耕作地に固まれた家々の佇まいは、農地の変遷の様子と人々の暮らしの変化の様子を今に伝えている。坂元地区の人々の生活文化の中に引き継がれている民俗・信仰に関するものなど、人々の暮らしの中に見える集落の景観要素を大切に保全していく。

（図 15 － 5 参照）

（後略）

第 3 節　景観単位の特徴

（略）

表 15-1　保存整備の方針

景観単位	景観構成要素			景観保存の方針
棚田景観	坂元上棚田	農地	水田	水田は 2011 年時点の耕作田を維持する。畑地、樹園地等の耕作地についても 2011 年時点の耕作状況を維持する。休耕田については可能な限り水田や畑地への再生を検討し、草刈りや清掃等を行い生産環境の維持に努める。棚田景観の改変行為は景観との調和を目指して最小限にとどめ、別途定める条例等により事前に「届出」を行う。
			畑地	
			畦畔	
			石垣	
			樹園地（畑地）	
			耕作放棄地	
			作業小屋	
		山林	オビスギ林	棚田周辺には、高木の植樹は行わない。
		水系	河川・水路	河川水路及び農道等の既存設備は現状を維持する。ただし、営農環境改善のため整備が必要な場合は、景観への配慮を検討した整備方法を検討する。道路拡幅が必要な場合は必要最小限にとどめる。案内看板等の表示については、景観に配慮したデザイン等を検討する。建造物は棚田保存に必要最小限なもので、かつ、棚田景観に調和するように誘導する。
		道	棚田の農道	
			案内看板	
			駐車場	
			展望台	
	坂元前田棚田	農地	水田	水田は 2011 年時点の耕作田を維持する。畑地、樹園地等の耕作地についても 2011 年時点の耕作状況を維持する。休耕田については可能な限り水田や畑地への再生を検討し、草刈りや清掃等を行い生産環境の維持に努める。棚田景観の改変行為は景観との調和を目指して最小限にとどめ、別途定める条例等により事前に「届出」を行う。
			畑地	
			樹園地（畑地）	
			畦畔	
			石垣	
		山林	オビスギ林	棚田周辺には、高木の植樹は行わない。
		水系	河川・水路	河川・水路及び農道等の既存設備は現状を維持する。ただし、営農環境改善のため整備が必要な場合は、景観への配慮を検討した整備方法を検討する。道路拡幅が必要な場合は必要最小限にとどめる。案内看板等の表示については、景観に配慮したデザイン等を検討する。建造物は棚田保存に必要最小限なもので、かつ、棚田景観に調和するように誘導する。
		道	大正期の道路	
			市道坂元線	
			道路竣工記念碑	
山林景観	山林		樹園地	原則として、2011 年時点の景観を維持し、現状の植生区分に従った適切な管理を行う。伐採跡地の適切な森林回復・育成を行い、土砂災害妨止や生態系の保全に努める。森林施業は、極力地形の改変を行わないように配慮する。森林育成については、一部広葉樹の再生を検討する。
			水田・畑地の跡	
			オビスギ林	
			二次林（天然林）	
	水系		河川・水路	河川・水路及び農道等の既存設備は現状を維持する。ただし、営農環境改善のため整備が必要な場合は、景観への配慮を検討した整備方法を検討する。道路拡幅が必要な場合は必要最小限にとどめる。案内看板等の表示については、景観に配慮したデザイン等を検討する。建造物は棚田保存に必要最小限なもので、かつ、棚田景観に調和するように誘導する。
	道		林道・登山道	
集落景観	農地		水田	現状の土地利用を維持する。
			畑地	
	山林		オビスギ林	現状の土地利用を維持する。
	集落		民家・建造物	民家（主屋・納屋・倉庫等）や建造物は、景観に調和するように誘導する。
	道		市道坂元線	現状維持を維持する。道路拡幅が必要な場合は必要最小限にとどめる。
			集落内の山道	
	風俗・風習		石造物	現状を維持する。石造物については記録を行い、適切な維持管理を行う。
			墓地	
			神社・祠	
			ミツバチの巣箱	

第４章　保存計画

第１節　景観保存の方針

保存区域全体を「棚田区域」、「山林区域」、「集落区域」の３つに区分し、景観保存の方針を以下に示す。

（表 15 － 1 参照）

第２節　法令による土地利用規制等の整理

(1) 土地利用規制関係法令による行為規制一覧

（略）

(2) 景観法に基づく景観まちづくりのための行為の制限

（前略）

重要文化的景観の選定の申出を行うには、景観法に基づく景観計画の策定及び景観条例の制定が必要である。平成 24 年度策定予定の「酒谷地区景観計画」では、重要文化的景観の申出範囲を含む地域を重点区域として位置付け、景観まちづくりの将来像や景観形成基準、現状変更の届出対象行為に対する規制方針等を定め、景観条例では景観法に基づく行為の規制を定める。

（後略）

第３節　重要な景観構成要素の特定及び取扱い

(1) 重要な景観構成要素の考え方

（前略）

重要な景観構成要素の特定については、坂元集落の人々の生活・環境・歴史を象徴するものとして、近代農業技術がもたらした棚田における水田耕作文化を認識できる要素を蓑要な景観構成要素として位置づける。

(2) 重要な景観構成要素の特定と現状変更等の取扱い

本計画においては、表 15 － 8 のとおり重要な景観構成要素を特定し、当該棚田においては、文化庁長官への届出・報告が必要なものとする。ただし、非常災害のために必要な措置や通常の管理行為については、届出・報告を要しないこととする。（図 15 － 6、7、表 15 － 2 参照、付表一部略）

文化的景観を構成する要素のうち、重要文化的景観の価値を示す「重要な景観構成要素」を表 15 － 8 のとおり特定する。このうち、1 ～ 6、8 ～ 12、15、17、18、21、22、23 を届出が必要な「重要な景観構成要素」とする。

（図 15 － 9、10、表 15 － 3 参照）

第４節　保存・整備の対象となる景観構成要素

坂元棚田の文化的景観保存区域において、保存・

表 15-2　届出が不要な行為

項目	内容
営農に必要な通常の管理行為	営農に必要な通常の管理行為で軽微なもの。
非常災害のために必要な応急措置	非常災害後に応急的に復旧工事として行う行為。
通常の維持行為	石垣の草取りや補修、畦畔の塗り直しなど、毀損の発生や拡大防止のための日常的な管理行為の内、外観に対する影響が軽微なもの。

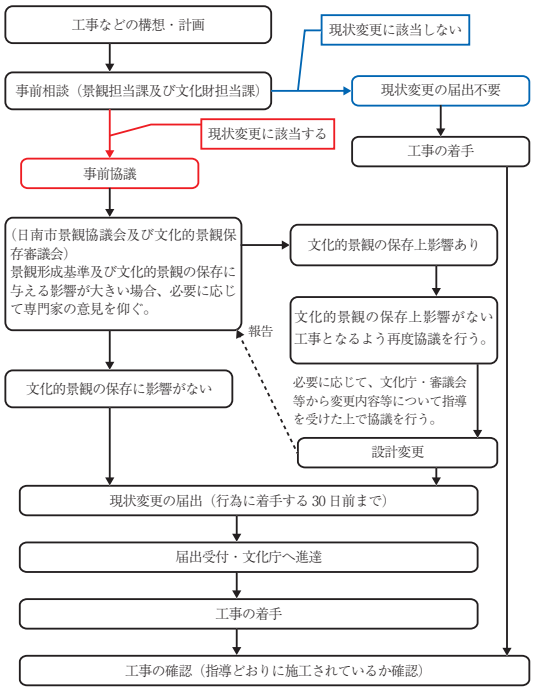

図 15-6　届出の手続きフロー

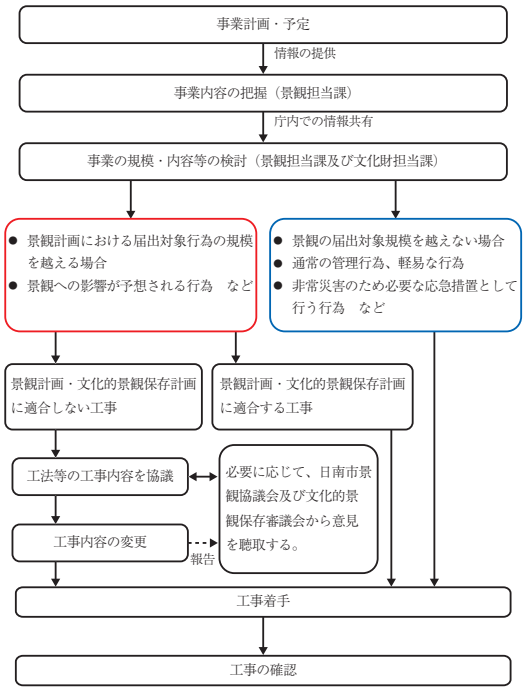

図 15-7　公共事業のフロー

整備の対象となる景観構成要素を表 15 － 4 に示す。

第 5 節　景観保存の計画

保存・整備計画は、棚田区域については棚田の営農を継続させるために必要な整備、山林区域については良好な山林環境の維持を図るための整備、集落区域については住民の生活環境の維持と向上を図る整備を行っていくことを前提として、修理・修景の必要な個所に対し、適切な計画を立てて実施していく。以下に景観単位ごとの修理・修景等の整備内容を示す。

(1) 棚田区域の保存と整備

（表 15 － 5 参照）

(2) 山林区域の保存と整備

（表 15 － 6 参照）

(3) 集落区域の保存と整備

（表 15 － 7 参照）

第 5 章　保存・活用体制の整備

第 1 節　保存・活用の方針

坂元棚田の文化的景観は、坂元集落における人々の日々の暮らしや生業が維持されてこそ守られる景観である。これから集落を維持していくためには、地域内外の多くの人々との関わりを育てていくことが必要である。そこで、人々との関わりという観点から、保存・活用の方針を以下にまとめる。

(1) 集落における家族（親族）支援を支える取り組みを図る。

集落の行事や親の農業を手伝う「若衆会（わけしかい）」の活動に見られるように、坂元集落の生活は、集落の外に

表 15-3　坂元棚田における重要な景観構成要素

重要な景観構成要素				現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	酒田地区景観計画に基づく行為制限等 景観形成基準による誘導	酒田地区景観計画に基づく行為制限等 届出行為	文化庁長官への現状変更の届出を要する行為
棚田景観	坂元上	農地	水田	田畑の面積変更、耕作の放棄、形態の変更、山林への地目変更	○	○	○
			畑地（樹園地）		○	○	○
			畦畔	畦の形状変更及び修繕	○	○	○
			石垣	石積みの修繕	○	○	○
			作業小屋	新築・増築・改築・移転	○	○	○
				外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	○	●※1	○
		水系	河川・水路	河川・水路の改修	○	○	○
		道	棚田の農道	農道の新設・改修	○	○	
	坂元前田	農地	水田	田畑の面積変更、耕作の放棄、形態の変更、山林への地目変更	○	○	○
		農地	畑地（樹園地）		○	○	○
			畦畔	畦の形状変更及び修繕	○	○	○
			石垣	石積みの修繕	○	○	○
		水系	河川・水路	河川・水路の改修	○	○	○
		道	大正期の道路	道路の新設・改修	○	○	
			市道坂元線	道路の新設・改修	○	○	
			展望台	改修	○	○	○
			道路竣工記念碑	移設・改修	○	○	○
山林景観	山林		オビスギ林	植栽又は伐採	○	●※2	
	水系		河川・水路	河川・水路の改修	○	○	○
集落景観	集落		民家・建造物	建築物・工作物の新築、増築、改築、移転	○	○	○
				外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	○	●※3	○
				石垣の除去	○	●※4	○
	道		市道坂元線	道路の新設・改修	○	○	
			集落内の里道	道路の新設・改修	○	○	
	風俗・風習		石造物	石造物の現状変更	○	○	○
			神社・祠	神社・祠の現状変更	○	○	○

○　行為の規模に基準なし（すべての行為）　●　行為の規模に基準を設定
※1　外観の変更に係る部分の見付面積が 10m^2 以上の建築物。
※2　土地の用途変更となるものはすべて。
※3　外観の変更に係る部分の見付面積が 10m^2 以上の建築物。工作物はすべて。
※4　見付面積が 10m^2 以上のもの。

表 15-4　保存・整備の対象となる景観構成要素

	保存の対象	整備の対象
農地	水田・畑地・樹園地	復田、耕作、草刈りによる農地の維持管理
	畦畔	災害等による畦畔・石垣等の復旧
	石垣	石垣崩壊部の修復
	耕作放棄地	耕作放棄地の維持管理
	作業小屋	景観に配慮した修復
山林	オビスギ林	伐採跡地の森林の適切な回復
	二次林（天然林）	
水系	棚田内の水路	漏水個所等の修復
	河川	
	谷川から棚田までの水路	
道	棚田の農道	営農に必要な基盤整備と機能の維持
	案内看板	交通の安全確保
	駐車場	
	展望台	
	大正期の道路	現状の維持
	道路竣工記念碑	
	現在の道路（市道坂元線）	営農に必要な基盤整備と機能の維持
	集落内の里道	現状での生活環境の維持
	林道・登山道	営農に必要な基盤整備と機能の維持
集落	民家・建造物	外観の修復
	敷地の石垣	災害等による崩落個所の復旧
	納屋・馬屋	納屋、馬屋の修復及び配置の維持
風俗・風習	石造物	草刈り等維持管理
	墓地	墓地の維持管理
	神社・祠	祠の修復

表 15-5　保存の対象と整備の内容（棚田区域）

	保存の対象	整備の内容
農地	水田・畑地・樹園地	休耕地及び耕作放棄地の復旧、耕作、草刈りによる農地の維持管理を行う。古田の畦の平面形状は原型の曲線形状を保つ。
	畦畔	
	耕作放棄地	
	石垣	石垣が損壊した場合は、原則として、損壊した石垣の石材を再利用する。地元の石材を利用するとともに、石積み技術の継承を図る。
	作業小屋等	周辺環境との調和が得られる形状・素材・色彩にする。
山林	オビスギ林	棚田周辺には、高木の植樹は行わない。
水系	棚田内の水路	現状の水路系統を維持する。水路損壊の場合、原則として自然石材による復旧を行うが、困難な場合は周囲の景観に十分配慮した工法を採用する。
道	農道	周囲の景観に十分配慮した形状・素材・色彩にする。 線形・幅員は現状維持とし、拡幅が必要な場合は必要最小限とする。
	大正期の道路	線形・幅員は現状維持とする。
	道路竣工記念碑	現状維持とする。
	市道坂元線	ガードレール等の新設の道路構造物については、棚田景観に十分配慮した素材･色彩にする。
	案内看板	周囲の景観に調和した形状・素材・色彩を考慮し、必要最小限の整備を行う。
	駐車場	安全性を確保した上で、必要最小限の整備を行う。
	展望台	

表 15-6　保存の対象と整備の内容（山林区域）

	保存の対象	整備の内容
山林	水田・畑地・樹園地の跡	オピスギ林伐採跡地の適切な森林回復を行う。
	オビスギ林	現状維持とする。伐採・搬出については、周囲の景観に配感した作業工程を施業者に推奨する。
	二次林（天然林）	現状を維持しつつ、オビスギの搬出に不向きな山頂付近については二次林化、もしくは土壌保全のため、一部広葉樹の再生を検討する。
	ヒノキ林・果樹林等	現状維持とする。
水系	河川・水路	水源流域からの現状の灌漑水路を維持する。水路損壊の場合、原則として自然石材による復旧を行うが、困難な場合は周囲の景観に十分配慮した工法を採用する。
道	林道・里道・登山道	周囲の景観に十分配慮した形状・素材・色彩にする。線形・幅員は現状維持とし、拡幅が必要な場合は必要段小限とする。

表 15-7　保存の対象と整備の内容（集落区域）

保存の対象		整備の内容
農地	水田・畑地	集落内の水田・畑地については現状を維持する。
山林	オビスギ林	集落内の山林については現状を維持する。
集落	民家･建造物（納屋･馬屋･倉庫等を含む）	現状（2011 年時点）の民家の外観の維持を推奨し、周囲の景観を十分配慮した形状・素材・色彩にする。民家の改修・新築等については、外親の改修は木材等の自然素材を使用し、立て替え・新築の場合は周囲の景観に配慮した形状・素材・色彩に配慮することを推奨する。
	敷地の石垣	石垣が損壊した場合は、原則として、損壊した石垣の石材を再利用する。
	屋敷地周辺のスギ	現状維持とする。
道	現在の道路	現状維持とする。坂元集落の入口部付近（坂元前田手前）の道路については、一部必要最小限の拡幅を検討する。
	集落内の里道	現状維持とする。
風俗･風習	石造物	周辺の草刈り等の管理を行い、現状を維持する。
	墓地	草刈り等の維持管理を行う。
	神社・祠	水の神、産土神等を祀る祠の修復を行う。
	ミツバチの巣箱	現状維持とする。

居住する家族・親族からの支えによって成り立っている部分が大きい。集落外からの応援を得やすい体制を充実させ、維持していく取り組みを行う。

(2) 地域資源として坂元棚田の積極的な活用を図る。

これまで実施している棚田ウォーキングや棚田オーナー制度などの体験・交流型のイベントを継続し、今まで以上に地域の話題性を高め、地域活動情報の発信力を強化するような取り組みを行う。

(3) 大学等研究機関との連携を図る。

耕作放棄地などの棚田を活用して、営農・水利に関する研究や集落維持の取り組みについて、地域の大学等の研究機関と連携した活用を図る。農業水利や棚田における米の品質研究等農業に関する幅広い研究を行える実験場として、または営農教育実践の場としての活用を図る。

(4) 坂元地区における定住人口を確保する取り組みを行う。

日南市と坂元集落の人々の連携により、坂元集落出身者のＵターン、農村定住希望者への情報提供や空き家・空き地の斡旋を行う。

(5) 坂元棚田の暮らしを象徴する物産品のブランド化を進める。

道の駅酒谷では、棚田米、切り餅、あくまきなどの物産品を販売しており、売れ筋もよく好評である。集落では普通の食文化であり決して珍しいものではないが、都市部で生活をするものにとっては、今は懐かしい食文化でもある。棚田の暮らしと文化的景観としての価値を発信する手段として、「坂元棚田」というブランドをあらゆる地元の物産品の PR につなげていく活動を促進する。

第 2 節　保存活用の体制

(1) 坂元棚田を活用した酒谷地区の地域づくり

1）酒谷地区における地域づくりの現状

（略）

2）これからの地域づくり活動の視点

①森づくり

（前略）

地域全体の取り組みとしての森づくりを考えなければならない。棚田水源には国有林が多い。分収造林地等の伐採後は広葉樹を中心とした植林を行う場所を設けるなど、保水力の高い森づくりに努めることも必要である。

（後略）

②水路

（前略）

坂元棚田では特に水の管理が重要である。耕作者の高齢化が進む地区の現状では、現在、地元に居住する 50 代の耕作者が中心となって、日々水守をしている。台風・大雨の時など、状況により水の供給量を判断し、調節をしてもらっている。このまめな手入れが潤いのある棚田をつくっている。棚田の保存とこれからの活用を考えていく上で、このような担い手を積極的に獲得していかなければならない。

③石垣の修復

（前略）

今後は坂元棚田の修復に必要な石積みの研修等を行い、地域住民が協力して保存していける体制を整えていくことが必要である。石垣の修復においては、地元の石材を用いて修復する技術を受け継ぐ後継者の育成に努めなければならない。地域で取り組む保存活動の一環として、今後、技術継承を担う適任者を選定し、育成していく。

④棚田オーナー制度

（略）

⑤事務局体制

坂元棚田には、地区外に居住する耕作者もいる。

これまでも、地区外の耕作者が休耕地を引き受け耕作してきた。今後は、棚田全般の問題解決に向け、様々な取り組みを行うための事務局体制を整える。まず、拠点となる事務局は坂元地区内に置くことが望ましい。これは、昼間に訪問される不特定の方々の対応をスムーズに行えるという利点があるからである。また、事務局を置く施設は空き家を活用することで、坂元地区の農業を中心とした住環境を保存・活用することができる。ここを保存・活用のための活動拠点とすることで、来訪者との交流や特産物の販売等も可能となり、坂元地区の自立的な活動の一助にもつながる。しかし、地元地区独自での当初からの設備投資は難しい。当分の間は、行政の協力が必要であり、ハード・ソフト両方の事業があると望ましい。何らかの補助事業が活用できると、活動の一歩が踏み出しやすい。

保存・活用のための活動に関しては、ソフト面での事業が大きな割合を占めると思われるので、自立的な活動を行うまでには時間を要すると思われる。しかし、いずれは自立しなければならないので、取り組みについては将来の自立的な活動を前提に事業内容を考える必要がある。

事務局の構成員としては、受付･接待を２名、ＰＲ･保存活動として３名の合計５名体制でスタートできると活動の幅が広くなる。受付･接待は棚田オーナーをはじめ、来客者への対応を行う。また、坂元地区の特産品の販売ＰＲと事務処理を担当する。PR・保存活動は、高齢化に伴う耕作継続の補助等を行い、外部への協力要請を行う。

手助けをいただく人材を獲得するため、例えば農山村に興味のある学生ボランティアの募集や研究のフィールドとして坂元地区を活用してもらうなど、大学等の研究・教育機関との連携に力を入れていく。また、都市部の協力者の獲得にも、積極的に取り組んでいく。棚田オーナー制度も、今以上に体験学習等を取り入れて魅力あるものにし、会員を増やしていく。

企業・県のネットワーク協議会やグリーンツーリズム協議会など、酒谷地区の地域づくり団体が持つネットワークを十分に活用し、今後は、特に棚田の保全活動を専門的に行うボランティア制度に力を入れていく。ボランティアの活用については、地域住民はもちろんのこと、企業・大学等とまだまだ多くの可能性が考えられる。地元の意向を考慮しつつ、ボランティア制度を活用しながら幅広い保存・活用のための活動を展開していくことを目指していく。

このような事務局体制を確立し、坂元棚田の価値をアピールするための活動を展開していくためには、地域との連携（棚田保存会・道の駅・自治会等）が不可欠である。また、より多くの地域や団体との交流人口を増やしていくことは、坂元棚田の価値を全国に広く知らしめることとなり、酒谷の坂元棚田の文化的景観を活用しながら、これを守り伝えていく人材の育成・獲得にもつながるものと考える。

⑥地域づくりの夢

坂元棚田は、酒谷の大きな観光資源としての側面も持つ。観光資源としての面から考えると、一つのポイントだけで終わってしまってはもったいない。道の駅、小布瀬の滝、大谷の石橋、酒谷キャンプ場などを酒谷の観光資源として一体的に捉えることが大切である。例えば、道の駅と坂元棚田は、トレッキングコースとして連携した活用が可能である。コース沿いには坂元川があり、川底は甌穴のある一枚岩ですばらしく、側面は場所により棚田同様石積みでできている。このすばらしい川沿いに赤道や里道等を利用しながら遊歩道を作り、棚田とつなげ、道沿いに古い民家を移築し、陶芸・ガラス工芸・木工家等や炭窯などをつくり、匠たちに活用していただき、工芸ロードを作りたい。訪れた方には自然の中にどっぷりとつかって満喫感を味わっていただく。このような夢を描き、楽しみながら、知恵を形にし、実践していく環境を整え、坂元棚田の文化的景観を後世へと引き継いでいきたい。

（後略）

(2) 保存・活用の体制

坂元棚田の文化的景観の保存・活用は、「酒谷の坂元棚田」としての視点に立ち、坂元地区だけではなく、酒谷地域全体の問題として取り組まなければより良い効果を期待することはできない。このような取り組みを酒谷地域が中心となって運営していくためには、新たな組織づくりが必要となる。

現在、坂元棚田に関わる組織としては、坂元棚田保存会（地区住民と棚田の耕作者で構成する団体）、若衆会（坂元地区出身者で構成する坂元地区の支援団体）、やっちみろかい酒谷（酒谷の地域づくり団体）、酒谷むらおこし株式会社（道の駅の運営）、酒谷地区むらおこし推進協議会（地域連携組織）などの組織がある。これらの組織は、それぞれ目指している目的は自ずと異なる。しかし、文化的景観の保存と活用という枠組みにおいては、それぞれに果た

す役割がある。文化的景観の保存と活用という共通の目的のもと、酒谷地域におけるこのような各団体の活動とその力を効果的に発揮させるための組織づくりが必要である。これらのことを踏まえた上で、以下に保存・活用の体制を示す。

【運営主体】「酒谷の坂元棚田」文化的景観保存会（仮称）

［構成］ 坂元地区住民、酒谷村おこし株式会社、酒谷地区むらおこし推進協議会、坂元棚田保存会、若衆会、やっちみろかい酒谷の関係者、酒谷地区自治会関係者、一般協力者

［目的］ 坂元棚田の文化的景観の保存と活用及び酒谷地域の活性化

［活動内容］ 農業を行う親族支援のサポート、景観保存に関する管理・活用、行政との情報交換、各種交流イベントの企画・運営、特産品ブランド化の推進、定住者確保の取り組み、他

【連携組織】 日南市

「酒谷の坂元棚田」文化的景観保存会の各種活動支援、保存会との情報交換、市道など公共施設の景観保存

（図 15 － 8 参照）

第 3 節　体制の実現に向けて

過疎化・高齢化の進む坂元地区における集落維持と文化的景観保存の取り組みは、現在の坂元棚田保存会の取り組みや若衆会による支援体制だけでは限界がある。ここでは、これらの各組織の活動を軸にしつつ、新たな組織づくりを目指して各方面に協力を働きかけていく上での留意点について考察し、酒谷地域が一体となった保存・活用の体制を構築する上で必要な取り組みについて以下に示す。

(1) 地区住民と棚田耕作者の立場から考える

高齢化した地区の人々は、所有する耕地や山林を今後どうしていく考えなのか。子の世代に引き継いで欲しいのか、或いは耕作を続けてくれる意欲ある人に貸したり譲渡したりする考えがあるのかなど、現在棚田での営農に関わっている人々のそれぞれの思いを尊重することが大切である。そこから、真に必要な保存・活用体制のあり方を検討する必要がある。

(2) 支援する家族・親族の立場から考える

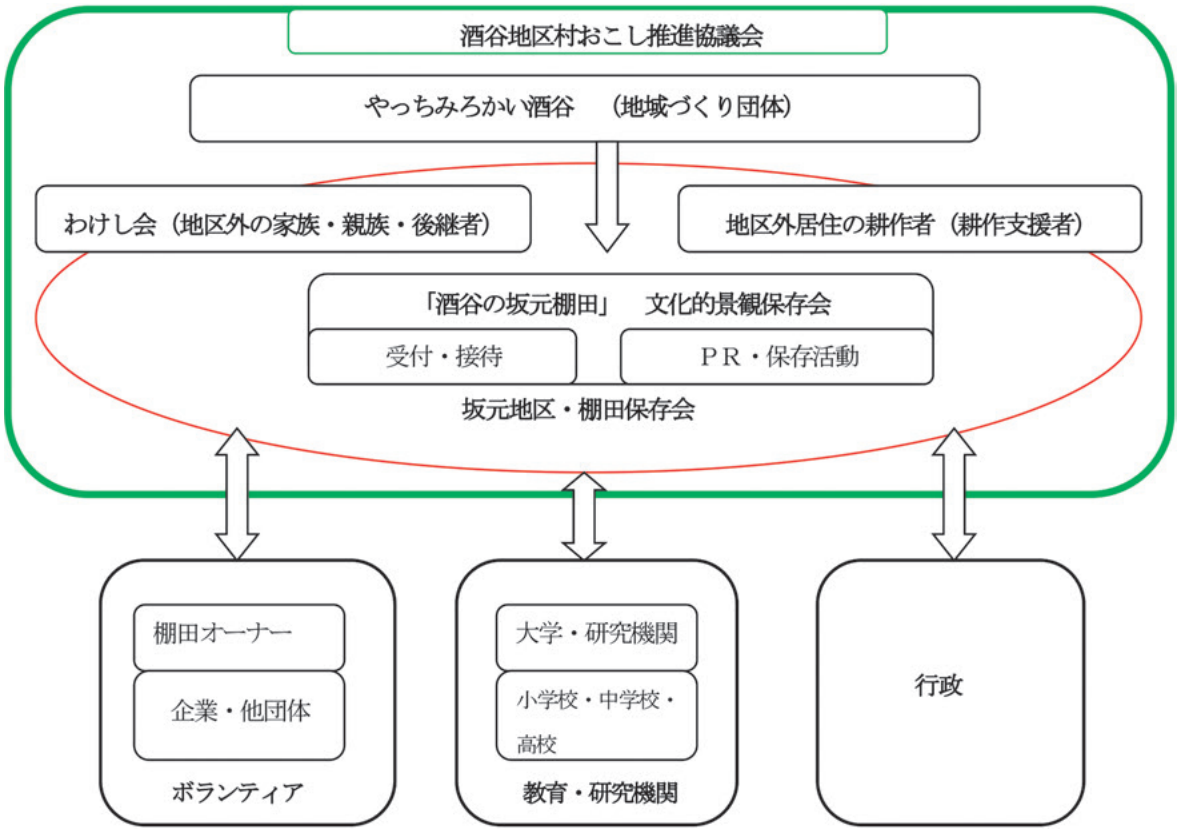

図 15-8　坂元棚田保存・活用体制のイメージ

若衆会を主とする坂元地区の集落支援にも限界がある。若衆会のメンバーは子育て世代が中心である。居住している地区の行事や学校の行事など、週末にいくつもの用事を抱えながら、坂元地区の様々な行事や棚田での営農活動の支援を行っている。親が健在でいる間の営農支援が次の段階でどうなるのか。そのまま営農を引き継ぐのか、自分の子どもに継がせる考えがあるのかなど、営農維持の問題は若衆会のメンバーにとっても避けて通ることのできない喫緊の課題である。親族支援をサポートする仕組みづくりを保存・活用体制の中に取り入れていくことが必要である。

(3) 酒谷の地域活性化の立場から考える

酒谷の坂元棚田は、酒谷地域が誇る文化的景観である。そのことを地域内外に理解してもらうための情報発信が大切である。道の駅を拠点とした地域おこしの交流イベントや棚田での営農体験イベントの実施、県内外の類似地域との交流活動、情報誌の発行など、様々な発信手段によって「酒谷の坂元棚田」をアピールする活動を通して地域に元気を与える取り組みを考えていく。

また、酒谷地域の内外から運営を支える人材を取り入れ、次代の地域活性化リーダーの育成を図っていく。酒谷地域から広く人材を募ると同時に地域外からの人材を組織に取り入れることにより、異なった視点での新たな展開を図れるような体制の整備を目指す。

／出典：『酒谷の坂元棚田及び農山村景観　文化的景観保存計画』（平成 25 年 3 月、日南市）、抜粋、一部修正

図 15-8　重要な構成要素一覧

番号	景観単位	種別	棚田名	構成要素	備考
1	棚田景観	農地	坂元上	水田	昭和３年から同８年にかけて、耕地整理事業により茅場に造成された棚田である。棚田１枚当たりの面積は５畝を基本とする。棚田の東側は茅場の頃から続く古田である。中央部には耕地整理で開かれた新田が広がる。
2	棚田景観	農地	坂元上	畑地（樹園地）	棚田造成（昭和８年）後も棚田の西側は地区民共有の茅場として残されていたが、昭和 35 年に新たに果樹園として造成された。坂元棚田の景観は、昭和 30 年代の果樹園と昭和初期の新田、それに茅場時代から続く古田という３つの時代の農業の有り様を示している。
3	棚田景観	農地	坂元上	畦畔	坂元棚田の新田は馬耕を前提として造成されており、各畦の形状は全て直線で幾何学的な畦畔の造成が行われている。この点において、地形に沿った畦畔を有する東部の古田とはその景観に大きな差異がある。新旧の水田群が織りなす景観に、生産性の低い田から高い田へと発展を遂げる水田形態の変遷を見ることができる。
4	棚田景観	農地	坂元上	石垣	棚田造成時に出てきた自然石を利用しており、石積みは空積みの乱層乱石積みである。造成時の工事では複数の集落から石垣を積める人を雇い入れていたが、工事の中期以降は地区民も見よう見まねで習得し、自前で石垣を積むようになった。この石垣が法面や畦を構成しており、坂元棚田の景観を特徴付ける重要な構成要素となっている。
5	棚田景観	農地	坂元上	作業小屋	農道沿いや棚田の石垣の下に作業小屋を建てているところがあるが、数は少ない。棚田内の石垣の下に農作業時に利用する作業小屋が見られる。展望台からの眺望では、作業小屋は棚田の中で視覚的に目立つ存在であり、棚田の農作業風景にアクセントをそえている。
6	棚田景観	水系	坂元上	河川・水路	小松山中腹の中尾谷川を含め、２つの谷川の水を坂元棚田まで約 1.6km の水路で繋いでいる。坂元棚田には大きく分けると４つの水利系統がある。このうち３系統は、谷川から取水されて供給される水利系統である。水利系統は、東部の山際を流下する幹線水路とこれから分水し、中央部と中央東側へ流下する系統に分かれている。
7	棚田景観	道	坂元上	棚田の農道	農道は全て舗装がなされている。縦横直線的に棚田を区画しており、幾何学的な棚田景観を構成する要素となっている。農道は牛馬の通行を前提としており、各水田圃場に出来る限り馬道が接続するように配置されていることが特徴である。
8	棚田景観	農地	坂元前田	水田	坂元前田の棚田は、坂元上棚田の下の緩やかな傾斜地に南北方向に展開する。集落に入ってすぐ目の前に開ける棚田景観であり、坂元上棚田が整備される以前から存在する。その区画は坂元上と対比をなすように非直線的で地形に合わせた区画形状となっている。
9	棚田景観	農地	坂元前田	畑地（樹園地）	坂元前田棚田の北側約３分の１は、主に畑や樹園地として利用されている。現在も棚田中央部を中心に水田が営まれているが、南側の一部は樹園地となっている。坂元前田の水田耕作者は４戸、畑地耕作者も４戸である。小松山に連なる山並みを背景に集落入口部に展開する棚田の風景は、坂元集落における棚田の生活を象徴する重要な景観構成要素である。
10	棚田景観	農地	坂元前田	畦畔	自然の地形に合わせた畦畔で、土坡と石垣の畦畔がある。曲線部分の畦畔は土坡で形成されており、馬耕を前提としたものではない。特に棚田の東側は、昭和初期以前の古い棚田の形態をそのまま残しており、坂元上棚田の区画形態との差異が歴然としている。昭和初期の耕地整理の考え方を示す坂元上との対比という意味で重要な意味を持つ景観構成要素である。
11	棚田景観	農地	坂元前田	石垣	棚田南側の低位の石垣法面は高さ 30cm 程度であるが、上の段の法面の高さは約 4m である。石積みは乱層乱石積みである。石が足らず、外部から石を運んできて石垣を築いている。棚田中央を通る道路を挟んで西側は主に石垣、東側には土坡による畦畔が多く見られるのが特徴である。
12	棚田景観	水系	坂元前田	河川・水路	水系は北東から南西方向に流れる２本の流れに大別される、一つは坂元上から降りてくる流れで、集落西側を南流する谷川と坂元前田の西側縁辺部で合流して南流する。もう一つは、規模は小さいが、東側の山から水路に流れ込む沢水である。
13	棚田景観	道	坂元前田	大正期の道路	「坂元耕地整理組合設計書」が完成した大正 14 年に開かれた道の跡が前田の西側に残る。昭和 18 年頃までは、集落内の主要道路として利用されていた。道幅は 1.5 ～ 2m で砂利道であった。現在の道路との合流地点に竣工記念碑が残っている。
14	棚田景観	道	坂元前田	市道坂元線	国道から坂元集落、坂元前田・坂元上の両棚田を繋ぐ道路で、昭和 18 年頃に開削された。坂元前田の棚田を二分するかたちで南北方向に通っている。坂元から日永八重、中山、大谷地区方面に通じる道でもあり、集落間を結ぶ道として重要な役割を果たしている道路である。

15	棚田景観	道	坂元前田	道路竣工記念碑	大正期の道と現在の道（市道坂元線）の合流地点に大正期の道の竣工記念碑がある。昭和18年頃まではこの道が主要道路であった。現在、竣工記念碑はもとの位置から10mほど北側に移設されている。大正期の道は坂元前田棚田の西側縁辺に沿って残っているが、現在は使用されていない。
16	山林景観	山林		オビスギ林	棚田と集落と取り巻くオビスギ林は、坂元集落の棚田景観を特徴づける重要な構成要素である。元和9年（1623）の藩士による造林を嚆矢とする。大正中期以降は、弁甲材目的での肥大成長を促すため1haあたり1,000本前後の疎植が行われるようになった。昭和後期に生産目標が建築材等へと変化したことにより、近年では1haあたり2,000～3,000本となっている。山の暮らしを基盤としてきた営農の様子が伺える。
17	山林景観	水系		河川・水路	昭和初期の棚田造成と同時に、小松山中腹の赤ナメラ（中尾谷川）と半四郎窯谷（溝口谷川）の2つの谷を水源とする灌漑水路工事が行われた。中尾谷川から坂元上棚田までの約1.6kmの水路は現在も使用されており、豊富な水量を棚田に供給している。半四郎窯谷からの500mの水路は、漏水により水路の掘り換えが繰り返され、補修工事が続けられてきた。
18	集落景観	集落		民家・建造物	伝統的住宅は本家と納屋がL字型に配置され、本家の炊事場の延長部分が接合部となっている。床高が65cm～70cmと非常に高い。間取りは前座敷型の整形型で、正式な客は中央玄関より入り、普段の生活では土間より平入りで入る。本家の柱は12～15cm角と小さいが、納屋の柱は20cmを超える大型の柱が用いられている。
19	集落景観	道		市道坂元線	昭和18年頃に開かれた道で、集落と棚田と国道222号を結ぶ集落内道路である。坂元棚田を訪れる見学者の車の出入りも多い。坂元上棚田の下に展望台へ繋がる道との分岐点がある。昭和18年以前は集落内の里道が主に棚田への通い道であったが、道が拡幅・整備され車社会となった現代では、本道が棚田と集落の各家々を結ぶ主要道路となっている。
20	集落景観	道		里道	集落内の家々を結ぶ里道が坂元上棚田まで続いている。現在の集落内道路が整備される以前は、この里道が集落の家々と棚田を結ぶ主要な生活道であった。家々の敷地は今も里道に向いて開かれており、そのことを示している。
21	集落景観	風俗・風習		石造物	展望台の近くに御大師様6体と仏像2体が祀られている。全て明治期以降の作である。坂元前田の田の中には六地蔵幢がある。他に坂元前田から北東方向の丘陵上の平坦地に仏教関連の石造物と思われる遺物が散見される。
22	集落景観	風俗・風習		神社・祠	集落の神社（坂元神社）には観世音菩薩像を祀る。典型的な神仏混淆の例である。社から少し離れたところに、集落内の各所から遷座した水神や産土神を一個所に集めて祀っている。遷座したのは昭和53年。地区では神社のことを「おさんのんさま」と呼ぶ。観音様とお産の神様のことである。正･五･九月には代表者が坂元神社に参り、焼酎と榊を供えて安全祈願・無病息災を祈る祈念を行う。
23	棚田景観	道		展望台	展望台からは、棚田としては珍しい長方形区画と等高線型区画の新旧の水田が共存する坂元棚田の景観を一望できる。

11	景観単位　：　棚田景観	棚田名　：　坂元前田
	種　　別　：　農地	構成要素　：　石垣

位置

棚田南側の低位の石垣法面は高さ30cm程度であるが、上の段の法面の高さは約4mである。石積みは乱層乱石積みである。石が足らず、外部から石を運んできて石垣を築いている。棚田中央を通る道路を挟んで西側は主に石垣、東側には土坡による畦畔が多く見られるのが特徴である。

図 15-9　重要な構成要素の個別記載（「坂元前田　石垣」の例）

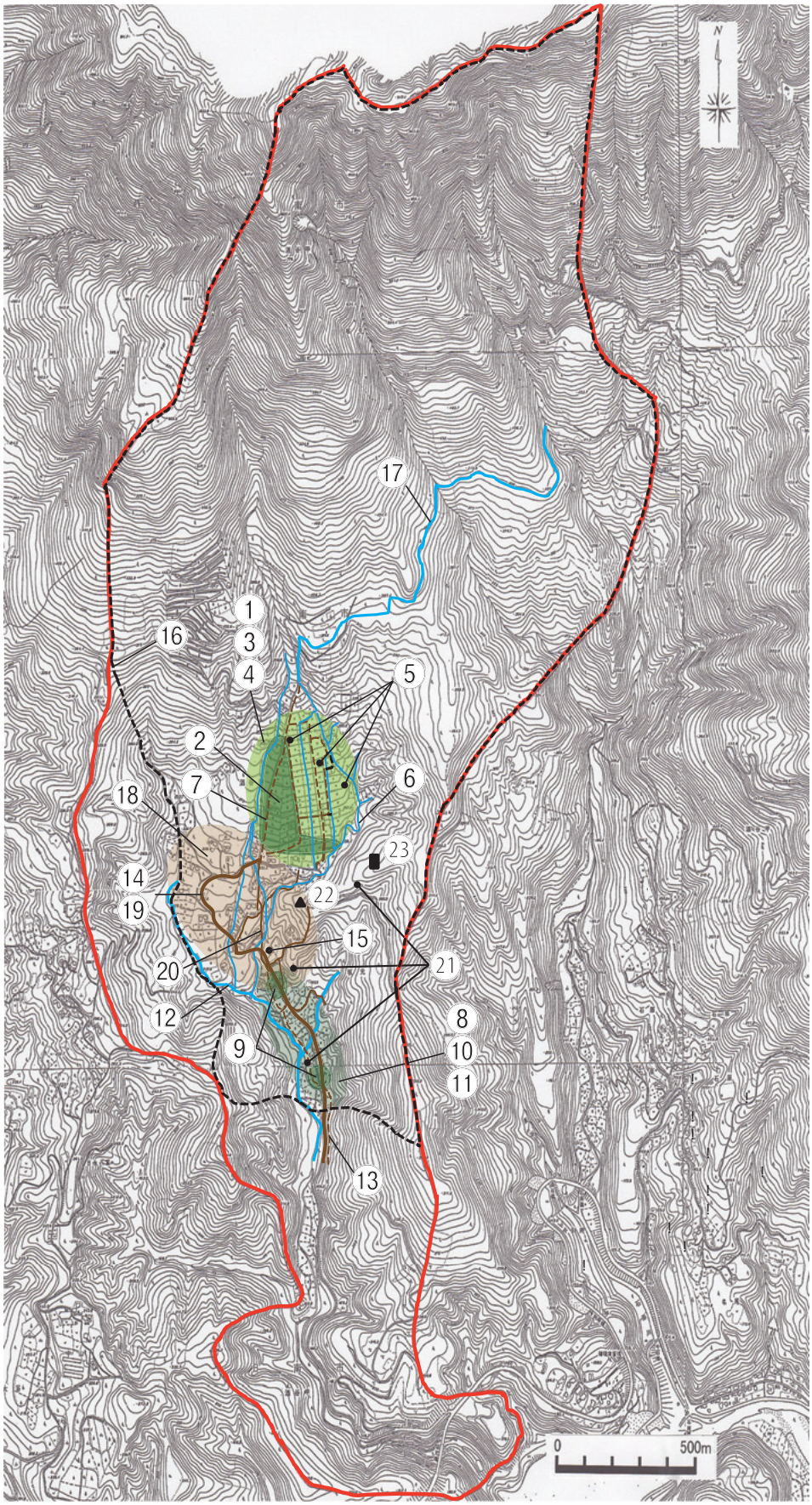

図 15-10　重要な構成要素位置図（重要な構成要素番号は表 15-8 参照）

Ⅱ　追加選定の概要

1　一関本寺の農村景観

岩手県一関市

重要文化的景観の概要

岩手県南部の栗駒山（標高 1,627m）東麓に水源を発する磐井川の流域には、河岸段丘からなるいくつかの小盆地が連続し、豊かな農村地帯が展開している。そのうちの一つが一関市の本寺地区で、特に中世平泉の中尊寺経蔵別当領に関係する荘園遺跡の諸要素が良好に遺存するとともに、近世・近代を通じて継続的に営まれてきた稲作、近代に始まった炭焼きなどの農林業を通じて、緩やかに発展を遂げた岩手県南地方における優秀な農村の文化的景観を示している。

本寺地区は比較的冷涼で季節風の強い気候条件にあることから、周囲の丘陵地帯および河岸段丘の段丘崖には、クリ・コナラなどの落葉広葉樹林を中心として、アカマツ林やスギの植林などが展開する。また、丘陵部を中心にツキノワグマやニホンカモシカ等の大型ほ乳類が見られるのをはじめ、河岸段丘上に広く展開する水田地帯にはトウホクサンショウウオやアカガエルなどの両生類が棲息するなど、居住地とその周辺の農耕地および山林の地域は豊かな生態系を維持している。

本寺地区は古くから骨寺村と呼ばれ、中世における中尊寺経蔵領の荘園として米・材木・漆・油などの精算が行われた場所である。鎌倉時代から南北朝時代の製作とされる「陸奥国骨寺村絵図」には、『吾妻鏡』に記すとおり、栗駒山を正面に東の鎰懸、西の山王窟、南の岩井河、北の峯山堂・馬坂を四至として、本寺川沿いの平地に水田と家屋が孤立分散する当時の骨寺村の景観が描かれており、本寺地区に見る現状の土地利用の原形をうかがいしることができる。

17 世紀末期以降は仙台藩の所領となり、正徳 5 年（1715）に「下り松用水」が開削されたのをはじめ、北側丘陵地帯の谷部に溜め池の造成が進むなど、灌漑水系が整備されたことにより、河岸段丘上の広い範囲に農耕地が拡大した。若神子社の周辺地域や丘陵裾部の村落と近接した箇所には、比較的小規模で不正形な区画からなる水田の区域が残されているほか、微地形に沿って廻らされた用水系統にも緩やかに変化を遂げた農耕地の姿がうかがえる。江戸時代に形成された院内街道は明治時代になって本寺地区を貫通するように整備され、明治 33 年（1900）に現在の国道 342 号の原形となる道路が完成した。特に国道より南の磐井川左岸の地域には、第 2 次世界大戦後に開田された直線的で規則的な区画をもつ一群の水田が広がっている。

また、水田地帯の微高地には居住地が散村の形式で展開し、その周辺部および丘陵部には石像の墓碑等からなる墓域や社寺境内等の信仰の霊地が存在する。特に居住地を構成する各散居には、北西より吹き付ける

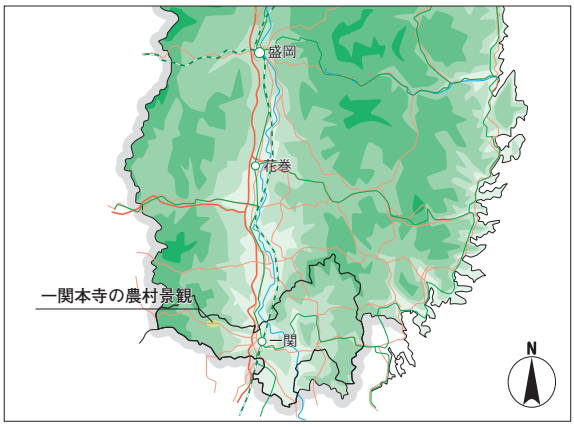

図 1-1　「一関本寺の農村景観」の位置

図 1-2　中世荘園由来の農村景観

強い季節風から家屋を護るために「イグネ」と呼ぶ屋敷林が廻らされ、主屋を中心に馬屋・土蔵・作業小屋などの付属屋を配置する各敷地の構成には、近世から近代にかけて完成した岩手県南地方の居住形態の特質がみられる。

本寺地区では古くから継続的に稲作が営まれてきたが、居住地の周辺では自給自足のために畑作物の栽培も行われてきた。大正時代から第二次世界大戦前までは、各農家の副業として養蚕なども営まれていた。また、丘陵地帯を覆う樹林地は、燃料、建築用材、生活道具の製作資材等の調達の場であったのみならず、現在においても広く山菜・キノコ等の採集の場として利用されている。

以上のように、一関本寺の農村景観は中世骨寺村の荘園に起源をもち、この地における風土とも緊密に関係しつつ、近世から近代を通じて緩やかに変化を遂げた岩手県南地方に独特の農耕・居住の在り方を示す優秀な文化的景観であることから、平成 18 年に重要文化的景観に選定されている。

今回は、平成 18 年度の重要文化的景観の選定の際に選定範囲から外れた部分のうち、山林、畑、宅地等の地権者の同意が得られた部分を追加選定するものである。／出典 :『月刊文化財』第 617 号、一部修正

※ 追加選定にあたり、新たな保存計画の策定及び既存計画の改訂等は実施されていない。

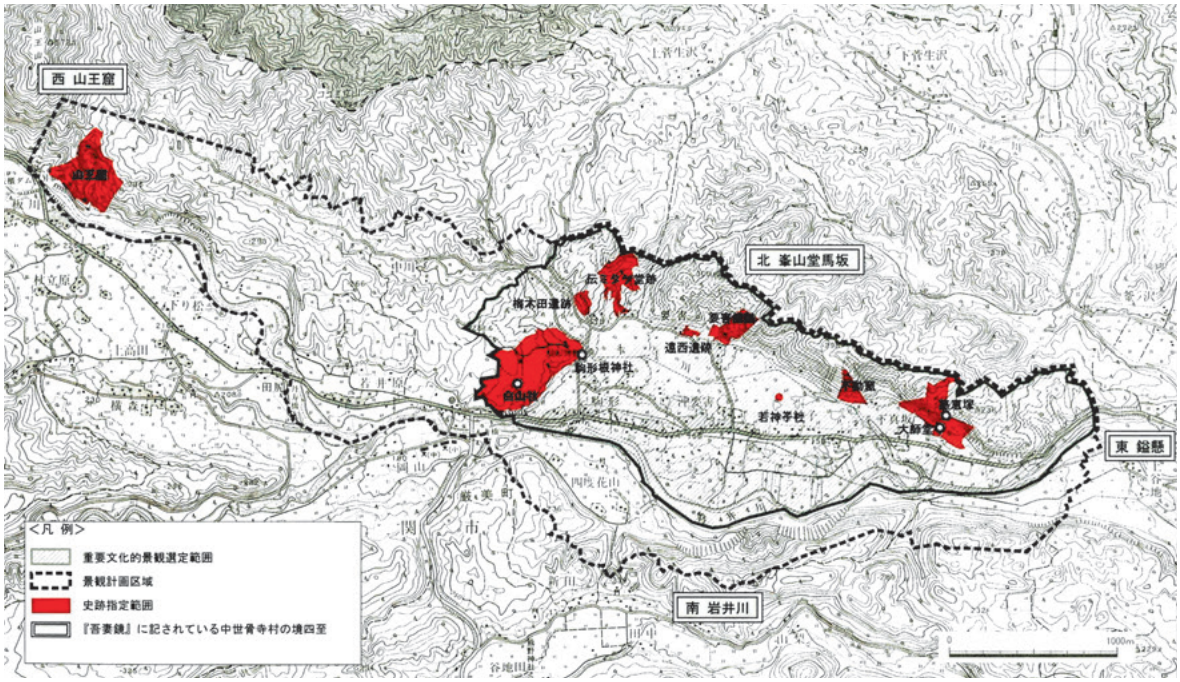

図 1-3　重要文化的景観選定範囲図

2 樫原の棚田及び農村景観

徳島県勝浦郡上勝町

重要文化的景観の概要

徳島県中部の山間地に位置する「樫原の棚田」は、急峻な地形とも調和しつつ、近世から近現代に至るまで、この地方で継続的に営まれてきた棚田と農家からなる典型的な山村の土地利用の在り方を表す良好な文化的景観である。文化10年（1813）11月の紀年銘のある『勝浦郡樫原村分間（ぶんけん）絵図』（以下「分間絵図」）との照合が可能な文化的景観の稀少な事例であり、わが国民の生活または生業を理解する上で欠くことのできないものであることから、平成22年2月22日に重要文化的景観に選定された。

四国の高峰、剣山（標高1,955 m）から東へと延びる山塊に水源を発し、紀伊水道へと注ぐ勝浦川の上流部には、急峻な地形の合間を縫って棚田・農家が散在する。その中でも、勝浦川の支流の樫原谷川上流に位置する樫原地区は、標高997.2mの山犬嶽をはじめ深い常緑広葉樹に覆われた里山を背景として、南の樫原谷川へと連続する標高500～700 mの急傾斜面上に営まれた上樫原・中樫原・下樫原の3つの居住地と周辺の棚田からなる。ほかの集落と峠道で結ばれつつ、山間の地すべり地形を示す閉鎖的な窪地状の地形に、一群の棚田・農家がまとまって展開する農耕と居住の在り方は、この地域における典型的な土地利用の在り方を示し、長い歴史の中で良好な文化的景観を形成してきた。

樫原の土地利用形態の最大の特質は、文化10年の分間絵図に描かれた水田・家屋・道・堂宇・小祠などとの詳細な照合が可能な点にある。この分間絵図は徳島藩の測量技術者であった岡崎三蔵らが作成したとみられる図面で、約1,800分の1の縮尺のもとに精度高く描かれた詳細な内容を現況と比較することにより、200年以上を経過してなお土地利用の在り方がほとんど変化していないことが知られる。

現在の棚田への水利系統は、樫原谷川とその支流から等高線に沿って引かれた14本の用水を中心として、全域に精巧に張り巡らされている。分間絵図からは当時の給水の在り方を知りえないが、水田の形態が変化していないことから、現状の水利系統も当時から大きく変わっていないことが想定される。

また、上樫原と下樫原の棚田には石積の畦畔がみられるのに対し、中樫原の棚田は土坡による畦畔が主体となっている。それらが混在し、人為的管理が継続されてきた棚田の自然環境は、草地性植物やそれを利用する昆虫の生息環境の安定的維持にも寄与してきた。さらに、各水田には竹樋を用いた配水や「田越」の配水が行われているほか、冷水を温めつつ導水する「ヨセ」や、上方の水田からの水を排除する「ヨケ」など、水利上の工夫もみられる。

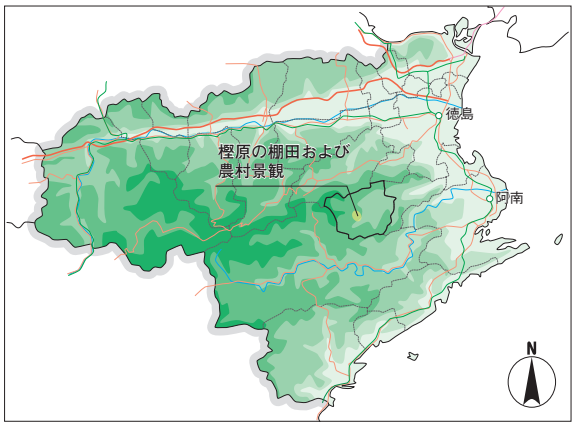

図2-1 「樫原の棚田及び農村景観」の位置

図2-2 急峻な地形の合間に作られた棚田

樫原の農家は、等高線に沿って形成された細長く狭い敷地に、オモテ・ナカノマ・ネマ・ニワが桁行方向に並ぶ間取りの主屋を中心として、納屋・牛屋等の附属屋が横に並んで建つ独特の配置形式がみられ、徳島県下でも剣山の東南山間地に共通する農家とその敷地構造の特質を示す。現在の農家は19軒あり、そのうちの12軒が分間絵図に描かれたものと位置が一致する。

神社の社殿、小祠など、信仰の対象となった施設が人口に比して多い点も注目される。山犬嶽に対する信仰の在り方を示す石造物、山中・道中の要所に結界の表示を兼ねて配置された小祠、田畑の脇に屋敷神を祀った小祠など多様である。特に秋葉神社では、旧暦の7月27日の深夜に行われる「月待ち」の儀礼を含む祭礼が継続的に行われているほか、山の神を祀る小祠には山仕事に用いる道具の雛形を奉納する習慣もみられる。このような農耕と密着した信仰の在り方を示す景観の諸要素は、日常的な生活・生業の場と、その周囲を取り囲む山と森からなる神々の世界との境界部分に配置されてきた。

前回の選定地は、樫原地区を構成する3つの区域のうち、緊急に保存対策を講ずる必要のある中樫原から下樫原にかけての棚田を中心とする区域を対象としていたが、このたび、その北に隣接する上樫原・中樫原・下樫原の居住地・棚田の全域を追加選定するとともに名称を変更し、一体の保護を図ろうとするものである。／出典：『月刊文化財』第600号、一部修正

※ 追加選定にあたり、新たな保存計画の策定及び既存計画の改訂等は実施されていない。

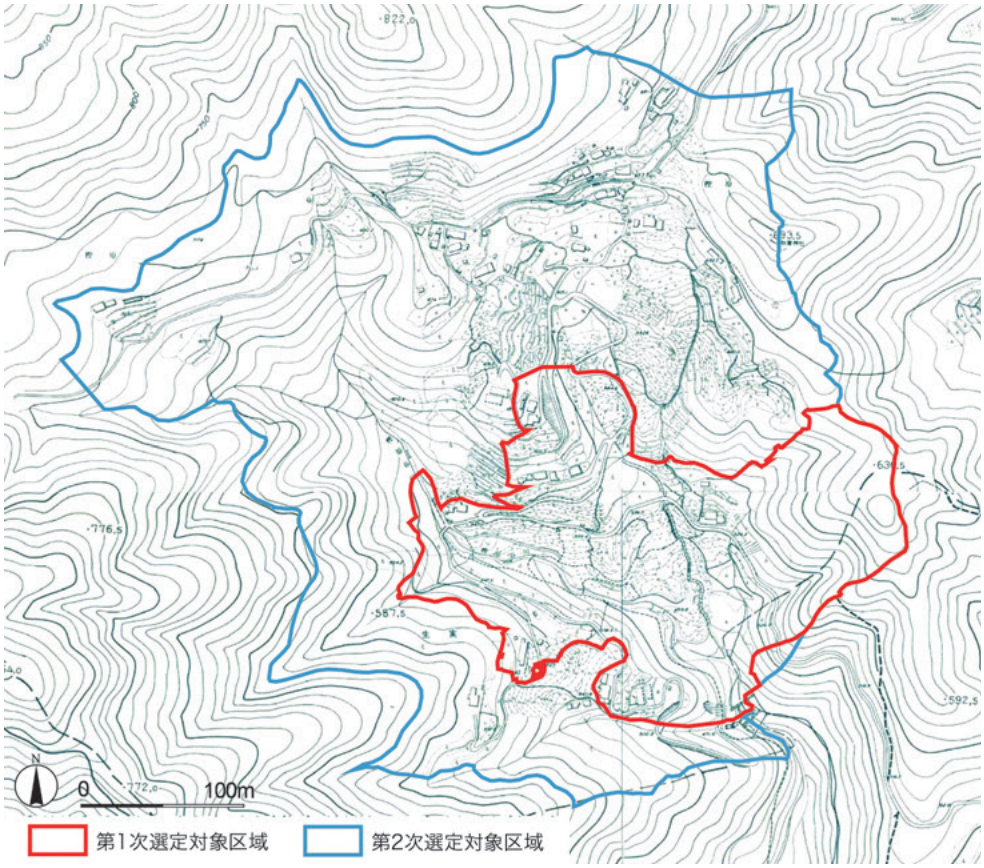

図2-3　重要文化的景観選定範囲図

Ⅲ　文化的景観価値調査報告書目次一覧

1 市町村による文化的景観価値調査報告書（平成25年4月～平成27年3月刊行）

※　価値調査報告書及び保存計画書が合冊となった報告書については、価値調査報告部分の目次のみ掲載した。

一関の重要文化的景観 －本寺の農村景観－
村落調査報告書

刊行年月　平成25年12月
刊　　行　一関市博物館

目　　次

はじめに
第1章　本寺の宗教的景観
第2章　本寺の屋敷
第3章　本寺の水田と畑
第4章　景観の変遷
おわりに

長井の文化的景観調査報告書

刊行年月　平成27年3月
刊　　行　長井市教育委員会

目　　次

長井市の概要
第1章　自然的特性
　第1節　地理的特性
　第2節　自然的特性
　第3節　扇状地と河岸段丘上に開かれた土地
第2章　歴史的特性
　第1節　歴史的概観
　第2節　町場の成り立ち
第3章　産業経済
　第1節　経済社会的特性
　第2節　養蚕業・絣・紬・青苧栽培
第4章　流通・往来
　第1節　最上川舟運
　第2節　町場のにぎわい
第5章　水の流れを活かす文化
　第1節　長井の治水
　第2節　長井の利水
　第3節　縦横に巡る水路網と長井の水利用の特性
第6章　歴史的建築物が織りなす文化的景観
第7章　人々の祈りと文化
　第1節　商人たちの祈り
　第2節　地域文化の継承
第8章　景観認知
　第1節　景観認知の状況
　第2節　市民の意識
　第3節　文化的景観の保存のために
第9章　価値の分析
　第1節　文化的景観の構造及び特性

葛飾・柴又地域文化的景観調査報告書

刊行年月　平成27年3月
刊　　行　柴又地域文化的景観調査委員会
　　葛飾区教育委員会
編　　集　東京大学大学院工学系研究科建築学専攻伊藤毅研究室

目　　次

序章
第1章　調査の目的と概要
　1節　調査の目的と体制
　2節　調査の経緯と報告書の構成
第2章　柴又の景観形成の基本的要因
　1節　自然環境
　2節　歴史的環境
　3節　生活・生業・産業
第3章　柴又の景観認識
　1節　近世史料に描かれた行楽地・柴又
　2節　絵画・文学に見る柴又の景観イメージ
第4章　帝釈天題経寺の文化的景観
　1節　帝釈天題経寺の歴史・文化資源

2節　建造物と境内空間
3節　帝釈堂内部の装飾彫刻
4節　参拝客と境内空間
第5章　帝釈天門前の文化的景観
1節　門前の形成
2節　門前の現況
第6章　低地のなかの微高地がおりなす文化的景観
1節　宅地
2節　柴又用水
3節　道路・道路網
4節　堤のある風景
5節　柴又界隈の文化的諸相
第7章　柴又の文化的景観の特質と価値
1節　文化的景観の特質
2節　文化的景観の価値
結章
補論
補論1　葛飾柴又帝釈天参道を寅さんと歩く
補論2　「男はつらいよ」にみる柴又
付録

佐渡相川の鉱山都市景観保存調査報告書

刊行年月　平成27年3月
刊　行　佐渡市世界遺産推進課
編集協力　（独）国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部景観研究室

目　次

第1章　調査の目的と概要
第1節　調査の目的・経緯及び対象地域概要
第2節　調査体制及び報告書の構成
第3節　調査検討過程
第4節　本書で使用する語
第2章　相川を育んだ自然的・文化的・社会的基盤
第1節　相川の自然的基盤
第2節　相川金銀山の鉱脈
第3節　相川の景観を育んだ植物
第4節　物流・往来・人口変動が生み出した相川
第5節　小結
第3章　鉱山都市相川の歴史と文化
第1節　相川の形成史と社会像
第2節　相川の生活文化と地域文化
第3節　小結
第4章　鉱山都市相川の土地利用と空間の関係性
第1節　近世・近代における土地利用
第2節　海成段丘部における水田開発と薪炭林利用
第3節　鉱山・町場・村方の相互関係性
第4節　小結
第5章　鉱山都市相川の構造と変遷
第1節　相川の都市形成と変遷
第2節　相川の都市構造
第3節　小結
第6章　相川に育まれた町並みと建物
第1節　町並みと家屋の現在
第2節　伝統的家屋と寺社建造物
第3節　小結
第7章　佐渡相川の鉱山都市景観の本質的価値
第1節　自然・歴史・生活及び生業の特性
第2節　景観単位
第3節　景観構成要素
第4節　佐渡相川の鉱山都市景観の本質的価値

佐渡相川の鉱山都市景観　歴史を積み重ねた建物意匠集

刊行年月　平成26年3月
刊　行　佐渡市世界遺産推進課
編集協力　京都府立大学大学院生命環境科学研究科史的住環境学研究室（大場研究室）

目　次

Ⅰ　相川の鉱山都市景観
1　町並みと建物
2　相川の文化的景観
3　冊子の構成と位置づけ
Ⅱ　鉱山都市の町場
1　町並みを支える土地

2　町並みをつくる建物
3　うつり変わる町並みと、積み重なる歴史
Ⅲ　相川町家の外観の特徴
1　はじめに
2　町家の高さと屋根
3　軒先の高さ
4　外壁の構成
5　窓（開口）について
6　庇の構成
7　庇の並び方
8　格子の形式
9　むすび
Ⅳ　相川を代表する伝統的町家
1　はじめに
2　相川上町地区の町家
3　相川下町地区の町家
参考文献
資料編

文化的景観「小菅の里」

刊行年月　平成26年3月
刊　　行　飯山市教育委員会

目　　次

第Ⅰ部　調査編
第1章　小菅をとりまく環境
第1節　位置と調査範囲
第2節　社会的環境
第3節　自然
第4節　小菅地域の歴史
第5節　小菅の四季と人々の営み
第2章　小菅の文化的景観
第1節　霊場としての小菅
第2節　植生景観
第3節　農業と灌漑から見た小菅
第4節　集落の景観
第5節　災害と景観
第6節　小菅の空間構成
第3章　集落の形成と変遷
第1節　近世小菅の成立：17世紀の小菅
第2節　近世小菅の展開：8～19世紀の小菅
第3節　信仰と祭礼
第4節　谷の内部の変化と役割分担～霊場から村へ
第5節　農地・山野・水をめぐる営み
第6節　小菅らしさを形成する営み
第4章　小菅の景観認知
第1節　史資料からみる小菅
第2節　住民がみた小菅
第5章　小菅の文化的景観の価値
第1節　文化的景観の本質的価値
第2節　文化的景観を構成する要素
第3節　現在の課題

長良川中流域における岐阜の文化的景観保存調査報告書

刊行年月　平成27年3月
刊　　行　岐阜市教育委員会

目　　次

第1章　調査の概要
第1節　保存調査に至る経緯
第2節　調査の目的
第3節　調査組織
第2章　調査対象地区について
第1節　岐阜市の概要
第2節　調査対象地区の設定
第3節　調査の内容
第3章　長良川
第1節　長良川とその流域の特徴について
第2節　長良川の流路環境
第3節　長良川の自然的特徴
第4節　長良川の自然環境
第5節　長良川における自然環境調査
第6節　各地区の概要
第7節　水運
第8節　水害と治水
第4章　金華山
第1節　長良川周辺の山地
第2節　金華山の自然的特徴
第3節　金華山の自然環境

第４節　金華山における自然環境調査
第５節　岐阜城跡
第６節　絵図に見る金華山の景観認知
第７節　近代以降の金華山と岐阜公園
第８節　岐阜城模擬天守について
第５章　都市
第１節　通史
第２節　岐阜城下町の形成
第３節　戦国城下町岐阜の景観形成と長良川
第４節　近代の岐阜町
第５節　近代の岐阜町の発展
第６節　字絵図の分析
第７節　近世に由来する自治組織
第８節　石垣の分析
第６章　岐阜町の伝統的家屋と都市構造
第１節　調査の視点と方法
第２節　伝統的家屋の分布
第３節　伝統的家屋の建築的特徴
第４節　生活・生業と伝統的家屋
第５節　都市構造と伝統的家屋
第６節　伝統的家屋から見た岐阜町の文化的景観
第７章　生業と文化
第１節　長良川の伝統的漁法と歴史的景観
第２節　長良川鵜飼
第３節　伝統産業とその製品
第４節　長良川流域における習俗と信仰
第８章　長良川流域と岐阜市民
第１節　歴史資料に見る景観認知
第２節　現代の景観認知
第３節　長良川流域における市民活動
第４節　まちづくり等の行政の取り組み状況
第９章　岐阜市の文化的景観の価値
第１節　地域・歴史・文化の概要
第２節　文化的景観の構造
第３節　文化的景観の普遍的な価値
第10章　文化的景観の保護に向けて
第１節　文化的景観を構成する地区
第２節　文化的景観保存計画策定のための課題整理
第３節　文化的景観保護のための庁内体制
第４節　文化的景観保護のための住民との連携

「大溝の水辺景観」保存活用事業報告書

刊行年月　平成27年３月
刊　　行　高島市
編　　集　大溝地域の水辺景観保存活用委員会・高島市

目　　次

第Ⅰ部　「大溝の水辺景観」保存活用調査報告書
第１章　「大溝の水辺景観」の位置と特性
1　自然条件と立地条件
2　景観の特性
第２章　「大溝の水辺景観」の自然的基盤
1　山の植生と利用
2　内湖および集落内水路に生息する魚類の特徴
第３章　「大溝の水辺景観」の歴史的変遷
1　文献資料・絵図資料からみた大溝
2　古代・中世の大溝
3　近世の大溝と分部家
4　近代以降の大溝
第４章　「大溝の水辺景観」の集落景観と構造
1　「大溝の水辺景観」の地理的特質
2　「大溝の水辺景観」の時代的特質
3　「大溝の水辺景観」の象徴性
4　各個解説
5　棟札等釈文
第５章　城下地の生活文化
1　水の利用と景観
2　大溝祭
3　交通・交易と景観
第６章　内湖の利用と生活
1　内湖の歴史的利用形態
2　内湖と地域の生活
第７章　「大溝の水辺景観」の特性と価値
1　自然的特性
2　歴史的特性
3　社会的特性
4　文化的景観の本質的価値

菅浦の湖岸集落景観保存活用計画報告書

刊行年月　　平成26年3月
刊　　行　　長浜市教育委員会

目　次

第Ⅰ部　「菅浦の湖岸集落景観」保存調査
第1章　位置と環境
　1　地理的環境
　2　歴史的環境
第2章　「菅浦の集落景観」の特性
　1　自然的特性
　2　歴史的特性
　3　集落景観
　4　生活と景観
　5　生業が作り出す景観
第3章　文化的景観の特性と価値
　1　文化的景観の特性
　2　文化的景観の本質的価値

宮津天橋立の文化的景観 文化的景観調査報告書

刊行年月　　平成26年3月
刊　　行　　宮津市
編集協力　　（株）地域計画建築研究所
　　（株）文化財サービス

目　次

序　章　文化的景観の取り組み
　第1節　目的と経緯
　第2節　これまでの経過
　第3節　本書の構成
第1章　宮津市の概要
　第1節　自然的特徴
　第2節　歴史的特徴
　第3節　社会的特徴
　第4節　宮津の文化的景観
第2章　天橋立と文化的景観
　第1節　天橋立の保護・保全と景観
　第2節　神話、文学の中の天橋立
　第3節　絵画と天橋立
　第4節　日本庭園と天橋立
　第5節　天橋立の旧跡・名所と景観
第3章　府中地区の文化的景観
　第1節　府中の歴史と景観
　第2節　府中の交通と往来
　第3節　府中の社寺と景観
　第4節　地域社会と農業
　第5節　溝尻の生業と舟屋集落
第4章　文珠地区の文化的景観
　第1節　原風景とくらし
　第2節　「九瀬戸」参詣の展開と文珠
　第3節　智恩寺と文殊信仰
　第4節　文珠の名所と伝承・芸能・文学
　第5節　文珠と文学・芸能
第5章　宮津地区の文化的景観
　第1節　「宮津郷」と如願寺川周辺の景観
　第2節　宮津城と城下町の成立と変遷
　第3節　城下町の町割りと生活・景観
　第4節　宮津の建造物の景観
　第5節　寺町の町並みと景観
　第6節　文人の往来と交流
第6章　景観認知の概要
　第1節　景観保全に対する住民意識
　第2節　地域住民が身近に感じる景観　聞き取り調査
　第3節　現代の来訪者がみた景観
第7章　宮津天橋立の文化的景観－その特徴と評価－
　第1節　天橋立の自然環境
　第2節　天橋立周辺における視点場と景観
　第3節　天橋立周辺の歴史的変遷と景観
　第4節　天橋立周辺の生活・生業と景観

明延鉱山生活文化調査報告書
－明延の文化的景観調査報告書１－

刊行年月　　平成26年3月
刊　　行　　養父市教育委員会

目　次

第1章　調査の概要
　第1節　調査の概要
　第2節　明延地区の概要
第2章　生活文化調査報告
　第1節　フィールドワーク実施報告及び景

観形成要素調査
第２節　明延商店街に関する聴き取り調査及び商店街の配置図
第３節　明延の生活文化に関する聴き取り調査と明延地区の景観認知図
第３章　今後の調査計画
第１節　既刊の報告書類からみた生活文化の特徴
第２節　今後の明延鉱山生活文化調査の進め方について（提言）
資料　明延の生活と明延に暮らす人々
展望　明延の産業遺産と文化的景観の活用に向けて

三角浦の文化的景観：調査報告書・保存計画書

刊行年月　平成 26 年３月
刊　　行　宇城市教育委員会
編集協力　（株）エスティ環境設計研究所

目　　次

第１章　序
第１節　調査の目的
第２節　三角浦の空間構造
第３節　報告書の構成
第２章　自然的特性
第１節　地形の特性
第２節　瀬戸の特性（海況）
第３節　地質の特性
第４節　瀬戸の生態系（植物・生物）
第３章　三角浦の歴史的特性
第１節　古代から近世
第２節　三角西港建設期
第３節　土地利用の変遷
第４章　三角浦の生活・生業
第１節　第１次産業（農業、漁業）
第２節　第２次産業（石炭等）
第３節　第３次産業（観光、旅館等）
第４節　瀬戸の信仰
第５章　三角西港における建造物・都市計画の特性
第１節　建造物の特性
第２節　都市計画の特性
第６章　三角浦の景観特性

2 市町村による文化的景観価値調査報告書（補遺）（～平成 25 年 3 月刊行）

※ 文化的景観資料集成第 2 集『文化的景観保存計画の概要（Ⅱ）』所収の「Ⅲ　文化的景観価値調査報告書目次一覧」において遺漏のあった報告書について補遺するものである。

※ 価値調査報告書及び保存計画書が合冊となった報告書については、価値調査報告部分の目次のみ掲載した。

野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画

刊行年月　平成 24 年 3 月
刊　　行　新座市・新座市教育委員会

目　次

第 1 章　野火止用水・平林寺の文化的景観の保存に向けて
　1　野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画の目的
　2　文化的景観重要地域に選択された経緯
　3　計画策定の経過
　4　新座市の概要
第 2 章　野火止用水・平林寺の文化的景観の捉え方
　1　歴史の視点
　2　自然の視点
　3　かつての暮らしと野火止用水
　4　現在の野火止用水・平林寺
　5　野火止用水・平林寺の文化的景観の捉え方
第 3 章　野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲
　1　地域ごとの景観特性
　2　文化的景観を構成する主要な構成要素
　3　野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲

長崎市外海の石積集落景観保存調査報告書

刊行年月　平成 25 年 3 月
刊　　行　長崎市

目　次

第 1 章　序
　1　調査の目的
　2　文化的景観保存調査の対象範囲
第 2 章　自然的特性
　1　地形
　2　地質
　3　気象
　4　植生
第 3 章　歴史的特性
　1　歴史的変遷
　2　外海地域におけるキリスト教の歴史
第 4 章　土地利用の変遷
　1　絵図に基づく土地利用等の分析
　2　風景画と古写真に関する土地利用等の分析
第 5 章　社会的特性
　1　近世の社会
　2　近代の社会
　3　外海地域における生業の変遷とその価値
　4　外海における社会組織
第 6 章　外海の石積文化
　1　はじめに
　2　史料に見る石積
　3　西彼杵半島の石積
　4　練塀建物
　5　ド・ロ神父の活動に見る石積み
　6　石積の技術と担い手
　7　まとめ
第 7 章　景観構造
　1　調査の概要
　2　広域の景観構造
　3　集落の景観
　4　まとめ
第 8 章　文化的景観の本質的価値

長崎市外海の石積集落景観調査報告書　資料編

刊行年月　平成 25 年 3 月
刊　　行　長崎市

目　次

Ⅰ　社会的特性の関係資料
　　1　出津地区の民俗
　　2　周辺地区の民俗
　　3　出津地区とその周辺の民俗の特徴
Ⅱ　外海の石積文化の関係資料
　　1　石垣調査
　　2　石積みと土地利用との関係性
　　3　代表的石積み事例における３次元測量調査
　　4　ネリベイ建物調査
　　5　ネリベイ建物の目地材の成分分析
　　6　墓地および墓石調査
Ⅲ　景観構造の関係資料
　　1　住民アンケート調査
　　2　来訪者アンケート調査
　　3　地域座談会

Ⅳ　官報告示関係資料

1　重要文化的景観の区域

※　区域の表記形式については官報に告示された原文にしたがい、統一は図っていない。

選定名称	区域	告示日
アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観	沙流郡平取町字二風谷、字川向、字小平及び字芽生の各一部 一級河川沙流川水系沙流川及び額平川の各一部	平成 19.7.26
遠野　荒川高原牧場　土淵山口集落	遠野市土淵町及び附馬牛町の各一部	平成 20.3.28
	遠野市附馬牛町の一部	平成 21.2.12
	土淵町の一部、 準用河川山口川の一部、 準用河川和野川の一部	平成 25.3.27
一関本寺の農村景観	一関市厳美町字若井原、字中川、字駒形、字要害、字沖要害、字若神子、字下真坂、字四度花山、字八幡、字上谷地及び字谷起の各一部 一級河川磐井川及び一級河川本寺川の各一部	平成 18.7.28
	岩手県一関市厳美町字駒形、字沖要害、字若神子及び字下真坂の各一部	平成 27.1.26
最上川の流通・往来及び左沢町場の景観	大江町大字左沢、同大字本郷の各一部 一級河川最上川の一部、 一級河川月布川の一部、 一級河川市の沢川の一部	平成 25.3.27
利根川・渡良瀬川合流域の水場景観	群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬、下五箇及び板倉の各一部 一級河川利根川、一級河川渡良瀬川、一級河川谷田川及び渡良瀬遊水地の各一部	平成 23.9.21
佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観	新潟県佐渡市大倉谷、静平、下黒山、大小、田切須、豊田及び西三川の各一部 二級河川西三川川の全域 二級河川角間川、二級河川笹川川、普通河川十五番川及び普通河川中津川の各一部	平成 23.9.21
佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観	新潟県佐渡市相川水金町、相川柴町、相川大間町、相川紙屋町、相川炭屋町、相川濁川町、相川坂下町、相川北沢町、相川下山之神町、相川柄杓町、相川奈良町、相川嘉左衛門町、相川清右衛門町、相川銀山町、相川小右衛門町、上相川町、相川勘四郎町、相川五郎右衛門町、相川宗徳町、相川庄右衛門町、相川次助町、相川諏訪町、相川大工町、相川新五郎町、相川六右衛門町、相川上京町、相川左門町、相川大床屋町、相川中京町、相川下京町、相川八百屋町、相川会津町、相川味噌屋町、相川米屋町、相川夕白町、相川弥十郎町、相川四十物町、相川広間町、相川西坂町、相川長坂町、相川上寺町、相川中寺町、相川下寺町、相川南沢町、相川小六町、相川新西坂町、相川石扣町、相川塩屋町、相川板町、相川材木町、相川新材木町、相川羽田町、相川江戸沢町、相川一町目、相川一町目裏町、相川一町目浜町、相川二町目、相川五郎左衛門町、相川二町目浜町、相川二町目新浜町、相川三町目、相川三町目浜町、相川三町目新浜町、相川四町目、相川四町目浜町、相川市町、相川新浜町、相川馬町、相川下戸町、相川下戸浜町、相川下戸炭屋町、相川下戸炭屋裏町、相川下戸炭屋浜町、相川海士町、及び相川栄町 同　下相川、相川羽田村、相川下戸村及び相川鹿伏の各一部 水金川、濁川、間切川、大仏川及び海士町川の各一部 右の地域に接する海域の一部	平成 27.10.7
金沢の文化的景観　城下町の伝統と文化	金沢市博労町、上近江町、下近江町、十間町、西町三番丁、西町四番丁、西町藪ノ内通、丸の内、兼六町、下石引町及び飛梅町の全域 同　広坂一丁目、広坂二丁目、下柿木畠、里見町、油車、茨木町、鱗町、柿木畠、片町一丁目、片町二丁目、香林坊二丁目、高岡町、武蔵町、下堤町、青草町、下松原町、尾山町、長町一丁目、長町三丁目、長土塀一丁目、昭和町、芳斉一丁目、芳斉二丁目、六枚町、尾張町一丁目、尾張町二丁目、彦三町一丁目、安江町、本町一丁目、瓢箪町、主計町、袋町、下新町、大手町、橋場町、材木町、横山町、兼六元町、小将町、並木町、東兼六町、扇町、出羽町、石引一丁目、石引二丁目、石引三丁目、石引四丁目、宝町、小立野二丁目、小立野三丁目、小立野四丁目、城南二丁目、本多町二丁目、本多町三丁目、菊川一丁目、菊川二丁目、幸町、中橋町、東山一丁目、山ノ上町五丁目、鳴和町、末広町、卯辰町、常盤町、東御影町、子来町、観音町三丁目、豊国町及び鈴見町の各一部 二級河川浅野川及び二級河川犀川の各一部	平成 22.2.22
大沢・上大沢の間垣集落集落	石川県輪島市大沢町及び上大沢町	平成 27.10.7

	右の地域に接する海域の一部	
小菅の里及び小菅山の文化的景観	長野県飯山市大字瑞穂小菅区及び神戸区、関沢区、針田区の各一部	平成 27.1.26
姨捨の棚田	千曲市大字八幡字月見田、日影、姪石の全域	平成 22.2.22
	同　大字八幡字穴堰、池田、大池、大池新田、姨捨、欠下、上姪石、上吉野、京塚、更級川、曽根、丁子山、坪山、道徳、長尾根、判官塚、舞台、舟久保、古屋敷、丸山、柳田日影、八幡芝山、八日市場の各一部	
長良川中流域における岐阜の文化的景観	岐阜県岐阜市間之町、伊奈波通一丁目、伊奈波通二丁目、伊奈波通三丁目、稲荷山、今町一丁目、今町二丁目、今町三丁目、今町四丁目、魚屋町、靭屋町、栄扇町、大宮町一丁目、大宮町二丁目、鏡岩、梶川町、上大久和町、上新町、上竹屋町、上茶屋町、木造町、啓運町、小椎谷、木挽町、米屋町、下大桑町、下新町、下茶屋町、白木町、甚衛町、新桜町、末広町、千畳敷、千畳敷下、千畳敷下大道西、早田字川向、大工町、大仏町、玉井町、常盤町、中大桑町、中新町、中竹屋町、西材木町、布屋町、蜂屋町、東材木町、久屋町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、益屋町、松ヶ枝町、松下町、松屋町、松山町、丸山、万力町、元浜町、矢島町一丁目、矢島町二丁目、山口町、大和町、夕陽丘の全域	平成 26.3.18
	同　赤ヶ洞、槻谷、堤外、長良、長良大前町二丁目、御手洗、湊町、一級河川長良川の各一部	
	金華山国有林 3180 林班、同 3181 林班、同 3182 林班、同 3183 林班、同 3184 林班、同 3185 林班、同 3186 林班、同 3187 林班の全域	
菅浦の湖岸集落景観	滋賀県長浜市西浅井町菅浦の全域及び一級河川琵琶湖の一部	平成 26.10.06
近江八幡の水郷	近江八幡市円山町、白王町、北之庄町、島町、中之庄町、南津田町及び船木町の各一部	平成 18.1.26
	一級河川八幡川及び一級河川長命寺川の全域	
	一級河川西の湖の一部	
	近江八幡市円山町、白王町の各一部	平成 18.7.28
	近江八幡市円山町、白王町及び北之庄町の各一部	平成 19.7.26
高島市海津・西浜・知内の水辺景観	高島市マキノ町海津、西浜、知内の各一部	平成 20.3.28
	一級河川中ノ川の全域	
	一級河川知内川及び琵琶湖の一部	
高島市針江・霜降の水辺景観	高島市新旭町針江及び旭の各一部	平成 22.8.5
	一級河川針江大川及び琵琶湖の一部	
大溝の水辺景観	滋賀県高島市勝野の一部	平成 27.1.26
	一級河川琵琶湖及び瀬戸川の各一部	
東草野の山村景観	滋賀県米原市甲津原、曲谷、甲賀、吉槻の各一部	平成 26.3.18
京都岡崎の文化的景観	京都府京都市左京区岡崎法勝寺町及び南禅寺草川町	平成 27.10.7
	同　左京区聖護院東寺領町、聖護院蓮華蔵町、聖護院円頓美町、岡崎徳成町、岡崎入江町、岡崎北御所町、岡崎西天王町、岡崎最勝寺町、岡崎南御所町、岡崎成勝寺町、岡崎円勝寺町、南禅寺北ノ坊町、南禅寺下河原町、南禅寺福地町、南禅寺風呂山町、鹿ヶ谷宮ノ前町、鹿ヶ谷下宮ノ前町、鹿ヶ谷若王子山町、若王子町、永観堂町、永観堂西町、粟田口鳥居町、粟田口大日山町、粟田口山下町、下堤町、新池洲町、中川町及び秋築町の各一部	
	同　東山区石泉院町、大井手町、堀池町、五軒町、定法寺町、柚之木町、西小物座町及び東小物座町の各一部	
	同　山科区日ノ岡一切経谷町飛地及び日ノ岡夷谷町の各一部	
宇治の文化的景観	宇治市宇治及び白川の各一部	平成 21.2.12
宮津天橋立の文化的景観	京都府宮津市字小松、溝尻、国分の全域	平成 26.3.18
	同　字江尻、難波野、大垣、中野、成相寺、文珠の各一部	
	京都府宮津市字文珠の一部	平成 27.1.26
	［解除］ 京都府宮津市字文珠の一部	平成 27.1.26
日根荘大木の農村景観	大阪府泉佐野市大木及び二級河川樫井川の各一部	平成 25.10.17
生野鉱山及び鉱山町の文化的景観	兵庫県朝来市生野町新町、生野町奥銀谷、生野町小野の全域	平成 26.3.18
	同　生野町口銀谷、生野町真弓、生野町円山、生野町猪野々、生野町竹原野、生野町白口の各一部	
奥飛鳥の文化的景観	奈良県高市郡明日香村大字稲渕、栢森及び入谷の全域	平成 23.9.21
	同　祝戸及び阪田の一部	
蘭島及び三田・清水の農山村景観	和歌山県有田郡有田川町大字清水、有田川町大字三田、二級河川有田川、二級河川湯川川、二級河川宮川谷川の各一部	平成 25.10.17
奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観	島根県仁多郡奥出雲町上阿井、竹崎、大呂、中村、大谷、大馬木の各一部	平成 26.3.18
樫原の棚田及び農村景観	上勝町大字生実字松尾、亀田、竹ノ前、白鶴、福山の各一部	平成 22.2.22
	徳島県勝浦郡上勝町大字生実字白鶴、字亀田、字松尾の全域及び、字福山、字樫原、字徳山の各一部	平成 25.10.17
遊子水荷浦の段畑	宇和島市遊子の一部	平成 19.7.26

四万十川流域の文化的景観　源流域の山村	高岡郡津野町北川、芳生野甲、芳生野乙、芳生野丙、船戸及び桑ケ市の各一部	平成 21.2.12
	高岡郡津野町北川及び船戸の各一部	平成 24.1.24
四万十川流域の文化的景観　上流域の山村と棚田	高岡郡檮原町太田戸、横貝、上本村、下本村、田野々、後別当、大蔵谷、椨原、川西路、神在居、飯母、川口、川井、豊原、広野、竹の藪、下西の川、仲間、仲久保、初瀬本村、佐渡、下折渡、影野地、大野地、家籠戸、大向、中平、久保谷、松原及び島中の各一部	平成 21.2.12
四万十川流域の文化的景観　上流域の農山村と流通・往来	高岡郡中土佐町大野見野老野、大野見栂ノ川、大野見竹原、大野見長野、大野見槇野々、大野見三ツ又、大野見伊勢川、大野見奈路、大野見吉野、大野見島ノ川、大野見久万秋、大野見荒瀬、大野見神母野、大野見寺野、大野見萩中及び大野見大股の各一部	平成 21.2.12
	高岡郡中土佐町大野見萩中及び大野見下ル川の各一部	平成 23.2.7
久礼の港と漁師町の景観	高岡郡中土佐町久礼及び久礼港の各一部	平成 23.2.7
四万十川流域の文化的景観　中流域の農山村と流通・往来	高岡郡四万十町日野地、窪川中津川、上秋丸、壱斗俵、米奥、市生原、作屋、七里、西川角、東川角、宮内、根々崎、根元原、仕出原、香月が丘、神ノ西、窪川、大井野、西原、口神ノ川、若井、大向、天ノ川、南川口、秋丸、野地、家地川、弘瀬、上宮、大正北ノ川、上岡、下岡、瀬里、希ノ川、大正、小石、江師、西ノ川、大正大奈路、木屋ケ内、大正中津川、下道、下津井、浦越、里川、茅吹手、津賀、昭和、大井川、河内、小野、久保川、十川、大道、十和川口、広瀬、井崎の各一部	平成 21.2.12
	高知県高岡郡四万十町市生原の一部	平成 23.9.21
四万十川流域の文化的景観　下流域の生業と流通・往来	四万十市西土佐黒尊、西土佐奥屋内、西土佐玖木、西土佐半家、西土佐長生、西土佐橘、西土佐津野川、西土佐岩間、西土佐茅生、西土佐中半、西土佐口屋内、鵜ノ江、勝間、田出ノ川、高瀬、三里、佐田、鍋島及び下田の各一部	平成 21.2.12
求菩提の農村景観	福岡県豊前市大字求菩提及び鳥井畑の各一部	平成 24.9.19
蕨野の棚田	唐津市相知町平山上字大平、字南川原、字石盛、字下ノ木場、字九郎谷、字東蕨野、字西蕨野、字清原及び字池の各一部	平成 20.7.28
長崎市外海の石積集落景観	長崎県長崎市東出津町、西出津町の全域	平成 24.9.19
	同　新牧野町の一部	
佐世保市黒島の文化的景観	長崎県佐世保市黒島町及び黒島漁港の全域	平成 23.9.21
平戸島の文化的景観	平戸市春日町、獅子町、根獅子町、宝亀町の全域	平成 22.2.22
	同　主師町、坊方町、下中野町、大石脇町、木場町、迎紐差町の各一部	
	平戸市飯良町の全域	平成 22.8.5
	同　主師町の一部	
五島市久賀島の文化的景観	長崎県五島市久賀町、蕨町、猪之木町、田ノ浦町、細石流漁港、蕨漁港、五輪漁港、田ノ浦漁港及び野園漁港の全域	平成 23.9.21
小値賀諸島の文化的景観	北松浦郡小値賀町大島郷及び宇々島郷の全域	平成 23.2.7
	同　笛吹郷及び柳郷の各一部	
	長崎県北松浦郡小値賀町野崎郷の全域及び野崎漁港の全域	平成 23.9.21
	同　柳郷、前方郷、及び笛吹郷地先海岸の各一部	
新上五島町北魚目の文化的景観	長崎県南松浦郡新上五島町立串郷の全域	平成 24.1.24
	同　津和崎郷及び曽根郷の各一部	
	同　小瀬良港、津和崎漁港、一本松漁港（一本松地区）、一本松漁港（赤波江地区）、仲知漁港（仲知地区）、仲知漁港（江袋地区）、立串漁港（大瀬良地区）、立串漁港（立串地区）の全域	
新上五島町崎浦の五島石集落景観	長崎県南松浦郡新上五島町友住郷の全域	平成 24.9.19
	同　赤尾郷及び江ノ浜郷の一部	
	同　崎浦漁港（友住地区）、崎浦漁港（赤尾地区）、崎浦漁港（頭ヶ島地区）、江ノ浜漁港の全域	
三角浦の文化的景観	熊本県宇城市三角町三角灘の一部	平成 27.1.26
	右の地域に接する海域の一部	
天草市崎津・今富の文化的景観	天草市河浦町大字崎津及び崎津漁港の各一部	平成 23.2.7
	熊本県天草市河浦町崎津及び今富の各一部	平成 24.9.19
通潤用水と白糸台地の棚田景観	上益城郡山都町城原字轟前田、字二ノ丸、字本丸及び字徳前の各一部	平成 20.7.28
	同　長原字東谷の一部	
	同　新小字滝下、字於村前、字島越、字梅ノ木又、字山口谷及び字小ケ平の各一部	
	同　新小字小ケ蔵、字松尾及び字高野谷の全域	
	山都町大字津留、白藤の一部	平成 21.7.23
	山都町大字犬飼の全域	平成 22.2.22
	同　城原、下市、田吉、長原、新小、白藤、牧野の各一部	
別府の湯けむり・温泉地景観	大分県別府市大字鉄輪及び鶴見の各一部	平成 24.9.19
小鹿田焼の里	日田市源栄町の一部	平成 20.3.28
	日田市大字鶴河内の一部	平成 22.2.22
田染荘小崎の農村景観	豊後高田市田染小崎及び田染真中の各一部	平成 22.8.5
酒谷の坂元棚田及び農山村景観	宮崎県日南市大字酒谷甲字坂元、字坂元上、字坂元前田、字坂元河内、字元屋敷の全域及び、字	平成 25.10.17

	権現津留、字立石、字陣ノ尾、字陣ノ尾後山、字中尾、字石原川内上、字石原長谷、字今別府の各一部

2 重要な家屋及び当該家屋の敷地の用に供される土地（平成 27 年 3 月現在）

［地方税法（抄）］

第 349 条の 3

12　文化財保護法第 58 条第 1 項に規定する登録有形文化財又は同法第 90 条第 3 項に規定する登録有形民俗文化財である家屋、同法第 133 条に規定する登録記念物である家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地並びに同法第 134 条第 1 項に規定する重要文化的景観を形成している家屋で政令で定めるもの及び当該家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 349 条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 2 分の 1 の額とする。

［地方税法施行令（抄）］

第 52 条の 3 の 3　法第 349 条の 3 第 12 項に規定する家屋で政令で定めるものは、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 134 条第 1 項に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋（総務省令で定めるものを除く。）とする。

遠野　荒川高原牧場　土淵山口集落

種別	員数	所在地	告示日
		岩手県遠野市	
主屋	1 棟	土淵町山口三地割 22 番地	平成 26.3.26

一関本寺の農村景観

種別	員数	所在地	告示日
		岩手県一関市	
主屋	1 棟	厳美町字沖要害 1	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字沖要害 1	平成 19.3.16
作業場	1 棟	厳美町字沖要害 1	平成 19.3.16
蔵	2 棟	厳美町字沖要害 1	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字沖要害 2-1	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字沖要害 2-1	平成 19.3.16
蔵	1 棟	厳美町字沖要害 2-1	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字沖要害 89-1	平成 19.3.16
畜舎	2 棟	厳美町字沖要害 89-1	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字沖要害 90	平成 19.3.16
作業場	1 棟	厳美町字沖要害 90	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字沖要害 93	平成 19.3.16
物置	2 棟	厳美町字沖要害 93	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字沖要害 96-4	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字沖要害 100	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字沖要害 100	平成 19.3.16
物置	1 棟	厳美町字沖要害 100	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字沖要害 131	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字沖要害 136	平成 19.3.16
便所	1 棟	厳美町字沖要害 136	平成 19.3.16
物置	1 棟	厳美町字沖要害 136	平成 19.3.16
蔵	1 棟	厳美町字沖要害 136	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字沖要害 179-1	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字沖要害 179-1	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字下真坂 18-1	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字下真坂 47-1	平成 19.3.16
物置	2 棟	厳美町字下真坂 47-1	平成 19.3.16
蔵	1 棟	厳美町字下真坂 47-1	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字下真坂 75	平成 19.3.16
~~主屋~~	~~1 棟~~	~~厳美町字要害 53~~	~~平成 19.3.16~~ ／ 平成 22.3.11 削除
~~畜舎~~	~~1 棟~~	~~厳美町字要害 53~~	~~平成 19.3.16~~ ／ 平成 22.3.11 削除
~~作業場~~	~~1 棟~~	~~厳美町字要害 53~~	~~平成 19.3.16~~ ／ 平成 22.3.11 削除
~~蔵~~	~~2 棟~~	~~厳美町字要害 53~~	~~平成 19.3.16~~ ／ 平成 22.3.11 削除
~~便所~~	~~1 棟~~	~~厳美町字要害 53~~	~~平成 19.3.16~~ ／ 平成 22.3.11 削除
主屋	1 棟	厳美町字要害 55	平成 19.3.16
作業場	1 棟	厳美町字要害 55	平成 19.3.16
蔵	3 棟	厳美町字要害 55	平成 19.3.16
便所	1 棟	厳美町字要害 55	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字要害 79-3	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字要害 121	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字要害 121	平成 19.3.16
蔵	1 棟	厳美町字要害 121	平成 19.3.16
便所	1 棟	厳美町字要害 121	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字要害 161	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字要害 161	平成 19.3.16
物置	2 棟	厳美町字要害 161	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字要害 162	平成 19.3.16
便所	1 棟	厳美町字要害 162	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字要害 162	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字要害 169	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字若神子 91	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字若神子 91	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字若神子 96-1	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字若神子 96-1	平成 19.3.16
便所	1 棟	厳美町字若神子 96-1	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字若神子 114	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字若神子 114	平成 19.3.16
蔵	1 棟	厳美町字若神子 114	平成 19.3.16
~~便所~~	~~1 棟~~	~~厳美町字若神子 114~~	~~平成 19.3.16~~ ／ 平成 23.3.16 削除
~~物置~~	~~1 棟~~	~~厳美町字若神子 116~~	~~平成 19.3.16~~ ／ 平成 26.3.26 削除
~~便所~~	~~1 棟~~	~~厳美町字若神子 116~~	~~平成 19.3.16~~ ／ 平成 26.3.26 削除
主屋	1 棟	厳美町字若神子 122	平成 19.3.16
便所	1 棟	厳美町字若神子 122	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字若神子 124	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字若神子 137-2	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字若神子 137-2	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字若神子 138-1	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字若神子 212-2	平成 19.3.16
便所	1 棟	厳美町字若神子 212-2	平成 19.3.16
物置	2 棟	厳美町字沖要害 71	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字沖要害 75	平成 19.3.16
畜舎	2 棟	厳美町字沖要害 75	平成 19.3.16
物置	1 棟	厳美町字沖要害 75	平成 19.3.16
便所	1 棟	厳美町字沖要害 75	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字沖要害 119-3	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字沖要害 124-2	平成 19.3.16
~~作業場~~	~~1 棟~~	~~厳美町字沖要害 124-2~~	~~平成 19.3.16~~ ／ 平成 24.3.15 削除
~~主屋~~	~~1 棟~~	~~厳美町字沖要害 127-6~~	~~平成 19.3.16~~ ／ 平成 22.3.11 削除

畜舎	1 棟	厳美町字沖要害 127-6	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字沖要害 133	平成 19.3.16
物置	1 棟	厳美町字駒形 30	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字駒形 36-1	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字駒形 36-1	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字駒形 46	平成 19.3.16
便所	1 棟	厳美町字駒形 46	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字駒形 58	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字駒形 58	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字駒形 61-3	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字駒形 87	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字駒形 87	平成 19.3.16
物置	2 棟	厳美町字駒形 87	平成 19.3.16
便所	1 棟	厳美町字駒形 87	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字駒形 88	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字駒形 88	平成 19.3.16
便所	1 棟	厳美町字駒形 88	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字駒形 106	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字駒形 106	平成 19.3.16
物置	1 棟	厳美町字駒形 106	平成 19.3.16
便所	1 棟	厳美町字駒形 106	平成 19.3.16
作業場	1 棟	厳美町字駒形 106	平成 19.3.16
蔵	1 棟	厳美町字駒形 106	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字駒形 122	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字駒形 124-4	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字駒形 138	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字駒形 138-4	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字駒形 138-5	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字駒形 143-1	平成 19.3.16
畜舎	2 棟	厳美町字駒形 143-1	平成 19.3.16
浴室	1 棟	厳美町字駒形 143-1	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字駒形 145	平成 19.3.16
物置	1 棟	厳美町字駒形 145	平成 19.3.16
便所	1 棟	厳美町字駒形 145	平成 19.3.16
居宅 兼作業場	1 棟	厳美町字駒形 145	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字駒形 154-3	平成 19.3.16
畜舎	1 棟	厳美町字駒形 154-3	平成 19.3.16
物置	1 棟	厳美町字駒形 154-3	平成 19.3.16
~~浴室~~	~~1 棟~~	~~厳美町字駒形 154-3~~	~~平成 19.3.16~~ ／ 平成 22.3.11 削除
~~物置~~	~~1 棟~~	~~厳美町字駒形 154-3~~	~~平成 19.3.16~~ ／ 平成 22.3.11 削除
~~主屋~~	~~1 棟~~	~~厳美町字駒形 155-1~~	~~平成 19.3.16~~ ／ 平成 22.3.11 削除
主屋	1 棟	厳美町字駒形 166	平成 19.3.16
物置	1 棟	厳美町字駒形 166	平成 19.3.16
作業場	1 棟	厳美町字駒形 166	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字駒形 167-1	平成 19.3.16
主屋	1 棟	厳美町字中川 41	平成 19.3.16
物置	1 棟	厳美町字中川 41	平成 19.3.16
浴室	1 棟	厳美町字中川 41	平成 19.3.16
作業場	1 棟	厳美町字沖要害 124-2	平成 25.3.29

最上川の流通・往来及び左沢町場の景観

種別	員数	所在地	告示日
		山形県西村山郡大江町	
堂宇	1 棟	大字左沢字原町 159-2	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字左沢字原町 162	平成 26.3.26
土蔵	1 棟	大字左沢字原町 162	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字左沢字原町 176-1、178、179	平成 26.3.26
土蔵	1 棟	大字左沢字原町 176-1、178、179	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字左沢字原町 183、183-1、183-2	平成 26.3.26
店蔵	1 棟	大字左沢字原町 183、183-1、183-2	平成 26.3.26
土蔵	2 棟	大字左沢字原町 183、183-1、183-2	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字左沢字原町 205	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字左沢字原町 216	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字左沢字原町 221	平成 26.3.26
店蔵	1 棟	大字左沢字原町 221	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字左沢字横町 326	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字左沢字横町 327	平成 26.3.26
土蔵	1 棟	大字左沢字横町 327	平成 26.3.26
八幡神社 本殿	1 棟	大字左沢字横町 337-1、337-2	平成 26.3.26
幣殿	1 棟	大字左沢字横町 337-1、337-2	平成 26.3.26
拝殿	1 棟	大字左沢字横町 337-1、337-2	平成 26.3.26
酒井神社 本殿	1 棟	大字左沢字横町 337-1、337-2	平成 26.3.26
拝殿	1 棟	大字左沢字横町 337-1、337-2	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字左沢字内町 358、370	平成 26.3.26
土蔵	1 棟	大字左沢字内町 358、370	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字左沢字原町 379	平成 26.3.26
土蔵	2 棟	大字左沢字原町 379	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字左沢字内町 414、437	平成 26.3.26
土蔵	1 棟	大字左沢字内町 414、437	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字左沢字横町 434	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字左沢字内町 443	平成 26.3.26
土蔵	1 棟	大字左沢字内町 443	平成 26.3.26
本殿	1 棟	大字左沢字内町 458-1	平成 26.3.26
幣殿	1 棟	大字左沢字内町 458-1	平成 26.3.26
拝殿	1 棟	大字左沢字内町 458-1	平成 26.3.26
本堂	1 棟	大字左沢字内町 458-1	平成 26.3.26
位牌堂	1 棟	大字左沢字内町 458-1	平成 26.3.26
本殿	1 棟	大字左沢字小漆川 718	平成 26.3.26
拝殿	1 棟	大字左沢字小漆川 718	平成 26.3.26
薬師堂	1 棟	大字左沢字薬師堂 831-8	平成 26.3.26
店蔵	1 棟	大字左沢字内町 904	平成 26.3.26
土蔵	1 棟	大字左沢字内町 904	平成 26.3.26
本堂	1 棟	大字左沢字前田 917-1、2342	平成 26.3.26
堂宇	1 棟	大字左沢字元屋敷 2266	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字左沢字内町 2595	平成 26.3.26
土蔵	2 棟	大字左沢字内町 2595	平成 26.3.26
本堂	1 棟	大字本郷字古城裏 6-1、己 7、己 8-3、己 24-4、己 525-1	平成 26.3.26
座禅堂	1 棟	大字本郷字古城裏 6-1、己 7、己 8-3、己 24-4、己 525-1	平成 26.3.26
土蔵	1 棟	大字本郷字古城裏 6-1、己 7、己 8-3、己 24-4、己 525-1	平成 26.3.26
建築物	1 棟	大字本郷字古城裏 6-1、己 7、己 8-3、己 24-4、己 525-1	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字左沢字内町 435	平成 27.3.20

利根川・渡良瀬川合流域の水場景観

種別	員数	所在地	告示日
		群馬県邑楽郡板倉町	
排水機場	1 棟	大字飯野新地先	平成 24.3.15
排水機場	1 棟	大字飯野新地先	平成 24.3.15
排水機場	1 棟	大字海老瀬地先	平成 24.3.15
排水機場	1 棟	大字海老瀬地先	平成 24.3.15
排水機場	1 棟	大字板倉小保呂 37 番地 4 地先	平成 24.3.15
排水機場	1 棟	大字海老瀬字間田地先	平成 24.3.15
排水機場	1 棟	大字海老瀬字間田地先	平成 24.3.15
水塚	1 棟	大字海老瀬 2772	平成 24.3.15
水塚	1 棟	大字海老瀬 2766 ノ 1	平成 24.3.15
水塚	1 棟	大字下五箇 704	平成 24.3.15
水塚	1 棟	大字下五箇 268	平成 24.3.15

水塚	1棟	大字下五箇227	平成24.3.15

佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観

種別	員数	所在地	告示日
		新潟県佐渡市	
神社	3棟	西三川302番、303番	平成24.3.15
堂	1棟	西三川465番	平成24.3.15
校舎	2棟	西三川462番7、465番1	平成24.3.15

金沢の文化的景観　城下町の伝統と文化

種別	員数	所在地	告示日
		石川県金沢市	
神社	2棟	丸の内22番	平成23.3.16
神社	2棟	丸の内22番、25番、55番	平成23.3.16
神社	2棟	尾山町321番1	平成23.3.16
神社	2棟	兼六町82番	平成23.3.16
蔵	1棟	兼六町83番1、84番1	平成23.3.16
住宅	1棟	兼六町84番1	平成23.3.16
離れ	1棟	兼六町84番1	平成23.3.16
蔵	1棟	兼六町84番1	平成23.3.16
店舗	1棟	尾張町一丁目57番、58番	平成23.3.16
店舗	1棟	尾張町一丁目111番	平成23.3.16
住宅	1棟	尾張町一丁目170番1、170番2	平成23.3.16
店舗兼住宅	1棟	尾張町一丁目345番	平成23.3.16
住宅	1棟	尾張町二丁目114番	平成23.3.16
住宅	1棟	尾張町二丁目119番	平成23.3.16
店舗兼住宅	1棟	尾張町二丁目393番	平成23.3.16
店舗	1棟	尾張町二丁目569番、570番、571番	平成23.3.16
住宅	1棟	本多町三丁目53番1	平成23.3.16
門	1棟	本多町三丁目54番	平成23.3.16
店舗兼住宅	1棟	十間町44番、44番2	平成23.3.16
住宅	1棟	下新町158番	平成23.3.16

長良川中流域における岐阜の文化的景観

種別	員数	所在地	告示日
		岐阜県岐阜市	
主屋	1棟	元浜町30番地1	平成27.3.20
土蔵	1棟	元浜町30番地1	平成27.3.20
主屋	1棟	白木町96番地	平成27.3.20
主屋	1棟	靭屋町38番地、39番地	平成27.3.20
土蔵	1棟	靭屋町38番地、39番地	平成27.3.20
主屋	1棟	湊町28番地	平成27.3.20
主屋	1棟	湊町29番地	平成27.3.20
主屋	1棟	西材木町41番地	平成27.3.20
土蔵	3棟	西材木町41番地	平成27.3.20
茶室	1棟	西材木町41番地	平成27.3.20
主屋	1棟	大和町7番地、8番地	平成27.3.20
土蔵	1棟	大和町7番地、8番地	平成27.3.20
主屋	1棟	長良94番地10	平成27.3.20
鳥屋	1棟	長良94番地10	平成27.3.20
水場	1棟	長良94番地10	平成27.3.20
作業場	1棟	長良94番地10	平成27.3.20
松小屋	1棟	長良100番地2	平成27.3.20
主屋	1棟	長良100番地7、100番地10	平成27.3.20
松小屋	1棟	長良70番地1	平成27.3.20
主屋	1棟	長良100番地1、100番地8	平成27.3.20
鳥屋兼水場	1棟	長良100番地1、100番地8	平成27.3.20
松小屋	1棟	長良100番地1、100番地8	平成27.3.20
主屋	1棟	長良35番地1、36番地	平成27.3.20
土蔵	1棟	長良35番地1、36番地	平成27.3.20
鳥屋	1棟	長良35番地1、36番地	平成27.3.20
水場	1棟	長良35番地1、36番地	平成27.3.20
四阿	1棟	長良35番地1、36番地	平成27.3.20
主屋	1棟	長良94番地2	平成27.3.20
水場	1棟	長良527番地6	平成27.3.20
松小屋	1棟	長良527番地6	平成27.3.20
主屋	1棟	長良94番地2の2、94番地6	平成27.3.20
鳥屋兼水場	1棟	長良94番地2の2、94番地6	平成27.3.20
主屋	1棟	末広町68番地	平成27.3.20
主屋	1棟	本町一丁目31番地、33番地	平成27.3.20
土蔵	1棟	本町一丁目31番地、33番地	平成27.3.20
門	1棟	本町一丁目31番地、33番地	平成27.3.20
主屋	1棟	玉井町28番地	平成27.3.20
離れ	1棟	玉井町28番地	平成27.3.20
土蔵	1棟	玉井町28番地	平成27.3.20

近江八幡の水郷

種別	員数	所在地	告示日
		滋賀県近江八幡市	
本殿	1棟	円山町169番	平成19.3.16
拝殿	1棟	円山町169番	平成19.3.16
本堂	1棟	円山町170番2	平成19.3.16
本堂	1棟	円山町177番	平成19.3.16
本堂	1棟	船木町1246番	平成19.3.16
居宅	1棟	円山町217番	平成19.3.16
居宅	1棟	円山町610番1	平成19.3.16
本殿	1棟	白王町672番	平成19.3.16
拝殿	1棟	白王町672番	平成19.3.16
祠	1棟	白王町404番1	平成20.5.22
小屋	1棟	白王町799番	平成20.5.22

高島市海津・西浜・知内の水辺景観

種別	員数	所在地	告示日
		滋賀県高島市	
倉庫	1棟	マキノ町西浜字江端42番地	平成21.3.3
倉庫	1棟	マキノ町知内字大川2010番地3	平成21.3.3
居宅	1棟	マキノ町海津字森下626番地1、627番地	平成21.3.3
居宅	1棟	マキノ町海津字東内2086番地	平成21.3.3
居宅	1棟	マキノ町海津字東内2088番地	平成21.3.3
居宅	1棟	マキノ町海津字東内2107番地	平成21.3.3
倉庫	2棟	マキノ町海津字東内2292番地	平成21.3.3
工場	1棟	マキノ町海津字東内2292番地	平成21.3.3
居宅	1棟	マキノ町海津字東内2292番地1	平成21.3.3

高島市針江・霜降の水辺景観

種別	員数	所在地	告示日
		滋賀県高島市	
居宅	1棟	新旭町針江字西出554番	平成23.3.16
堂宇	1棟	新旭町旭字竹ノ町194番	平成23.3.16
倉庫	1棟	新旭町旭字庵ノ東83番	平成23.3.16
居宅	1棟	新旭町旭字庵ノ東83番1	平成23.3.16
倉庫	1棟	新旭町旭字庵ノ東83番1	平成23.3.16

東草野の山村景観

種別	員数	所在地	告示日
		滋賀県米原市	
個人住宅	1 棟	甲津原字井戸 459 番	平成 27.3.20
個人付属屋	1 棟	吉槻字岡田 851 番	平成 27.3.20
個人住宅	1 棟	吉槻字宮地 1373 番	平成 27.3.20
個人付属屋	1 棟	曲谷字上村 187 番 1	平成 27.3.20

宇治の文化的景観

種別	員数	所在地	告示日
		京都府宇治市	
店舗	1 棟	宇治又振 17 番、17 番 1	平成 22.3.11
倉庫	1 棟	宇治又振 17 番、17 番 1	平成 22.3.11
店舗	1 棟	宇治妙楽 158 番	平成 22.3.11
店舗	1 棟	宇治蓮華 5 番 1	平成 22.3.11
倉庫	1 棟	宇治蓮華 5 番 1	平成 22.3.11
主屋	1 棟	宇治東内 1 番	平成 23.3.16
主屋	1 棟	宇治妙楽 36 番	平成 23.3.16
土蔵	1 棟	宇治妙楽 36 番	平成 23.3.16
茶工場	1 棟	宇治妙楽 36 番	平成 23.3.16
主屋	1 棟	宇治妙楽 38 番 1	平成 23.3.16
離れ	1 棟	宇治妙楽 38 番 1	平成 23.3.16
門	1 棟	宇治妙楽 38 番 2	平成 23.3.16
倉庫	1 棟	宇治妙楽 38 番 3	平成 23.3.16
付属屋	1 棟	宇治妙楽 38 番 3	平成 23.3.16
茶工場	1 棟	宇治妙楽 136 番 6	平成 23.3.16
土蔵	1 棟	宇治妙楽 136 番 6	平成 23.3.16
~~離れ~~	~~1 棟~~	~~宇治妙楽 192 番 1~~	~~平成 23.3.16~~ ／ 平成 25.3.29 削除
~~主屋~~	~~1 棟~~	~~宇治妙楽 193 番~~	~~平成 23.3.16~~ ／ 平成 25.3.29 削除
~~倉庫~~	~~1 棟~~	~~宇治妙楽 195 番 4~~	~~平成 23.3.16~~ ／ 平成 25.3.29 削除
主屋	1 棟	宇治壱番 10 番 5	平成 23.3.16
離れ	1 棟	宇治壱番 10 番 5	平成 23.3.16
土蔵	1 棟	宇治壱番 10 番 5	平成 23.3.16
店舗	1 棟	宇治壱番 10 番 8	平成 23.3.16
離れ	1 棟	宇治壱番 10 番 8	平成 23.3.16
店舗	1 棟	宇治壱番 10 番 8	平成 23.3.16
倉庫	1 棟	宇治壱番 10 番 8	平成 23.3.16
主屋	1 棟	宇治蓮華 80 番 1	平成 23.3.16
土蔵	1 棟	宇治蓮華 80 番 1	平成 23.3.16
茶工場	1 棟	宇治蓮華 81 番	平成 23.3.16
茶工場	1 棟	宇治蓮華 85 番	平成 23.3.16
主屋	1 棟	宇治塔川 12 番	平成 23.3.16
主屋	5 棟	宇治塔川 20 番	平成 23.3.16
離れ	2 棟	宇治塔川 20 番	平成 23.3.16

宮津天橋立の文化的景観

種別	員数	所在地	告示日
		京都府宮津市	
交通施設	1 棟	字大垣 47 番 1、47 番 2、73 番、74 番 1、74 番 2、75 番 1、75 番 2、79 番 1、79 番 4、字中野 847 番 1	平成 27.3.20
交通施設	1 棟	字大垣 17 番 1、19 番 1	平成 27.3.20
旅館	1 棟	字江尻 73 番 6、73 番 7	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 254 番	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 255 番	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 258 番	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 261 番 2	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 264 番 2	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 268 番 2	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 269 番	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 274 番 2、274 番 3	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 282 番、282 番 1	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 291 番	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 292 番、293 番 2	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 298 番	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 301 番、301 番 1	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 302 番 1	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 303 番、304 番 2	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 364 番 1	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 370 番	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 377 番 2	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 378 番 2	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 379 番、379 番 2	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 383 番 6	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 468 番 1、469 番	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 471 番 1、471 番 2	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 473 番 2	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 473 番 3、473 番 4	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 474 番 1	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 474 番 2 の 1、474 番 3	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 477 番	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 483 番 1、483 番 3	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 484 番	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 488 番	平成 27.3.20
舟屋	1 棟	字溝尻 489 番 1、489 番 2、490 番	平成 27.3.20

日根荘大木の農村景観

種別	員数	所在地	告示日
		大阪府泉佐野市	
小屋	1 棟	大木 1217	平成 26.3.26
仏堂	1 棟	大木 116	平成 26.3.26
仏堂	2 棟	大木 357	平成 26.3.26
仏堂	4 棟	大木 453	平成 26.3.26
仏堂	1 棟	大木 1197、1198	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大木 355	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大木 1439、1440	平成 26.3.26

生野鉱山及び鉱山町の文化的景観

種別	員数	所在地	告示日
		兵庫県朝来市	
事務所	1 棟	生野町口銀谷字猪野々 985 番 1	平成 27.3.20
工場施設	1 棟	生野町口銀谷字猪野々 985 番 1	平成 27.3.20
倉庫	3 棟	生野町口銀谷字猪野々 985 番 1	平成 27.3.20
倉庫	2 棟	生野町口銀谷字猪野々 985 番 4	平成 27.3.20
住居	4 棟	生野町口銀谷字寺ノ上 929 番 1、929 番 3、941 番 1	平成 27.3.20
住居	1 棟	生野町口銀谷字一丁目 477 番	平成 27.3.20
住居	1 棟	生野町口銀谷字一丁目 534 番 1	平成 27.3.20
住居	1 棟	生野町口銀谷字二丁目 455 番	平成 27.3.20
住居	2 棟	生野町口銀谷字四丁目 696 番	平成 27.3.20
住居	1 棟	生野町口銀谷字四丁目 746 番	平成 27.3.20
住居	2 棟	生野町口銀谷字五丁目 780 番	平成 27.3.20
住居	4 棟	生野町口銀谷字五丁目 800 番	平成 27.3.20
住居	1 棟	生野町口銀谷字町 1958 番	平成 27.3.20
住居	2 棟	生野町口銀谷字町 2120 番、2121 番	平成 27.3.20

住居	1 棟	生野町奥銀谷字上町 1419 番 1	平成 27.3.20
住居	2 棟	生野町新町字一丁目上筋 1106 番 1	平成 27.3.20
住居	1 棟	生野町新町字一丁目上筋 1106 番 2	平成 27.3.20
住居	1 棟	生野町小野字小野町 1593 番、1595 番	平成 27.3.20

蘭島及び三田・清水の農山村景観

種別	員数	所在地	告示日
		和歌山県有田郡有田川町	
主屋	1 棟	三田 291 番地 1	平成 26.3.26
付属屋	1 棟	三田 291 番地 1	平成 26.3.26
主屋	1 棟	清水 144 番地 3	平成 26.3.26
土蔵	1 棟	清水 144 番地 3	平成 26.3.26
長屋	1 棟	清水 144 番地 3	平成 26.3.26
貯蔵小屋	1 棟	清水 144 番地 3	平成 26.3.26
主屋	1 棟	清水 1908 番地	平成 26.3.26
土蔵	1 棟	清水 1908 番地	平成 26.3.26
納屋	1 棟	清水 1908 番地	平成 26.3.26
長屋	1 棟	清水 1908 番地	平成 26.3.26
主屋	1 棟	三田 375 番地 6	平成 26.3.26

奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観

種別	員数	所在地	告示日
		島根県仁多郡奥出雲町	
車庫	1 棟	大呂 529 番 1	平成 27.3.20
倉庫	1 棟	大呂 529 番 1	平成 27.3.20
事務所	3 棟	大呂 529 番 1	平成 27.3.20
工場	1 棟	大呂 529 番 1	平成 27.3.20
工場	3 棟	大呂 530 番 1	平成 27.3.20
家屋	1 棟	大呂 530 番 1	平成 27.3.20
居宅	1 棟	大呂 856 番 1	平成 27.3.20
茶室	1 棟	大呂 856 番 5	平成 27.3.20
店舗	1 棟	大呂 856 番 16	平成 27.3.20

樫原の棚田及び農村景観

種別	員数	所在地	告示日
		徳島県勝浦郡上勝町	
納屋	1 棟	大字生実字松尾 22 番	平成 23.3.16
便所	1 棟	大字生実字松尾 22 番	平成 23.3.16
主屋	1 棟	大字生実字竹ノ前 16 番	平成 23.3.16
納屋	1 棟	大字生実字竹ノ前 16 番	平成 23.3.16
蔵	1 棟	大字生実字竹ノ前 16 番	平成 23.3.16
小屋	1 棟	大字生実字竹ノ前 16 番	平成 23.3.16
コエ舎	1 棟	大字生実字竹ノ前 16 番	平成 23.3.16
主屋	1 棟	大字生実字竹ノ前 49 番 1	平成 23.3.16
納屋	1 棟	大字生実字竹ノ前 49 番 1	平成 23.3.16
小屋	1 棟	大字生実字竹ノ前 49 番 1	平成 23.3.16
便所	1 棟	大字生実字竹ノ前 49 番 1	平成 23.3.16
小屋	1 棟	大字生実字白鶴 21 番 1	平成 23.3.16
主屋	1 棟	大字生実字白鶴 25 番	平成 23.3.16
納屋	1 棟	大字生実字白鶴 25 番	平成 23.3.16
小屋	1 棟	大字生実字白鶴 25 番	平成 23.3.16
主屋	1 棟	大字生実字福山 14 番 1	平成 23.3.16
納屋	1 棟	大字生実字福山 14 番 1	平成 23.3.16
小屋	1 棟	大字生実字福山 14 番 1	平成 23.3.16
便所	1 棟	大字生実字福山 14 番 1	平成 23.3.16
主屋	1 棟	大字生実字福山 66 番	平成 23.3.16
納屋	1 棟	大字生実字福山 66 番	平成 23.3.16
炭焼き小屋	1 棟	大字生実字樫原 16 番地	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字生実字松尾 53 番地	平成 26.3.26
納屋	1 棟	大字生実字松尾 53 番地	平成 26.3.26
納屋	1 棟	大字生実字松尾 56 番地	平成 26.3.26
ウシヤ	1 棟	大字生実字松尾 56 番地	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字生実字松尾 60 番地 1	平成 26.3.26
納屋	1 棟	大字生実字松尾 60 番地 1	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字生実字樫原 64 番地	平成 26.3.26
納屋	1 棟	大字生実字樫原 64 番地	平成 26.3.26
木小屋	2 棟	大字生実字樫原 64 番地	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字生実字樫原 69 番地 1	平成 26.3.26
納屋	1 棟	大字生実字樫原 69 番地 1	平成 26.3.26
風呂	1 棟	大字生実字樫原 69 番地 1	平成 26.3.26
ウシヤ	1 棟	大字生実字樫原 69 番地 1	平成 26.3.26
便所	1 棟	大字生実字樫原 69 番地 1	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字生実字樫原 96 番地	平成 26.3.26
納屋	1 棟	大字生実字樫原 96 番地	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字生実字樫原 104 番地	平成 26.3.26
納屋	1 棟	大字生実字樫原 104 番地	平成 26.3.26
ウシヤ	1 棟	大字生実字樫原 104 番地	平成 26.3.26
便所	1 棟	大字生実字樫原 104 番地	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字生実字樫原 110 番地	平成 26.3.26
納屋	1 棟	大字生実字樫原 110 番地	平成 26.3.26
ウシヤ	1 棟	大字生実字樫原 110 番地	平成 26.3.26
便所	1 棟	大字生実字樫原 110 番地	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字生実字樫原 127 番地	平成 26.3.26
納屋	1 棟 (旧棟数 2)	大字生実字樫原 127 番地	平成 26.3.26 ／ 平成 27.3.20 棟数変更
主屋	1 棟	大字生実字松尾 63 番地	平成 26.3.26
納屋	2 棟	大字生実字松尾 63 番地	平成 26.3.26
ウシヤ	2 棟	大字生実字松尾 63 番地	平成 26.3.26
木小屋	1 棟	大字生実字松尾 63 番地	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字生実字徳山 41 番地	平成 26.3.26
便所	1 棟	大字生実字徳山 41 番地	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字生実字福山 55 番地 1	平成 26.3.26
納屋・便所	1 棟	大字生実字福山 55 番地 1	平成 26.3.26

遊子水荷浦の段畑

種別	員数	所在地	告示日
		愛媛県宇和島市	
仏堂	1 棟	遊子 2226 番地	平成 20.5.22

四万十川流域の文化的景観　上流域の農山村と流通・往来

種別	員数	所在地	告示日
		高知県高岡郡中土佐町	
農家住宅	1 棟	大野見横野々 102 番地	平成 24.3.15
倉庫	1 棟	大野見横野々 102 番地	平成 24.3.15

久礼の港と漁師町の景観

種別	員数	所在地	告示日
		高知県高岡郡中土佐町	
酒蔵	1 棟	久礼 6154 番地、6130 番地 1、6130 番地 2	平成 24.3.15
酒蔵	1 棟	久礼 6192 番地 2	平成 24.3.15

求菩提の農村景観

種別	員数	所在地	告示日
		福岡県豊前市	
住宅	1 棟	大字鳥井畑 467-2	平成 25.3.29
住宅	1 棟	大字求菩提 109	平成 25.3.29
住宅	1 棟	大字求菩提 112-1	平成 25.3.29

長崎市外海の石積集落景観

種別	員数	所在地	告示日
		長崎県長崎市	
建造物	1 棟	西出津町字橋口 2930 番 2	平成 25.3.29
建造物	2 棟	東出津町字高平 720 番、721 番	平成 25.3.29
建造物	1 棟	西出津町字小田平 2552 番 1、2560 番 1	平成 25.3.29
建造物	1 棟	西出津町字内平 1129 番 1、1129 番 3	平成 25.3.29

建造物	1 棟	西出津町字内平 1143 番 2	平成 25.3.29
建造物	2 棟	新牧野町字内平 285 番 4	平成 25.3.29
建造物	1 棟	新牧野町字岩瀬戸 154 番	平成 25.3.29
建造物	3 棟	新牧野町字西柄石 543 番	平成 25.3.29
建造物	3 棟	新牧野町字西柄石 544 番 2、544 番 3	平成 25.3.29
建造物	4 棟	新牧野町字辻 1278 番	平成 25.3.29
建造物	3 棟	新牧野町字辻 1321 番 2、1338 番 1	平成 25.3.29

佐世保市黒島の文化的景観

種別	員数	所在地	告示日
		長崎県佐世保市	
工場	1 棟	黒島町 231 番地 1	平成 24.3.15
事業所	1 棟	黒島町又 190 番地地先埋立地	平成 24.3.15
事業所	1 棟	黒島町 3274 番地 7	平成 24.3.15
戦跡	1 棟	黒島町 3519 番地 73	平成 24.3.15
戦跡	1 棟	黒島町 1435 番地 25	平成 24.3.15

平戸島の文化的景観

種別	員数	所在地	告示日
		長崎県平戸市	
住居	1 棟	獅子町字ウロノ元 319 番イ	平成 23.3.16
事務所	1 棟	根獅子町字平谷 1422 番 2	平成 23.3.16

五島市久賀島の文化的景観

種別	員数	所在地	告示日
		長崎県五島市	
主屋	1 棟	久賀島 103 番地、104 番地合併	平成 24.3.15

小値賀諸島の文化的景観

種別	員数	所在地	告示日
		長崎県北松浦郡小値賀町	
神社	1 棟	笛吹郷 1961 番地 7	平成 24.3.15
母屋兼店舗	1 棟	笛吹郷 1738 番地 1	平成 24.3.15
母屋兼店舗	1 棟	笛吹郷 1673 番地	平成 24.3.15
庭園	1 棟	笛吹郷 1880 番地 1	平成 24.3.15
母屋兼店舗	1 棟	笛吹郷 1668 番地、1670 番地 1（旧地番：1670 番地）	平成 24.3.15／平成 26.3.26 所在地（地番）変更
母屋	1 棟	前方郷 2443 番地 2	平成 24.3.15
造船所	1 棟	前方郷 2480 番地	平成 24.3.15

新上五島町北魚目の文化的景観

種別	員数	所在地	告示日
		長崎県南松浦郡新上五島町	
主屋	1 棟	曽根郷 120 番地 2	平成 25.3.29
主屋	1 棟	曽根郷 152 番地	平成 25.3.29
主屋	1 棟	曽根郷 386 番地	平成 25.3.29
主屋	1 棟	立串郷 644 番地、653 番地 1	平成 25.3.29

新上五島町崎浦の五島石集落景観

種別	員数	所在地	告示日
		長崎県南松浦郡新上五島町	
主屋	1 棟	赤尾郷 359 番地 3	平成 25.3.29
主屋	1 棟	赤尾郷 361 番地 2	平成 25.3.29
主屋	1 棟	赤尾郷 405 番地 1	平成 25.3.29
主屋	1 棟	赤尾郷 413 番地	平成 25.3.29
主屋	1 棟	赤尾郷 421 番地 1	平成 25.3.29
主屋	1 棟	赤尾郷 429 番地	平成 25.3.29
倉庫	1 棟	赤尾郷 429 番地	平成 25.3.29
主屋	1 棟	赤尾郷 448 番地	平成 25.3.29
主屋	1 棟	赤尾郷 453 番地	平成 25.3.29
主屋	1 棟	友住郷 212 番地 1	平成 25.3.29
主屋	1 棟	友住郷 292 番地、293 番地	平成 25.3.29
主屋	1 棟	友住郷 425 番地、432 番地	平成 25.3.29
主屋	1 棟	友住郷 427 番地	平成 25.3.29
納屋	1 棟	友住郷 708 番地 2	平成 25.3.29
主屋	1 棟	江ノ浜郷 308 番地	平成 25.3.29

天草市崎津・今富の文化的景観

種別	員数	所在地	告示日
		熊本県天草市	
主屋	1 棟	河浦町崎津字村上 534	平成 24.3.15
主屋	1 棟	河浦町崎津字村上 613、616	平成 24.3.15
主屋	1 棟	河浦町今富字大山 4653-3	平成 25.3.29
主屋	1 棟	河浦町今富字前田 698-1	平成 25.3.29
主屋	1 棟	河浦町今富字町ノ川内 1205	平成 25.3.29
主屋	1 棟	河浦町今富字平尾 2798	平成 25.3.29
主屋	1 棟	河浦町崎津字村上 537	平成 26.3.26

通潤用水と白糸台地の棚田景観

種別	員数	所在地	告示日
		熊本県上益城郡山都町	
主屋	1 棟	長原字東谷 222 番	平成 22.3.11
主屋	1 棟	津留字下舞鶴 1024 番 2	平成 22.3.11

小鹿田焼の里

種別	員数	所在地	告示日
		大分県日田市	
土蔵	1 棟	大字鶴河内 68 番 1	平成 23.3.16
主屋	1 棟	大字鶴河内 71 番	平成 23.3.16
納屋	1 棟	大字鶴河内 71 番	平成 23.3.16
土蔵	1 棟	大字鶴河内 82 番 2	平成 23.3.16
主屋	1 棟	大字鶴河内 84 番	平成 23.3.16
主屋	1 棟	大字鶴河内 102 番	平成 23.3.16
本殿	1 棟	大字鶴河内 123 番	平成 23.3.16
土蔵	1 棟	大字鶴河内 148 番	平成 23.3.16
土蔵	1 棟	大字鶴河内 160 番 1	平成 23.3.16
主屋	1 棟	大字鶴河内 171 番	平成 23.3.16
倉庫	1 棟	大字鶴河内 171 番	平成 23.3.16
土蔵	1 棟	大字鶴河内 181 番	平成 23.3.16

田染荘小崎の農村景観

種別	員数	所在地	告示日
		大分県豊後高田市	
主屋	1 棟	田染小崎字上ノ原 2083 番	平成 23.3.16
馬屋	1 棟	田染小崎字上ノ原 2083 番	平成 23.3.16
蔵	1 棟	田染小崎字上ノ原 2083 番	平成 23.3.16
付属屋	1 棟	田染小崎字上ノ原 2083 番	平成 23.3.16

酒谷の坂元棚田及び農山村景観

種別	員数	所在地	告示日
		宮崎県日南市	
主屋	1 棟	大字酒谷字坂元上甲 2651-イ	平成 26.3.26
納屋	3 棟	大字酒谷字坂元上甲 2651-ロ	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字酒谷字坂元上甲 2655-1	平成 26.3.26
納屋	1 棟	大字酒谷字坂元上甲 2655-1	平成 26.3.26
主屋	1 棟	大字酒谷字坂元前田甲 2476 丁	平成 26.3.26
納屋	1 棟	大字酒谷字坂元前田甲 2476- 丁	平成 26.3.26

V　世界遺産における文化的景観

1　文化的景観として登録された世界遺産一覧（平成 27 年 7 月現在）

■文化的景観として登録された世界遺産

平成 27 年 7 月（第 39 回世界遺産委員会）までに世界遺産に登録されたサイト（1,031 件）のうち、世界遺産委員会及び UNESCO 世界遺産センター（以下、世界遺産センター）によって文化的景観として位置づけられたサイト（95 件）について一覧にした。あわせて、リストから削除された 1 件についても、参考情報として掲載している。なお、ここには、文化的景観導入以前に登録された世界遺産、あるいは、概念的には文化的景観としてみなされうるものの、世界遺産委員会、世界遺産センターによってその位置づけがなされていないものは含まれていない。

［一覧の記載内容について］

※　記載内容については、世界遺産センターウェブサイト及び世界遺産委員会資料、保全状態報告（State of Conservation（SOC）Report）等に基づき作成した。

※　International Assistance（世界遺産基金）の実施及びその手続きについては、「世界遺産条約履行のための作業指針」（2015 年版）（以下、作業指針）第 7 章に示されている。申請にあたっては、第 241 段落に示された支援の種類（緊急支援／準備支援／保護・マネジメント支援）及び事業対象となる遺産のカテゴリー（文化遺産／自然遺産／複合遺産）についても記載する必要がある（附属文書 8）。本表における記載もこれを踏まえたものである。

※　登録名称の日本語訳については、（公社）日本ユネスコ協会連盟によって訳出されたものに準拠した（平成 27 年登録のものを除く）。また、現地ミッション及び国際的な資金・技術支援、ならびに平成 27 年登録サイトの名称に関する日本語訳は奈良文化財研究所景観研究室によるものである。

※　世界遺産の登録基準は以下のとおりである（作業指針第 77 段落、（公社）日本ユネスコ協会連盟訳）。

（ｉ）人間の創造的才能を表す傑作である。

（ii）建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値感の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。

（iii）現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

（iv）歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。

（ｖ）あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの。

（vi）顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。

（vii）最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。

（viii）生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。

（ix）陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。

（ｘ）学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

※　一覧における略語の正式な名称は以下のとおりである。

WHC：World Heritage Centre（世界遺産センター）

ICCROM：International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property（文化財保存修復研究国際センター）

ICOMOS：International Council on Monuments and Sites（国際記念物遺跡会議）

IUCN：International Union for Conservation of Nature（国際自然保護連合）

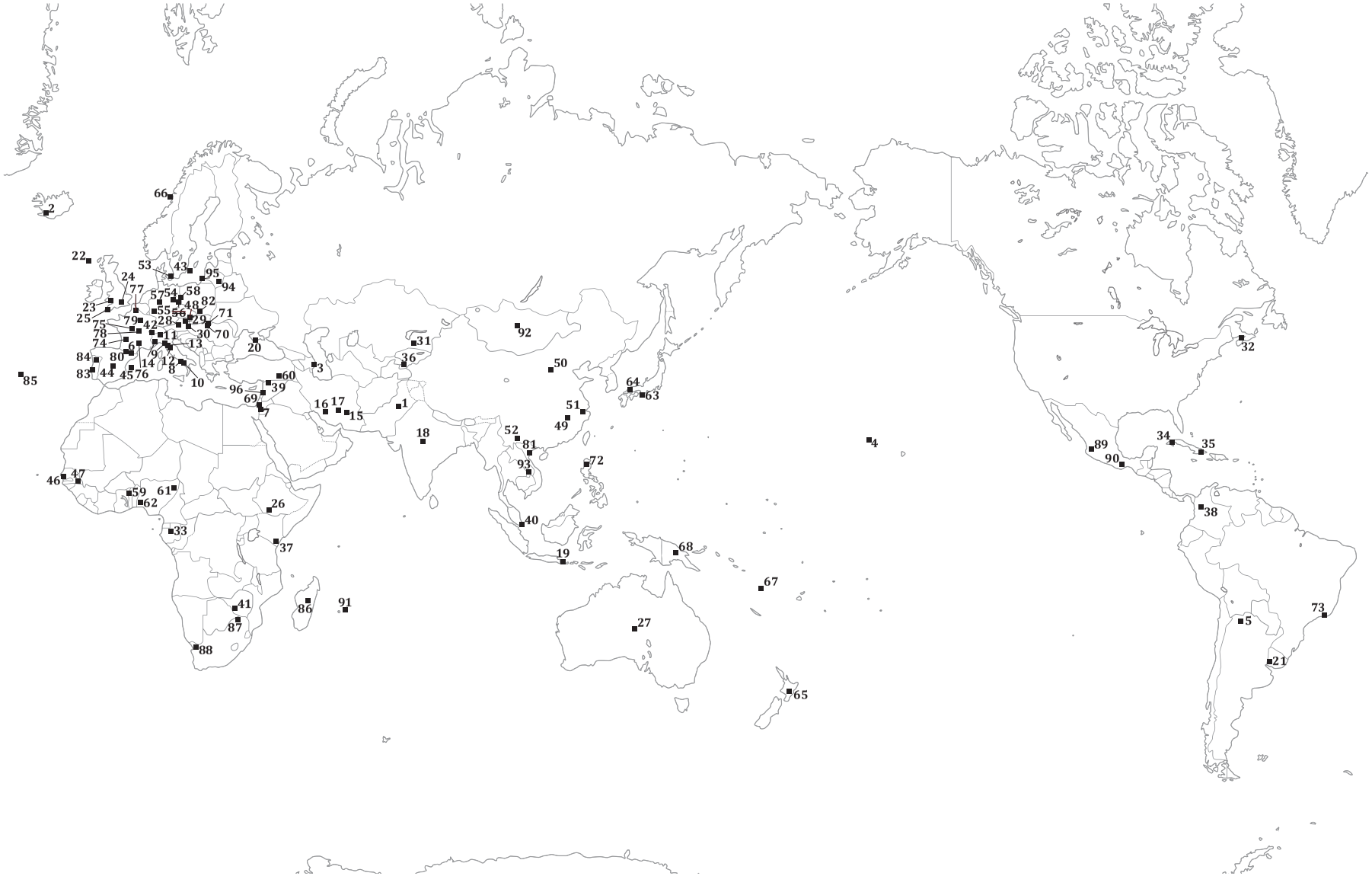

図　文化的景観として登録された世界遺産の位置（平成 27 年 7 月現在）

表　文化的景観として登録された世界遺産一覧（平成 27 年 7 月現在）

		登録名称	Ref.	登録	登録拡大	軽微変更	危機遺産	登録基準										面積（ha）	
								i	ii	iii	iv	v	vi	vii	viii	ix	x	資産	緩衝地帯
1	アフガニスタン・イスラム共和国	バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群 Cultural Landscape and Archaeological Remains of the Bamiyan Valley	206rev	2003			2003-	○	○	○	○		○					159	342
2	アイスランド共和国	シングヴェトリル国立公園 Þingvellir National Park	1152	2004						○	○							9,270	
3	アゼルバイジャン共和国	ゴブスタンのロック・アートと文化的景観 Gobustan Rock Art Cultural Landscape	1076rev	2007						○								537	3,096
4	アメリカ合衆国	パパハナウモクアケア Papahānaumokuākea	1326	2010						○	○			○		○	○	36,207,499	
5	アルゼンチン共和国	ケブラーダ・デ・ウマワーカ Quebrada de Humahuaca	1116	2003					○		○	○						172,116	369,649
6	アンドラ公国	マデリウ - ペラフィタ - クラーロル渓谷 Madriu-Perafita-Claror Valley	1160bis	2004		2006						○						4,247	
7	イスラエル国	香料の道 - ネゲヴ砂漠都市 Incense Route - Desert Cities in the Negev	1107rev	2005						○		○						6,655	63,868
8	イタリア共和国	アマルフィ海岸 Costiera Amalfitana	830	1997						○	○	○						11,231	
9	イタリア共和国	ポルトヴェネーレ、チンクエ・テッレ及び小島群（パルマリア、ティーノ及びティネット島） Portovenere, Cinque Terre, and the Islands (Palmaria, Tino and Tinetto)	826	1997					○		○	○						4,689	
10	イタリア共和国	パエストゥムとヴェリアの古代遺跡群を含むチレントとディアノ渓谷国立公園とパドゥーラのカルトゥジオ修道院 Cilento and Vallo di Diano National Park with the Archeological Sites of Paestum and Velia, and the Certosa di Padula	842	1998						○	○							159,110	178,101
11	イタリア共和国	ピエモンテとロンバルディアのサクリ・モンティ Sacri Monti of Piedmont and Lombardy	1068rev	2003					○		○							91	722
12	イタリア共和国	オルチア渓谷 Val d'Orcia	1026rev	2004							○		○					61,188	5,660
13	イタリア共和国	トスカナ地方のメディチ家の別荘と庭園群 Medici Villas and Gardens in Tuscany	175	2013					○		○		○					125	3,539
14	イタリア共和国	ピエモンテの葡萄畑景観：ランゲ・ロエロ・モンフェッラート Vineyard Landscape of Piedmont: Langhe-Roero and Monferrato	1390rev	2014						○		○						10,789	76,249

保全状態審査等		現地ミッション		International Assistance（世界遺産基金）			UNESCO Extra-Budgetary Funds		
	決議番号		内　容		内　容	承認額		内　容	金額
2004	28COM 15A.22	2010	WHC／ICCROM助言ミッション	2002	アフガニスタンにおける世界遺産条約履行のための国家･地方機関のトレーニング 種類：保護 遺産カテゴリー：複合	30,000 USD			
2005	29COM 7A.21	2011	UNESCOカブール事務所／ICOMOS助言ミッション						
2006	30COM 7A.23	2011	特定のプロジェクトに対するUNESCO専門家ミッション						
2007	31COM 7A.21								
2008	32COM 7A.21								
2009	33COM 7A.21								
2010	34COM 7A.23								
2011	35COM 7A.25								
2012	36COM 7A.26								
2013	37COM 7A.30								
2014	38COM 7A.15								
2015	39COM 7A.39								
2005	29COM 7B.71								
2006	30COM 7B.80								
2008	32COM 7B.80								
2010	34COM 7B.75								
2012	36COM 7B.70								
2012	36COM 7B.77	2012	WHC／ICOMOS助言ミッション						
2013	37COM 7B.78								

		登録名称	Ref.	登録	登録拡大	軽微変更	危機遺産	登録基準										面積（ha）	
								i	ii	iii	iv	v	vi	vii	viii	ix	x	資産	緩衝地帯
15	イラン・イスラム共和国	バムとその文化的景観 Bam and its Cultural Landscape	1208bis	2004		2007	2004-2013		○	○	○	○							
16	イラン・イスラム共和国	ペルシャ庭園 The Persian Garden	1372	2011				○	○	○	○		○					716	9,740
17	イラン・イスラム共和国	マイマンドの文化的景観 Cultural Landscape of Maymand	1423rev	2015								○						4,954	7,025
18	インド	ビンベットカのロック・シェルター群 Rock Shelters of Bhimbetka	925	2003						○		○						1,893	10,280
19	インドネシア共和国	バリ州の文化的景観：トリ・ヒタ・カラナ哲学に基づくスバック灌漑システム Cultural Landscape of Bali Province: the Subak System as a Manifestation of the Tri Hita Karana Philosophy	1194rev	2012					○	○		○	○					19,520	1,455
20	ウクライナ	古代都市「タウリカのヘルソネソス」とそのホーラ Ancient City of Tauric Chersonese and its Chora	1411	2013					○			○						259	3,041
21	ウルグアイ東方共和国	フライ・ベントスの文化的及び産業景観 Fray Bentos Cultural-Industrial Landscape	1464	2015					○		○							274	2,128
22	英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)	セント・キルダ St Kilda	387bis	1986	2004 2005					○		○		○		○	○	24,201	
23	英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)	ブレナヴォン産業用地 Blaenavon Industrial Landscape	984	2000						○	○							3,290	
24	英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)	キュー王立植物園 Royal Botanic Gardens, Kew	1084	2003					○	○	○							132	350
25	英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)	コーンウォールとウェストデヴォンの鉱山景観 Cornwall and West Devon Mining Landscape	1215	2006					○	○	○							19,719	
26	エチオピア連邦民主共和国	コンソの文化的景観 Konso Cultural Landscape	1333rev	2011						○	○							23,000	
27	オーストラリア連邦	ウルル - カタ・ジュタ国立公園 Uluṟu-Kata Tjuṯa National Park	447rev	1987	1994							○	○	○	○			132,566	

保全状態審査等		現地ミッション		International Assistance（世界遺産基金）			UNESCO Extra-Budgetary Funds		
	決議番号		内　容		内　容	承認額		内　容	金額
2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2015	29COM 7A.23 30COM 7A.25 31COM 7A.22 32COM 7A.22 33COM 7A.22 34COM 7A.24 35COM 7A.26 36COM 7A.27 37COM 7A.31 39COM 7B.93	2004 2011	UNESCO ミッション（複数回実施） WHC ／ ICOMOS リアクティブモニタリングミッション	2004	アルゲ・バムとイラン・バム市の歴史的モニュメントに対する緊急支援要請 種類：緊急 遺産カテゴリー：文化	50,000 USD	2004 -2007 2005 -2010 2004	UNESCO －日本信託基金 UNESCO －イタリア信託基金 世界銀行－イタリア信託基金	568,000 USD 136,985 USD 20,000 USD
2014 2015	38COM 7B.14 39COM 7B.66	2015	ICOMOS ／ ICCROM 助言ミッション						
1998 1999 2001 2002	22COM VII.27 23COM XB.27 25COM VIII 26COM 21B.25								
2012 2013 2014 2015	36COM 7B.94 37COM 7B.89 38COM 7B.34 39COM 7B.86	2013 2015	WHC ／ ICOMOS ／ ICCROM リアクティブモニタリングミッション ICOMOS ／ ICCROM リアクティブモニタリングミッション						
1997	21BUR IVB.17								

		登録名称	Ref.	登録	登録拡大	軽微変更	危機遺産	登録基準										面積（ha）	
								i	ii	iii	iv	v	vi	vii	viii	ix	x	資産	緩衝地帯
28	オーストリア共和国	ハルシュタット - ダッハシュタイン・ザルツカンマーグートの文化的景観 Hallstatt-Dachstein / Salzkammergut Cultural Landscape	806	1997						○	○							28,446	20,014
29	オーストリア共和国	ヴァッハウ渓谷の文化的景観 Wachau Cultural Landscape	970	2000					○		○							18,387	2,942
30	オーストリア共和国／ハンガリー	フェルテー湖 / ノイジードラー湖の文化的景観 Fertö / Neusiedlersee Cultural Landscape	772rev	2001								○						68,369	6,347
31	カザフスタン共和国	タムガリの考古的景観にある岩絵群 Petroglyphs within the Archaeological Landscape of Tamgaly	1145	2004						○								900	2,900
32	カナダ	グラン・プレの景観 Landscape of Grand Pré	1404	2012								○	○					1,323	5,865
33	ガボン共和国	ロペ - オカンダの生態系と残存する文化的景観 Ecosystem and Relict Cultural Landscape of Lopé-Okanda	1147rev	2007						○	○		○				○	491,291	150,000
34	キューバ共和国	ビニャーレス渓谷 Viñales Valley	840rev	1999							○								
35	キューバ共和国	キューバ南東部のコーヒー農園発祥地の景観 Archaeological Landscape of the First Coffee Plantations in the South-East of Cuba	1008	2000						○	○							81,475	
36	キルギス共和国	スライマン - トー聖山 Sulaiman-Too Sacred Mountain	1230rev	2009						○			○					112	4,788
37	ケニア共和国	ミジケンダの聖なるカヤの森林 Sacred Mijikenda Kaya Forests	1231rev	2008						○		○	○					1,538	
38	コロンビア共和国	コロンビアのコーヒー産地の文化的景観 Coffee Cultural Landscape of Colombia	1121	2011								○	○					141,120	207,000
39	シリア・アラブ共和国	シリア北部の古代村落群 Ancient Villages of Northern Syria	1348	2011			2013-			○	○	○						12,290	
40	シンガポール共和国	シンガポール植物園 Singapore Botanical Gardens	1483	2015					○		○							49	137

保全状態審査等		現地ミッション		International Assistance（世界遺産基金）			UNESCO Extra-Budgetary Funds		
	決議番号		内　容		内　容	承認額		内　容	金額
2004 2008 2009	28COM 15B.84 31COM 7B.107 33COM 7B.92	2007	WHC ／ ICOMOS ／ IUCN ミッション						
2013 2014 2015	37COM 7B.33 38COM 7B.59 39COM 7B.32	2015	WHC ／ ICOMOS ／ IUCN リアクティブモニタリング ミッション	2002 2006	ミンケベ山保護地域及び アルボレトム・ド・シバングにおけるロペ - オカンダの野生生物の世界遺産推薦書準備 種類：準備 遺産カテゴリー：自然 ロペ - オカンダの生態系と残存する文化的景観の世界遺産推薦書準備（完成） 種類：準備 遺産カテゴリー：複合	10,000 USD 28,600 USD			
				2002	ケニアにおけるミジケンダのカヤの森林に関する推薦書準備 種類：準備 遺産カテゴリー：自然	13,170 USD			
2012 2013 2014 2015	36COM 7B.58 37COM 7B.57 38COM 7A.12 39COM 7A.35 39COM 7A.36			2007	聖シメオンと石灰岩集落に関する推薦書準備のための考古総督及び博物館支援（改訂） 種類：準備 遺産カテゴリー：文化	30,000 USD	2001 -2010 － － －	フランス－ UNESCO 協力の枠組みに基づく外務省・文化省による技術・資金協力 EU*（世界遺産、有形、無形） アラブ諸国世界遺産センター（バーレーン）* フランダース政府 * * シリアの全ての遺産に対して	202,917 USD

		登録名称	Ref.	登録	登録拡大	軽微変更	危機遺産	登録基準										面積（ha）	
								i	ii	iii	iv	v	vi	vii	viii	ix	x	資産	緩衝地帯
41	ジンバブエ共和国	マトボの丘群 Matobo Hills	306rev	2003						○		○	○					205,000	105,000
42	スイス連邦	ラヴォー地区の葡萄畑 Lavaux, Vineyard Terraces	1243	2007						○	○	○						898	1,408
43	スウェーデン王国	エーランド島南部の農業景観 Agricultural Landscape of Southern Öland	968	2000							○	○						56,323	6,069
44	スペイン	アランフェスの文化的景観 Aranjuez Cultural Landscape	1044	2001					○		○							2,048	16,605
45	スペイン	トラムンタナ山脈の文化的景観 Cultural Landscape of the Serra de Tramuntana	1371	2011					○		○	○						30,745	78,617
46	セネガル共和国	サルーム・デルタ Saloum Delta	1359	2011						○	○	○						145,811	78,842
47	セネガル共和国	バサリ地方:バサリ族、フラ族、ベディック族の文化的景観 Bassari Country: Bassari, Fula and Bedik Cultural Landscapes	1407	2012						○		○	○					50,309	240,756
48	チェコ共和国	レドニツェ - ヴァルティツェの文化的景観 Lednice-Valtice Cultural Landscape	763	1996				○	○		○							14,320	
49	中華人民共和国	廬山国立公園 Lushan National Park	778	1996					○	○	○		○						
50	中華人民共和国	五台山 Mount Wutai	1279	2009					○	○	○		○					18,415	42,312
51	中華人民共和国	杭州西湖の文化的景観 West Lake Cultural Landscape of Hangzhou	1334	2011					○	○	○							3,323	7,270
52	中華人民共和国	紅河ハニ棚田群の文化的景観 Cultural Landscape of Honghe Hani Rice Terraces	1111	2013						○		○						16,603	29,501
53	デンマーク王国	ジーランド北部のパル・フォルス式狩猟景観 The par force hunting landscape in North Zealand	1469	2015					○		○							5,453	1,613
54	ドイツ連邦共和国	デッサウ・ヴェルリッツの庭園王国 Garden Kingdom of Dessau-Wörlitz	534rev	2000					○		○							145,000	
55	ドイツ連邦共和国	ライン渓谷中流上部 Upper Middle Rhine Valley	1066	2002					○		○	○						27,250	34,680
~~56~~	ドイツ連邦共和国	~~ドレスデン・エルベ渓谷~~ ~~Dresden Elbe Valley~~ *2009 年削除	1156	2009			2006-2009		○	○	○	○						1,930	1,240
57	ドイツ連邦共和国	ヴィルヘルムスヘーエ城公園 Bergpark Wilhelmshöhe	1413	2013						○	○							559	2,666
58	ドイツ連邦共和国／ポーランド共和国	ムスカウアー公園 / ムジャコフスキ公園 Muskauer Park / Park Mużakowski	1127	2004				○			○							1,205	

保全状態審査等		現地ミッション		International Assistance（世界遺産基金）			UNESCO Extra-Budgetary Funds		
	決議番号		内　容		内　容	承認額		内　容	金額
2005	29COM 7B.40			2004	マトボのステークホルダー会合実施とマトボの世界遺産に関するマネジメントプラン作成のための支援要請 種類：保護 遺産カテゴリー：文化	14,800 USD			
2012	36COM 7B.47								
2015	39 COM 7B.61								
2003 2004	27COM 7B.66 28COM 15B.90								
2008 2009 2010 2011 2013 2015	32COM 7B.93 33COM 7B.104 34COM 7B.87 35COM 7B.93 37COM 7B.75 39COM 7B.78	2008 2012	WHC／ICOMOS助言ミッション ICOMOS 助言ミッション						
2006 2007 2008 2009	30COM 7B.77 31COM 7A.27 32COM 7A.26 33COM 7A.26	2006 2006 2008	WHC ミッション（ドイツ連邦議会文化委員会に対して） WHC ミッション（バウツェン裁判所に対して） WHC ／ ICOMOS 強化モニタリングミッション						

		登録名称	Ref.	登録	登録拡大	軽微変更	危機遺産	登録基準										面積（ha）	
								i	ii	iii	iv	v	vi	vii	viii	ix	x	資産	緩衝地帯
59	トーゴ共和国	クタマク、バタマリバ人の土地 Koutammakou, the Land of the Batammariba	1140	2004								○	○					50,000	
60	トルコ共和国	ディヤルバクル城塞とヘヴセル庭園群の文化的景観 Diyarbakır Fortress and Hevsel Gardens Cultural Landscape	1488	2015							○							521	132
61	ナイジェリア連邦共和国	スクルの文化的景観 Sukur Cultural Landscape	938	1999						○		○	○						
62	ナイジェリア連邦共和国	オスン - オソボ聖林 Osun-Osogbo Sacred Grove	1118	2005					○	○	○							75	47
63	日本国	紀伊山地の霊場と参詣道 Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range	1142	2004					○	○	○		○					495	1,137
64	日本国	石見銀山遺跡とその文化的景観 Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape	1246bis	2007		2010			○	○		○						529	3,134
65	ニュージーランド	トンガリロ国立公園 Tongariro National Park	421bis	1990	1993								○	○	○			79,596	
66	ノルウェー王国	ヴェガオヤン - ヴェガ群島 Vegaøyan – The Vega Archipelago	1143	2004								○						103,710	28,040
67	バヌアツ共和国	首長ロイ・マタの地 Chief Roi Mata's Domain	1280	2008						○		○	○					886	1,275
69	パプアニューギニア独立国	クックの初期農耕遺跡 Kuk Early Agricultural Site	887	2008						○	○							116	195
69	パレスチナ自治政府	パレスチナ：オリーブとワインの地－エルサレム南部バティールの文化的景観 Palestine: Land of Olives and Vines – Cultural Landscape of Southern Jerusalem, Battir	1492	2014			2014-				○	○						349	624

保全状態審査等		現地ミッション		International Assistance（世界遺産基金）			UNESCO Extra-Budgetary Funds		
	決議番号		内　容		内　容	承認額		内　容	金額
				2001 2015	クタマクの遺産に関する新たなマネジメントプランの策定 種類：保護 遺産カテゴリー：文化 技術協力予算承認準備支援 種類：準備 遺産カテゴリー：文化	27,043 USD 4,950 USD			
				1997 2004	ベニンの土建造物群及びスクルのシーディ王宮に関する推薦書完成 種類：準備 遺産カテゴリー：文化 スクルの文化的景観における防火設備購入 種類：保護 遺産カテゴリー：文化	15,000 USD 19,650 USD			
2014 2015	38COM 7B.53 39COM 7B.43			1999	2 件の推薦書準備（エクファー（ベニン）及びオスンの森林（ヨルバ）） 種類：準備 遺産カテゴリー：複合	10,000 USD			
1995 1996 1999 2001 2002	19COM VIIA.2.18/19 22COM VII.30 23BUR IVB.49 25EXTBUR. Ⅲ 179-181 26COM 21B.31								
				2009 2015	首長ロイマタの地（CRMD）緩衝地帯土地利用計画及び遺産マネジメントプロジェクト 種類：保護 遺産カテゴリー：文化 首長ロイマタの地（バヌアツ）におけるサイクロン Pam の影響に関する緊急調査 種類：緊急 遺産カテゴリー：文化	30,000 USD 18,140 USD			
2015	39COM 7A.29								

		登録名称	Ref.	登録	登録拡大	軽微変更	危機遺産	登録基準										面積（ha）	
								i	ii	iii	iv	v	vi	vii	viii	ix	x	資産	緩衝地帯
70	ハンガリー	ホルトバージ国立公園 - プッツァ Hortobágy National Park - the Puszta	474rev	1999							○	○						74,820	199,380
71	ハンガリー	トカイワイン産地の歴史的文化的景観 Tokaj Wine Region Historic Cultural Landscape	1063	2002						○		○						13,255	74,879
72	フィリピン共和国	フィリピン・コルディリェーラの棚田群 Rice Terraces of the Philippine Cordilleras	722	1995			2001-2012			○	○	○							
73	ブラジル連邦共和国	リオデジャネイロ：山と海の間のカリオッカの景観 Rio de Janeiro: Carioca Landscapes between the Mountain and the Sea	1100rev	2012								○	○					7,249	8,621
74	フランス共和国	サン・テミリオン地域 Jurisdiction of Saint-Emilion	932	1999						○	○							7,847	5,101
75	フランス共和国	シュリー - シュル - ロワールとシャロンヌ間のロワール渓谷 The Loire Valley between Sully-sur-Loire and Chalonnes	933	2000				○	○		○							85,394	208,934
76	フランス共和国	コースとセヴェンヌの地中海性農牧地の文化的景観 The Causses and the Cévennes, Mediterranean agro-pastoral Cultural Landscape	1153rev	2011						○		○						302,319	312,425
77	フランス共和国	ノール＝パ・デュ・カレー地方の炭田地帯 Nord-Pas de Calais Mining Basin	1360	2012					○		○		○					3,943	18,804
78	フランス共和国	ブルゴーニュのブドウ栽培の風土（クリマとテロワール） Climats, terroirs of Burgundy	1425	2015						○		○						13,219	50,011
79	フランス共和国	シャンパーニュの丘陵群、家屋群、地下貯蔵庫群 Champagne Hillsides, Houses and Cellars	1465	2015						○	○		○					1,102	4,230
80	フランス共和国／スペイン	ピレネー山脈 - ペルデュ山 Pyrénées - Mont Perdu	773bis	1997	1999					○	○	○		○	○			30,639	

保全状態審査等		現地ミッション		International Assistance（世界遺産基金）			UNESCO Extra-Budgetary Funds		
	決議番号		内　容		内　容	承認額		内　容	金額
2000	24COM Ⅷ.35-43			2000	ホルトバージ国立公園緊急支援 種類：緊急 遺産カテゴリー：文化	50,000 USD			
2008 2009 2011 2013	32COM 7B.95 33COM 7B.106 35COM 7B.94 37COM 7B.103	2001 2010	ワイン栽培の景観に関する国際ワークショップ WHC／ICOMOS助言ミッション						
1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2014	23COM XB.46 24COM VIIIiii.35-43 25COM X.3-4 26COM 21A.15 27COM 7A.25 28COM 15A.27 29COM 7A.26 30COM 7A.28 31COM 7A.25 32COM 7A.24 33COM 7A.24 34COM 7A.26 35COM 7A.28 36COM 7A.29 38COM 7B.20	2001 2005 2006 2011	ICOMOS／IUCN リアクティブモニタリングミッション UNESCO 専門家ミッション WHC／ICOMOS／IUCN リアクティブモニタリングミッション WHC／ICOMOS リアクティブモニタリングミッション	1994 1997 1998 2001	コルディリェーラの棚田群推薦書準備 種類：準備 遺産カテゴリー：複合 フィリピン・コルディリェーラの棚田群の地図作成にかかる技術協力プロジェクト準備 種類：準備 遺産カテゴリー：複合 フィリピン・コルディリェーラの棚田群における GIS を用いた地図作成及びマネジメント強化 種類：保護 遺産カテゴリー：文化 フィリピン・コルディリェーラの棚田群における保護マネジメント強化のための緊急技術協力 種類：緊急 遺産カテゴリー：複合	13,200 USD 15,000 USD 50,000 USD 75,000 USD	– – –	イタリア信託基金（目的：スタディツアー開催） 2009年5月発生台風Emong に伴う緊急支援のための UNESCO 参画プログラム オランダ信託基金（2011 年 7 月発生台風 Juaning 後の緊急棚田復旧及び安定化）	20,000 USD 47,000 USD 40,600 USD
2015	39COM 7B.93								
2000	24COM XC.1								
2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2012 2014	28COM 15B.36 29COM 7B.31 30COM 7B.33 31COM 7B.44 32COM 7B.42 33COM 7B.40 34COM 7B.39 36COM 7B.37 38COM 7B.57	2007	WHC／ICOMOS／IUCN リアクティブモニタリングミッション						

		登録名称	Ref.	登録	登録拡大	軽微変更	危機遺産	登録基準										面積（ha）	
								i	ii	iii	iv	v	vi	vii	viii	ix	x	資産	緩衝地帯
81	ベトナム社会主義共和国	チャン・アン複合景観 Trang An Landscape Complex	1438	2014								○		○	○			6,172	6,080
82	ポーランド共和国	カルヴァリア・ゼブジドフスカ：マニエリスム様式の建築と公園の景観複合体と巡礼公園 Kalwaria Zebrzydowska: the Mannerist Architectural and Park Landscape Complex and Pilgrimage Park	905	1999					○		○							380	2,600
83	ポルトガル共和国	シントラの文化的景観 Cultural Landscape of Sintra	723	1995					○		○	○						946	3,641
84	ポルトガル共和国	アルト・ドウロ・ワイン生産地域 Alto Douro Wine Region	1046	2001						○	○	○						24,600	225,400
85	ポルトガル共和国	ピーコ島のブドウ園文化の景観 Landscape of the Pico Island Vineyard Culture	1117rev	2004						○		○						987	1,924
86	マダガスカル共和国	アンブヒマンガの丘の王領地 Royal Hill of Ambohimanga	950	2001						○	○		○					59	425
87	南アフリカ共和国	マプングブエの文化的景観 Mapungubwe Cultural Landscape	1099bis	2003		2014			○	○	○	○						28,169	104,800
88	南アフリカ共和国	リフタスフェルトの文化的及び植生景観 Richtersveld Cultural and Botanical Landscape	1265	2007							○	○						160,000	398,425
89	メキシコ合衆国	リュウゼツラン景観と古代テキーラ産業施設群 Agave Landscape and Ancient Industrial Facilities of Tequila	1209	2006					○		○	○	○					35,019	51,261
90	メキシコ合衆国	オアハカ中部渓谷ヤグルとミトラの先史時代洞窟 Prehistoric Caves of Yagul and Mitla in the Central Valley of Oaxaca	1352	2010						○								1,515	3,860
91	モーリシャス共和国	ル・モーンの文化的景観 Le Morne Cultural Landscape	1259bis	2008		2011				○			○					350	2,405

保全状態審査等		現地ミッション		International Assistance（世界遺産基金）			UNESCO Extra-Budgetary Funds		
	決議番号		内　容		内　容	承認額		内　容	金額
2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2009 2010	24COM VIIIiii.35-43 25BUR V.281 26COM 21B.66 27COM 7B.72 28COM 15B.77 29COM 7B.81 30COM 7B.89 31COM 7B.116 33COM 7B.116 34COM 7B.92	2000 2006 2010	WHC／ICOMOS／IUCN リアクティブモニタリングミッション WHC／ICOMOS／IUCN リアクティブモニタリングミッション WHC／ICOMOS リアクティブミッション	1994	文化的景観としてシントラの推薦書準備ミッション 種類：準備 遺産カテゴリー：文化	10,000 USD			
2012 2013	36COM 7B.81 37COM 7B.79	2011 2012	ICOMOS 助言ミッション WHC／ICOMOS／IUCN リアクティブモニタリングミッション						
2003	27COM 7B.32			2000 2003 2014	アンブヒマンガの丘の王領地推薦書準備支援 種類：準備 遺産カテゴリー：文化 アンブヒマンガの丘の王領地復興（豪雨災害） 種類：緊急 遺産カテゴリー：文化 アンブヒマンガの丘の王領地（アンタナナリボ）保全及び遺産保護 種類：保護 遺産カテゴリー：文化	18,300 USD 50,000 USD 15,445 USD			
2010 2011 2012 2013	34COM 7B.52 35COM 7B.44 36COM 7B.48 37COM 7B.43	2010 2012	WHC／ICOMOS リアクティブモニタリングミッション WHC／ICOMOS リアクティブモニタリングミッション						
2008 2009	32COM 7B.52 33COM 7B.49			2004	リフタスフェルトの世界遺産推薦書準備協力 種類：準備 遺産カテゴリー：複合	2,000 USD			
2015	39 COM 7B.42			2004	ル・モーン山及びブラック川世界遺産登録のための推薦書準備 種類：準備 遺産カテゴリー：文化	17,487 USD			

		登録名称	Ref.	登録	登録拡大	軽微変更	危機遺産	登録基準										面積（ha）	
								i	ii	iii	iv	v	vi	vii	viii	ix	x	資産	緩衝地帯
92	モンゴル国	オルホン渓谷文化的景観 Orkhon Valley Cultural Landscape	1081rev	2004					○	○	○							121,967	61,044
93	ラオス人民民主共和国	チャンパサック県の文化的景観にあるワット・プーと関連古代遺産群 Vat Phou and Associated Ancient Settlements within the Champasak Cultural Landscape	481	2001						○	○		○					39,000	
94	リトアニア共和国	ケルナヴェ古代遺跡（ケルナヴェ文化保護区） Kernavė Archaeological Site (Cultural Reserve of Kernavė)	1137	2004						○	○							194	2,455
95	リトアニア共和国／ロシア	クルシュー砂州 Curonian Spit	994	2000								○						33,021	
96	レバノン共和国	カディーシャ渓谷（聖なる谷）と神のスギの森（ホルシュ・アルツ・エル - ラーブ） Ouadi Qadisha (the Holy Valley) and the Forest of the Cedars of God (Horsh Arz el-Rab)	850	1998						○	○								

保全状態審査等		現地ミッション		International Assistance（世界遺産基金）			UNESCO Extra-Budgetary Funds		
	決議番号		内　容		内　容	承認額		内　容	金額
				2007	世界遺産「オルホン渓谷文化的景観」の統合的な価値に基づくマネジメントプランに関する国内ワークショップ－マネジメントプラン改訂・適用 種類：保護 遺産カテゴリー：文化	30,000 USD			
2003 2004 2011 2012 2014 2015	27COM 7B.51 28COM 15B.65 35COM 7B.72 36COM 7B.64 38COM 7B.17 39COM 7B.68	2011 2011 2012 2013 2014 2015	UNESCO ミッション フランス－ UNESCO 条約プログラムミッション WHC ／ ICOMOS ／ ICCROM リアクティブモニタリングミッション フランス－ UNESCO 条約プログラムミッション フランス－ UNESCO 条約プログラムミッション WHC ／ ICOMOS ／ ICCROM リアクティブモニタリングミッション	1999	ワット・プー考古遺跡に関する推薦書準備 種類：準備 遺産カテゴリー：文化	13,000 USD	1996 -1997 1996 -2004	日本出資プロジェクト レーリチ財団を通じたイタリア出資プロジェクト（計 3 フェーズ）	379,040 USD 482,194 USD
2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2010 2011 2012 2014	25EXTBUR. Ⅲ 179-181 26COM 21B.57 27COM 7B.70 28COM 15B.75 29COM 7B.67 30COM 7B.87 31COM 7B.114 32COM 7B.98 34COM 7B.91 35COM 7B.99 36COM 7B.78 38COM 7B.28	2001 2003 2009 2010 2013 2015	WHC ／ ICOMOS ／ IUCN ミッション WHC ミッション ICOMOS ／ IUCN 技術助言ミッション（リトアニアによる招聘） WHC ／ ICOMOS リアクティブモニタリングミッション ICOMOS 助言ミッション ICOMOS リアクティブモニタリングミッション	1998 2000 2002	クルシュー砂州推薦準備のための国際セミナー 種類：準備 遺産カテゴリー：複合 国境を越えた文化・自然遺産「クルシュー砂州」保護のための緊急支援 種類：緊急 遺産カテゴリー：複合 クルシュー砂州に関する現地インフォメーション・センターに関して 種類：保護 遺産カテゴリー：複合	15,000 USD 50,000 USD 20,000 USD			
2003 2011 2012 2014 2015	27COM 7B.103 35COM 7B.52 36COM 7B.53 38COM 7B.1 39COM 7B.55	2003 2012	WHC リアクティブモニタリングミッション WHC ／ ICOMOS リアクティブモニタリングミッション	1993 1998 1999 2001 2004 2004	カディーシャ渓谷の推薦書作成のための資金支援 種類：準備 遺産カテゴリー：文化 レバノンの世界遺産における壁画分野の修復家トレーニングプログラム 種類：保護 遺産カテゴリー：文化 カディーシャ渓谷と神のスギの森の修復作業 種類：保護 遺産カテゴリー：文化 世界遺産登録を記念した銘板設置及びリーフレット刊行 種類：保護 遺産カテゴリー：文化 カディーシャ渓谷（聖なる谷）と神のスギの森（ホルシュ･アルツ･エル - ラーブ）マネジメントプラン作成 種類：保護 遺産カテゴリー：文化	7,500 USD 6,666 USD 35,000 USD 2,500 USD 20,000 USD			

2 文化的景観として登録された世界遺産に関する統計（平成 27 年 7 月現在）

（1）世界遺産登録件数

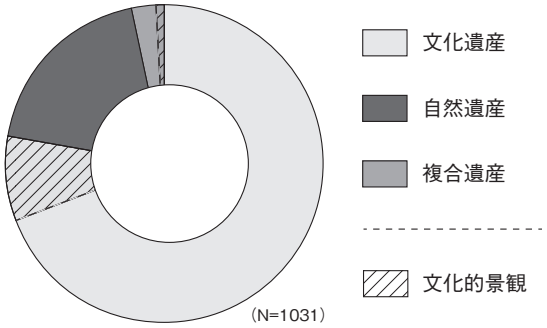

	合計
	文化的景観
遺産数	1031
	95

[内訳]

	文化遺産	自然遺産	複合遺産
	文化的景観		文化的景観
遺産数	802	197	32
	88		7

（2）世界遺産新規登録件数の推移（平成４年（1992）～）

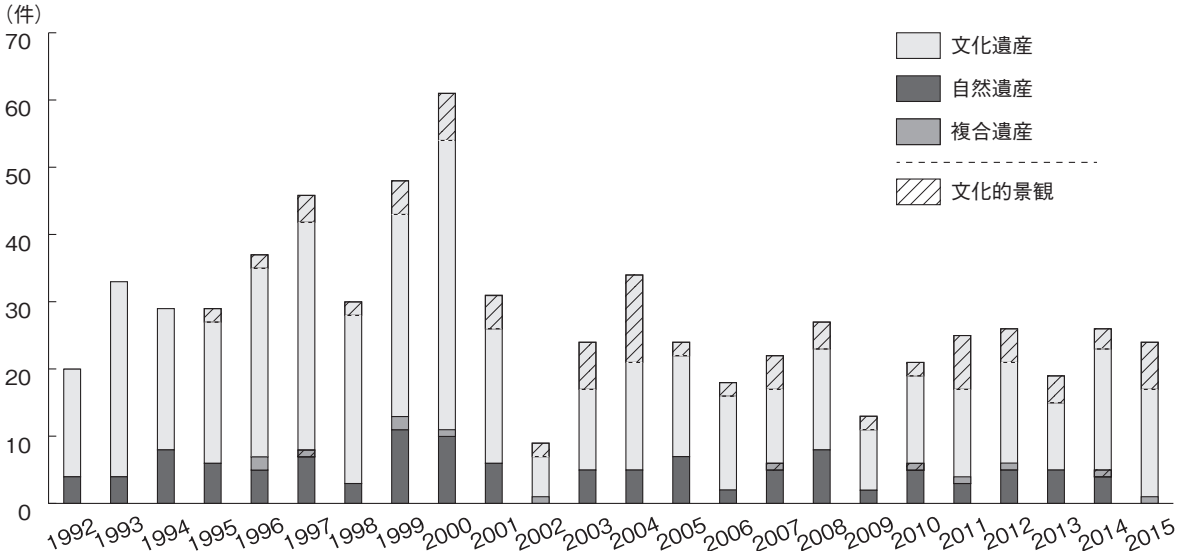

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
新規登録件数	20	33	29	29	37	46	30	48	61	31	9	24
文化遺産	16	29	21	23	30	38	27	35	50	25	8	19
文化的景観	0	0	0	2	2	4	2	5	7	5	2	7
自然遺産	4	4	8	6	5	7	3	11	10	6	0	5
複合遺産	0	0	0	0	2	1	0	2	1	0	1	0
文化的景観	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
34	24	18	22	27	13	21	25	26	19	26	24
29	17	16	16	19	11	15	21	20	14	21	23
13	2	2	5	4	2	2	8	5	4	3	7
5	7	2	5	8	2	5	3	5	5	4	0
0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	1	1
0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0

＊文化的景観導入以前に登録され、その後登録拡大等によって文化的景観として位置づけられたものは含まれていない。

(3) 遺産の地理的分布

□ 世界遺産全体

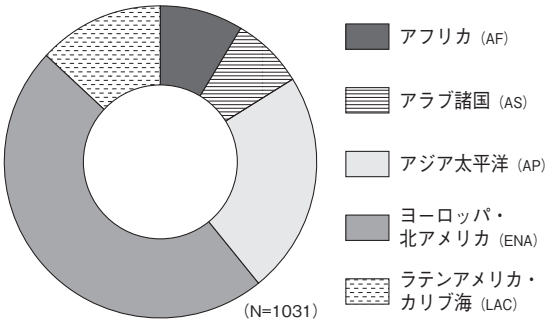

	AF	AS	AP	ENA	LAC	合計
遺産数	89	79	238	491	134	1031
% *	8.7	7.7	23.1	47.6	13.0	−

* 平成 27 年現在の登録件数 1031 件に対する割合

□ 文化遺産＋複合遺産

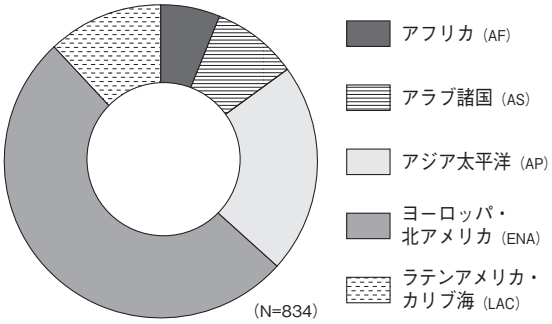

	AF	AS	AP	ENA	LAC	合計
遺産数	52	75	179	430	98	834
% *	6.2	9.0	21.5	51.6	11.8	−

* 平成 27 年現在の登録件数 834 件に対する割合

□ 文化的景観

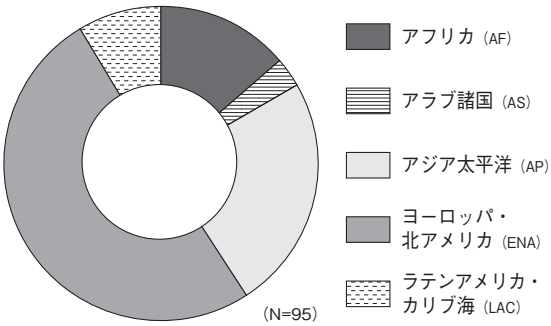

	AF	AS	AP	ENA	LAC	合計
遺産数	13	3	23	48	8	95
% *	13.7	3.2	24.2	50.5	8.4	−

* 平成 27 年現在の登録件数 95 件に対する割合

(4) 登録基準 ((ⅰ) ～ (ⅵ)) の適用

□ 文化遺産＋複合遺産

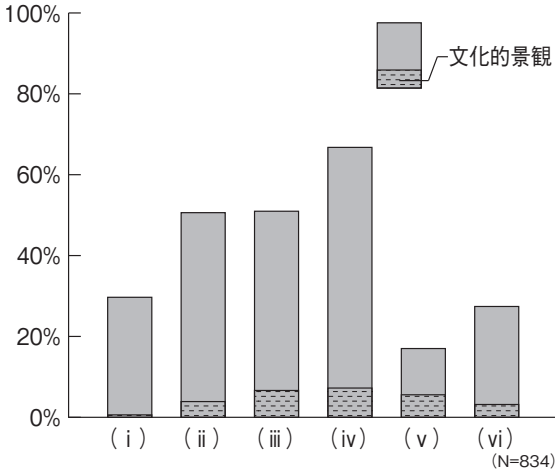

	i	ii	iii	iv	v	vi
遺産数	247	422	425	557	141	228
文化的景観	5	33	56	61	47	27
% *	29.6	50.6	51.0	66.8	16.9	27.3
文化的景観	0.6	4.0	6.7	7.3	5.6	3.2

* 平成 27 年現在の登録件数 834 件に対する割合

□ 文化的景観

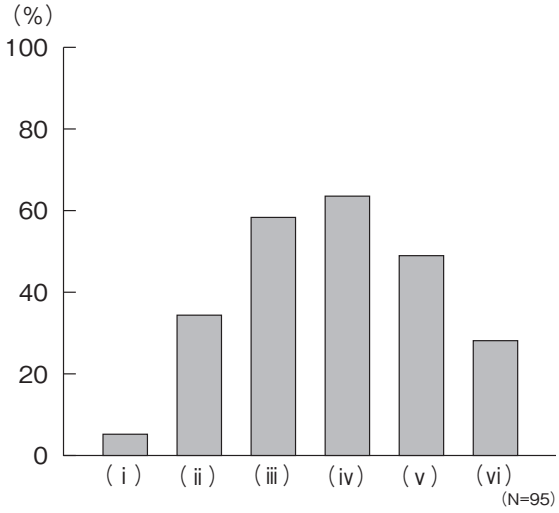

	i	ii	iii	iv	v	vi
遺産数	5	33	56	61	47	27
% *	5.2	34.4	58.3	63.5	49.0	28.1

* 平成 27 年現在の登録件数 95 件に対する割合

文化的景観資料集成　第3集

文化的景観保存計画の概要（Ⅲ）

発　行　日	平成27年（2015）11月10日
編　　集	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部 景観研究室
発　　行	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 〒630-8577　奈良県奈良市佐紀町247-1 電話　0742（30）6753
印刷・製本	能登印刷株式会社

ISBN　978-4-905338-53-6